

令和6年度
障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式
調査研究事業
報 告 書

令和7（2025）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所

目	次
---	---

序章 事業実施概要	1
1. 事業の実施目的、事業概要	3
(1) 事業の実施目的	3
(2) 事業概要	3
2. 検討の実施体制	7
第Ⅰ部 「令和5年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく 対応状況等に関する調査」 結果の集計、分析	
1. 調査の概要	9
(1) 調査目的	11
(2) 調査方法	11
2. 結果要旨	13
3. 調査結果（単純集計）	15
(1) 養護者による障害者虐待についての対応状況等	15
(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	27
(2)－1 市区町村における対応状況等	27
(2)－2 都道府県における対応状況等	32
(2)－3 障害者虐待の事実が認められた事例について	34
(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等	40
(4) 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	40
(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	42
4. 調査結果（詳細分析）	48
(1) 相談・通報件数に関する分析	48
(2) 養護者による障害者虐待事例の詳細分析	54
(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事例の分析	66
(4) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する障害福祉サービス施設・事業所別分析	82
5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査	84
(1) 調査実施概要	84
(2) 調査結果	84
6. 重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査	85
6-1 ヒアリング調査概要	85
6-2 養護者虐待に関する重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査	87
6-3 施設従事者虐待に関する重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査	91

第Ⅱ部 虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査.....	95
7. 「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」における虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査.....	97
7-1 背景・目的.....	97
7-2 アンケート調査概要.....	97
7-3 虐待が発生したグループホームに関するアンケート調査結果.....	98
7-4 虐待が発生した障害者支援施設に関するアンケート調査結果.....	119
7-5 虐待防止に向けた課題等の整理.....	140
7-6 今後に向けた具体的な虐待防止対策.....	151
参考資料1 障害者虐待の都道府県別経年比較.....	155
参考資料2 障害者虐待の経年比較.....	171
参考資料3 令和元年度～令和5年度の5ヶ年の調査結果を用いた集計.....	190
参考資料4 「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」で発生した虐待事案に関するアンケート調査結果（単純集計結果）.....	194



序章 事業実施概要

1. 事業の実施目的、事業概要

(1) 事業の実施目的

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」または「障害者虐待防止法」という。)が施行された。「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)(平成 12 年 11 月施行)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)(平成 13 年 10 月施行)」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)(平成 18 年 4 月施行)」に次いで成立した同法は、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を背景としつつ、先行する上記虐待の他法と比べ、下記の点をはじめとして、虐待の防止についてより明確な姿勢を打ち出しているとも言えるものである。

- ①障害者に対する虐待行為の禁止を広く規定(法第 3 条)
- ②使用者による障害者虐待(「以下「使用者虐待」という。)の防止に関する規定(法第 2 条第 8 項、第 21 条、第 28 条)
- ③就学する障害者等に対する虐待の防止に関する規定(法第 29 条、第 30 条、第 31 条)
- ④正当な理由のない身体拘束を身体的虐待とともに禁止(法第 2 条第 6 項第 1 号イ、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号)
- ⑤市町村虐待防止センター、都道府県権利擁護センターの設置義務(法第 32-39 条)

本事業では、厚生労働省が実施している「令和 5 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」(以下「障害者虐待対応状況調査」という。)等をもとにした分析等により、障害者虐待の未然防止や再発防止等に向けて、今後有効と思われる取組の視点や留意点等の提案を行うことを目的として実施した。

(2) 事業概要

1) 障害者虐待に関する調査の集計

令和 5 年度「障害者虐待対応状況調査」の集計、都道府県への照会作業を行い、最終結果を取りまとめた。なお、本報告書で掲載している「3. 調査結果(単純集計)」は、令和 6 年 12 月 25 日に厚生労働省より公表された「令和 5 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」の【参考資料 5】をもとに、一部加筆を行ったものである。

2) 調査結果を踏まえた分析・障害者虐待防止対応上の留意点のとりまとめ

①虐待の要因や自治体の対応に関する分析

1) で取りまとめた令和 5 年度「障害者虐待対応状況調査」をもとに、法施行から毎年度実施している養護者による障害者虐待(「以下「養護者虐待」という。)、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待(「以下「施設従事者虐待」という。)の事例をもとにした詳細分析や同調査の 11 年分の結果の経年比較等を行った。

②重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査から得られた示唆の分析

障害者虐待における死亡事例や傷害事件となったような重篤な事例（以下「重篤事例」という。）の未然防止、再発防止に向けて、障害者虐待の防止に向けた対応や留意点等に関する示唆を得ることを目的に、養護者虐待及び施設従事者虐待において重篤事例を計上した自治体に対して、事例概要、虐待発生後の対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング調査を実施した（調査対象：令和５年度「障害者虐待対応状況調査」で、養護者虐待における重篤事例を計上した１自治体、及び、施設従事者虐待における重篤事例を計上した支給決定自治体・施設所在地都道府県の２自治体。）

ア．養護者虐待事例から得られた対応策

本事例は、「虐待担当部署が相談・通報・届出を受理し、事実確認調査や虐待の判断、終結の判断等という虐待対応を実施した事例ではない事例」であるが、検討会において、事実と課題を整理し、同様の事例における対応策について議論を行い、以下の２点に焦点化し取りまとめた。

【本事例から得られた養護者虐待の未然防止・再発防止に向けた対応策】

- ①虐待の未然防止・養護者支援に向けた庁内連携の推進
- ②虐待の未然防止（同様の事例の再発防止）に向けた振り返りの実施

イ．施設従事者虐待事例から得られた対応策

本事例は、「被虐待者が転倒による事故で死亡した事例」である。養護者虐待と同様に、施設従事者虐待についても検討会において議論を行い、以下の３点に焦点化し取りまとめた。

【本事例から得られた施設従事者虐待の未然防止・再発防止に向けた対応策】

- ①利用者の状態像に応じた個別支援計画の作成、アセスメントの実施等の徹底に向けた都道府県による指導の実施
- ②都道府県による、虐待や権利擁護に関する法人としての認識の徹底に向けた指導の実施
- ③都道府県の関与による、虐待を繰り返す法人に対する虐待の発生要因の解明や再発防止策を目的とした検証の実施

３）「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」における虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査

夜間にケアを提供する「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」において発生した虐待事例を収集し、虐待が発生した経緯、法人や施設の特性等の把握、分析を通じて、夜間にケアを提供する施設における実効性の高い虐待防止策の検討を行うことを目的に、追加でのアンケート調査を実施した。なお、「障害者虐待対応状況調査」では把握できない詳細な設問を通

じた事例収集を行うため、過去の事例の記録をさかのぼることによる回答者の負担を軽減する必要もあることから、令和5年度に3施設で発生した虐待判断事例を対象とし、3施設で発生した当該年度における虐待事例の傾向把握にとどまる位置づけの調査とした。

アンケート調査をもとに、虐待の防止に向けた観点と今後に向けた自治体等による具体的な虐待防止対策（例）を整理した。

表 グループホームにおける具体的な虐待防止対策（例）

虐待の防止に向けた観点	具体的な虐待防止対策（例）
新規開設事業所においては、他職種からの転職職員も含まれると考えられるため、事業開始前、または開始後早期での研修の実施や実践への活用の確認・振り返りが必要と思われる。	・都道府県虐待防止・権利擁護研修の管理者等への受講勧奨 ・実地指導等において、事業所に義務付けられている虐待防止研修の内容や受講実績等を確認し、適切に指導・助言
（自立支援）協議会への参加を通じて、域内の事業所相互での自主的な研修や、他事業所への見学等を通じた運営ノウハウを学ぶ機会の創出等も望まれる。	・行政機関による（自立支援）協議会への参加の促し。 ・官民連携による（自立支援）協議会の運営の推進
新たに事業を開始する際には、虐待の未然防止の観点もふまえ、研修のみならず、経験を有する職員によるOJTも含めた人材育成の体系を整備したうえでの事業開始が望まれる。	・事業開始申請の審査過程を通じた指導・助言 ・情報公開制度等の周知・徹底 ・協議会による事業所相互の経験交流や施設見学等の企画・運営
社会福祉法人のグループホームにおいては非常勤や非正規等も対象とした幅広い職員に向けた研修の実施・充実化が必要と考えられる。	・実地指導等において、事業所に義務付けられている虐待防止研修の内容や受講実績等を確認し、適切に指導・助言（再掲）
虐待の「常態化」は早期発見・早期対応ができていないことを示すものであり、虐待防止措置の推進による通報義務の徹底が望まれる。	・実地指導等において、事業所に義務付けられている虐待防止委員会の取組や通報ルールを含む指針等を確認し、適切に指導・助言。未実施の場合の適切な減算の適用
プライバシーの観点から居室への見守りカメラの設置等は難しい面があるが、複数職員による対応の確保等、密室性を補完するような未然防止策の更なる工夫が必要と思われる。	・都道府県虐待防止・権利擁護研修の管理者等への受講勧奨（再掲） ・虐待防止・権利擁護を重視した組織マネジメントに関する調査研究等を行い、好事例の周知等
グループホームでの支援の特性上、1住居ごとで見れば、業務負担の高い朝や夕方の時間帯等、配置人数が少ない時間帯等があることも考えられるため、事業所全体での勤務シフトの工夫等も検討する必要がある。	
グループホームの住居は地域で点在していることも多く、引き継ぎ時間やケースに関する打合せ、職員が揃って会議等を行う時間の確保が難しい面があることも含め、モニタリングや風通しのよい職場づくり等、職場環境の改善が必要と思われる。	
福祉事業は人が人を支援することで成立する。人員を確保し、育成しながら事業展開を図っていくことが不可欠であり、虐待の未然防止のためには、十分な研修機会の創出や組織マネジメントの改善が望まれる。	
相談支援専門員によるモニタリングは、虐待の未然防止、早期発見に向けた重要な外部の目と考えられる。	

表 障害者支援施設における具体的な虐待防止対策（例）

虐待の防止に向けた観点	具体的な虐待防止対策（例）
虐待の未然防止の観点からは、実習生やボランティアの受入れ、施設見学の受入れ等、外部の目が入る取組を推進することが重要である。	・実地指導等において、実習生やボランティア等の受入状況や地域連携推進会議の実施状況等を確認し、適切に指導・助言
虐待の「常態化」は早期発見・早期対応ができていないことを示すものであり、虐待防止措置の推進による通報義務の徹底が望まれる。また、虐待と判断した根拠では、「虐待を目撃した職員の証言」の割合が高く、事実の特定につながる客観的情報の重要性を周知する必要がある。	・都道府県虐待防止・権利擁護研修の管理者等への受講勧奨（再掲） ・実地指導等において、事業所に義務付けされている虐待防止委員会の取組や通報ルールを含む指針等を確認し、適切に指導・助言。未実施の場合の適切な減算の適用（再掲）
事例検討のグループワークや実地のアセスメント・プランニング等、施設内外でのさらなる研修の充実化・高度化を進め、強度行動障害への支援力の強化を含め、高度な支援スキルを持つ職員の育成が望まれる。	・実地指導等において、事業所に義務付けされている虐待防止研修の内容や受講実績等を確認し、適切に指導・助言（再掲） ・令和 6 年度報酬改定で導入された強度行動障害を有する者への支援施策による専門人材の育成推進、集中的支援を含む地域支援体制の整備推進
「性的虐待」の防止に向けて、夜間支援における同性介助や複数対応の確保、夜勤者とは別の勤務者による様子観察等、就寝時における性的虐待に対する対策の検討が必要と考えられる。	・都道府県虐待防止・権利擁護研修の管理者等への受講勧奨（再掲） ・実地指導等において、夜間を含めた勤務体制を確認し、適切に指導・助言

4）次年度以降実施する調査内容の提案

次年度に実施する令和 6 年度「障害者虐待対応状況調査」の調査項目の改良について、検討を行った。

5）調査研究報告書（最終報告書）の作成

1）、2）、3）で行った調査の集計・分析やヒアリング調査結果、検討会における検討を通じて、障害者虐待の未然防止に向けて有効と考えられる取組の視点や課題・留意点等を記載した調査研究報告書（最終報告書）を作成した。

2. 検討の実施体制

本事業では、「令和6年度 障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討会を設置し、令和5年度「障害者虐待対応状況調査」結果の集計、分析結果に対する検討を行うとともに、重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査結果をもとにした虐待防止対応力の向上に関する検討、「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」を対象としたアンケート調査結果をもとにした虐待防止策の検討を行った。

委員及び開催日程、議題は以下のとおりである。

令和6年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討会 委員

※五十音順、敬称略、◎委員長

氏 名	所 属
大村 美保	筑波大学 人間系 障害科学域 助教
◎小山 聡子	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授
曾根 直樹	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科（専門職大学院）教授
田中 恵美子	東京家政大学 人文学部 教育福祉学科 教授
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
野村 政子	東都大学 ヒューマンケア学部 看護学科 教授
松本 望	日本女子大学 人間社会学部 社会福祉学科 専任講師

令和6年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討会 開催日、議題

開催日	議 題
第1回検討会 令和6年 10月7日	(1) 本年度調査研究の概要説明 (2) 「障害者虐待対応状況調査」の概要及び令和5年度「障害者虐待対応状況調査」の状況説明 (3) 「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」におけるアンケート調査についての検討
第2回検討会 令和6年 12月5日	(1) 重篤な事例に関するヒアリング調査についての検討 (2) 「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」に対するアンケート調査についての経過報告 (3) 令和5年度「障害者虐待対応状況調査」の公表資料案についての報告（途中段階）
第3回検討会 令和7年 2月4日	(1) 【報告事項】 令和5年度「障害者虐待対応状況調査」の詳細分析結果 (2) 【報告事項】 「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」におけるアンケート調査の実施状況 (3) 【協議事項】 報告書の整理の仕方・重篤事例ヒアリング調査結果報告
第4回検討会 令和7年 3月11日	(1) 「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」における虐待防止策の課題、検討事項の整理方針の検討 (2) 重篤事例における虐待防止策、留意点の整理方針についての検討 (3) 報告書目次構成（案）

【事務局】 一般財団法人日本総合研究所

第Ⅰ部 「令和５年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」

結果の集計、分析

1. 調査の概要

(1) 調査目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成 24 年 10 月 1 日）を受けて、令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査方法

全国 1,741 市区町村及び 47 都道府県を対象に、令和 5 年度中（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待

- (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
- (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
- (3) 事実確認の状況と結果
- (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
- (5) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況
- (6) 虐待行為の類型と程度
- (7) 被虐待者等の状況
- (8) 虐待への対応策
- (9) 死亡事例

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
- (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
- (3) 事実確認の状況と結果
- (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
- (5) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況
- (6) 支給決定自治体として虐待の事実が認められなかった・判断に至らなかった事例における利用者に行った支援の状況

3. 使用者による障害者虐待

- (1) 相談・通報件数及び相談・通報者

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

- (1) 相談・通報件数及び相談内容に該当する機関

5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数

2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数

3. 1 及び 2 における具体的内容（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

虐待があった施設等の種別、虐待行為の類型、被虐待者等の状況、行政の対応等

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

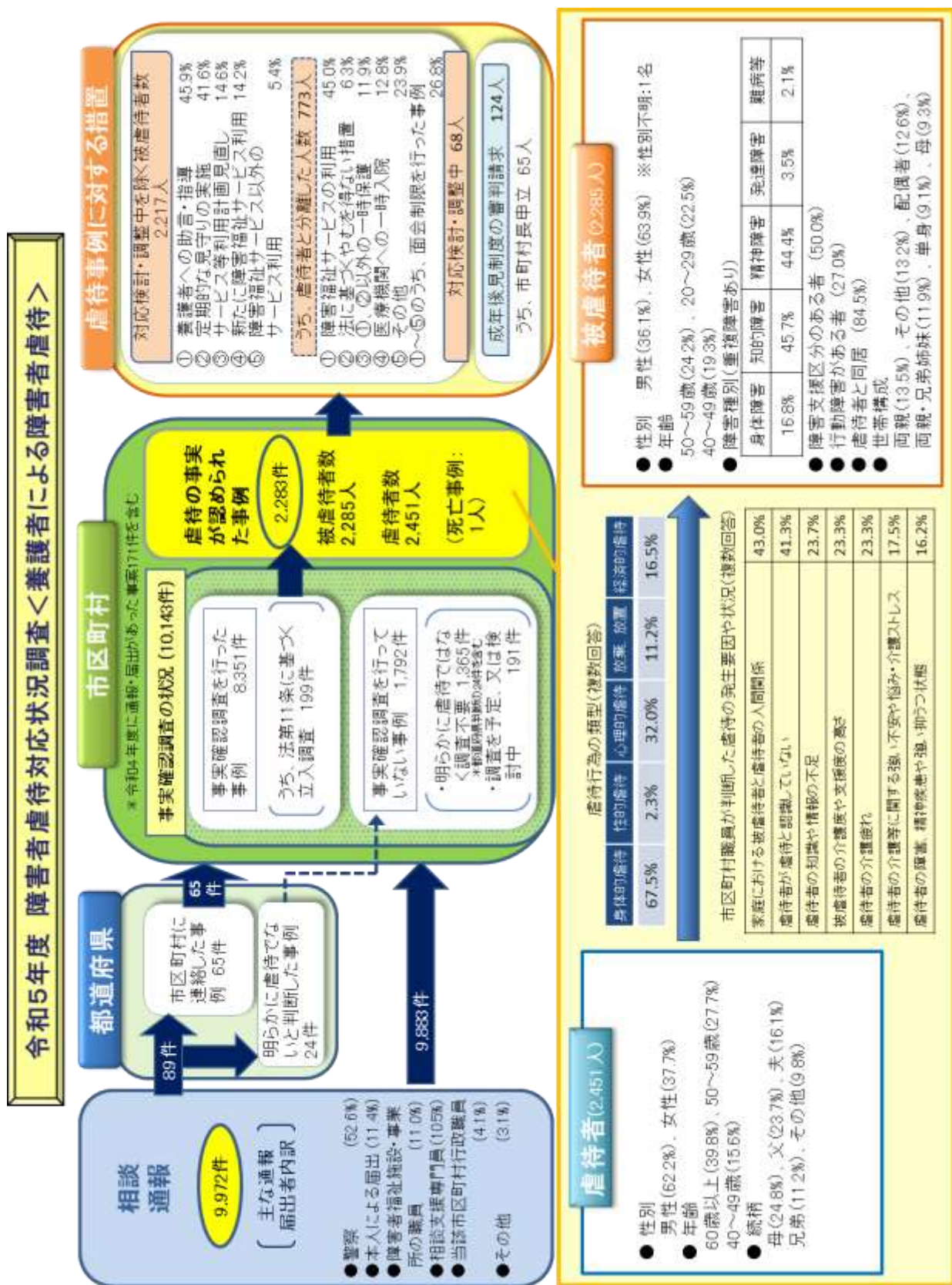
「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているので、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

2. 結果要旨



令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



3. 調査結果（単純集計）

（1）養護者による障害者虐待についての対応状況等

1）相談・通報件数（表1、表2）

令和5年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、9,972件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が9,883件、都道府県が受け付けた件数が89件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	577	東京都	685	滋賀県	146	香川県	53
青森県	74	神奈川県	823	京都府	189	愛媛県	40
岩手県	30	新潟県	434	大阪府	1,841	高知県	39
宮城県	261	富山県	53	兵庫県	536	福岡県	244
秋田県	13	石川県	116	奈良県	58	佐賀県	17
山形県	35	福井県	37	和歌山県	54	長崎県	63
福島県	93	山梨県	34	鳥取県	25	熊本県	128
茨城県	85	長野県	112	島根県	30	大分県	105
栃木県	38	岐阜県	66	岡山県	120	宮崎県	143
群馬県	52	静岡県	115	広島県	144	鹿児島県	67
埼玉県	826	愛知県	655	山口県	43	沖縄県	123
千葉県	475	三重県	40	徳島県	35	合計	9,972

市区町村が受け付けた件数が9,883件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は91.1%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は8.9%であった。

表2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	9,003	880	9,883
構成割合	91.1%	8.9%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた9,883件に対するもの。

2）相談・通報・届出者（表3-1、表3-2）

「警察」が52.6%と最も高く、次いで「本人による届出」が11.4%、「施設・事業所の職員」が11.0%、「相談支援専門員」が10.5%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数9,972件に対する割合を記載している。

表 3-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	1,138	261	159	20	293	36	1,048	1,095	28	5,243
構成割合	11.4%	2.6%	1.6%	0.2%	2.9%	0.4%	10.5%	11.0%	0.3%	52.6%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	412	126	28	311	76	10,274
構成割合	4.1%	1.3%	0.3%	3.1%	0.8%	—

（注）構成割合は、相談・通報件数9,972件に対するもの

表 3-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	137	225	664	43	4	5	60	1,138
構成割合	12.0%	19.8%	58.3%	3.8%	0.4%	0.4%	5.3%	100.0%

（注）構成割合は、本人による届出件数1,138件に対するもの

3）相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（表 4）

対応方針（初動対応）を協議した事例件数 9,948 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 96.5%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 81.5%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 13.8%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 11.1%であった。

表 4 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数		9,948	—
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数（直営の障害者虐待防止センター職員含む）	9,601	96.5%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	8,104	81.5%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,376	13.8%
	上記のメンバー以外（例：基幹相談支援センター職員等）が参加した事例件数	1,109	11.1%

（注）構成割合は、対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数9,948件に対するもの。

4）事実確認の状況（表 5、表 6、表 7）

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 9,972 件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 171 件を加えた 10,143 件のうち「事実確認調査を行った」が 8,351 件

（82.3%）、「事実確認調査を行っていない」が 1,792 件（17.7%：都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例 24 件を含む）であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 199 件（2.4%）であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の事実確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 3,261 件（40.0%）、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 4,891 件（60.0%）であった。

事実確認を行っていない事例 1,792 件の内訳は、「（都道府県又は市区町村において）相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 1,365 件（76.2%）であった。

表 5 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	8,351	82.3%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	8,152	(97.6%)
訪問調査により事実確認を行った事例	3,261	[40.0%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	4,891	[60.0%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	199	(2.4%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	60	[30.2%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	139	[69.8%]
事実確認調査を行っていない事例	1,792	17.7%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	1,365	(76.2%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	191	(10.7%)
他部署等への引継ぎ	236	(13.2%)
合計	10,143	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数9,972件と、前年度市区町村が検討中とした事例171件を加えた10,143件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日（当日）」が 42.5%、「1日（翌日）」が 13.3%であった。「2日」までを合わせ 48 時間以内に事実確認を行った割合は 61.5%、一方、事実確認を行うまでに 3 日以上の日数を要した割合は 38.5%であった。

表 6 事実確認を行うまでの日数

	0日 (当日)	1日 (翌日)	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	3,553	1,113	473	1,379	869	362	158	444	8,351
構成割合	42.5%	13.3%	5.7%	16.5%	10.4%	4.3%	1.9%	5.3%	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例8,351件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「障害福祉サービス等に関する相談や質問」が 3.3%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらなれないと考えられる事例」が 26.4%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が 37.7%、「その他」が 31.2%であった。

表 7 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
障害福祉サービス等に関する相談や質問	45	3.3%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらなれないと考えられる事例	361	26.4%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	514	37.7%
その他	426	31.2%

(注)構成割合は、事実確認調査不要と判断した事例1,365件に対するもの。

５）虐待の有無の判断を行う体制と実績（表 8）

虐待の有無の判断を行った協議件数 8,351 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 96.5%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 82.7%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 15.6%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 12.1%であった。

表 8 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数		8,351	－
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	8,056	96.5%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	6,906	82.7%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,303	15.6%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	1,012	12.1%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例8,351件に対するもの。

６）事実確認調査の結果（表 9-1、表 9-2、表 10、表 11）

事実確認調査の結果、市区町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」（以下、虐待判断事例という。）の件数は 2,283 件であり、事実確認調査を行った件数の 27.3%を占めた。

表 9-1 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	2,283	27.3%
虐待ではないと判断した事例	3,837	45.9%
虐待の判断に至らなかった事例	2,231	26.7%
合計	8,351	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った件数8,351件に対するもの。

表 9-2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	52	東京都	188	滋賀県	70	香川県	14
青森県	24	神奈川県	194	京都府	80	愛媛県	12
岩手県	7	新潟県	81	大阪府	236	高知県	16
宮城県	83	富山県	23	兵庫県	88	福岡県	54
秋田県	5	石川県	59	奈良県	15	佐賀県	3
山形県	15	福井県	9	和歌山県	34	長崎県	37
福島県	40	山梨県	9	鳥取県	5	熊本県	10
茨城県	36	長野県	35	島根県	9	大分県	10
栃木県	14	岐阜県	14	岡山県	51	宮崎県	12
群馬県	11	静岡県	47	広島県	48	鹿児島県	8
埼玉県	108	愛知県	205	山口県	19	沖縄県	35
千葉県	135	三重県	13	徳島県	10	合計	2,283

虐待ではないと判断した理由としては、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらなないと考えられる事例」が 51.2%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が 28.3%、「その他」が 21.4%であった。

表 10 虐待ではないと判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらなく考えられる事例	1,963	51.2%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	1,084	28.3%
その他	822	21.4%

（注）構成割合は、虐待ではないと判断した事例3,837件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が 86.5%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が 6.4%、「その他」が 9.6%であった。

表 11 虐待の判断に至らなかった理由（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	1,929	86.5%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまるか確認できない事例	142	6.4%
その他	214	9.6%

（注）構成割合は、虐待の判断に至らなかった事例2,231件に対するもの。

7）虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況 （表 12-1、表 12-2）

表 9-1 「虐待ではないと判断した事例」及び「虐待の判断に至らなかった事例」に関する支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 62.3%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言」が 58.7%と最も高く、次いで「定期的な見守りの実施」が 31.7%、「本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ」が 28.4%であった。

表 12-1 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	3,783	62.3%
現在の支援内容を継続することとした（支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった）	2,285	37.7%
合計	6,068	100.0%

（注）構成割合は、合計（虐待ではないと判断した事例＋虐待の判断に至らなかった事例）6,068件に対するもの。

表 12-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言	2,219	58.7%
本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ	1,076	28.4%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	10	0.3%
新たに障害福祉サービスを利用	219	5.8%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	304	8.0%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	102	2.7%
定期的な見守りの実施	1,200	31.7%
その他	132	3.5%

（注）構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った3,783件に対するもの。

以下、表 9-1「市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）」の 2,283 件を対象に、虐待行為の類型や程度、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

8) 虐待行為の類型と程度

ア. 虐待行為の類型（複数回答）（表 13-1、表 13-2）

虐待行為の類型では、「身体的虐待」が 67.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 32.0%、「経済的虐待」が 16.5%、「放棄、放置」が 11.2%、「性的虐待」が 2.3%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは 24 件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」、「心理的虐待」の割合が高く、逆に男性では「放棄、放置」や「経済的虐待」の割合が高い。

※1 件の事例に対し、複数の虐待行為の類型に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 2,283 件と一致しない。

※性別については、不明の 1 件を除いている。

表 13-1 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,542	52	730	255	376	2,955
構成割合	67.5%	2.3%	32.0%	11.2%	16.5%	－

（注）構成割合は、虐待判断事例件数 2,283 件に対するもの。

表 13-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の類型（複数回答）

			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
被虐待者の性別	男性	件数	507	6	243	134	173	1,063
		構成割合	61.5%	0.7%	29.5%	16.3%	21.0%	－
	女性	件数	1,035	46	486	121	203	1,891
		構成割合	70.9%	3.2%	33.3%	8.3%	13.9%	－

（注）構成割合は、被虐待者数（男性 824 人、女性 1,460 人、性別不明は除く）に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 14）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が 59.3%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が 29.6%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が 11.0%を占めた。

表 14 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,753	59.3%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	876	29.6%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	326	11.0%
合計	2,955	100.0%

（注）構成割合は、虐待行為の合計件数 2,955 件に対するもの。

ウ. 経済的虐待の内容（複数回答）（表 15）

経済的虐待の内容は、「障害年金」が 72.3%、「その他」が 43.1%を占めている。

※1 件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数 376 件と一致しない。

表 15 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	272	2	1	162	437
構成割合	72.3%	0.5%	0.3%	43.1%	－

（注）構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数376件に対するもの。

9）被虐待者の状況

1 件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 2,283 件に対し被虐待者数は 2,285 人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア．被虐待者の性別及び年齢（表 16、表 17）

性別では「女性」が 63.9%、「男性」が 36.1%と、「女性」が全体の 6 割強を占めていた。なお被虐待者数には不明 1 名が含まれている。年齢階級別では「50～59 歳」が 24.2%と多く、次いで「20～29 歳」が 22.5%、「40～49 歳」が 19.3%であった。

表 16 被虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	824	1,460	1	2,285
構成割合	36.1%	63.9%	0.0%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

表 17 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	133	513	356	440	552	241	47	3	2,285
構成割合	5.8%	22.5%	15.6%	19.3%	24.2%	10.5%	2.1%	0.1%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

イ．被虐待者の障害種別（複数回答）（表 18）

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が 45.7%と最も多く、次いで「精神障害」が 44.4%、「身体障害」が 16.8%であった。

※1 人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数 2,285 人と一致しない。

表 18 被虐待障害者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	384	1,044	1,015	79	49	2,571
構成割合	16.8%	45.7%	44.4%	3.5%	2.1%	－

（注）構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

ウ．被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 19、表 20）

被虐待者 2,285 人のうち、障害支援区分のある者が全体の 50.0%、障害支援区分がない者は 49.0%であった。区分がある者のうち「区分 3」が全体の 12.3%、次いで「区分 4」が 11.1%、「区分 2」が 11.0%であった。

また、行動障害がある者が全体の 27.0%を占めていた。

表 19 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	14	251	281	254	170	174	1,119	22	2,285
構成割合	0.6%	11.0%	12.3%	11.1%	7.4%	7.6%	49.0%	1.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

表 20 被虐待障害者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	224	36	356	1,620	49	2,285
構成割合	9.8%	1.6%	15.6%	70.9%	2.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表 21）

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が 57.4%と最も多く、「自立支援医療」が 31.3%であった。サービスの利用がない者は 23.5%であった。

※1 人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 2,285 人と一致しない。

表 21 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・都道府県が実施する事業	成年後見制度	日常生活自立支援事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	1,312	15	715	274	65	28	13	69	536	6	3,033
構成割合	57.4%	0.7%	31.3%	12.0%	2.8%	1.2%	0.6%	3.0%	23.5%	0.3%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

オ. 虐待者との同居・別居の状況（表 22）

「虐待者と同居」が 84.5%を占めている状況であった。

表 22 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,930	325	29	1	2,285
構成割合	84.5%	14.2%	1.3%	0.0%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 23）

被虐待者を含む世帯構成は「両親」と同居する者が 13.5%、「その他」が 13.2%、「配偶者」と同居する者が 12.6%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の 48.0%を占めていた。

表 23 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	207	287	196	309	273	96	51	212
構成割合	9.1%	12.6%	8.6%	13.5%	11.9%	4.2%	2.2%	9.3%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	158	122	69	301	4	2,285
構成割合	6.9%	5.3%	3.0%	13.2%	0.2%	—

(注)構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

10) 虐待者の状況

1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 2,283 件に対し虐待者数は 2,451 人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 24、表 25）

虐待者の性別では、「男性」が 62.2%、「女性」が 37.7%と、「男性」が全体の 6 割強を占めていた。年齢別階級では、「60 歳以上」が 39.8%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 27.7%、「40～49 歳」が 15.6%の順であった。50 歳以上の虐待者が全体の 7 割弱を占めていた。

表 24 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,525	924	2	2,451
構成割合	62.2%	37.7%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,451人に対するもの。

表 25 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	6	154	200	382	680	976	53	2,451
構成割合	0.2%	6.3%	8.2%	15.6%	27.7%	39.8%	2.2%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,451人に対するもの。

イ. 被虐待者からみた虐待者の続柄（表 26）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「母」が 24.8%と最も多く、次いで「父」23.7%、「夫」16.1%、「兄弟」11.2%、「その他」9.8%、「姉妹」4.5%の順であった。

表 26 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	581	609	395	84	87	45	2	1
構成割合	23.7%	24.8%	16.1%	3.4%	3.5%	1.8%	0.1%	0.0%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	275	110	10	11	240	1	2,451
構成割合	11.2%	4.5%	0.4%	0.4%	9.8%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,451人に対するもの。

11) 虐待の発生要因等

ア. 虐待の発生要因や状況（複数回答）（表 27-1、表 27-2）

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が 41.3%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が 23.7%、「虐待者の介護疲れ」が 23.3%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が 23.3%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も 13.0%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が 43.0%で最も多く、次いで「家庭における経済的困窮（経済的問題）」も 15.3%となっている。

表 27-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	532	541	135	399	225	944	370	207
構成割合	23.3%	23.7%	5.9%	17.5%	9.8%	41.3%	16.2%	9.1%

表 27-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	533	296	206	983	350	287	87
構成割合	23.3%	13.0%	9.0%	43.0%	15.3%	12.6%	3.8%

（注）構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

イ. 過去の虐待の有無（表 28）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が全体の 48.1%を占めていた。

一方、「過去に虐待と判断されていた」割合は 13.1%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は 22.4%であった。

表 28 過去の虐待の有無

	過去に虐待と判断されていた	虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	299	512	1,098	376	2,285
構成割合	13.1%	22.4%	48.1%	16.5%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

12) 虐待への対応策

ア. 分離の有無（表 29）

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は 773 人（33.8%）であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない）」は 1,071 人（46.9%）であった。

表 29 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	773	33.8%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない被虐待者数）	1,071	46.9%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	261	11.4%
その他	112	4.9%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	68	3.0%
合計	2,285	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

イ. 分離の有無に関わらず行った対応の内訳（複数回答）（表 30）

分離の有無に関わらず行った対応は、「養護者に対する助言・指導」が 45.9%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 41.6%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 14.6%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 14.2%、「その他」が 6.5%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が 5.4%であった。

表 30 分離の有無に関わらず行った対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導（介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く）	1,018	45.9%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	14	0.6%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	314	14.2%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	324	14.6%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	119	5.4%
再発防止のための定期的な見守りの実施	922	41.6%
その他	143	6.5%
合計	2,854	—

（注）構成割合は、「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数68人を除く2,217人に対するもの。

ウ. 分離を行った事例における対応の内訳（表 31）

ア. のうち、分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 45.0%と最も多く、次いで「その他」が 23.9%、「医療機関への一時入院」が 12.8%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 11.9%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 6.3%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は 26.8%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者 49 人のうち 32 人（65.3%）に面会制限が行われていた。

表 31 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	348	45.0%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	49	6.3%
措置による分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	32	(65.3%)
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	92	11.9%
医療機関への一時入院	99	12.8%
その他	185	23.9%
合計	773	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	207	(26.8%)

(注) 構成割合は、分離を行った被虐待者数773人に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「新たに成年後見制度を利用開始済み」が68人、「利用手続き中」が56人であり、これらを合わせた124人のうち、市町村長申立の事例は65人(52.4%)を占めていた。

また、「新たに日常生活自立支援事業の利用開始」は28人であった。

13) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は1件報告された。

被虐待者の性別は「男性」であり、年齢は「45～49歳」、障害種別は「精神障害」であった。虐待者は1人、性別は「男性」、続柄は「父」であった。虐待行為の類型は、「身体的虐待」であった。

（２）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

（２）－１ 市区町村における対応状況等

１）相談・通報件数（表 32、表 33）

令和５年度、全国の１,７４１市区町村及び４７都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、５,６１８件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が５,２５９件、都道府県が受け付けた件数が３５９件であった。

※本報告書における施設従事者等による障害者虐待に関する集計結果には、令和５年度に発生した大規模な共同生活援助における経済的虐待事案も含まれている。

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	203	東京都	728	滋賀県	107	香川県	55
青森県	34	神奈川県	419	京都府	110	愛媛県	32
岩手県	19	新潟県	36	大阪府	452	高知県	35
宮城県	96	富山県	22	兵庫県	251	福岡県	211
秋田県	18	石川県	41	奈良県	62	佐賀県	39
山形県	32	福井県	58	和歌山県	35	長崎県	55
福島県	48	山梨県	38	鳥取県	21	熊本県	44
茨城県	84	長野県	118	島根県	28	大分県	67
栃木県	58	岐阜県	75	岡山県	118	宮崎県	60
群馬県	88	静岡県	111	広島県	105	鹿児島県	53
埼玉県	249	愛知県	519	山口県	41	沖縄県	94
千葉県	320	三重県	99	徳島県	30	合計	5,618

市区町村が受け付けた件数が５,２５９件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は８８.２％、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は１１.８％であった。

表 33 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当 部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で 運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センター での受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	4,639	620	5,259
構成割合	88.2%	11.8%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた５,２５９件に対するもの。

２）相談・通報・届出者（表 34）

「当該施設・事業所_その他の職員」による通報が１７.０％と最も多く、次いで「当該施設・事業所_設置者・管理者」による通報が１４.４％、「本人による届出」が１４.３％、「家族・親族」による通報が１０.４％であった。また、当該施設・事業所に着目すると、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は３.９％であった。

※１件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数５,６１８件に対する割合を記載している。

表 34 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員			
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員
件数	804	586	152	2	79	25	474	809	198	11	12	954
構成割合	14.3%	10.4%	2.7%	0.0%	1.4%	0.4%	8.4%	14.4%	3.5%	0.2%	0.2%	17.0%

	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	住宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	276	75	6	240	338	70	8	9	18	425	319	5,890
構成割合	4.9%	1.3%	0.1%	4.3%	6.0%	1.2%	0.1%	0.2%	0.3%	7.6%	5.7%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数5,618件に対するもの。

3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表 35)

市町村が対応方針（初動対応）を協議した事例件数 5,789 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 96.6%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 85.2%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 11.0%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 8.6%であった。

表 35 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数		5,789	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	5,592	96.6%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	4,930	85.2%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	635	11.0%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	498	8.6%

(注)構成割合は、対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数5,789件に対するもの。

4) 市区町村における事実確認の状況（表 36-1、表 36-2、表 36-3、表 36-4）

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 5,259 件、都道府県から連絡のあった 530 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 221 件の計 6,010 件うち、「事実確認調査を行った」が 4,880 件（81.2%）、「事実確認調査中の事例（虐待の有無の判断は次年度）」が 414 件（6.9%）、「事実確認調査を行っていない」が 716 件（11.9%）であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 1,449 件（29.7%）である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 1,607 件（32.9%）、「虐待の判断に至らなかった事例」が 1,824 件（37.4%）であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 518 件（72.3%）、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 83 件（11.6%）であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 8 件（1.1%）であった。

表 36-1 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	4,880	81.2%
虐待の事実が認められた事例	1,449	(29.7%)
虐待の事実が認められなかった事例	1,607	(32.9%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	1,824	(37.4%)
事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)	414	6.9%
事実確認調査を行っていない事例	716	11.9%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	518	(72.3%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	83	(11.6%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	8	(1.1%)
その他	107	(14.9%)
合計	6,010	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数5,259件、都道府県から市区町村へ連絡された件数530件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例221件)の合計6,010件に対するもの。

虐待の事実が認められなかった理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらなと考えられる事例」が 14.2%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が 62.0%、「その他」が 26.8%であった。

表 36-2 虐待の事実が認められなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらなと考えられる事例	228	14.2%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	996	62.0%
その他	430	26.8%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められなかった事例1,607件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が 92.3%、「任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)」が 0.9%、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が 0.7%、「その他」が 6.4%であった。

表 36-3 虐待の判断に至らなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	1,684	92.3%
任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)	17	0.9%
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまるか確認できない事例	12	0.7%
その他	117	6.4%

(注)構成割合は、虐待の事実の判断に至らなかった事例1,824件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらなと考えられる事例」が 29.0%、「サービスに対する苦情等と考えられる事例」が 18.3%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が 34.2%、「その他」が 20.5%であった。

表 36-4 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらなと考えられる事例	150	29.0%
サービスに対する苦情等と考えられる事例	95	18.3%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	177	34.2%
その他	106	20.5%

（注）構成割合は、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例518件に対するもの。

5）虐待の有無の判断を行う体制と実績（表 37）

虐待の有無の判断を行った協議件数（事実確認調査を行った事例）4,880 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 95.8%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 86.9%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 11.4%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 10.6%であった。

表 37 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

	件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数	4,880	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	4,673 95.8%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	4,242 86.9%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	556 11.4%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	518 10.6%

（注）構成割合は、事実確認調査を行った事例4,880件に対するもの。

6）都道府県への報告（表 38）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

令和 5 年度において、市区町村から都道府県へ 1,461 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 1,449 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 12 件であった。

表 38 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	1,449	99.2%
報告済み	1,449	(100.0%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	12	0.8%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	4	(33.3%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	8	(66.7%)
合計	1,461	100.0%

（注）構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数1,461件に対するもの。

7) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況（表 39-1、表 39-2）

表 36-1「虐待の事実が認められた事例」に関する被虐待者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 46.7%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 66.3%と最も高く、次いで「サービス等利用計画を見直した」が 26.0%であった。

表 39-1 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	676	46.7%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	751	51.8%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中	22	1.5%
合計	1,449	100.0%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた事例1,449件に対するもの。

表 39-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	19	2.8%
サービス等利用計画を見直した	176	26.0%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	11	1.6%
定期的な見守りの実施	448	66.3%
その他の保護(病院への一時入院等)	13	1.9%
その他	103	15.2%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った676件に対するもの。

8) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者への支援の見直しの状況（表 40-1、表 40-2）

表 36-1「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する利用者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 38.6%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 50.4%と最も高く、次いで「利用者に対する傾聴・助言」が 40.4%であった。

表 40-1 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	1,324	38.6%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった) ※支援状況不明を含む	1,943	56.6%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中、または不明	164	4.8%
合計	3,431	100.0%

(注)構成割合は、合計(虐待の事実が認められなかった事例＋虐待の判断に至らなかった事例)3,431件に対するもの。

表 40-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
利用者に対する傾聴・助言	535	40.4%
サービス等利用計画を見直した	205	15.5%
定期的な見守りの実施	667	50.4%
その他	167	12.6%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った1,324件に対するもの。

（２）－２ 都道府県における対応状況等

１）市区町村からの報告事例（表 41）

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数（表 38）には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は 1,181 件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が 1,171 件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が 10 件であった。

表 41 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	1,171	99.2%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	10	0.8%
合計	1,181	100.0%

（注）構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数 1,181 件に対するもの。

なお、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等を除いたため、表 38 と一致しない。

２）市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例（表 42）

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例 10 件及び昨年度調査において「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例として市区町村からの報告があったもので、後日、事実確認調査を予定または要否を検討中」であった 2 件の計 12 件のうち、10 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 4 件、「虐待ではないと判断した事例」が 3 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 3 件であった。

表 42 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	4	33.3%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	3	25.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	3	25.0%
事実確認調査中の事例（虐待の有無の判断は今後）	2	16.7%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例（現在確認中を含む）	0	0.0%
合計	12	100.0%

（注）構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数 10 件に、前年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例（現在確認中を含む）で、該当年度に事実確認を行った事例 2 件を加えた 12 件に対するもの。

３）都道府県が直接把握した事例（表 43）

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など 404 件のうち 329 件が市区町村に連絡されていた（1 件の事例に対し複数の支給決定を行った市町村に連絡する場合があるため市町村が連絡を受けた件数としては 530）。残り 75 件のうち 46 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 19 件、「虐待ではないと判断した事例」が 19 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 8 件であった。

表 43 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直接把握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	359	－
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	2	－
	監査・実地指導等により判明した事例	43	－
	計	404	－
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		329	81.4%
都道府県が対応した件数		75	18.6%
内訳	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	19	(25.3%)
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	19	(25.3%)
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	8	(10.7%)
	事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は今後)	1	(1.3%)
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	1	(1.3%)
	事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	27	(36.0%)

(注) 構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例359件、昨年度から繰り越した事例2件、監査・実地指導等により判明した事例43件の計404件に対するもの。

4) 虐待の事実が認められた事例件数(表 44-1、表 44-2)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が 1,171 件(表 41)、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が 4 件(表 42)、都道府県が直接把握した事例が 19 件(表 43)であり、これらを合わせた総数は、1,194 件(表 44-1)であった。これを都道府県別にみると表 44-2 のとおりである。

表 44-1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	1,171	4	19	1,194

表 44-2 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	39	東京都	103	滋賀県	20	香川県	9
青森県	15	神奈川県	101	京都府	27	愛媛県	6
岩手県	2	新潟県	11	大阪府	117	高知県	16
宮城県	16	富山県	5	兵庫県	59	福岡県	23
秋田県	8	石川県	13	奈良県	15	佐賀県	14
山形県	4	福井県	20	和歌山県	4	長崎県	11
福島県	18	山梨県	7	鳥取県	5	熊本県	12
茨城県	18	長野県	23	島根県	6	大分県	9
栃木県	15	岐阜県	11	岡山県	27	宮崎県	17
群馬県	15	静岡県	32	広島県	20	鹿児島県	8
埼玉県	46	愛知県	116	山口県	8	沖縄県	25
千葉県	72	三重県	22	徳島県	4	合計	1,194

（２）－３ 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 1,194 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

１）障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況（表 45、表 46）

「共同生活援助」が 28.3%と最も多く、次いで「障害者支援施設」が 20.4%、「生活介護」が 12.7%、「放課後等デイサービス」が 12.2%、「就労継続支援Ｂ型」が 10.4%の順であった。

表 45 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
重度訪問介護	9	0.8%
同行援護	2	0.2%
行動援護	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援Ａ型	46	3.9%
就労継続支援Ｂ型	124	10.4%
自立生活援助事業	0	0.0%
就労定着支援事業	0	0.0%
共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
福祉ホーム	0	0.0%
児童発達支援	24	2.0%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
児童相談支援	0	0.0%
合計	1,194	100.0%

（注１）構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数 1,194 件に対するもの。

（注２）「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

1,194 施設・事業所のうち、障害者虐待防止法施行（平成 24 年 10 月）以降において、「虐待が疑われる相談・通報・届出」があった施設・事業所は 454、「虐待の事実が認められた事例」があった施設・事業所は 337、「改善勧告等の措置」があった施設・事業所は 31 であった。

表 46 施設の過去の状況

	件数	構成割合
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無	454	38.0%
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待の事実が認められた事例の有無	337	28.2%
障害者虐待防止法施行後の、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置の有無	31	2.6%

（注１）構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数 1,194 件に対するもの。

2) 虐待行為の種類と生命・身体・生活への影響の程度

ア. 虐待行為の種類（複数回答）（表 47）

虐待行為の種類（複数回答）は、「身体的虐待」が 51.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 48.0%、「性的虐待」が 11.0%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは 92 件であった。

表 47 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	620	131	573	82	97	1,503
構成割合	51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%	－

（注）構成割合は、虐待判断事例件数1,194件に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 48）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が 69.2%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が 23.0%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が 7.8%であった。

表 48 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,040	69.2%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	346	23.0%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	117	7.8%
合計	1,503	100.0%

（注）構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の 27 件を除く 1,167 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、1,167 件の事例に対し被虐待者数は 2,356 人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

※令和 5 年度に発生した大規模な共同生活援助における経済的虐待事案も含まれており、被虐待者数は大幅な増加となっている。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 49、表 50）

性別については、「男性」が 66.6%、「女性」が 33.4%と、全体の 7 割弱が「男性」であった。

年齢については、「20～29 歳」が 20.4%、「50～59 歳」が 17.9%、「30～39 歳」が 16.8%、「40～49 歳」が 16.8%、「～19 歳」が 13.4%であった。

表 49 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	1,569	787	2,356
構成割合	66.6%	33.4%	100.0%

（注）被虐待者が特定できなかった27件を除く1,167件の事例を集計。

表 50 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	316	481	396	395	422	163	133	50	2,356
構成割合	13.4%	20.4%	16.8%	16.8%	17.9%	6.9%	5.6%	2.1%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった27件を除く1,167件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 51）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 74.3%と最も多く、次いで「精神障害」が 18.9%、「身体障害」が 18.8%であった。

※1 人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 2,356 人と一致しない。

表 51 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	444	1,751	446	80	19	58	2,798
構成割合	18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%	2.5%	－

(注)被虐待者が特定できなかった27件を除く1,167件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者2,356人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 52、表 53）

被虐待者 2,356 人のうち、障害支援区分のある者が 79.3%を占めていた。「区分 6」が全体の 28.0%と最も多く、次いで「区分 5」が 18.7%、「区分 4」が 15.9%であった。また、行動障害がある者が全体の 48.0%を占めていた。

表 52 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	7	141	245	375	441	660	361	126	2,356
構成割合	0.3%	6.0%	10.4%	15.9%	18.7%	28.0%	15.3%	5.3%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった27件を除く1,167件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者2,356人に対するもの。

表 53 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	742	26	364	727	497	2,356
構成割合	31.5%	1.1%	15.4%	30.9%	21.1%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった27件を除く1,167件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者2,356人に対するもの。

4）虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の 47 件を除く 1,147 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、1,147 件の事例に対し虐待者数は 1,345 人であった。

※令和 5 年度に発生した大規模な共同生活援助における経済的虐待事案における虐待者も含む。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 54、表 55）

「男性」が 68.3%、「女性」が 31.7%であった。年齢については、「60 歳以上」が 18.8%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 17.4%、「30～39 歳」が 16.1%であった。

表 54 虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	919	426	1,345
構成割合	68.3%	31.7%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,345人に対するもの。

表 55 虐待者の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	99	216	214	234	253	329	1,345
構成割合	7.4%	16.1%	15.9%	17.4%	18.8%	24.5%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,345人に対するもの。

イ. 虐待者の職種と雇用形態（表 56、表 57）

「生活支援員」が41.8%、「管理者」が10.9%、「世話人」が10.1%、「サービス管理責任者」が6.8%、「その他従事者」が6.1%であった。

雇用形態は、「正規職員」が62.4%、「非正規職員」が17.8%、「不明」が19.8%であった。

表 56 虐待者の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	91	6.8%
管理者	146	10.9%
医師	0	0.0%
設置者・経営者	56	4.2%
看護職員	29	2.2%
生活支援員	562	41.8%
理学療法士	3	0.2%
作業療法士	1	0.1%
言語聴覚士	1	0.1%
職業指導員	36	2.7%
就労支援員	13	1.0%
地域生活支援員（自立生活援助）	0	0.0%
就労定着支援員（就労定着支援）	1	0.1%
サービス提供責任者	4	0.3%
世話人	136	10.1%
機能訓練指導員	3	0.2%
相談支援専門員	8	0.6%

	件数	構成割合
地域移行支援員	0	0.0%
指導員	22	1.6%
保育士	16	1.2%
児童発達支援管理責任者	31	2.3%
機能訓練担当職員	1	0.1%
児童指導員	57	4.2%
栄養士	1	0.1%
調理員	0	0.0%
訪問支援員	2	0.1%
居宅介護従業者	25	1.9%
重度訪問介護従業者	3	0.2%
行動援護従業者	0	0.0%
同行援護従業者	0	0.0%
その他従事者	82	6.1%
不明	15	1.1%
合計	1,345	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,345人に対するもの。

表 57 虐待者の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	839	62.4%
非正規職員	240	17.8%
不明	266	19.8%
合計	1,345	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,345人に対するもの。

5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア. 虐待の発生要因（複数回答）（表 58）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 65.4%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 55.6%、「倫理観や理念の欠如」が 54.6%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も 3 割弱となっている。

表 58 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	750	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	638	55.6%
倫理観や理念の欠如	626	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	309	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	313	27.3%

（注）構成割合は、虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件に対するもの。

イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表 59）

虐待が認められた施設等に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が 72.9%、「虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知」割合が 60.7%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が 57.6%、「通報義務の履行」割合が 49.8%であった。

表 59 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	688	57.6%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	870	72.9%
虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知	725	60.7%
通報義務の履行	595	49.8%

（注）構成割合は、虐待判断事例件数1,194件に対するもの。

6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 60-1、表 60-2、表 60-3、表 60-4）

虐待の事実が認められた事例 1,194 件のうち、市区町村又は都道府県が行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が 809 件、「改善計画の提出依頼」が 755 件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が 352 件であった。

表 60-1 市区町村による指導等（複数回答）

	件数
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導
	809
	改善計画の提出依頼
	755
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導
	352

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が358件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が79件、「改善命令」が7件、「指定の効力の全部又は一部停止」が32件、「指定取消」が13件であった。その他都道府県等による一般指導は402件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 60-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	358
	改善勧告	79
	改善勧告に従わない場合の公表	0
	改善命令	7
	指定の効力の全部又は一部停止	32
	指定取消	13
	合計	489
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	402

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が1,071件、「勧告・命令等への対応」が40件であった。

表 60-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出	1,071
	勧告・命令等への対応	40

（注）「施設・事業所等からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出（743件）以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数（328件）も含まれる。

当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言は41件であった。

表 60-4 当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言

	件数
当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言	41

7) 虐待等による死亡事例

障害者福祉施設従事者等からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は1件報告された。

「障害者支援施設」における事例であり、被虐待者の性別は「男性」、年齢は「50～54歳」、障害種別（重複）は「身体障害」、「知的障害」であった。虐待者は1人、性別は「男性」、職名又は職種は「生活支援員」であった。虐待行為の類型は、「放棄・放置」であった。

(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和5年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は675件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が496件、都道府県が受け付けた件数が179件であった。

2) 相談・通報・届出者（複数回答）（表61）

「本人による届出」が41.0%、「障害者福祉施設従事者等」による通報が12.3%、「家族・親族」による通報が11.7%、「その他」による通報が10.1%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数675件に対する割合を記載している。

表61 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	277	79	15	0	9	3	50	83	10
構成割合	41.0%	11.7%	2.2%	0.0%	1.3%	0.4%	7.4%	12.3%	1.5%

	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計
件数	27	14	7	21	2	68	23	688
構成割合	4.0%	2.1%	1.0%	3.1%	0.3%	10.1%	3.4%	—

（注）構成割合は、相談・通報件数675件に対するもの。

(4) 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和5年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待に関する相談・通報件数は615件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が389件、都道府県が受け付けた件数が226件であった。

2) 相談内容に該当する機関（表62）

（1）の相談内容に該当する機関は「学校」が5.2%、「保育所等」が0.3%、「医療機関」が22.0%、「官公署等」が17.2%であった。

表62 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
学校	32	5.2%
保育所等	2	0.3%
医療機関	135	22.0%
官公署等	106	17.2%
その他	268	43.6%
不明	72	11.7%
合計	615	100.0%

（注）構成割合は、相談・通報件数615件に対するもの。

３）相談の対応状況（表 63）

（１）の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例が 214 件であった。このうち、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 23 件、「保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 2 件、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 83 件、「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 28 件、「その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 78 件であった。

表 63 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	214	39.4%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	23	(10.7%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	2	(0.9%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	83	(38.8%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	28	(13.1%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	78	(36.4%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	329	60.6%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	9	(2.7%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	0	(0.0%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	52	(15.8%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	78	(23.7%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	190	(57.8%)
合計	543	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数615件から該当機関が不明の72件を除いた543件に対するもの。()内は各内訳での構成割合。

(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、令和5年度末の状況を調査した。

1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況（表 64）

障害者虐待防止センター（法 32 条）については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約 8 割、委託のみで行っている市区町村は約 1 割であった。

表 64 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について（令和5年度末）

			該当
障害者虐待防止センターの 設置状況	直営のみ	市区町村数	1,339
		構成割合	77.1%
	委託のみ	市区町村数	198
		構成割合	11.4%
	直営と委託の両方	市区町村数	200
		構成割合	11.5%

（注）構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 65-1～表 65-3）

令和5年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 65-1 に示す。

表 65-1 市区町村における体制整備等に関する状況（令和5年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	1,314	423
	構成割合	75.6%	24.4%
住民への通報義務の周知	市区町村数	1,086	651
	構成割合	62.5%	37.5%
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	1,416	321
	構成割合	81.5%	18.5%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	1,125	612
	構成割合	64.8%	35.2%
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	630	1,107
	構成割合	36.3%	63.7%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	810	927
	構成割合	46.6%	53.4%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	636	1,101
	構成割合	36.6%	63.4%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	1,046	691
	構成割合	60.2%	39.8%
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	607	439
	構成割合	58.0%	42.0%
うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数 構成割合	289 757 27.6% 72.4%
	高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数 構成割合	435 611 41.6% 58.4%
	配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数 構成割合	226 820 21.6% 78.4%
	生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数 構成割合	270 776 25.8% 74.2%
	差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数 構成割合	573 473 54.8% 45.2%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化		市区町村数 構成割合	1,101 636 63.4% 36.6%
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数 構成割合	903 834 52.0% 48.0%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数 構成割合	588 1,149 33.9% 66.1%
法に定める警察署長に対する援助要請等、警察との協力体制の確保		市区町村数 構成割合	579 1,158 33.3% 66.7%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整		市区町村数 構成割合	695 1,042 40.0% 60.0%
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保		市区町村数 構成割合	835 902 48.1% 51.9%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数 構成割合	689 1,048 39.7% 60.3%
	業務指針の作成	市区町村数 構成割合	425 1,312 24.5% 75.5%
	対応フロー図の作成	市区町村数 構成割合	759 978 43.7% 56.3%
	事例集の作成	市区町村数 構成割合	108 1,629 6.2% 93.8%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付		市区町村数 構成割合	815 922 46.9% 53.1%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数 構成割合	488 1,249 28.1% 71.9%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数 構成割合	490 1,247 28.2% 71.8%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数 構成割合	413 1,324 23.8% 76.2%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数 構成割合	402 1,335 23.1% 76.9%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応		市区町村数 構成割合	542 1,195 31.2% 68.8%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）状況について回答を求めたところ、846 市区町村が実施済みであった。

表 65-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）	市区町村数	846	891
	構成割合	48.7%	51.3%

（注）構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている自治体は1,416自治体（表 65-1）である。

その専門職の職種について回答を求めたところ、社会福祉士が1,025自治体（59.0%）、「保健師」が876自治体（50.4%）、「精神保健福祉士」が592自治体（34.1%）と多かった。

表 65-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	市区町村数	876	861
	構成割合	50.4%	49.6%
社会福祉士	市区町村数	1,025	712
	構成割合	59.0%	41.0%
精神保健福祉士	市区町村数	592	1,145
	構成割合	34.1%	65.9%
介護福祉士	市区町村数	273	1,464
	構成割合	15.7%	84.3%
社会福祉主事	市区町村数	441	1,296
	構成割合	25.4%	74.6%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	市区町村数	281	1,456
	構成割合	16.2%	83.8%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	市区町村数	63	1,674
	構成割合	3.6%	96.4%
その他	市区町村数	109	1,628
	構成割合	6.3%	93.7%
その他の 主な具体例	医師、看護師、准看護師、弁護士、学識者、介護支援専門員、保育士、作業療法士、理学療法士、		
	公認心理師、臨床心理士、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、手話通訳士、言語聴覚士、		
	主任介護支援専門員、聴覚障害者相談員（聴覚障害当事者）、警察OB		

（注）構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

２）都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア．障害者権利擁護センターの設置・運営状況（表 66）

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみで行っている都道府県は 3 割弱を占めた。

表 66 障害者権利擁護センターの設置状況について（令和 5 年度末）

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	30
		構成割合	63.8%
	委託のみ	都道府県数	13
		構成割合	27.7%
	直営と委託の両方	都道府県数	4
		構成割合	8.5%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ．都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 67-1～表 67-3）

令和 5 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 67-1 に示す。

表 67-1 都道府県における体制整備等に関する状況（令和5年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知		都道府県数 構成割合	47 100.0% 0.0%
住民への通報義務の周知		都道府県数 構成割合	47 100.0% 0.0%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保		都道府県数 構成割合	37 78.7% 21.3%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修		都道府県数 構成割合	45 95.7% 4.3%
研修未受講者の把握	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	都道府県数 構成割合	3 6.4% 93.6%
	施設・事業所単位での研修未受講を把握している	都道府県数 構成割合	15 31.9% 68.1%
未受講者への受講勧奨	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨している	都道府県数 構成割合	11 23.4% 76.6%
伝達研修実施状況の把握	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握している	都道府県数 構成割合	14 29.8% 70.2%
	学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講可能とするような、受講者拡大の対応を行っている（一部でも可）	都道府県数 構成割合	33 70.2% 29.8%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動		都道府県数 構成割合	34 72.3% 27.7%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知		都道府県数 構成割合	46 97.9% 2.1%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営		都道府県数 構成割合	7 14.9% 85.1%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組（新たなNW構築に限らず既存の協議会等の組織、NWを活用している場合も含む）		都道府県数 構成割合	28 59.6% 40.4%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携等、警察との協力体制の確保		都道府県数 構成割合	27 57.4% 42.6%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携等、労働局との協力体制の確保		都道府県数 構成割合	38 80.9% 19.1%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置等を採用するために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との協力体制の確保		都道府県数 構成割合	12 25.5% 74.5%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介等の実施		都道府県数 構成割合	45 95.7% 4.3%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施		都道府県数 構成割合	46 97.9% 2.1%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供		都道府県数 構成割合	40 85.1% 14.9%
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数		都道府県数 構成割合	3 6.4% 93.6%
虐待事例の調査、対応、検証等における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数 構成割合	25 53.2% 46.8%
	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数 構成割合	17 36.2% 63.8%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	マニュアルの作成	都道府県数 構成割合	26 55.3% 44.7%
	業務指針の作成	都道府県数 構成割合	16 34.0% 66.0%
	対応フロー図の作成	都道府県数 構成割合	28 59.6% 40.4%
	事例集の作成	都道府県数 構成割合	15 31.9% 68.1%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付		都道府県数 構成割合	28 59.6% 40.4%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	14 29.8% 70.2%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	11 23.4% 76.6%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	15 31.9% 68.1%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	14 29.8% 70.2%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有		都道府県数 構成割合	40 85.1% 14.9%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）状況について回答を求めたところ、38都道府県が実施済みであった。

表 67-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）	都道府県数	38	9
	構成割合	80.9%	19.1%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている都道府県は37自治体（表 67-1）である。

その職員の職種について回答を求めたところ、「社会福祉士」が23都道府県（48.9%）、「社会福祉主事」が15都道府県（31.9%）、「精神保健福祉士」が12都道府県（25.5%）、と多かった。

表 67-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	都道府県数	6	41
	構成割合	12.8%	87.2%
社会福祉士	都道府県数	23	24
	構成割合	48.9%	51.1%
精神保健福祉士	都道府県数	12	35
	構成割合	25.5%	74.5%
介護福祉士	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
社会福祉主事	都道府県数	15	32
	構成割合	31.9%	68.1%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	都道府県数	10	37
	構成割合	21.3%	78.7%
その他	都道府県数	12	35
	構成割合	25.5%	74.5%
その他具体例	医師、看護師、保育士、弁護士、手話通訳士、理学療法士、公認心理師、臨床心理士		

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

4. 調査結果（詳細分析）

（１）相談・通報件数に関する分析

１）相談・通報件数 0 件の状況

平成 24 年度から令和 5 年度までの調査結果から、市区町村窓口への障害者虐待の相談・通報件数の有無を都道府県別に整理した。

養護者による障害者虐待に関してみると、平成 24 年度調査以降、毎年ほぼ半数近くの市区町村に相談・通報が寄せられているが、半数は相談・通報件数 0 件である。12 か年（実質は 11 年半）を通して 1 件も相談・通報件数がない市区町村は 14.7%（255 自治体）であった。（表 4-3）

施設従事者による障害者虐待の相談・通報件数の有無をみると、例年相談・通報が寄せられている割合は徐々に増加しているおり、近年では半数の自治体に相談・通報が寄せられている。12 年間で相談・通報が 1 件もない市区町村は 21.9%（380 自治体）であった。（表 4-4）

使用者による障害者虐待についてみると、市区町村に相談・通報が寄せられた割合は 10～15%にとどまっている。12 年間で相談・通報が 1 件もない市区町村は 52.0%（904 自治体）となっている。（表 4-5）

令和 5 年度「障害者虐待対応状況調査」結果を用いて人口規模別に相談・通報件数のない市区町村数をみると、小規模な市区町村ほど障害者虐待に関する相談・通報件数が 0 件の割合が高い。（表 4-1）

なお、12 年間で相談・通報が 1 件もない市区町村は、人口 2 万人未満の市区町村に集中していることがわかる。（表 4-2）

表 4-1 障害者虐待に関する相談・通報件数 0 件の市区町村数（令和 5 年度 人口規模別）

人口規模	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
5千人未満	285	267	93.7%	261	91.6%	283	99.3%
5千人 ～ 1万人 未満	242	189	78.1%	205	84.7%	239	98.8%
1万人 ～ 2万人 未満	283	174	61.5%	191	67.5%	270	95.4%
2万人 ～ 3万人 未満	163	78	47.9%	84	51.5%	146	89.6%
3万人 ～ 4万人 未満	133	40	30.1%	51	38.3%	117	88.0%
4万人 ～ 5万人 未満	106	25	23.6%	28	26.4%	92	86.8%
5万人 ～ 10万人 未満	242	30	12.4%	41	16.9%	199	82.2%
10万人 ～ 30万人 未満	197	12	6.1%	14	7.1%	123	62.4%
30万人以上	86	1	1.2%	1	1.2%	34	39.5%
計	1,737	816	47.0%	876	50.4%	1,503	86.5%

（注）自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

表 4-2 障害者虐待に関する相談・通報件数 0 件の市区町村数（平成 24～令和 5 年度 人口規模別）

人口規模	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
5千人未満	285	159	55.8%	202	70.9%	261	91.6%
5千人 ～ 1万人 未満	242	61	25.2%	107	44.2%	203	83.9%
1万人 ～ 2万人 未満	283	31	11.0%	53	18.7%	201	71.0%
2万人 ～ 3万人 未満	163	4	2.5%	14	8.6%	87	53.4%
3万人 ～ 4万人 未満	133	0	0.0%	2	1.5%	52	39.1%
4万人 ～ 5万人 未満	106	0	0.0%	0	0.0%	41	38.7%
5万人 ～ 10万人 未満	242	0	0.0%	2	0.8%	50	20.7%
10万人 ～ 30万人 未満	197	0	0.0%	0	0.0%	9	4.6%
30万人以上	86	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	1,737	255	14.7%	380	21.9%	904	52.0%

（注）自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

表 4-3 養護者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	自治 体数	通報0件自治体数												割合(通報0件自治体数／自治体数)															通算	
		平成								令和				平成								令和							通報0件 自治体 数	割合
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5					
北海道	179	146	135	128	131	134	142	140	139	136	139	146	133	82%	75%	72%	73%	75%	79%	78%	78%	76%	78%	82%	74%	58	32.4%			
青森県	40	31	30	30	32	33	25	30	26	24	26	24	25	78%	75%	75%	80%	83%	63%	75%	65%	60%	65%	60%	63%	10	25.0%			
岩手県	33	26	21	21	22	25	23	26	25	21	19	18	20	79%	64%	64%	67%	76%	70%	79%	76%	64%	58%	55%	61%	4	12.1%			
宮城県	35	18	14	22	22	20	22	18	15	16	14	10	9	51%	40%	63%	63%	57%	63%	51%	43%	46%	40%	29%	26%	1	2.9%			
秋田県	25	17	18	18	19	15	20	17	17	17	18	18	19	68%	72%	72%	76%	60%	80%	68%	68%	68%	72%	72%	76%	7	28.0%			
山形県	35	25	26	25	26	26	26	23	27	21	23	24	21	71%	74%	71%	74%	74%	74%	66%	77%	60%	66%	69%	60%	7	20.0%			
福島県	59	43	44	40	44	41	39	47	41	35	36	34	32	73%	75%	68%	75%	69%	66%	80%	69%	59%	61%	58%	54%	9	15.3%			
茨城県	44	24	21	23	22	19	24	26	21	25	32	19	17	55%	48%	52%	50%	43%	55%	59%	48%	57%	73%	43%	39%	2	4.5%			
栃木県	25	14	16	14	14	11	12	17	11	12	12	12	15	54%	62%	56%	56%	44%	48%	68%	44%	48%	48%	48%	60%	2	8.0%			
群馬県	35	25	26	21	22	27	28	23	26	24	25	27	21	71%	74%	60%	63%	77%	80%	66%	74%	69%	71%	77%	60%	13	37.1%			
埼玉県	63	30	26	22	26	24	25	23	23	19	16	14	12	48%	41%	35%	41%	38%	40%	37%	37%	30%	25%	22%	19%	0	0.0%			
千葉県	54	25	23	22	21	22	18	18	22	21	13	12	12	46%	43%	41%	39%	41%	33%	33%	41%	39%	24%	22%	22%	2	3.7%			
東京都	62	15	16	17	14	20	16	18	18	18	17	13	16	24%	26%	27%	23%	32%	26%	29%	29%	29%	27%	21%	26%	7	11.3%			
神奈川県	33	11	9	14	9	11	10	10	9	10	8	11	9	33%	27%	42%	27%	33%	30%	30%	27%	30%	24%	33%	27%	1	3.0%			
新潟県	30	13	12	15	11	14	12	14	11	9	11	9	8	43%	40%	50%	37%	47%	40%	47%	37%	30%	37%	30%	27%	3	10.0%			
富山県	15	3	6	7	7	10	6	9	5	6	7	4	4	20%	40%	47%	47%	67%	40%	60%	33%	40%	47%	27%	27%	1	6.7%			
石川県	19	8	5	7	7	7	7	9	7	2	4	3	4	42%	26%	37%	37%	37%	37%	47%	37%	11%	21%	16%	21%	0	0.0%			
福井県	17	13	8	10	8	8	11	12	8	8	8	9	7	76%	47%	59%	47%	47%	65%	71%	47%	47%	47%	53%	41%	1	5.9%			
山梨県	27	12	16	16	17	16	18	20	14	14	16	14	18	44%	59%	59%	63%	59%	67%	74%	52%	52%	59%	52%	67%	5	18.5%			
長野県	77	58	52	60	55	58	52	51	50	52	56	56	48	75%	68%	78%	71%	75%	68%	66%	65%	68%	73%	73%	62%	23	29.9%			
岐阜県	42	27	31	28	30	31	29	24	21	24	27	25	26	64%	74%	67%	71%	74%	69%	57%	50%	57%	64%	60%	62%	10	23.8%			
静岡県	35	15	17	16	19	15	18	18	14	19	17	15	13	43%	49%	46%	54%	43%	51%	51%	40%	54%	49%	43%	37%	5	14.3%			
愛知県	54	22	23	18	14	9	12	7	7	9	12	6	11	41%	43%	33%	26%	17%	22%	13%	13%	17%	22%	11%	20%	3	5.6%			
三重県	29	16	10	12	17	17	17	16	16	13	14	14	14	55%	34%	41%	59%	59%	59%	55%	55%	45%	48%	48%	48%	3	10.3%			
滋賀県	19	9	3	5	5	4	3	4	3	7	3	3	4	47%	16%	26%	26%	21%	16%	21%	16%	37%	16%	16%	21%	0	0.0%			
京都府	26	11	9	8	12	14	15	11	8	9	8	11	9	42%	35%	31%	46%	54%	58%	42%	31%	35%	31%	42%	35%	2	7.7%			
大阪府	43	8	8	4	1	7	5	6	6	7	6	3	3	19%	19%	9%	2%	16%	12%	14%	14%	16%	14%	7%	7%	0	0.0%			
兵庫県	41	12	13	14	15	18	10	15	9	13	11	13	4	29%	32%	34%	37%	44%	24%	37%	22%	32%	27%	32%	10%	0	0.0%			
奈良県	39	30	28	30	31	28	28	31	27	29	29	33	26	77%	72%	77%	79%	72%	72%	79%	69%	74%	74%	85%	67%	14	35.9%			
和歌山県	30	22	18	23	23	24	23	22	20	21	19	19	21	73%	60%	77%	77%	80%	77%	73%	67%	70%	63%	63%	70%	7	23.3%			
鳥取県	19	10	7	8	10	10	9	10	13	10	11	12	10	53%	37%	42%	53%	53%	47%	53%	68%	53%	58%	63%	53%	1	5.3%			
島根県	19	14	10	11	13	17	10	12	11	12	11	9	11	74%	53%	58%	68%	89%	53%	63%	58%	63%	58%	47%	58%	3	15.8%			
岡山県	27	16	13	15	17	16	17	17	13	12	12	10	14	59%	48%	56%	63%	59%	63%	63%	48%	44%	44%	37%	52%	5	18.5%			
広島県	23	10	10	3	8	6	9	9	7	6	8	8	8	43%	43%	13%	35%	26%	39%	39%	30%	26%	35%	35%	35%	0	0.0%			
山口県	19	8	5	7	7	7	9	6	9	6	8	8	5	42%	26%	37%	37%	37%	47%	32%	47%	32%	42%	42%	26%	0	0.0%			
徳島県	24	15	12	12	14	12	18	15	14	14	12	16	13	63%	50%	50%	58%	50%	75%	63%	58%	58%	50%	67%	54%	3	12.5%			
香川県	17	12	6	9	9	6	9	4	9	6	5	6	8	71%	35%	53%	53%	35%	53%	24%	53%	35%	29%	35%	47%	2	11.8%			
愛媛県	20	9	10	8	6	7	9	7	11	11	8	8	9	45%	50%	40%	30%	35%	45%	35%	55%	55%	40%	40%	45%	1	5.0%			
高知県	30	21	25	23	19	19	21	21	23	23	22	19	22	70%	83%	77%	63%	63%	70%	70%	77%	77%	73%	63%	73%	3	10.0%			
福岡県	60	33	27	33	32	28	35	29	28	34	35	30	22	55%	45%	55%	53%	47%	58%	48%	47%	57%	58%	50%	37%	5	8.3%			
佐賀県	20	12	8	11	7	7	8	8	10	13	12	12	11	60%	40%	55%	35%	35%	40%	40%	50%	65%	60%	60%	55%	0	0.0%			
長崎県	21	8	10	10	8	12	12	13	9	11	12	11	10	38%	48%	48%	38%	57%	57%	62%	43%	52%	57%	52%	48%	1	4.8%			
熊本県	45	33	30	30	26	30	29	35	31	30	27	28	27	73%	67%	67%	58%	67%	64%	78%	69%	67%	60%	62%	60%	7	15.6%			
大分県	18	13	8	9	11	13	10	11	11	8	9	7	5	72%	44%	50%	61%	72%	56%	61%	61%	44%	50%	39%	28%	3	16.7%			
宮崎県	26	15	13	14	15	16	18	12	16	14	11	11	13	58%	50%	54%	58%	62%	69%	46%	62%	54%	42%	42%	50%	0	0.0%			
鹿児島県	43	27	24	25	32	33	33	34	31	31	31	28	26	63%	56%	58%	74%	77%	77%	79%	72%	72%	72%	65%	60%	9	20.9%			
沖縄県	41	28	22	25	24	27	25	22	22	22	24	23	21	68%	54%	61%	59%	66%	61%	54%	54%	54%	59%	56%	51%	12	29.3%			
計	####	1,013	924	943	954	974	977	970	914	904	904	865	816	58%	53%	54%	55%	56%	56%	56%	53%	52%	52%	50%	47%	255	14.7%			

(注) 自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

表 4-4 施設従事者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	自治 体数	通報0件自治体数												割合(通報0件自治体数／自治体数)															通算	
		平成								令和				平成										令和					通報0件 自治体 数	割合
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5					
北海道	179	171	152	156	153	152	153	144	156	154	147	139	139	96%	85%	87%	85%	85%	85%	80%	87%	86%	82%	78%	78%	75	41.9%			
青森県	40	33	31	33	32	32	35	35	30	24	27	31	34	83%	78%	83%	80%	80%	88%	88%	75%	60%	68%	78%	85%	12	30.0%			
岩手県	33	31	24	33	28	28	27	29	29	30	27	26	22	94%	73%	###	85%	85%	82%	88%	88%	91%	82%	79%	67%	12	36.4%			
宮城県	35	30	32	25	26	31	27	29	25	23	22	27	17	86%	91%	71%	74%	89%	77%	83%	71%	66%	63%	77%	49%	4	11.4%			
秋田県	25	21	23	20	17	18	23	23	15	16	18	18	17	84%	92%	80%	68%	72%	92%	92%	60%	64%	72%	72%	68%	5	20.0%			
山形県	35	33	32	28	31	29	32	30	29	29	26	27	25	94%	91%	80%	89%	83%	91%	86%	83%	83%	74%	77%	71%	12	34.3%			
福島県	59	56	55	55	53	52	51	51	51	51	46	47	45	95%	93%	93%	90%	88%	86%	86%	86%	86%	78%	80%	76%	25	42.4%			
茨城県	44	36	37	33	34	32	35	34	29	27	21	21	19	82%	84%	75%	77%	73%	80%	77%	66%	61%	48%	48%	43%	6	13.6%			
栃木県	25	20	22	21	17	16	18	19	13	10	12	11	11	77%	85%	84%	68%	64%	72%	76%	52%	40%	48%	44%	44%	1	4.0%			
群馬県	35	27	30	28	26	29	26	26	23	23	22	17	19	77%	86%	80%	74%	83%	74%	74%	66%	66%	63%	49%	54%	7	20.0%			
埼玉県	63	52	49	44	48	33	39	30	22	32	27	25	18	83%	78%	70%	76%	52%	62%	48%	35%	51%	43%	40%	29%	0	0.0%			
千葉県	54	39	31	34	33	23	27	23	21	23	19	21	16	72%	57%	63%	61%	43%	50%	43%	39%	43%	35%	39%	30%	5	9.3%			
東京都	62	27	21	23	19	23	19	20	16	15	12	15	11	44%	34%	37%	31%	37%	31%	32%	26%	24%	19%	24%	18%	10	16.1%			
神奈川県	33	19	16	17	15	15	16	16	17	13	15	9	12	58%	48%	52%	45%	45%	48%	48%	52%	39%	45%	27%	36%	1	3.0%			
新潟県	30	28	28	27	24	23	25	24	20	21	23	15	18	93%	93%	90%	80%	77%	83%	80%	67%	70%	77%	50%	60%	8	26.7%			
富山県	15	13	13	12	13	13	11	11	11	6	5	6	6	87%	87%	80%	87%	87%	73%	73%	73%	40%	33%	40%	40%	0	0.0%			
石川県	19	16	13	12	10	11	11	13	11	12	11	6	7	84%	68%	63%	53%	58%	58%	68%	58%	63%	58%	32%	37%	0	0.0%			
福井県	17	13	11	12	6	11	8	10	7	11	8	8	7	76%	65%	71%	35%	65%	47%	59%	41%	65%	47%	47%	41%	1	5.9%			
山梨県	27	22	18	21	22	18	23	20	17	19	18	16	15	81%	67%	78%	81%	67%	85%	74%	63%	70%	67%	59%	56%	9	33.3%			
長野県	77	68	69	61	63	58	54	57	55	58	57	60	50	88%	90%	79%	82%	75%	70%	74%	71%	75%	74%	78%	65%	23	29.9%			
岐阜県	42	37	38	36	33	34	31	29	27	33	32	28	22	88%	90%	86%	79%	81%	74%	69%	64%	79%	76%	67%	52%	11	26.2%			
静岡県	35	26	23	23	24	24	19	22	19	21	17	15	13	74%	66%	66%	69%	69%	54%	63%	54%	60%	49%	43%	37%	7	20.0%			
愛知県	54	39	28	29	26	28	28	26	24	15	12	10	12	72%	52%	54%	48%	52%	52%	48%	44%	28%	22%	19%	22%	2	3.7%			
三重県	29	22	17	22	18	21	22	16	15	16	13	16	11	76%	59%	76%	62%	72%	76%	55%	52%	55%	45%	55%	38%	7	24.1%			
滋賀県	19	13	8	9	6	8	9	7	7	9	7	6	4	68%	42%	47%	32%	42%	47%	37%	37%	47%	37%	32%	21%	1	5.3%			
京都府	26	20	18	15	14	14	12	13	16	14	13	9	7	77%	69%	58%	54%	54%	46%	50%	62%	54%	50%	35%	27%	4	15.4%			
大阪府	43	22	17	17	14	10	11	12	14	12	10	10	7	51%	40%	40%	33%	23%	26%	28%	33%	28%	23%	23%	16%	1	2.3%			
兵庫県	41	25	21	15	24	21	20	17	18	21	20	21	10	61%	51%	37%	59%	51%	49%	41%	44%	51%	49%	51%	24%	3	7.3%			
奈良県	39	37	32	31	35	34	29	34	28	29	29	32	25	95%	82%	79%	90%	87%	74%	87%	72%	74%	74%	82%	64%	17	43.6%			
和歌山県	30	24	28	25	24	22	27	24	24	23	25	23	18	80%	93%	83%	80%	73%	90%	80%	80%	77%	83%	77%	60%	10	33.3%			
鳥取県	19	17	15	15	15	12	12	14	12	13	14	15	11	89%	79%	79%	79%	63%	63%	74%	63%	68%	74%	79%	58%	5	26.3%			
島根県	19	16	16	12	12	15	11	11	15	13	13	11	8	84%	84%	63%	63%	79%	58%	58%	79%	68%	68%	58%	42%	4	21.1%			
岡山県	27	22	20	19	14	17	17	21	21	19	16	11	10	81%	74%	70%	52%	63%	63%	78%	78%	70%	59%	41%	37%	3	11.1%			
広島県	23	17	12	12	9	13	13	13	11	14	13	10	10	74%	52%	52%	39%	57%	57%	57%	48%	61%	57%	43%	43%	2	8.7%			
山口県	19	14	13	16	13	9	8	10	7	9	5	9	7	74%	68%	84%	68%	47%	42%	53%	37%	47%	26%	47%	37%	4	21.1%			
徳島県	24	20	19	16	21	19	14	20	17	16	16	14	10	83%	79%	67%	88%	79%	58%	83%	71%	67%	67%	58%	42%	7	29.2%			
香川県	17	12	12	13	12	9	10	11	12	11	11	6	10	71%	71%	76%	71%	53%	59%	65%	71%	65%	65%	35%	59%	2	11.8%			
愛媛県	20	15	12	15	11	15	12	13	12	15	15	14	7	75%	60%	75%	55%	75%	60%	65%	60%	75%	75%	70%	35%	3	15.0%			
高知県	30	27	28	28	24	25	25	23	25	28	26	24	22	90%	93%	93%	80%	83%	83%	77%	83%	93%	87%	80%	73%	12	40.0%			
福岡県	60	51	41	40	40	46	37	39	37	38	36	35	28	85%	68%	67%	67%	77%	62%	65%	62%	63%	60%	58%	47%	7	11.7%			
佐賀県	20	15	11	12	15	17	14	16	16	17	14	13	8	75%	55%	60%	75%	85%	70%	80%	80%	85%	70%	65%	40%	3	15.0%			
長崎県	21	12	12	12	11	12	11	12	9	11	11	10	9	57%	57%	57%	52%	57%	52%	57%	43%	52%	52%	48%	43%	1	4.8%			
熊本県	45	36	34	37	37	41	34	34	34	32	33	32	24	80%	76%	82%	82%	91%	76%	76%	76%	71%	73%	71%	53%	9	20.0%			
大分県	18	14	13	14	9	8	14	9	12	11	10	9	5	78%	72%	78%	50%	44%	78%	50%	67%	61%	56%	50%	28%	2	11.1%			
宮崎県	26	22	17	19	18	19	18	18	13	17	16	13	15	85%	65%	73%	69%	73%	69%	69%	50%	65%	62%	50%	58%	7	26.9%			
鹿児島県	43	40	38	33	32	34	34	35	34	35	30	28	30	93%	88%	77%	74%	79%	79%	81%	79%	81%	70%	65%	70%	14	32.6%			
沖縄県	41	38	33	32	31	32	29	24	27	28	26	26	25	93%	80%	78%	76%	78%	71%	59%	66%	68%	63%	63%	61%	16	39.0%			
計	####	1,408	1,283	1,262	1,212	1,206	1,181	1,167	1,103	1,117	1,046	995	876	81%	74%	73%	70%	69%	68%	67%	64%	64%	60%	57%	50%	380	21.9%			

(注) 自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

表 4-5 使用者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	自治 体数	通報0件自治体数												割合(通報0件自治体数／自治体数)															通算	
		平成							令和					平成								令和							通報0件 自治体 数	割合
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5					
北海道	179	171	173	165	171	175	165	171	173	168	171	171	164	96%	97%	92%	96%	98%	92%	96%	97%	94%	96%	96%	92%	128	71.5%			
青森県	40	38	39	38	38	38	39	40	37	37	39	38	39	95%	98%	95%	95%	95%	98%	100%	93%	93%	98%	95%	98%	31	77.5%			
岩手県	33	31	29	31	31	30	29	32	33	31	32	33	31	94%	88%	94%	94%	91%	88%	97%	100%	94%	97%	100%	94%	21	63.6%			
宮城県	35	34	33	30	31	30	32	31	29	34	33	33	32	97%	94%	86%	89%	86%	91%	89%	83%	97%	94%	94%	91%	17	48.6%			
秋田県	25	24	25	24	24	24	24	24	24	24	25	25	23	96%	100%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	100%	100%	92%	19	76.0%			
山形県	35	34	35	34	34	31	34	35	34	34	32	35	34	97%	100%	97%	97%	89%	97%	100%	97%	97%	91%	100%	97%	28	80.0%			
福島県	59	55	55	57	57	56	57	59	59	57	56	54	59	93%	93%	97%	97%	95%	97%	100%	100%	97%	95%	92%	100%	49	83.1%			
茨城県	44	38	38	41	40	42	41	41	43	41	43	41	40	86%	86%	93%	91%	95%	93%	93%	98%	93%	98%	93%	91%	24	54.5%			
栃木県	25	23	25	24	25	24	25	24	25	21	21	22	23	92%	100%	96%	100%	96%	100%	96%	100%	84%	84%	88%	92%	12	48.0%			
群馬県	35	32	31	33	30	32	32	29	29	31	33	32	32	91%	89%	94%	86%	91%	91%	83%	83%	89%	94%	91%	91%	21	60.0%			
埼玉県	63	61	52	55	58	56	59	53	51	52	56	54	46	97%	83%	87%	92%	89%	94%	84%	81%	83%	89%	86%	73%	18	28.6%			
千葉県	54	44	46	45	42	43	44	40	44	38	41	34	41	81%	85%	83%	78%	80%	81%	74%	81%	70%	76%	63%	76%	14	25.9%			
東京都	62	37	37	38	41	36	45	41	40	41	38	36	40	60%	60%	61%	66%	58%	73%	66%	65%	66%	61%	58%	65%	12	19.4%			
神奈川県	33	22	21	23	18	29	24	27	29	28	23	25	25	67%	64%	70%	55%	88%	73%	82%	88%	85%	70%	76%	76%	12	36.4%			
新潟県	30	29	27	28	29	26	27	27	26	28	28	29	28	97%	90%	93%	97%	87%	90%	90%	87%	93%	93%	97%	93%	18	60.0%			
富山県	15	15	14	14	14	13	13	15	13	12	13	12	11	100%	93%	93%	93%	87%	87%	100%	87%	80%	87%	80%	73%	5	33.3%			
石川県	19	15	17	17	15	14	14	14	16	16	18	17	17	79%	89%	89%	79%	74%	74%	74%	84%	84%	95%	89%	89%	5	26.3%			
福井県	17	14	13	14	12	16	13	12	12	15	15	14	12	82%	76%	82%	71%	94%	76%	71%	71%	88%	88%	82%	71%	2	11.8%			
山梨県	27	26	26	22	23	22	23	25	27	24	26	26	26	96%	96%	81%	85%	81%	85%	93%	100%	89%	96%	96%	96%	16	59.3%			
長野県	77	73	72	73	72	76	69	71	71	72	70	75	72	95%	94%	95%	94%	99%	90%	92%	92%	94%	91%	97%	94%	47	61.0%			
岐阜県	42	40	38	39	38	39	38	40	37	41	38	37	35	95%	90%	93%	90%	93%	90%	95%	88%	98%	90%	88%	83%	23	54.8%			
静岡県	35	33	27	31	27	28	28	31	30	30	32	26	28	94%	77%	89%	77%	80%	80%	89%	86%	86%	91%	74%	80%	15	42.9%			
愛知県	54	48	43	39	33	41	40	43	38	42	45	44	44	89%	80%	72%	61%	76%	74%	80%	70%	78%	83%	81%	81%	13	24.1%			
三重県	29	25	23	25	26	25	25	23	25	24	25	27	26	86%	79%	86%	90%	86%	86%	79%	86%	83%	86%	93%	90%	15	51.7%			
滋賀県	19	17	18	15	14	16	15	14	15	17	15	17	14	89%	95%	79%	74%	84%	79%	74%	79%	89%	79%	89%	74%	6	31.6%			
京都府	26	25	24	20	22	23	20	22	22	24	21	22	19	96%	92%	77%	85%	88%	77%	85%	85%	92%	81%	85%	73%	10	38.5%			
大阪府	43	37	25	30	22	22	26	19	27	32	22	30	28	86%	58%	70%	51%	51%	60%	44%	63%	74%	51%	70%	65%	4	9.3%			
兵庫県	41	33	30	33	34	32	31	33	35	33	36	33	29	80%	73%	80%	83%	78%	76%	80%	85%	80%	88%	80%	71%	18	43.9%			
奈良県	39	39	37	37	38	36	37	36	36	37	38	38	37	100%	95%	95%	97%	92%	95%	92%	92%	95%	97%	97%	95%	29	74.4%			
和歌山県	30	30	30	28	29	26	29	30	29	29	29	29	28	100%	100%	93%	97%	87%	97%	100%	97%	97%	97%	97%	93%	22	73.3%			
鳥取県	19	17	15	17	16	17	18	17	17	14	16	17	16	89%	79%	89%	84%	89%	95%	89%	89%	74%	84%	89%	84%	11	57.9%			
島根県	19	15	17	19	17	19	16	18	18	16	18	18	16	79%	89%	100%	89%	100%	84%	95%	95%	84%	95%	95%	84%	10	52.6%			
岡山県	27	23	24	24	23	22	20	24	24	23	24	23	23	85%	89%	89%	85%	81%	74%	89%	89%	85%	89%	85%	85%	9	33.3%			
広島県	23	20	19	20	16	16	18	17	20	19	20	20	18	87%	83%	87%	70%	70%	78%	74%	87%	83%	87%	87%	78%	10	43.5%			
山口県	19	16	18	18	17	14	13	17	19	19	16	15	19	84%	95%	95%	89%	74%	68%	89%	100%	100%	84%	79%	100%	10	52.6%			
徳島県	24	21	21	20	23	22	19	23	21	23	22	23	22	88%	88%	83%	96%	92%	79%	96%	88%	96%	92%	96%	92%	12	50.0%			
香川県	17	17	15	16	15	14	14	15	13	15	13	12	14	100%	88%	94%	88%	82%	82%	88%	76%	88%	76%	71%	82%	3	17.6%			
愛媛県	20	17	19	18	12	19	20	19	20	20	18	17	18	85%	95%	90%	60%	95%	100%	95%	100%	100%	90%	85%	90%	9	45.0%			
高知県	30	29	29	29	28	29	30	29	29	30	29	28	28	97%	97%	97%	93%	97%	100%	97%	97%	100%	97%	93%	93%	24	80.0%			
福岡県	60	57	51	57	48	53	54	52	51	54	54	53	52	95%	85%	95%	80%	88%	90%	87%	85%	90%	90%	88%	87%	28	46.7%			
佐賀県	20	17	18	19	19	19	20	18	20	20	17	19	20	85%	90%	95%	95%	95%	100%	90%	100%	100%	85%	95%	100%	12	60.0%			
長崎県	21	20	20	16	18	21	18	17	17	19	16	19	15	95%	95%	76%	86%	100%	86%	81%	81%	90%	76%	90%	71%	8	38.1%			
熊本県	45	41	43	40	41	42	42	39	40	42	38	42	42	91%	96%	89%	91%	93%	93%	87%	89%	93%	84%	93%	93%	24	53.3%			
大分県	18	16	16	14	16	16	17	16	16	14	17	16	15	89%	89%	78%	89%	89%	94%	89%	89%	78%	94%	89%	83%	8	44.4%			
宮崎県	26	23	21	24	25	21	22	23	23	23	22	23	24	88%	81%	92%	96%	81%	85%	88%	88%	88%	85%	88%	92%	16	61.5%			
鹿児島県	43	41	38	39	40	38	40	39	42	40	40	38	39	95%	88%	91%	93%	88%	93%	91%	98%	93%	93%	88%	91%	28	65.1%			
沖縄県	41	41	39	39	37	39	40	38	38	39	39	41	39	100%	95%	95%	90%	95%	98%	93%	93%	95%	95%	100%	95%	28	68.3%			
計	####	1,574	1,526	1,532	1,499	1,522	1,519	1,523	1,537	1,543	1,533	1,533	1,503	91%	88%	88%	86%	88%	87%	88%	88%	88%	88%	87%	87%	904	52.0%			

(注) 自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

2) 養護者虐待における警察からの通報の状況

「3. 調査結果（単純集計）（1）養護者による障害者虐待についての対応状況等」の表3-1「相談・通報・届出者（複数回答）」に示すとおり、令和5年度「障害者虐待対応状況調査」結果において、相談・通報・届出者で最も多いのは「警察」であり、52.6%を占めている。

平成24年度から令和5年度の養護者における相談・通報・届出者は表4-6のとおりである。平成24年度の「警察」は相談・通報件数の10.9%であったが、令和5年度では52.6%まで構成割合は高まっており、警察との連携がより重要になると考えられる。

表4-6 養護者虐待における相談・通報・届出者

養護者虐待 相談・通報・届出者 (複数回答)	件数												構成割合											
	平成(年度)								令和(年度)				平成(年度)								令和(年度)			
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
本人による届出	884	1,153	956	948	980	857	914	913	956	980	1,128	1,138	27.1%	24.9%	21.4%	21.3%	21.3%	18.4%	17.1%	15.9%	14.6%	13.4%	13.0%	11.4%
家族・親族	280	332	267	279	252	190	215	259	264	226	244	261	8.6%	7.2%	6.0%	6.3%	5.5%	4.1%	4.0%	4.5%	4.0%	3.1%	2.8%	2.6%
近隣住民・知人	173	246	174	140	144	121	140	134	133	156	129	159	5.3%	5.3%	3.9%	3.1%	3.1%	2.6%	2.6%	2.3%	2.0%	2.1%	1.5%	1.6%
民生委員	66	53	43	30	13	26	18	24	13	19	16	20	2.0%	1.1%	1.0%	0.7%	0.3%	0.6%	0.3%	0.4%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%
医療機関関係者	166	223	182	210	174	214	190	198	201	206	232	293	5.1%	4.8%	4.1%	4.7%	3.8%	4.6%	3.6%	3.4%	3.1%	2.8%	2.7%	2.9%
教職員	31	51	40	43	42	38	41	41	38	33	23	36	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者 等	894	1,280	1,330	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.4%	27.6%	29.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	654	709	767	821	843	835	902	918	1,048	-	-	-	14.7%	15.4%	16.5%	15.4%	14.6%	12.7%	12.3%	10.6%	10.5%
施設・事業所の職員	-	-	-	784	726	670	830	863	721	829	941	1,095	-	-	-	17.6%	15.8%	14.4%	15.6%	15.0%	11.0%	11.3%	10.9%	11.0%
虐待者自身	32	25	30	32	27	22	27	17	23	17	12	28	1.0%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.3%
警察	354	679	819	965	1,138	1,312	1,695	1,964	2,857	3,411	4,405	5,243	10.9%	14.6%	18.4%	21.7%	24.7%	28.2%	31.8%	34.1%	43.6%	46.5%	50.9%	52.6%
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	306	293	344	350	357	335	390	412	7.7%	7.2%	7.9%	7.9%	6.6%	6.3%	6.5%	6.1%	5.4%	4.6%	4.5%	4.1%
介護保険法に基づく居 宅サービス事業等従事 者等	-	-	121	132	116	134	110	103	87	113	128	126	-	-	2.7%	3.0%	2.5%	2.9%	2.1%	1.8%	1.3%	1.5%	1.5%	1.3%
成年後見人等	-	-	-	18	15	21	19	16	13	20	15	28	-	-	-	0.4%	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%
その他	212	315	230	178	216	216	186	232	232	258	228	311	6.5%	6.8%	5.2%	4.0%	4.7%	4.6%	3.5%	4.0%	3.5%	3.5%	2.6%	3.1%
不明	80	90	51	40	61	34	29	47	42	61	59	76	2.5%	1.9%	1.1%	0.9%	1.3%	0.7%	0.5%	0.8%	0.6%	0.8%	0.7%	0.8%
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	4,919	4,915	5,579	6,004	6,772	7,566	8,868	10,274	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談・通報件数	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

（２）養護者による障害者虐待事例の詳細分析

令和５年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による虐待判断事例の件数は 2,283 件であり、被虐待者数は 2,285 人であった。ここでは、被虐待者別に収集された個票データを用いて、養護者による虐待判断事例について詳細分析を行った。

※本項では被虐待者の人数を母数とする構成割合を表記しているため、前節（「３．調査結果（単純集計）」）の構成比とは一致していない。

１）被虐待者の基本属性別分析

①虐待の類型（複数回答）

全体でみれば、身体的虐待が 67.5%、性的虐待が 2.3%、心理的虐待が 31.9%、放棄、放置（ネグレクト）が 11.2%、経済的虐待が 16.5%の割合である。（表 4-7）

ア．身体的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性が身体的虐待に遭った割合が高い（男性 61.5%、女性は 70.9%）。（表 4-7）
- ・年代別では、40 歳代未満に比べ 40 歳代以上が身体的虐待に遭った割合が高い。（表 4-7）
- ・障害種別にみると、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に低い（知的障害あり 61.9%、なし 72.2%）。逆に、精神障害のある被虐待者はそうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に高い（精神障害あり 72.5%、なし 63.5%）。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられない。（表 4-8）
- ・行動障害の有無別にみても身体的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表 4-9）

㊤ 身体的虐待に遭いやすい属性等：女性、40 歳代以上、精神障害がある

イ．性的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性が性的虐待に遭った割合が高い（男性 0.7%、女性は 3.2%）。（表 4-7）
- ・性的虐待の被害に遭っている年代は、～19 歳や 20 歳代が多いものの有意差はみられなかった。（表 4-7）
- ・障害種別にみると、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて性的虐待を受けた割合が有意に高い（知的障害あり 3.1%、なし 1.6%）。なお、身体障害や精神障害、発達障害、難病等の有無では有意差はみられない。（表 4-8）
- ・行動障害の有無別にみても性的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表 4-9）

㊤ 性的虐待に遭いやすい属性等：女性、知的障害がある

ウ．心理的虐待

- ・心理的虐待の性別にみても、心理的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表 4-7）

- ・年代別にみると、20 歳代以上に比べ、～19 歳は心理的虐待に遭った割合が高い。(表 4-7)
- ・障害種別にみると、発達障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて心理的虐待を受けている割合が有意に高い(発達障害あり 44.3%、なし 31.5%)。なお、身体障害や知的障害、精神障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-8)
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がないに比べると、行動障害がある方が心理的虐待を受けた割合が低い傾向がみられた。(表 4-9)

㊦ 心理的虐待に遭いやすい属性等：～19 歳、発達障害がある、行動障害がない

エ. 放棄、放置（ネグレクト）

- ・被虐待者の性別にみると、女性に比べ男性が放棄、放置（ネグレクト）に遭った割合が高い(男性 16.3%、女性は 8.3%)。(表 4-7)
- ・年代別では、～19 歳が多いものの、有意差はみられなかった。(表 4-7)
- ・障害種別にみると、身体障害のある被虐待者や知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が有意に高い(身体障害あり 15.6%、なし 10.3%、知的障害あり 14.0%、なし 8.8%)。逆に、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合は有意に低くなっていた(精神障害あり 8.2%、なし 13.5%)。なお、難病等でも、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が高くなっているものの、有意差はみられなかった。(表 4-8)
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がないに比べると、行動障害がある方が放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が高いものの、有意差はみられなかった。(表 4-9)

㊦ 放棄、放置（ネグレクト）に遭いやすい属性等：男性、身体障害や知的障害がある

オ. 経済的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、女性に比べ男性が経済的虐待に遭った割合が高い(男性 21.0%、女性 13.9%)。(表 4-7)
- ・年代別では、20 歳代が経済的虐待に遭った割合が高いものの、有意差はみられなかった。(表 4-7)
- ・障害種別にみると、知的障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合が有意に高い(知的障害あり 22.2%、なし 11.6%)。逆に、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた(精神障害あり 11.4%、なし 20.5%)。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-8)
- ・行動障害の有無別にみても経済的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。(表 4-9)

㊦ 経済的虐待に遭いやすい属性等：男性、知的障害がある

②虐待者の続柄

全体で見れば、虐待者の割合は父親 25.4%、母親 26.7%、夫 17.3%、兄弟 12.0%、その他 10.5%が上位を占めている。(表 4-7)

ア. 被虐待者の性別にみた虐待者

- ・被虐待者が男性の場合、虐待者は父親 33.4%、母親 27.2%、兄弟 17.7%が主な虐待者である。一方、被虐待者が女性の場合には夫 26.8%、母親 26.4%、父親 21.0%となる。(表 4-7)

イ. 被虐待者の年代別にみた虐待者

- ・被虐待者が、～19 歳や 20 歳代までの虐待者は父親や母親が中心である。被虐待者の年齢が高くなるに従って兄弟、夫の割合が高まり、50 歳代以上になると兄弟や夫のほかに息子の割合も高くなっている。(表 4-7)

ウ. 障害種別にみた虐待者

- ・身体障害のある被虐待者では、虐待者が妻や息子、娘である割合は有意に高い（妻：身体障害あり 7.8%、なし 2.8%、息子：身体障害あり 7.3%、なし 3.1%、娘：身体障害あり 4.4%、なし 1.5%）。
- ・知的障害のある被虐待者では、知的障害のない被虐待者に比べ父親や母親、兄弟から虐待を受けている割合が高い（被虐待者の年齢層が関係）。
- ・精神障害のある被虐待者では、父親や母親、姉妹から虐待を受けた割合は有意に低く、夫や息子から虐待を受けた割合が高まっている。
- ・発達障害のある被虐待者では、父親や母親から虐待を受けた割合が高いものの有意差はみられなかった。(表 4-8)

エ. 行動障害の有無別にみた虐待者

- ・被虐待者に行動障害がある（認定あり・なし）場合には、父親や母親が虐待者となる割合が高い。(表 4-9)

③虐待の発生要因

全体で見れば、虐待の発生要因としては「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の43.0%が最も多く、次いで「虐待者が虐待と認識していない」41.3%、「虐待者の知識や情報の不足」23.7%等が上位を占めている。(表4-7)

ア. 被虐待者の性別・年代別にみた虐待発生要因

- ・「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の知識や情報の不足」、「被虐待者の介護度や支援の高さ」、「被虐待者の行動障害」において、被虐待者が女性よりも男性の場合で有意に高くなっていた。(表4-7)
- ・「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」、「虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態」では、50歳代や60歳代の割合が高く、「虐待者が過去に虐待を行ったことがある」や「被虐待者の行動障害」では、～19歳や20歳代の割合が高い。(表4-7)

イ. 障害種別にみた虐待発生要因

- ・身体障害のある被虐待者では、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」の割合が高く、「被虐待者の行動障害」の要因は有意に低い。(表4-8)
- ・知的障害のある被虐待者では、「虐待者が過去に虐待を行ったことがある」や「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」、「被虐待者の行動障害」、「家庭における経済的困窮（経済的問題）」等の割合が有意に高い。(表4-8)
- ・精神障害のある被虐待者では、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の割合が有意に高く、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」、「被虐待者の行動障害」、「家庭における経済的困窮（経済的問題）」の割合が有意に低い。(表4-8)

ウ. 行動障害の有無別にみた虐待発生要因

- ・被虐待者に行動障害がある（認定あり・なし）場合、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」の割合が有意に高く、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」は有意に低かった。(表4-9)

表 4-7 被虐待者の基本属性別有意差分析（その 1 性別・年齢別）

		全体	性別			年齢						
			男性	女性	有意差	～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	有意差
全体		2,285 100%	824 100%	1,460 100%		133 100%	513 100%	356 100%	440 100%	552 100%	288 100%	
虐待の類型	身体的虐待	1,542 67.5%	507 61.5%	1,035 70.9%	***	87 65.4%	322 62.8%	230 64.6%	320 72.7%	385 69.7%	196 68.1%	*
	性的虐待	52 2.3%	6 0.7%	46 3.2%	***	7 5.3%	19 3.7%	9 2.5%	10 2.3%	5 0.9%	2 0.7%	2 (**)
	心理的虐待	730 31.9%	243 29.5%	486 33.3%		57 42.9%	172 33.5%	112 31.5%	116 26.4%	177 32.1%	94 32.6%	*
	放棄、放置（ネグレクト）	255 11.2%	134 16.3%	121 8.3%	***	21 15.8%	51 9.9%	37 10.4%	46 10.5%	68 12.3%	32 11.1%	
	経済的虐待	376 16.5%	173 21.0%	203 13.9%	***	15 11.3%	115 22.4%	54 15.2%	49 11.1%	88 15.9%	54 18.8%	***
虐待者の続柄	父	581 25.4%	275 33.4%	306 21.0%	***	70 52.6%	185 36.1%	124 34.8%	108 24.5%	81 14.7%	13 4.5%	***
	母	609 26.7%	224 27.2%	385 26.4%		68 51.1%	239 46.6%	99 27.8%	85 19.3%	94 17.0%	24 8.3%	***
	夫	395 17.3%	4 0.5%	391 26.8%		3 2.3%	33 6.4%	67 18.8%	99 22.5%	125 22.6%	66 22.9%	***
	妻	84 3.7%	80 9.7%	3 0.2%		0 0.0%	9 1.8%	4 1.1%	19 4.3%	29 5.3%	23 8.0%	(***)
	息子	87 3.8%	18 2.2%	67 4.6%	**	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	9 2.0%	29 5.3%	46 16.0%	(***)
	娘	45 2.0%	2 0.2%	43 2.9%	***	0 0.0%	3 0.6%	1 0.3%	2 0.5%	18 3.3%	21 7.3%	(***)
	息子の配偶者（嫁）	2 0.1%	0 0.0%	2 0.1%		0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	
	娘の配偶者（婿）	1 0.0%	0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	
	兄弟	275 12.0%	146 17.7%	129 8.8%	***	3 2.3%	22 4.3%	29 8.1%	63 14.3%	102 18.5%	56 19.4%	***
	姉妹	110 4.8%	44 5.3%	63 4.3%		2 1.5%	9 1.8%	7 2.0%	22 5.0%	47 8.5%	20 6.9%	***
	祖父	10 0.4%	5 0.6%	5 0.3%		0 0.0%	8 1.6%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 (***)
	祖母	11 0.5%	5 0.6%	6 0.4%		1 0.8%	7 1.4%	3 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 (**)
	その他	240 10.5%	71 8.6%	152 10.4%		7 5.3%	46 9.0%	38 10.7%	54 12.3%	46 8.3%	32 11.1%	
	不明	1 0.04%	1 0.12%	0 0.00%		0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	—
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	532 23.3%	216 26.2%	312 21.4%	**	23 17.3%	105 20.5%	71 19.9%	88 20.0%	167 30.3%	75 26.0%	***
	虐待者の知識や情報の不足	541 23.7%	216 26.2%	319 21.8%	*	26 19.5%	111 21.6%	86 24.2%	110 25.0%	148 26.8%	54 18.8%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	135 5.9%	42 5.1%	93 6.4%		13 9.8%	31 6.0%	28 7.9%	18 4.1%	31 5.6%	14 4.9%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	399 17.5%	146 17.7%	248 17.0%		17 12.8%	81 15.8%	59 16.6%	60 13.6%	122 22.1%	55 19.1%	**
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	225 9.8%	72 8.7%	152 10.4%		28 21.1%	56 10.9%	25 7.0%	39 8.9%	53 9.6%	23 8.0%	***
	虐待者が虐待と認識していない	944 41.3%	344 41.7%	581 39.8%		70 52.6%	220 42.9%	132 37.1%	161 36.6%	213 38.6%	128 44.4%	**
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	370 16.2%	129 15.7%	236 16.2%		18 13.5%	73 14.2%	48 13.5%	59 13.4%	112 20.3%	56 19.4%	**
	虐待者側のその他の要因	207 9.1%	79 9.6%	127 8.7%		14 10.5%	39 7.6%	35 9.8%	55 12.5%	42 7.6%	20 6.9%	*
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	533 23.3%	214 26.0%	317 21.7%	*	32 24.1%	97 18.9%	80 22.5%	91 20.7%	154 27.9%	78 27.1%	**
	被虐待者の行動障害	296 13.0%	130 15.8%	166 11.4%	**	27 20.3%	87 17.0%	45 12.6%	59 13.4%	58 10.5%	20 6.9%	***
	被虐待者側のその他の要因	206 9.0%	75 9.1%	129 8.8%		12 9.0%	38 7.4%	29 8.1%	38 8.6%	54 9.8%	33 11.5%	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	983 43.0%	344 41.7%	633 43.4%		62 46.6%	210 40.9%	148 41.6%	179 40.7%	250 45.3%	128 44.4%	
	家庭における経済的困窮（経済的問題）	350 15.3%	138 16.7%	210 14.4%		23 17.3%	85 16.6%	48 13.5%	55 12.5%	81 14.7%	57 19.8%	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	287 12.6%	116 14.1%	171 11.7%		12 9.0%	45 8.8%	45 12.6%	61 13.9%	72 13.0%	52 18.1%	**
	家庭におけるその他の要因	87 3.8%	27 3.3%	59 4.0%		9 6.8%	23 4.5%	18 5.1%	11 2.5%	16 2.9%	9 3.1%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

有意差検定
 ***: p<0. 001
 ** : p<0. 01
 * : p<0. 05

表 4-8 被虐待者の基本属性別有意差分析（その2 障害種別）

		全体	身体障害			知的障害			精神障害(発達障害を除く)			発達障害			難病等		
			該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差
全体		2,285 100%	384 100%	1,901 100%		1,044 100%	1,241 100%		1,015 100%	1,270 100%		79 100%	2,206 100%		27 100%	2,258 100%	
虐待の 類型	身体的虐待	1,542 67.5%	255 66.4%	1,287 67.7%		646 61.9%	896 72.2%	***	736 72.5%	806 63.5%	***	56 70.9%	1,486 67.4%		17 63.0%	1,525 67.5%	
	性的虐待	52 2.3%	5 1.3%	47 2.5%		32 3.1%	20 1.6%	*	22 2.2%	30 2.4%		1 1.3%	51 2.3%		0 0.0%	52 2.3%	
	心理的虐待	730 31.9%	119 31.0%	611 32.1%		322 30.8%	408 32.9%		339 33.4%	391 30.8%		35 44.3%	695 31.5%	*	10 37.0%	720 31.9%	
	放棄、放置(ネグレクト)	255 11.2%	60 15.6%	195 10.3%	**	146 14.0%	109 8.8%	***	83 8.2%	172 13.5%	***	6 7.6%	249 11.3%		6 22.2%	249 11.0%	
	経済的虐待	376 16.5%	61 15.9%	315 16.6%		232 22.2%	144 11.6%	***	116 11.4%	260 20.5%	***	11 13.9%	365 16.5%		2 7.4%	374 16.6%	
虐待者の 続柄	父	581 25.4%	72 18.8%	509 26.8%	**	322 30.8%	259 20.9%	***	213 21.0%	368 29.0%	***	30 38.0%	551 25.0%	**	2 7.4%	579 25.6%	*
	母	609 26.7%	92 24.0%	517 27.2%		384 36.8%	225 18.1%	***	190 18.7%	419 33.0%	***	27 34.2%	582 26.4%		5 18.5%	604 26.7%	
	夫	395 17.3%	68 17.7%	327 17.2%		76 7.3%	319 25.7%	***	278 27.4%	117 9.2%	***	10 12.7%	385 17.5%		10 37.0%	385 17.1%	(**)
	妻	84 3.7%	30 7.8%	54 2.8%	***	7 0.7%	77 6.2%	***	45 4.4%	39 3.1%		3 3.8%	81 3.7%		2 7.4%	82 3.6%	
	息子	87 3.8%	28 7.3%	59 3.1%	***	9 0.9%	78 6.3%	***	55 5.4%	32 2.5%	***	1 1.3%	86 3.9%		2 7.4%	85 3.8%	
	娘	45 2.0%	17 4.4%	28 1.5%	***	9 0.9%	36 2.9%	***	24 2.4%	21 1.7%		2 2.5%	43 1.9%		1 3.7%	44 1.9%	
	息子の配偶者(嫁)	2 0.1%	0 0.0%	2 0.1%		1 0.1%	1 0.1%		1 0.1%	1 0.1%		0 0.0%	2 0.1%		0 0.0%	2 0.1%	
	娘の配偶者(婿)	1 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	(*)	0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	1 0.0%		0 0.0%	1 0.0%	
	兄弟	275 12.0%	38 9.9%	237 12.5%		147 14.1%	128 10.3%	**	111 10.9%	164 12.9%		1 1.3%	274 12.4%	**	3 11.1%	272 12.0%	
	姉妹	110 4.8%	22 5.7%	88 4.6%		59 5.7%	51 4.1%		34 3.3%	76 6.0%	**	2 2.5%	108 4.9%		2 7.4%	108 4.8%	
	祖父	10 0.4%	1 0.3%	9 0.5%		9 0.9%	1 0.1%	(**)	0 0.0%	10 0.8%	(**)	1 1.3%	9 0.4%		0 0.0%	10 0.4%	
	祖母	11 0.5%	1 0.3%	10 0.5%		4 0.4%	7 0.6%		6 0.6%	5 0.4%		1 1.3%	10 0.5%		0 0.0%	11 0.5%	
	その他	240 10.5%	32 8.3%	208 10.9%		105 10.1%	135 10.9%		107 10.5%	133 10.5%		6 7.6%	234 10.6%		1 3.7%	239 10.6%	
	不明	1 0.04%	0 0.00%	1 0.05%		0 0.00%	1 0.08%		1 0.10%	0 0.00%		0 0.00%	1 0.05%		0 0.00%	1 0.04%	
虐待者 側の 要因	虐待者の介護疲れ	532 23.3%	130 33.9%	402 21.1%	***	250 23.9%	282 22.7%		201 19.8%	331 26.1%	**	18 22.8%	514 23.3%		12 44.4%	520 23.0%	**
	虐待者の知識や情報の不足	541 23.7%	87 22.7%	454 23.9%		263 25.2%	278 22.4%		220 21.7%	321 25.3%		21 26.6%	520 23.6%		7 25.9%	534 23.6%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依 存の影響	135 5.9%	22 5.7%	113 5.9%		61 5.8%	74 6.0%		62 6.1%	73 5.7%		8 10.1%	127 5.8%		3 11.1%	132 5.8%	
	虐待者の介護等に関する強い不安 や悩み・介護ストレス	399 17.5%	81 21.1%	318 16.7%	*	168 16.1%	231 18.6%		185 18.2%	214 16.9%		22 27.8%	377 17.1%	*	6 22.2%	393 17.4%	
	虐待者が過去に虐待を行ったこと がある	225 9.8%	30 7.8%	195 10.3%		120 11.5%	105 8.5%	**	93 9.2%	132 10.4%		8 10.1%	217 9.8%		3 11.1%	222 9.8%	
	虐待者が虐待と認識していない	944 41.3%	169 44.0%	775 40.8%		461 44.2%	483 38.9%	**	372 36.7%	572 45.0%	***	34 43.0%	910 41.3%		12 44.4%	932 41.3%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑う つ状態	370 16.2%	54 14.1%	316 16.6%		159 15.2%	211 17.0%		175 17.2%	195 15.4%		19 24.1%	351 15.9%		6 22.2%	364 16.1%	
	虐待者側のその他の要因	207 9.1%	39 10.2%	168 8.8%		104 10.0%	103 8.3%		83 8.2%	124 9.8%		9 11.4%	198 9.0%		4 14.8%	203 9.0%	
被虐待 者側の 要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	533 23.3%	135 35.2%	398 20.9%	***	273 26.1%	260 21.0%	***	200 19.7%	333 26.2%	***	17 21.5%	516 23.4%		17 63.0%	516 22.9%	***
	被虐待者の行動障害	296 13.0%	36 9.4%	260 13.7%	*	190 18.2%	106 8.5%	***	104 10.2%	192 15.1%	**	11 13.9%	285 12.9%		5 18.5%	291 12.9%	
	被虐待者側のその他の要因	206 9.0%	29 7.6%	177 9.3%		84 8.0%	122 9.8%		93 9.2%	113 8.9%		17 21.5%	189 8.6%	***	5 18.5%	201 8.9%	
家庭 環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐 待発生までの人間関係	983 43.0%	152 39.6%	831 43.7%		398 38.1%	585 47.1%	***	489 48.2%	494 38.9%	***	43 54.4%	940 42.6%	*	9 33.3%	974 43.1%	
	家庭における経済的困窮(経済的問 題)	350 15.3%	63 16.4%	287 15.1%		188 18.0%	162 13.1%	***	129 12.7%	221 17.4%	**	12 15.2%	338 15.3%		8 29.6%	342 15.1%	(*)
	家庭内に複数人の障害者、要介護 者がいる	287 12.6%	52 13.5%	235 12.4%		148 14.2%	139 11.2%	*	126 12.4%	161 12.7%		8 10.1%	279 12.6%		4 14.8%	283 12.5%	
	家庭におけるその他の要因	87 3.8%	9 2.3%	78 4.1%		51 4.9%	36 2.9%	**	28 2.8%	59 4.6%	*	6 7.6%	81 3.7%		1 3.7%	86 3.8%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

表 4-9 被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）

		全体	行動障害						
			強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点上)	認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明	有意差	
全体		2,285 100%	224 100%	36 100%	356 100%	1,620 100%	49 100%		
虐待の種類	身体的虐待	1,542 67.5%	153 68.3%	25 69.4%	257 72.2%	1,071 66.1%	36 73.5%		
	性的虐待	52 2.3%	1 0.4%	1 2.8%	5 1.4%	45 2.8%	0 0.0%		
	心理的虐待	730 31.9%	40 17.9%	12 33.3%	103 28.9%	564 34.8%	11 22.4%	***	
	放棄、放置(ネグレクト)	255 11.2%	33 14.7%	6 16.7%	49 13.8%	159 9.8%	8 16.3%	(*)	
	経済的虐待	376 16.5%	31 13.8%	4 11.1%	60 16.9%	275 17.0%	6 12.2%		
虐待者の続柄	父	581 25.4%	87 38.8%	13 36.1%	78 21.9%	386 23.8%	17 34.7%	***	
	母	609 26.7%	87 38.8%	14 38.9%	108 30.3%	391 24.1%	9 18.4%	***	
	夫	395 17.3%	8 3.6%	4 11.1%	54 15.2%	316 19.5%	13 26.5%	***	
	妻	84 3.7%	1 0.4%	0 0.0%	4 1.1%	79 4.9%	0 0.0%	(***)	
	息子	87 3.8%	3 1.3%	1 2.8%	12 3.4%	66 4.1%	3 6.1%		
	娘	45 2.0%	2 0.9%	0 0.0%	5 1.4%	37 2.3%	1 2.0%		
	息子の配偶者(嫁)	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.1%	0 0.0%		
	娘の配偶者(婿)	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%		
	兄弟	275 12.0%	23 10.3%	6 16.7%	64 18.0%	179 11.0%	3 6.1%	(**)	
	姉妹	110 4.8%	15 6.7%	1 2.8%	29 8.1%	60 3.7%	2 4.1%	(**)	
	祖父	10 0.4%	3 1.3%	0 0.0%	1 0.3%	6 0.4%	0 0.0%		
	祖母	11 0.5%	0 0.0%	1 2.8%	3 0.8%	7 0.4%	0 0.0%		
	その他	240 10.5%	15 6.7%	2 5.6%	25 7.0%	178 11.0%	3 6.1%		
	不明	1 0.04%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 0.06%	0 0.00%		
	虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	532 23.3%	97 43.3%	17 47.2%	99 27.8%	309 19.1%	7 14.3%	***
		虐待者の知識や情報の不足	541 23.7%	50 22.3%	13 36.1%	108 30.3%	352 21.7%	13 26.5%	**
虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響		135 5.9%	7 3.1%	2 5.6%	22 6.2%	98 6.0%	6 12.2%		
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス		399 17.5%	50 22.3%	7 19.4%	87 24.4%	244 15.1%	6 12.2%	***	
虐待者が過去に虐待を行ったことがある		225 9.8%	21 9.4%	6 16.7%	39 11.0%	152 9.4%	6 12.2%		
虐待者が虐待と認識していない		944 41.3%	77 34.4%	10 27.8%	143 40.2%	679 41.9%	17 34.7%		
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態		370 16.2%	31 13.8%	6 16.7%	61 17.1%	257 15.9%	11 22.4%		
虐待者側のその他の要因		207 9.1%	28 12.5%	1 2.8%	43 12.1%	124 7.7%	10 20.4%	(***)	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	533 23.3%	96 42.9%	13 36.1%	98 27.5%	317 19.6%	8 16.3%	***	
	被虐待者の行動障害	296 13.0%	124 55.4%	16 44.4%	115 32.3%	39 2.4%	2 4.1%	(***)	
	被虐待者側のその他の要因	206 9.0%	5 2.2%	3 8.3%	21 5.9%	169 10.4%	6 12.2%	(***)	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	983 43.0%	66 29.5%	15 41.7%	157 44.1%	721 44.5%	19 38.8%	**	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	350 15.3%	32 14.3%	2 5.6%	65 18.3%	241 14.9%	9 18.4%		
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	287 12.6%	29 12.9%	3 8.3%	60 16.9%	187 11.5%	8 16.3%	(*)	
	家庭におけるその他の要因	87 3.8%	11 4.9%	1 2.8%	14 3.9%	58 3.6%	2 4.1%		

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

2) 重篤ケースの分析

虐待が重篤化した場合、死亡事故につながるおそれもある。令和5年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による障害者虐待で発生した死亡事故は1件であったが、それ以外でも重篤と考えられるケースが少なからず発生していると考えられる。そのようなケースの特徴や発生要因等を探ることで、早期の発見や適切な被虐待者への支援とともに養護者支援につなげていくことが必要である。

ここでは、令和5年度の養護者による障害者虐待として挙げられた個票データからいくつかの指標を用いて重篤ケースにおける特徴や発生要因の分析を試みた。

なお、重篤ケースに該当するものとして、本分析では下記の該当ケースを想定した。

- ①やむを得ない事由による措置を適用されたケース
- ②成年後見制度市区町村長申立てがなされたケース
- ③虐待の程度が“重度”とされたケース（判断は市区町村担当職員や管理職）

①虐待類型

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースは身体的虐待ケースの割合が最も高いものの、非適用ケースと比較すると、放棄、放置（ネグレクト）や経済的虐待と判断されたケースでのやむを得ない事由による措置適用割合が有意に高くなっていた。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースにおいても、放棄、放置（ネグレクト）や経済的虐待と判断されたケースが最も多く、その割合は有意に高くなっていた。逆に、身体的虐待は有意に低くなっている。
- ・虐待程度が重度のケースは身体的虐待が多い。重度のケースと中軽度ケースの割合と比較すると、性的虐待や放棄、放置（ネグレクト）、経済的虐待ケースにおいて重度と判定された割合が有意に高くなっていた。逆に、身体的虐待ケースは有意に低くなっている。

表 4-10 重篤ケースの分析（虐待類型）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	49	2,236		65	2,220		276	2,009	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
身体的虐待	件数	29	1,513		13	1,529	***	124	1,418	***
	構成比	59.2%	67.7%		20.0%	68.9%		44.9%	70.6%	
性的虐待	件数	2	50		1	51		15	37	***
	構成比	4.1%	2.2%		1.5%	2.3%		5.4%	1.8%	
心理的虐待	件数	14	716		15	715		87	643	
	構成比	28.6%	32.0%		23.1%	32.2%		31.5%	32.0%	
放棄、放置（ネグレクト）	件数	17	238	***	28	227	***	84	171	***
	構成比	34.7%	10.6%		43.1%	10.2%		30.4%	8.5%	
経済的虐待	件数	17	359	***	45	331	***	104	272	***
	構成比	34.7%	16.1%		69.2%	14.9%		37.7%	13.5%	
虐待程度が重度	件数	13	263	**	30	246	***			
	構成比	26.5%	11.8%		46.2%	11.1%				

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

②障害種別

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは、非適用ケースと比べて知的障害のある被虐待者の割合が高いものの、統計的な有意差は確認できなかった。逆に、精神障害のある被虐待者の割合は有意に低くなっていた。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでは、知的障害のある被虐待者の割合が75.4%を占めており、非適用ケースに比べて有意に高く、逆に、精神障害のある被虐待者は有意に低くなっていた。
- ・虐待程度が重度のケースと中軽度のケースでも、身体障害や知的障害のある被虐待者の割合が高いものの、統計的な有意差はみられなかった。

表 4-11 重篤ケースの分析（障害種別）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	49	2,236		65	2,220		276	2,009	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
身体障害	件数	12	372		12	372		55	329	
	構成比	24.5%	16.6%		18.5%	16.8%		19.9%	16.4%	
知的障害	件数	29	1,015		49	995	***	138	906	
	構成比	59.2%	45.4%		75.4%	44.8%		50.0%	45.1%	
精神障害（発達障害を除く）	件数	14	1,001	*	16	999	***	108	907	
	構成比	28.6%	44.8%		24.6%	45.0%		39.1%	45.1%	
発達障害	件数	0	79		1	78		8	71	
	構成比	0.0%	3.5%		1.5%	3.5%		2.9%	3.5%	
難病	件数	0	27		1	26		2	25	
	構成比	0.0%	1.2%		1.5%	1.2%		0.7%	1.2%	
その他	件数	1	21		0	22		3	19	
	構成比	2.0%	0.9%		0.0%	1.0%		1.1%	0.9%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

③障害支援区分

- ・やむを得ない事由による措置、市区町村長申立て、虐待の程度とともに、区分4～6で適用ケースが高くなる傾向にあるものの、統計的な有意差はみられなかった。

表 4-12 重篤ケースの分析（障害支援区分）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	49	2,236		65	2,220		276	2,009	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
区分1	件数	1	13		1	13		3	11	
	構成比	2.0%	0.6%		1.5%	0.6%		1.1%	0.5%	
区分2	件数	5	246		4	247		30	221	
	構成比	10.2%	11.0%		6.2%	11.1%		10.9%	11.0%	
区分3	件数	5	276		3	278		24	257	
	構成比	10.2%	12.3%		4.6%	12.5%		8.7%	12.8%	
区分4	件数	7	247		20	234	(***)	32	222	(***)
	構成比	14.3%	11.0%		30.8%	10.5%		11.6%	11.1%	
区分5	件数	5	165		10	160		30	140	
	構成比	10.2%	7.4%		15.4%	7.2%		10.9%	7.0%	
区分6	件数	4	170		11	163		41	133	
	構成比	8.2%	7.6%		16.9%	7.3%		14.9%	6.6%	
なし	件数	22	1,097		16	1,103		112	1,007	
	構成比	44.9%	49.1%		24.6%	49.7%		40.6%	50.1%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

④行動障害の有無

- ・やむを得ない事由による措置や市区町村長申し立て、虐待の程度とともに、統計的な有意差はみられなかった。

表 4-13 重篤ケースの分析（行動障害の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	49	2,236		65	2,220		276	2,009	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
強い行動障害がある(区分3、行動関連項目10点以上)	件数	2	222		13	211		35	189	
	構成比	4.1%	9.9%		20.0%	9.5%		12.7%	9.4%	
認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	件数	1	35		1	35		6	30	
	構成比	2.0%	1.6%		1.5%	1.6%		2.2%	1.5%	
行動障害がある	件数	5	351		12	344	(*)	48	308	
	構成比	10.2%	15.7%		18.5%	15.5%		17.4%	15.3%	
行動障害がない	件数	41	1,579		36	1,584		179	1,441	
	構成比	83.7%	70.6%		55.4%	71.4%		64.9%	71.7%	
行動障害の有無不明	件数	0	49		3	46		8	41	
	構成比	0.0%	2.2%		4.6%	2.1%		2.9%	2.0%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑤虐待者の続柄

- ・やむを得ない事由による措置では、統計的な有意差はみられなかった。
- ・市区町村長申立て適用ケースでは、非適用ケースと比較すると、夫の割合が有意に低く、兄弟の割合は有意に高くなっている。
- ・虐待の程度においても、夫の割合が有意に低く、兄弟の割合は有意に高くなっている。

表 4-14 重篤ケースの分析（虐待者の続柄）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	49	2,236		65	2,220		276	2,009	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
父	件数	12	569		12	569		71	510	
	構成比	24.5%	25.4%		18.5%	25.6%		25.7%	25.4%	
母	件数	15	594		19	590		83	526	
	構成比	30.6%	26.6%		29.2%	26.6%		30.1%	26.2%	
夫	件数	2	393	*	1	394	***	30	365	**
	構成比	4.1%	17.6%		1.5%	17.7%		10.9%	18.2%	
妻	件数	4	80		0	84		8	76	
	構成比	8.2%	3.6%		0.0%	3.8%		2.9%	3.8%	
息子	件数	1	86		1	86		11	74	
	構成比	2.0%	3.8%		1.5%	3.9%		4.0%	3.7%	
娘	件数	2	43		2	43		5	40	
	構成比	4.1%	1.9%		3.1%	1.9%		1.8%	2.0%	
息子の配偶者(嫁)	件数	0	2		0	2		0	2	
	構成比	0.0%	0.1%		0.0%	0.1%		0.0%	0.1%	
娘の配偶者(婿)	件数	0	1		0	1		0	1	
	構成比	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	
兄弟	件数	8	267		16	259	**	47	228	**
	構成比	16.3%	11.9%		24.6%	11.7%		17.0%	11.3%	
姉妹	件数	1	109		13	97	(***)	20	87	*
	構成比	2.0%	4.9%		20.0%	4.4%		7.2%	4.3%	
祖父	件数	0	10		1	9		0	10	
	構成比	0.0%	0.4%		1.5%	0.4%		0.0%	0.5%	
祖母	件数	0	11		0	11		3	8	
	構成比	0.0%	0.5%		0.0%	0.5%		1.1%	0.4%	
その他	件数	10	230	*	12	228	*	33	190	
	構成比	20.4%	10.3%		18.5%	10.3%		12.0%	9.5%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑥虐待の発生要因

- ・回答割合として、やむを得ない事由による措置が適用されたケース、市区町村長申立てが適用されたケース、虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて、「虐待者が虐待と認識していない」や「家庭における経済的困窮（経済的問題）」の割合が共通して高くなっており、統計的な有意差もみられた。

表 4-15 重篤ケースの分析（虐待の発生要因）

			やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
			適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体		件数	49	2,236		65	2,220		276	2,009	
		構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	件数	9	523		7	525	*	51	478	
		構成比	18.4%	23.4%		10.8%	23.6%		18.5%	23.8%	
	虐待者の知識や情報の不足	件数	12	529		17	524		71	465	
		構成比	24.5%	23.7%		26.2%	23.6%		25.7%	23.1%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	件数	4	131		4	131		23	112	
		構成比	8.2%	5.9%		6.2%	5.9%		8.3%	5.6%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	件数	8	391		7	392		47	347	
		構成比	16.3%	17.5%		10.8%	17.7%		17.0%	17.3%	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	件数	7	218		6	219		29	195	
		構成比	14.3%	9.7%		9.2%	9.9%		10.5%	9.7%	
被虐待者側の要因	虐待者が虐待と認識していない	件数	27	917	*	43	901	***	146	780	***
		構成比	55.1%	41.0%		66.2%	40.6%		52.9%	38.8%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	件数	13	357	*	10	360		56	310	*
		構成比	26.5%	16.0%		15.4%	16.2%		20.3%	15.4%	
	虐待者側のその他の要因	件数	5	202		12	195	**	38	168	**
		構成比	10.2%	9.0%		18.5%	8.8%		13.8%	8.4%	
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	件数	20	513	**	17	516		64	468	
		構成比	40.8%	22.9%		26.2%	23.2%		23.2%	23.3%	
	被虐待者の行動障害	件数	2	294		9	287		30	266	
		構成比	4.1%	13.1%		13.8%	12.9%		10.9%	13.2%	
家庭環境要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	件数	26	957		20	963	*	115	863	
		構成比	53.1%	42.8%		30.8%	43.4%		41.7%	43.0%	
	家庭における経済的困窮（経済的問題）	件数	16	334	***	29	321	***	66	283	***
		構成比	32.7%	14.9%		44.6%	14.5%		23.9%	14.1%	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	件数	8	279		12	275		35	252	
		構成比	16.3%	12.5%		18.5%	12.4%		12.7%	12.5%	
	家庭におけるその他の要因	件数	6	81	(**)	5	82		15	71	
		構成比	12.2%	3.6%		7.7%	3.7%		5.4%	3.5%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑦過去の虐待の有無

- ・回答割合として、市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて、「虐待兆候の把握があった」の割合が共通して高くなっており、統計的な有意差もみられた。

表 4-16 重篤ケースの分析（過去の虐待の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	49	2,236		65	2,220		276	2,009	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
過去に虐待認定されていた	件数	7	292		7	292		31	268	
	構成比	14.3%	13.1%		10.8%	13.2%		11.2%	13.3%	
虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった	件数	14	498		26	486	**	89	423	***
	構成比	28.6%	22.3%		40.0%	21.9%		32.2%	21.1%	
虐待兆候は把握されていなかった	件数	20	1,078		24	1,074		117	981	
	構成比	40.8%	48.2%		36.9%	48.4%		42.4%	48.8%	
不明	件数	8	368		8	368		39	337	
	構成比	16.3%	16.5%		12.3%	16.6%		14.1%	16.8%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

（３）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事例の分析

令和５年度「障害者虐待対応状況調査」では、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例は1,194件であり、被虐待者数は2,356人※¹、虐待者1,345人※²であった。ここでは、虐待が発生した施設・事業所種別、虐待行為の類型別、被虐待者の障害種類別に被虐待者や虐待を行った職員の属性、虐待発生要因等の把握を行った。

※¹：不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の27件を除く1,167件が対象。

※²：施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の47件を除く1,147件の事例が対象。

※：令和５年度に発生した大規模な共同生活援助における経済的虐待事案も含め、集計を行ったものである。

１）障害者福祉施設・事業所種別にみた障害者虐待の事実が認められた件数

虐待の事実が認められた事例が最も多いのは共同生活援助の338件であり、そのうち心理的虐待が157件（46.4%）、身体的虐待が143件（42.3%）を占めた。次いで、障害者支援施設で虐待の事実が認められた事例244件のうち、身体的虐待は173件（70.9%）であった。

生活介護では虐待の事実が認められた事例は152件であり、身体的虐待が108件（71.1%）であった。

表 4-17 障害者福祉施設・事業所種別にみた障害者虐待の事実が認められた件数

	虐待件数	虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	1,194 100.0%	620件 51.9%	131件 11.0%	573件 48.0%	82件 6.9%	97件 8.1%
障害者支援施設	244件 100.0%	173件 70.9%	18件 7.4%	97件 39.8%	22件 9.0%	9件 3.7%
居宅介護	27件 100.0%	11件 40.7%	2件 7.4%	14件 51.9%	3件 11.1%	4件 14.8%
重度訪問介護	9件 100.0%	3件 33.3%	0件 0.0%	3件 33.3%	2件 22.2%	1件 11.1%
同行援護	2件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	1件 50.0%	0件 0.0%	1件 50.0%
行動援護	2件 100.0%	1件 50.0%	1件 50.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
療養介護	18件 100.0%	12件 66.7%	2件 11.1%	9件 50.0%	1件 5.6%	0件 0.0%
生活介護	152件 100.0%	108件 71.1%	13件 8.6%	76件 50.0%	11件 7.2%	1件 0.7%
短期入所	31件 100.0%	21件 67.7%	2件 6.5%	9件 29.0%	2件 6.5%	0件 0.0%
自立訓練	7件 100.0%	1件 14.3%	1件 14.3%	4件 57.1%	1件 14.3%	0件 0.0%
就労移行支援	9件 100.0%	0件 0.0%	4件 44.4%	5件 55.6%	0件 0.0%	0件 0.0%
就労継続支援A型	46件 100.0%	8件 17.4%	7件 15.2%	23件 50.0%	0件 0.0%	11件 23.9%
就労継続支援B型	124件 100.0%	33件 26.6%	23件 18.5%	80件 64.5%	2件 1.6%	5件 4.0%
共同生活援助	338件 100.0%	143件 42.3%	34件 10.1%	157件 46.4%	33件 9.8%	64件 18.9%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	6件 100.0%	1件 16.7%	1件 16.7%	3件 50.0%	0件 0.0%	1件 16.7%
移動支援事業	5件 100.0%	3件 60.0%	1件 20.0%	1件 20.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	3件 100.0%	1件 33.3%	0件 0.0%	3件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
児童発達支援	24件 100.0%	18件 75.0%	0件 0.0%	14件 58.3%	0件 0.0%	0件 0.0%
放課後等デイサービス	146件 100.0%	83件 56.8%	21件 14.4%	74件 50.7%	5件 3.4%	0件 0.0%
保育所等訪問支援	1件 100.0%	0件 0.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%

【参考 被虐待者の障害種別でみた施設従事者による虐待の事実が認められた件数】

被虐待者の障害種別でどのような虐待を受けているか傾向をみるため、被虐待者数と虐待類型別件数を整理した。

なお、障害者虐待では、1件につき複数の被虐待者がいる場合もあるため、被虐待者数と虐待の事実が認められた件数とは一致していない。また、障害種別及び虐待類型はともに重複する場合があるため正確な分析が困難な面があることから、ここでは傾向の確認のみを行った。

身体障害のある被虐待者は444人であり、虐待行為の類型は心理的虐待が127件、身体的虐待が119件である。

知的障害のある被虐待者は1,751人であり、虐待行為の類型は身体的虐待が520件、心理的虐待が394件である。

精神障害のある被虐待者は446人であり、虐待行為の件数は心理的虐待が120件、身体的虐待が66件である。

経済的虐待の多くは知的障害と精神障害のある被虐待者であることが窺える。

参考表 被虐待者の障害種別人数と、施設従事者による虐待行為の類型別虐待の事実が認められた件数

	被虐待者数	虐待件数(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	2,356人	620件	131件	573件	82件	97件
身体障害	444人	119件	22件	127件	32件	47件
知的障害	1,751人	520件	101件	394件	62件	69件
精神障害(発達障害を除く)	446人	66件	32件	120件	13件	54件
発達障害	80人	31件	10件	39件	3件	2件
難病等	19人	10件	0件	10件	1件	3件
不明	58人	11件	3件	14件	1件	5件

※障害種別、虐待行為の類型ともに重複カウントしているため、合計には一致しない。

2) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を受けた被虐待者の属性

①性別、年代

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

共同生活援助では 1,160 人の被虐待者がおり、うち男性は 64.7%、女性は 35.3%であった。被虐待者の年代は 20 歳代から 50 歳代が中心となっている。

また、障害者支援施設の被虐待者 346 人のうち、男性は 74.3%、女性は 25.7%であった。年代は 40 歳代以上が高い。

生活介護では被虐待者 209 人のうち、男性は 71.3%、女性は 28.7%であった。年代は 20 歳代や 30 歳代が高い。

放課後等デイサービスの被虐待者 215 人のうち、男性は 72.1%、女性は 27.9%であった。

表 4-18 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	2,356 100.0%	1569 66.6%	787 33.4%	251 10.7%	65 2.8%	481 20.4%	396 16.8%	395 16.8%	422 17.9%	296 12.6%	50 2.1%
障害者支援施設	346 100.0%	257 74.3%	89 25.7%	1 0.3%	4 1.2%	48 13.9%	52 15.0%	83 24.0%	83 24.0%	71 20.5%	4 1.2%
居宅介護	30 100.0%	13 43.3%	17 56.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.7%	6 20.0%	5 16.7%	9 30.0%	8 26.7%	0 0.0%
重度訪問介護	9 100.0%	7 77.8%	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	0 0.0%	3 33.3%	4 44.4%	0 0.0%	0 0.0%
同行援護	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%
行動援護	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	26 100.0%	10 38.5%	16 61.5%	0 0.0%	0 0.0%	7 26.9%	1 3.8%	6 23.1%	7 26.9%	5 19.2%	0 0.0%
生活介護	209 100.0%	149 71.3%	60 28.7%	0 0.0%	10 4.8%	65 31.1%	56 26.8%	42 20.1%	24 11.5%	10 4.8%	2 1.0%
短期入所	34 100.0%	25 73.5%	9 26.5%	8 23.5%	5 14.7%	8 23.5%	5 14.7%	6 17.6%	2 5.9%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	10 100.0%	8 80.0%	2 20.0%	0 0.0%	2 20.0%	5 50.0%	0 0.0%	1 10.0%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	10 100.0%	4 40.0%	6 60.0%	1 10.0%	2 20.0%	4 40.0%	2 20.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	89 100.0%	55 61.8%	34 38.2%	0 0.0%	4 4.5%	14 15.7%	23 25.8%	18 20.2%	21 23.6%	8 9.0%	1 1.1%
就労継続支援B型	164 100.0%	95 57.9%	69 42.1%	1 0.6%	6 3.7%	39 23.8%	32 19.5%	29 17.7%	27 16.5%	24 14.6%	6 3.7%
共同生活援助	1,160 100.0%	751 64.7%	409 35.3%	5 0.4%	27 2.3%	279 24.1%	212 18.3%	195 16.8%	241 20.8%	167 14.4%	34 2.9%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	14 100.0%	9 64.3%	5 35.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 21.4%	5 35.7%	3 21.4%	1 7.1%	2 14.3%	0 0.0%
移動支援事業	5 100.0%	3 60.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	5 100.0%	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	26 100.0%	22 84.6%	4 15.4%	26 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	215 100.0%	155 72.1%	60 27.9%	208 96.7%	4 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.4%

イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待の被虐待者は、男性の割合が 74.8%と高く、年齢は 17 歳以下から 50 歳代まで幅広い。

性的虐待では、女性の被虐待者が 54.7%を占めており、年齢は 17 歳以下や 20 歳代の割合が高い。

心理的虐待の被虐待者は男性が 65.5%。年齢は 17 歳以下から 60 歳以上まで幅広い。

放棄・放置（ネグレクト）は男性 68.3%。年齢は 20 歳代から 50 歳代の割合が高い。

経済的虐待は男性の被虐待者が 68.0%を占めており、20 歳代以上の割合が高い。

表 4-19 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	2,356 100.0%	1,569 66.6%	787 33.4%	251 10.7%	65 2.8%	481 20.4%	396 16.8%	395 16.8%	422 17.9%	296 12.6%	50 2.1%
身体的虐待	797 100.0%	596 74.8%	201 25.2%	134 16.8%	23 2.9%	158 19.8%	132 16.6%	140 17.6%	121 15.2%	83 10.4%	6 0.8%
性的虐待	214 100.0%	97 45.3%	117 54.7%	48 22.4%	12 5.6%	50 23.4%	31 14.5%	25 11.7%	23 10.7%	12 5.6%	13 6.1%
心理的虐待	837 100.0%	548 65.5%	289 34.5%	132 15.8%	30 3.6%	141 16.8%	130 15.5%	141 16.8%	135 16.1%	107 12.8%	21 2.5%
放棄・放置(ネグレクト)	142 100.0%	97 68.3%	45 31.7%	7 4.9%	3 2.1%	25 17.6%	23 16.2%	27 19.0%	36 25.4%	19 13.4%	2 1.4%
経済的虐待	920 100.0%	626 68.0%	294 32.0%	3 0.3%	16 1.7%	214 23.3%	160 17.4%	156 17.0%	202 22.0%	144 15.7%	25 2.7%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

性別の特徴をみると、全ての障害種別で被虐待者は男性の割合が高くなっていた。

年齢的な特徴では、身体障害のある被虐待者は 20 歳代から 60 歳以上まで幅広く、知的障害のある被虐待者や精神障害のある被虐待者は 30 歳代から 50 歳代が中心となっている。なお、発達障害のある被虐待者は 55.8%が 17 歳以下であった。

表 4-20 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	2,356 100.0%	1,569 66.6%	787 33.4%	251 10.7%	65 2.8%	481 20.4%	396 16.8%	395 16.8%	422 17.9%	296 12.6%	50 2.1%
身体障害	1,210 100.0%	812 67.1%	398 32.9%	48 4.0%	23 1.9%	248 20.5%	209 17.3%	210 17.4%	256 21.2%	187 15.5%	29 2.4%
知的障害	2,049 100.0%	1,382 67.4%	667 32.6%	161 7.9%	62 3.0%	447 21.8%	367 17.9%	352 17.2%	375 18.3%	243 11.9%	42 2.0%
精神障害(発達障害を除く)	1,111 100.0%	728 65.5%	383 34.5%	26 2.3%	26 2.3%	261 23.5%	190 17.1%	193 17.4%	226 20.3%	156 14.0%	33 3.0%
発達障害	156 100.0%	106 67.9%	50 32.1%	87 55.8%	8 5.1%	18 11.5%	17 10.9%	10 6.4%	12 7.7%	4 2.6%	0 0.0%
難病等	102 100.0%	73 71.6%	29 28.4%	11 10.8%	2 2.0%	20 19.6%	17 16.7%	15 14.7%	28 27.5%	9 8.8%	0 0.0%
不明	94 100.0%	62 66.0%	32 34.0%	41 43.6%	0 0.0%	7 7.4%	4 4.3%	5 5.3%	11 11.7%	1 1.1%	25 26.6%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

②障害支援区分

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

被虐待者全体では、「区分6」が28.0%を占めており、次いで「区分5」が18.7%、「区分4」が15.9%である。

共同生活援助では、被虐待者1,160人のうち、「区分3」～「区分6」が中心となっている。

一方、障害者支援施設の被虐待者346人では「区分6」が232人(67.1%)、「区分5」が73人(21.1%)であった。

表 4-21 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位: 人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	2,356 100.0%	7 0.3%	141 6.0%	245 10.4%	375 15.9%	441 18.7%	660 28.0%	361 15.3%	126 5.3%
障害者支援施設	346 100.0%	0 0.0%	1 0.3%	2 0.6%	26 7.5%	73 21.1%	232 67.1%	5 1.4%	7 2.0%
居宅介護	30 100.0%	0 0.0%	2 6.7%	2 6.7%	4 13.3%	5 16.7%	17 56.7%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	7 77.8%	1 11.1%	0 0.0%
同行援護	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	26 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 7.7%	22 84.6%	0 0.0%	2 7.7%
生活介護	209 100.0%	0 0.0%	1 0.5%	9 4.3%	22 10.5%	65 31.1%	105 50.2%	1 0.5%	6 2.9%
短期入所	34 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.9%	5 14.7%	7 20.6%	11 32.4%	7 20.6%	2 5.9%
自立訓練	10 100.0%	0 0.0%	1 10.0%	1 10.0%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 60.0%	0 0.0%
就労移行支援	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	8 80.0%	1 10.0%
就労継続支援A型	89 100.0%	0 0.0%	9 10.1%	5 5.6%	1 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	67 75.3%	7 7.9%
就労継続支援B型	164 100.0%	3 1.8%	26 15.9%	33 20.1%	21 12.8%	14 8.5%	0 0.0%	51 31.1%	16 9.8%
共同生活援助	1,160 100.0%	1 0.1%	96 8.3%	182 15.7%	292 25.2%	266 22.9%	261 22.5%	9 0.8%	53 4.6%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	14 100.0%	2 14.3%	3 21.4%	2 14.3%	1 7.1%	1 7.1%	1 7.1%	3 21.4%	1 7.1%
移動支援事業	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%
児童発達支援	26 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	22 84.6%	4 15.4%
放課後等デイサービス	215 100.0%	1 0.5%	2 0.9%	5 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	179 83.3%	27 12.6%

イ. 虐待行為の類型別

虐待行為の類型別に被虐待者の障害支援区分認定状況の特徴をみると、身体的虐待を受けた被虐待者は「区分6」が42.3%を占めており、分布が偏っている。放棄・放置（ネグレクト）も同様に「区分6」が45.8%を占めている。

心理的虐待では、「区分6」が29.2%を占めているものの、「なし」の割合も23.1%を占めている。

経済的虐待では、「区分4」から「区分6」の割合が高い。

性的虐待では「なし」の割合が29.4%を占めている。

表 4-22 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位：人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	2,356 100.0%	7 0.3%	141 6.0%	245 10.4%	375 15.9%	441 18.7%	660 28.0%	361 15.3%	126 5.3%
身体的虐待	797 100.0%	0 0.0%	16 2.0%	33 4.1%	80 10.0%	154 19.3%	337 42.3%	134 16.8%	43 5.4%
性的虐待	214 100.0%	1 0.5%	18 8.4%	19 8.9%	20 9.3%	25 11.7%	50 23.4%	63 29.4%	18 8.4%
心理的虐待	837 100.0%	5 0.6%	48 5.7%	71 8.5%	102 12.2%	136 16.2%	244 29.2%	193 23.1%	38 4.5%
放棄・放置（ネグレクト）	142 100.0%	0 0.0%	6 4.2%	11 7.7%	14 9.9%	35 24.6%	65 45.8%	9 6.3%	2 1.4%
経済的虐待	920 100.0%	3 0.3%	69 7.5%	139 15.1%	226 24.6%	205 22.3%	188 20.4%	43 4.7%	47 5.1%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者は、「区分6」が30.7%を占めている。

知的障害のある被虐待者も「区分6」の割合が最も高く、29.8%を占めている。

精神障害のある被虐待者では、「区分4」が22.9%で最も高いが、他の障害種別に比べて「区分5」や「区分6」の割合も高くなっている。

表 4-23 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位：人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	2,356 100.0%	7 0.3%	141 6.0%	245 10.4%	375 15.9%	441 18.7%	660 28.0%	361 15.3%	126 5.3%
身体障害	1,210 100.0%	0 0.0%	60 5.0%	142 11.7%	230 19.0%	267 22.1%	371 30.7%	95 7.9%	45 3.7%
知的障害	2,049 100.0%	5 0.2%	109 5.3%	216 10.5%	348 17.0%	424 20.7%	610 29.8%	246 12.0%	91 4.4%
精神障害（発達障害を除く）	1,111 100.0%	4 0.4%	95 8.6%	166 14.9%	254 22.9%	219 19.7%	201 18.1%	112 10.1%	60 5.4%
発達障害	156 100.0%	0 0.0%	10 6.4%	12 7.7%	13 8.3%	10 6.4%	20 12.8%	87 55.8%	4 2.6%
難病等	101 100.0%	0 0.0%	13 12.9%	21 20.8%	12 11.9%	18 17.8%	8 7.9%	29 28.7%	0 0.0%
不明	94 100.0%	0 0.0%	2 2.1%	3 3.2%	2 2.1%	1 1.1%	0 0.0%	29 30.9%	57 60.6%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

③障害種別

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

施設従事者による障害者虐待では、知的障害のある被虐待者が 74.3%を占めており、共同生活援助や障害者支援施設、生活介護でも同様の傾向がみられる。

放課後等デイサービスでは、知的障害のある被虐待者が 56.3%を占めているが、発達障害のある被虐待者も 24.2%であった。

表 4-24 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位：人

	計	障害の種類（重複あり）						
		身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	2,356 100.0%	444 18.8%	1,751 74.3%	446 18.9%	80 3.4%	5 0.2%	14 0.6%	58 2.5%
障害者支援施設	346 100.0%	83 24.0%	317 91.6%	6 1.7%	3 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%
居宅介護	30 100.0%	20 66.7%	10 33.3%	11 36.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	9 100.0%	8 88.9%	4 44.4%	3 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
同行援護	2 100.0%	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	2 100.0%	1 50.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	26 100.0%	19 73.1%	22 84.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	209 100.0%	37 17.7%	199 95.2%	9 4.3%	5 2.4%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%
短期入所	34 100.0%	14 41.2%	32 94.1%	2 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%
自立訓練	10 100.0%	1 10.0%	3 30.0%	7 70.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	10 100.0%	0 0.0%	4 40.0%	6 60.0%	3 30.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	89 100.0%	14 15.7%	42 47.2%	39 43.8%	0 0.0%	1 1.1%	0 0.0%	1 1.1%
就労継続支援B型	164 100.0%	10 6.1%	119 72.6%	50 30.5%	3 1.8%	1 0.6%	0 0.0%	1 0.6%
共同生活援助	1,160 100.0%	211 18.2%	847 73.0%	294 25.3%	8 0.7%	2 0.2%	3 0.3%	24 2.1%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	14 100.0%	0 0.0%	9 64.3%	5 35.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	5 100.0%	1 20.0%	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	5 100.0%	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	26 100.0%	2 7.7%	11 42.3%	1 3.8%	6 23.1%	0 0.0%	3 11.5%	3 11.5%
放課後等デイサービス	215 100.0%	20 9.3%	121 56.3%	12 5.6%	52 24.2%	0 0.0%	7 3.3%	27 12.6%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 17.3%、知的障害のある被虐待者は 84.2%、精神障害のある被虐待者は 8.7%であった。

また、性的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 14.0%、知的障害のある被虐待者は 76.2%、精神障害のある被虐待者は 17.8%であった。

心理的虐待を受けた被虐待者では、身体障害のある被虐待者は 19.2%、知的障害のある被虐待者は 74.4%、精神障害のある被虐待者は 16.2%を占めていた。

放棄・放置（ネグレクト）では、身体障害のある被虐待者は 31.0%、知的障害のある被虐待者は 85.2%、精神障害のある被虐待者は 9.2%を占めていた。

経済的虐待では、身体障害のある被虐待者は 18.4%、知的障害のある被虐待者は 69.0%、精神障害のある被虐待者は 26.0%を占めていた。

表 4-25 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位：人

	計	障害種別（重複あり）						
		身体障害	知的障害	精神障害（発達障害を除く）	発達障害	難病等	その他	不明
全体	2,356 100.0%	444 18.8%	1,751 74.3%	446 18.9%	80 3.4%	5 0.2%	14 0.6%	58 2.5%
身体的虐待	797 100.0%	138 17.3%	671 84.2%	69 8.7%	36 4.5%	1 0.1%	9 1.1%	13 1.6%
性的虐待	214 100.0%	30 14.0%	163 76.2%	38 17.8%	15 7.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 4.2%
心理的虐待	837 100.0%	161 19.2%	623 74.4%	136 16.2%	47 5.6%	2 0.2%	8 1.0%	19 2.3%
放棄・放置（ネグレクト）	142 100.0%	44 31.0%	121 85.2%	13 9.2%	4 2.8%	1 0.7%	0 0.0%	1 0.7%
経済的虐待	920 100.0%	169 18.4%	635 69.0%	239 26.0%	2 0.2%	2 0.2%	1 0.1%	25 2.7%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

3) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を行った虐待者の属性

①性別・年代

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者福祉施設・事業所において虐待を行った従事者等の性別は男性が 70%弱であり、この傾向は障害者虐待判断件数の多い共同生活援助、障害者支援施設、生活介護、放課後等デイサービスいずれも同様である。

虐待を行った従事者の年代は、40 歳代以上が高く、60 歳以上は 18.8%となっている。

表 4-26 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	1,345	919	426	99	216	214	234	253	329
	100.0%	68.3%	31.7%	7.4%	16.1%	15.9%	17.4%	18.8%	24.5%
障害者支援施設	288	209	79	31	56	42	46	39	74
	100.0%	72.6%	27.4%	10.8%	19.4%	14.6%	16.0%	13.5%	25.7%
居宅介護	34	15	19	0	3	7	11	5	8
	100.0%	44.1%	55.9%	0.0%	8.8%	20.6%	32.4%	14.7%	23.5%
重度訪問介護	8	5	3	1	2	3	1	1	0
	100.0%	62.5%	37.5%	12.5%	25.0%	37.5%	12.5%	12.5%	0.0%
同行援護	2	2	0	0	0	0	0	2	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
行動援護	2	2	0	0	0	0	1	0	1
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
療養介護	18	11	7	3	4	7	1	1	2
	100.0%	61.1%	38.9%	16.7%	22.2%	38.9%	5.6%	5.6%	11.1%
生活介護	186	138	48	13	34	36	32	30	41
	100.0%	74.2%	25.8%	7.0%	18.3%	19.4%	17.2%	16.1%	22.0%
短期入所	34	26	8	5	3	7	3	7	9
	100.0%	76.5%	23.5%	14.7%	8.8%	20.6%	8.8%	20.6%	26.5%
自立訓練	7	6	1	1	1	0	2	1	2
	100.0%	85.7%	14.3%	14.3%	14.3%	0.0%	28.6%	14.3%	28.6%
就労移行支援	11	9	2	1	1	1	2	0	6
	100.0%	81.8%	18.2%	9.1%	9.1%	9.1%	18.2%	0.0%	54.5%
就労継続支援A型	47	33	14	0	6	7	12	10	12
	100.0%	70.2%	29.8%	0.0%	12.8%	14.9%	25.5%	21.3%	25.5%
就労継続支援B型	130	98	32	7	12	23	23	35	30
	100.0%	75.4%	24.6%	5.4%	9.2%	17.7%	17.7%	26.9%	23.1%
共同生活援助	361	229	132	13	57	52	67	78	94
	100.0%	63.4%	36.6%	3.6%	15.8%	14.4%	18.6%	21.6%	26.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	6	4	2	0	1	2	1	1	1
	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	16.7%	33.3%	16.7%	16.7%	16.7%
移動支援事業	5	4	1	0	1	1	0	1	2
	100.0%	80.0%	20.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%	40.0%
地域活動支援センターを経営する事業	3	2	1	0	0	1	1	0	1
	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%
児童発達支援	33	12	21	3	6	5	4	8	7
	100.0%	36.4%	63.6%	9.1%	18.2%	15.2%	12.1%	24.2%	21.2%
放課後等デイサービス	170	114	56	21	29	20	27	34	39
	100.0%	67.1%	32.9%	12.4%	17.1%	11.8%	15.9%	20.0%	22.9%

イ. 虐待行為の類型別

すべての虐待行為の類型で虐待者は男性の割合が高くなっていた。

虐待者の年齢層はすべての年代に分布している。性的虐待では30歳代が25.0%、60歳以上が20.6%を占めていた。

表 4-27 虐待類型別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	1,345	919	426	99	216	214	234	253	329
	100.0%	68.3%	31.7%	7.4%	16.1%	15.9%	17.4%	18.8%	24.5%
身体的虐待	734	508	226	47	124	116	122	134	191
	100.0%	69.2%	30.8%	6.4%	16.9%	15.8%	16.6%	18.3%	26.0%
性的虐待	136	123	13	17	34	20	21	28	16
	100.0%	90.4%	9.6%	12.5%	25.0%	14.7%	15.4%	20.6%	11.8%
心理的虐待	701	426	275	43	74	118	144	131	191
	100.0%	60.8%	39.2%	6.1%	10.6%	16.8%	20.5%	18.7%	27.2%
放棄・放置（ネグレクト）	122	71	51	6	14	18	18	22	44
	100.0%	58.2%	41.8%	4.9%	11.5%	14.8%	14.8%	18.0%	36.1%
経済的虐待	92	73	19	8	36	9	5	12	22
	100.0%	79.3%	20.7%	8.7%	39.1%	9.8%	5.4%	13.0%	23.9%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害や知的障害、精神障害のある被虐待者に虐待を行った職員は男性が6～7割を占めていた。

虐待者の年齢層は比較的すべての年代に均等に分布しており、大きな偏りはみられなかった。

表 4-28 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	1345	919	426	99	216	214	234	253	329
	100.0%	68.3%	31.7%	7.4%	16.1%	15.9%	17.4%	18.8%	24.5%
身体障害	323	203	120	25	71	50	53	46	78
	100.0%	62.8%	37.2%	7.7%	22.0%	15.5%	16.4%	14.2%	24.1%
知的障害	1038	729	309	80	183	166	175	191	243
	100.0%	70.2%	29.8%	7.7%	17.6%	16.0%	16.9%	18.4%	23.4%
精神障害（発達障害を除く）	269	193	76	15	50	44	55	46	59
	100.0%	71.7%	28.3%	5.6%	18.6%	16.4%	20.4%	17.1%	21.9%
発達障害	75	48	27	12	18	11	11	13	10
	100.0%	64.0%	36.0%	16.0%	24.0%	14.7%	14.7%	17.3%	13.3%
難病等	23	16	7	1	2	2	5	4	9
	100.0%	69.6%	30.4%	4.3%	8.7%	8.7%	21.7%	17.4%	39.1%
不明	30	21	9	1	4	6	5	6	8
	100.0%	70.0%	30.0%	3.3%	13.3%	20.0%	16.7%	20.0%	26.7%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

②職種・職位

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待を行った職員の職種・職位は、障害者福祉施設・事業所の種類により違いがある。
共同生活援助では「世話人」が 35.2%、「生活支援員」が 26.9%を占めていた。また、「管理者」が 14.4%を占めていた。

障害者支援施設や生活介護では「生活支援員」の割合が高く、それぞれ 79.2%、75.3%を占めていた。

放課後等デイサービスでは「児童指導員」が 29.4%、「管理者」が 15.9%を占めていた。

表 4-29 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（職種・職位 その１）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者（その１）												
		サービス 管理責任者	管理者	設置者・ 経営者	看護職 員	生活支 援員	理学療 法士	作業療 法士	言語聴 覚士	職業指 導員	就労支 援員	就労定 着支援 員	サービス 提供責任者	世話人
全体	1,345 100.0%	91 6.8%	146 10.9%	56 4.2%	29 2.2%	562 41.8%	3 0.2%	1 0.1%	1 0.1%	36 2.7%	13 1.0%	1 0.1%	4 0.3%	136 10.1%
障害者支援施設	288 100.0%	10 3.5%	7 2.4%	1 0.3%	10 3.5%	228 79.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.0%
居宅介護	34 100.0%	2 5.9%	3 8.8%	1 2.9%	0 0.0%	2 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 8.8%	0 0.0%
重度訪問介護	8 100.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%
同行援護	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%
行動援護	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	18 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 66.7%	5 27.8%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	186 100.0%	7 3.8%	18 9.7%	1 0.5%	2 1.1%	140 75.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
短期入所	34 100.0%	1 2.9%	2 5.9%	0 0.0%	3 8.8%	26 76.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%
自立訓練	7 100.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	5 71.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	11 100.0%	3 27.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	4 36.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	47 100.0%	4 8.5%	10 21.3%	9 19.1%	0 0.0%	5 10.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 14.9%	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.3%
就労継続支援B型	130 100.0%	22 16.9%	17 13.1%	2 1.5%	0 0.0%	39 30.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	25 19.2%	8 6.2%	1 0.8%	0 0.0%	1 0.8%
共同生活援助	361 100.0%	35 9.7%	52 14.4%	35 9.7%	1 0.3%	97 26.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	127 35.2%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	5 100.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	3 100.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	33 100.0%	1 3.0%	6 18.2%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	170 100.0%	6 3.5%	27 15.9%	7 4.1%	0 0.0%	8 4.7%	2 1.2%	1 0.6%	1 0.6%	1 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

表 4-29 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（職種・職位 その２）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者（その２）												
		機能訓練指導員	相談支援専門員	指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	機能訓練担当職員	児童指導員	栄養士	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	その他従事者	不明
全体	1,345 100.0%	3 0.2%	8 0.6%	22 1.6%	16 1.2%	31 2.3%	1 0.1%	57 4.2%	1 0.1%	2 0.1%	25 1.9%	3 0.2%	82 6.1%	15 1.1%
障害者支援施設	288 100.0%	2 0.3%	1 0.3%	1 0.3%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.3%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 6.9%	2 0.7%
居宅介護	34 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.9%	21 61.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 37.5%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
同行援護	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%
療養介護	18 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	186 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	9 4.8%	1 0.5%
短期入所	34 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%
自立訓練	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%
就労移行支援	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%
就労継続支援A型	47 100.0%	1 2.1%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 12.8%	0 0.0%
就労継続支援B型	130 100.0%	0 0.0%	1 0.8%	4 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 6.2%	2 1.5%
共同生活援助	361 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 3.0%	2 0.6%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	6 100.0%	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	33 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 21.2%	9 27.3%	1 3.0%	6 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.1%	0 0.0%
放課後等デイサービス	170 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 5.9%	9 5.3%	21 12.4%	0 0.0%	50 29.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	21 12.4%	6 3.5%

イ. 虐待行為の類型別

経済的虐待以外の類型では、虐待者は「生活支援員」の割合が3割から5割超と最も高い。経済的虐待は「設置者・経営者」が33.7%を占めていた。

性的虐待や心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）では、「管理者」は「生活支援員」に次いで割合が高い。

表 4-30 虐待行為の類型別にみた虐待者の属性（職種・職位）

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)												
		サービス 管理責任者	管理者	設置者・ 経営者	看護職 員	生活支 援員	理学療 法士	作業療 法士	言語聴 覚士	職業指 導員	就労支 援員	就労定 着支援 員	サービス 提供責 任者	世話人
全体	1,345 100.0%	91 6.8%	146 10.9%	56 4.2%	29 2.2%	562 41.8%	3 0.2%	1 0.1%	1 0.1%	36 2.7%	13 1.0%	1 0.1%	4 0.3%	136 10.1%
身体的虐待	734 100.0%	36 4.9%	57 7.8%	11 1.5%	16 2.2%	375 51.1%	1 0.1%	1 0.1%	0 0.0%	15 2.0%	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%	74 10.1%
性的虐待	136 100.0%	10 7.4%	16 11.8%	1 0.7%	4 2.9%	50 36.8%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	6 4.4%	2 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	14 10.3%
心理的虐待	701 100.0%	59 8.4%	87 12.4%	16 2.3%	18 2.6%	279 39.8%	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%	19 2.7%	11 1.6%	1 0.1%	0 0.0%	74 10.6%
放棄・放置(ネグレクト)	122 100.0%	9 7.4%	22 18.0%	8 6.6%	8 6.6%	42 34.4%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 10.7%
経済的虐待	92 100.0%	9 9.8%	18 19.6%	31 33.7%	0 0.0%	14 15.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 3.3%	9 9.8%

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)												
		機能訓 練指導 員	相談支 援専門 員	指導員	保育士	児童発達 支援管理 責任者	機能訓 練担当 職員	児童指 導員	栄養士	訪問支 援員	居宅介 護従業 者	重度訪 問介護 従業者	その他 従事者	不明
全体	1,345 100.0%	3 0.2%	8 0.6%	22 1.6%	16 1.2%	31 2.3%	1 0.1%	57 4.2%	1 0.1%	2 0.1%	25 1.9%	3 0.2%	82 6.1%	15 1.1%
身体的虐待	734 100.0%	1 0.1%	2 0.3%	15 2.0%	11 1.5%	19 2.6%	1 0.1%	43 5.9%	1 0.1%	2 0.3%	8 1.1%	1 0.1%	35 4.8%	7 1.0%
性的虐待	136 100.0%	1 0.7%	1 0.7%	1 0.7%	2 1.5%	2 1.5%	0 0.0%	6 4.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	16 11.8%	2 1.5%
心理的虐待	701 100.0%	1 0.1%	5 0.7%	14 2.0%	10 1.4%	19 2.7%	0 0.0%	22 3.1%	1 0.1%	0 0.0%	19 2.7%	1 0.1%	36 5.1%	7 1.0%
放棄・放置(ネグレクト)	122 100.0%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	3 2.5%	0 0.0%	3 2.5%	1 0.8%	0 0.0%	3 2.5%	1 0.8%	4 3.3%	2 1.6%
経済的虐待	92 100.0%	0 0.0%	1 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%	1 1.1%	4 4.3%	1 1.1%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が 43.3%、「管理者」が 9.9%、「設置者・経営者」が 9.6%となっている。

知的障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が 48.6%、「世話人」が 10.4%、「管理者」が 9.2%となっている。

精神障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員も、「生活支援員」が 20.8%と最も高いが、「管理者」が 17.1%、「世話人」が 14.5%となっている。

表 4-31 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（職種・職位）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者（その1）												
		サービス 管理責任者	管理者	設置者・ 経営者	看護職 員	生活支 援員	理学療 法士	作業療 法士	言語聴 覚士	職業指 導員	就労支 援員	就労定 着支援 員	サービス 提供責 任者	世話人
全体	1,345 100.0%	91 6.8%	146 10.9%	56 4.2%	29 2.2%	562 41.8%	3 0.2%	1 0.1%	1 0.1%	36 2.7%	13 1.0%	1 0.1%	4 0.3%	136 10.1%
身体障害	323 100.0%	15 4.6%	32 9.9%	31 9.6%	17 5.3%	140 43.3%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	4 1.2%	1 0.3%	0 0.0%	3 0.9%	20 6.2%
知的障害	1,038 100.0%	60 5.8%	96 9.2%	41 3.9%	22 2.1%	504 48.6%	3 0.3%	1 0.1%	0 0.0%	28 2.7%	11 1.1%	1 0.1%	1 0.1%	108 10.4%
精神障害（発達障害を除く）	269 100.0%	32 11.9%	46 17.1%	34 12.6%	0 0.0%	56 20.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 3.7%	9 3.3%	0 0.0%	1 0.4%	39 14.5%
発達障害	75 100.0%	4 5.3%	10 13.3%	2 2.7%	0 0.0%	13 17.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.0%
難病等	37 100.0%	2 5.4%	11 29.7%	4 10.8%	0 0.0%	6 16.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	468 100.0%	22 4.7%	34 7.3%	32 6.8%	8 1.7%	272 58.1%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	48 10.3%

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者（その2）												
		機能訓 練指導 員	相談支 援専門 員	指導員	保育士	児童発 達支援 管理責 任者	機能訓 練担当 職員	児童指 導員	栄養士	訪問支 援員	居宅介 護従業 者	重度訪 問介護 従業者	その他 従事者	不明
全体	1,345 100.0%	3 0.2%	8 0.6%	22 1.6%	16 1.2%	31 2.3%	1 0.1%	57 4.2%	1 0.1%	2 0.1%	25 1.9%	3 0.2%	82 6.1%	15 1.1%
身体障害	323 100.0%	0 0.0%	1 0.3%	2 0.6%	2 0.6%	1 0.3%	0 0.0%	7 2.2%	1 0.3%	0 0.0%	21 6.5%	2 0.6%	19 5.9%	2 0.6%
知的障害	1,038 100.0%	2 0.2%	4 0.4%	16 1.5%	8 0.8%	18 1.7%	0 0.0%	39 3.8%	1 0.1%	2 0.2%	7 0.7%	1 0.1%	54 5.2%	10 1.0%
精神障害（発達障害を除く）	269 100.0%	2 0.7%	5 1.9%	4 1.5%	0 0.0%	2 0.7%	0 0.0%	6 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	12 4.5%	2 0.7%	9 3.3%	0 0.0%
発達障害	75 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.7%	6 8.0%	8 10.7%	1 1.3%	17 22.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 10.7%	0 0.0%
難病等	37 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 8.1%	0 0.0%	5 13.5%	0 0.0%	1 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.4%	2 5.4%
不明	468 100.0%	1 0.2%	1 0.2%	7 1.5%	1 0.2%	4 0.9%	0 0.0%	9 1.9%	0 0.0%	1 0.2%	5 1.1%	1 0.2%	17 3.6%	1 0.2%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

③虐待の発生要因

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」などが挙げられている。

共同生活援助では、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「倫理観や理念の欠如」が高く、障害者支援施設、生活介護では、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」が高くなっている。

表 4-32 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待の発生要因

単位：人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	1,345 100.0%	750 55.8%	638 47.4%	626 46.5%	309 23.0%	313 23.3%
障害者支援施設	288 100.0%	146 50.7%	157 54.5%	114 39.6%	63 21.9%	84 29.2%
居宅介護	34 100.0%	14 41.2%	11 32.4%	10 29.4%	6 17.6%	4 11.8%
重度訪問介護	8 100.0%	3 37.5%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%
同行援護	2 100.0%	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%
行動援護	2 100.0%	1 50.0%	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%
療養介護	18 100.0%	7 38.9%	8 44.4%	9 50.0%	5 27.8%	6 33.3%
生活介護	186 100.0%	97 52.2%	93 50.0%	84 45.2%	47 25.3%	45 24.2%
短期入所	34 100.0%	22 64.7%	18 52.9%	10 29.4%	4 11.8%	12 35.3%
自立訓練	7 100.0%	6 85.7%	4 57.1%	3 42.9%	2 28.6%	1 14.3%
就労移行支援	11 100.0%	3 27.3%	3 27.3%	5 45.5%	1 9.1%	0 0.0%
就労継続支援A型	47 100.0%	26 55.3%	16 34.0%	25 53.2%	11 23.4%	8 17.0%
就労継続支援B型	130 100.0%	72 55.4%	54 41.5%	69 53.1%	19 14.6%	18 13.8%
共同生活援助	361 100.0%	230 63.7%	168 46.5%	191 52.9%	113 31.3%	87 24.1%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	6 100.0%	1 16.7%	2 33.3%	3 50.0%	1 16.7%	0 0.0%
移動支援事業	5 100.0%	3 60.0%	4 80.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	3 100.0%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%
児童発達支援	33 100.0%	13 39.4%	11 33.3%	11 33.3%	7 21.2%	6 18.2%
放課後等デイサービス	170 100.0%	99 58.2%	80 47.1%	81 47.6%	28 16.5%	37 21.8%

イ. 虐待行為の類型別

虐待行為の類型別に発生要因をみると、身体的虐待や心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高いが、性的虐待や経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」が最も高い要因として挙げられていた。

表 4-33 虐待行為の類型別にみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	1,345 100.0%	750 55.8%	638 47.4%	626 46.5%	309 23.0%	313 23.3%
身体的虐待	734 100.0%	412 56.1%	402 54.8%	256 34.9%	142 19.3%	188 25.6%
性的虐待	136 100.0%	66 48.5%	46 33.8%	111 81.6%	26 19.1%	28 20.6%
心理的虐待	701 100.0%	377 53.8%	327 46.6%	312 44.5%	185 26.4%	149 21.3%
放棄・放置(ネグレクト)	122 100.0%	69 56.6%	39 32.0%	53 43.4%	37 30.3%	36 29.5%
経済的虐待	92 100.0%	51 55.4%	15 16.3%	79 85.9%	47 51.1%	15 16.3%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

各障害種別とも、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が高くなっている。

表 4-34 被虐待者の障害種別でみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	1,345 100.0%	750 55.8%	638 47.4%	626 46.5%	309 23.0%	313 23.3%
身体障害	323 100.0%	192 59.4%	128 39.6%	165 51.1%	102 31.6%	90 27.9%
知的障害	1,038 100.0%	571 55.0%	503 48.5%	474 45.7%	253 24.4%	255 24.6%
精神障害(発達障害を除く)	269 100.0%	167 62.1%	99 36.8%	146 54.3%	78 29.0%	40 14.9%
発達障害	75 100.0%	45 60.0%	30 40.0%	37 49.3%	14 18.7%	16 21.3%
難病等	23 0.0%	14 60.9%	8 34.8%	9 39.1%	1 4.3%	2 8.7%
不明	30 100.0%	15 50.0%	13 43.3%	8 26.7%	2 6.7%	6 20.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

(4) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する障害福祉サービス施設・事業所別分析

ここでは、令和元年度から令和5年度までの5ヶ年の障害者福祉施設従事者等による虐待事案を対象に、障害福祉サービス施設・事業所別の傾向把握を行った。

令和元年度から令和5年度までの5ヶ年で虐待の事実が認められた件数が最も多いのは「共同生活援助」の975件であり、次いで「障害者支援施設」の895件、「生活介護」の517件、「放課後等デイサービス」の490件となっている（表4-35）。

表4-35 施設・事業所別虐待の事実が認められた事例及び施設数・事業所数

障害福祉サービス 施設・事業所	①虐待の事実が認められた件数					①合計 (R元～R05)
	R元	R02	R03	R04	R05	
01 障害者支援施設	160	131	146	214	244	895
02 居宅介護	16	11	18	17	27	89
03 重度訪問介護	11	11	6	10	9	47
04 同行援護	1	0	0	1	2	4
05 行動援護	2	3	4	3	2	14
06 療養介護	14	29	12	24	18	97
07 生活介護	68	79	87	131	152	517
08 短期入所	20	11	16	17	31	95
09 重度障害者等包括支援	1	0	1	0	0	2
10 自立訓練	1	1	4	5	7	18
11 就労移行支援	5	3	7	7	9	31
12 就労継続支援A型	22	45	33	33	46	179
13 就労継続支援B型	47	67	83	113	124	434
14 自立生活援助		1	2	0	0	3
15 就労定着支援		0	0	0	0	0
16 共同生活援助	90	133	162	252	338	975
17 一般相談支援及び特定相談支援	5	2	5	5	6	23
18 移動支援	8	6	6	4	5	29
19 地域活動支援センター	5	1	6	7	3	22
20 福祉ホーム	1	0	1	0	0	2
21 児童発達支援	5	6	5	20	24	60
22 医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
23 放課後等デイサービス	64	92	95	93	146	490
24 保育所等訪問支援	0	0	0	0	1	1
25 障害児相談支援	1	0	0	0	0	1

令和元年から令和5年の各年10月1日時点の施設数・事業所数は表4-36のとおりである。

表4-36 施設・事業所数の推移（R元～R05、各年10月1日現在）

障害福祉サービス 施設・事業所	②施設数・事業所数 (『社会福祉施設等調査の概況(厚生労働省)』より)					②合計 (R元～R05 計)	年平均伸び率 (R元～R05)
	R元	R02	R03	R04	R05		
01 障害者支援施設	2,561	2,570	2,573	2,575	2,568	12,847	0.07%
02 居宅介護	23,098	23,741	24,462	25,263	25,967	122,531	2.97%
03 重度訪問介護	20,789	21,327	21,802	22,460	22,910	109,288	2.46%
04 同行援護	8,523	8,413	8,255	8,359	8,361	41,911	-0.48%
05 行動援護	2,563	2,628	2,694	2,813	2,977	13,675	3.81%
06 療養介護	228	235	246	246	249	1,204	2.23%
07 生活介護	8,268	8,637	9,056	9,508	10,032	45,501	4.95%
08 短期入所	6,000	6,489	7,057	7,486	8,106	35,138	7.81%
09 重度障害者等包括支援	19	21	20	22	22	104	3.73%
10 自立訓練	2,053	2,079	2,119	2,212	2,262	10,725	2.45%
11 就労移行支援	3,399	3,301	3,353	3,393	3,301	16,747	-0.73%
12 就労継続支援A型	3,860	3,929	4,130	4,429	4,676	21,024	4.91%
13 就労継続支援B型	12,497	13,355	14,407	15,588	16,713	72,560	7.54%
14 自立生活援助	266	326	395	445	472	1,904	15.42%
15 就労定着支援	1,251	1,421	1,522	1,678	1,809	7,681	9.66%
16 共同生活援助	8,643	9,659	11,056	12,281	13,351	54,990	11.48%
17 一般相談支援及び特定相談支援	16,930	17,609	18,260	18,834	19,582	91,215	3.71%
18 移動支援							
19 地域活動支援センター	2,935	2,849	2,824	2,794	2,765	14,167	-1.48%
20 福祉ホーム	140	137	133	129	124	663	-2.99%
21 児童発達支援	7,653	8,849	10,183	11,803	13,412	51,900	15.06%
22 医療型児童発達支援							
23 放課後等デイサービス	13,980	15,519	17,372	19,408	21,122	87,401	10.87%
24 保育所等訪問支援	1,335	1,582	1,930	2,281	2,700	9,828	19.25%
25 障害児相談支援	7,254	7,772	8,130	8,619	9,103	40,878	5.84%

各年の虐待の事実が認められた件数を施設数・事業所数で除したものと及びそれぞれの5ヶ年合計値で除したものが表4-37である。

令和元年度から令和5年度までの5ヶ年合計で虐待の事実が認められた件数が多い「共同生活援助」では、施設・事業所数あたり1.8%、「障害者支援施設」では7.0%、「生活介護」では1.1%、「放課後等デイサービス」では0.6%であった。

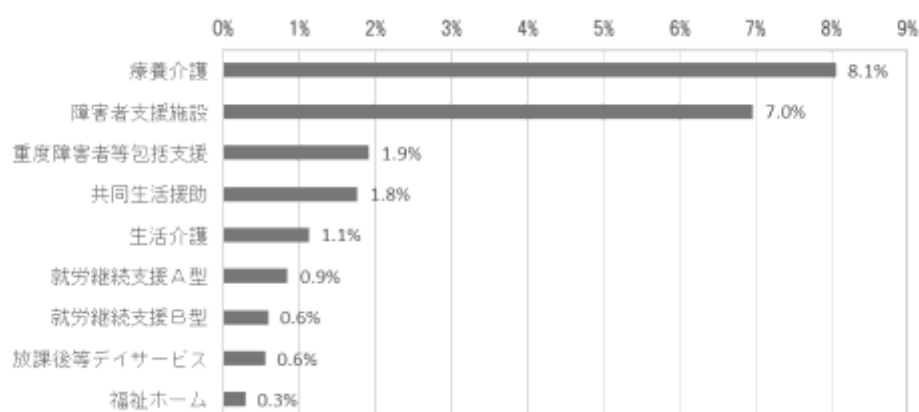
一方、療養介護は、令和元年度から令和5年度までの5ヶ年で虐待の事実が認められた件数が97件と少ないものの、施設数・事業所数も少ないため、施設・事業所あたりでみると、8.1%と最も高くなっている。

以上から、「共同生活援助」「障害者支援施設」「療養介護」といった、宿泊を伴う障害福祉サービスにおいて、虐待の未然防止のための取組について特段の注意を払って行なうことが求められるものと考えられる。

表4-37 ①虐待の事実が認められた件数／②施設数・事業所数で算出した割合

障害福祉サービス 施設・事業所	①虐待の事実が認められた件数／②施設数・事業所数					③合計 (①／②)
	R元	R02	R03	R04	R05	
01 障害者支援施設	6.2%	5.1%	5.7%	8.3%	9.5%	7.0%
02 居宅介護	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
03 重度訪問介護	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
04 同行援護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
05 行動援護	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
06 療養介護	6.1%	12.3%	4.9%	9.8%	7.2%	8.1%
07 生活介護	0.8%	0.9%	1.0%	1.4%	1.5%	1.1%
08 短期入所	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	0.3%
09 重度障害者等包括支援	5.3%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	1.9%
10 自立訓練	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%
11 就労移行支援	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%
12 就労継続支援A型	0.6%	1.1%	0.8%	0.7%	1.0%	0.9%
13 就労継続支援B型	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%
14 自立生活援助		0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	
15 就労定着支援		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
16 共同生活援助	1.0%	1.4%	1.5%	2.1%	2.5%	1.8%
17 一般相談支援及び特定相談支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18 移動支援						
19 地域活動支援センター	0.2%	0.0%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%
20 福祉ホーム	0.7%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.3%
21 児童発達支援	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.1%
22 医療型児童発達支援						
23 放課後等デイサービス	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%
24 保育所等訪問支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25 障害児相談支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

①虐待の事実が認められた件数／②施設数・事業所数（降順） ※R元～R05の合計値で計算



5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査

(1) 調査実施概要

障害者のセルフネグレクトに関する実態や対応状況を把握するため、平成 29 年度より「障害者虐待対応状況調査」の調査票に特別調査票を追加し調査を行っている。なお、セルフネグレクトの定義はまだ固まったものがないため、各部署でセルフネグレクトに該当すると判断した事例を調査対象とした。

(2) 調査結果

令和 5 年度中に、障害者のセルフネグレクトに関する相談を受け付けた市区町村は 81 自治体、相談件数は 205 件であった。

また、相談件数 205 件のうち、相談を受け付けた部署で対応した件数（関係部署・機関と連携した対応も含む）は 162 件であり、相談件数の 79%を担当部署で対応（関係部署・機関と連携した対応も含む）している。

表 5-1 障害者のセルフネグレクトに関する相談件数と対応状況

		件数	構成割合
回答市区町村数		81	－
障害者のセルフネグレクトに関連する相談件数		205	100%
対応状況	貴部署または障害者虐待防止センターで対応した件数 （関係部署・機関と連携して対応した事例も含む）	162	79%
	他部署・他機関に引き継いだ件数	38	19%
	その他	5	2%

6. 重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査

6-1 ヒアリング調査概要

(1) 調査実施目的

障害者虐待における死亡事例や傷害事件となったような重篤な事例（以下「重篤事例」という。）の未然防止、再発防止に向けて、障害者虐待の防止に向けた対応や留意点等に関する示唆を得ることを目的に、養護者虐待、施設従事者虐待において重篤事例を計上した自治体に対して、事例概要、虐待発生後の対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング調査を実施した。

(2) 調査対象

令和5年度「障害者虐待対応状況調査」において、養護者虐待における重篤事例を計上した1自治体、及び、施設従事者虐待における重篤事例を計上した支給決定自治体・施設所在地都道府県の2自治体。

(3) 調査実施時期

令和7年1月

(4) 調査実施方法

事前に質問項目を送り、訪問聞き取りを行った。

(5) 主な質問項目

主な質問項目は以下のとおりである。

【養護者虐待向け】

①事例概要

虐待発生以前の状況

被虐待者、虐待者、家族の概要

②虐待対応について

虐待と判断した時期、根拠

行った虐待対応

③虐待の未然防止について【意見交換】

【施設従事者虐待向け】

①法人、事業所の概要

法人の概要、当該事業所の職員体制

当該事案以前の虐待や苦情等の有無

②事例概要

事例の経過

虐待者・被虐待者の属性

当該法人・事業所が行った再発防止の取組

自治体から法人・事業所に対して行った虐待防止の取組

③虐待の未然防止・再発防止について【意見交換】

（６）倫理的配慮

ヒアリング調査協力自治体へのヒアリング調査依頼状に以下の内容を記載し、承諾を得たうえで、ヒアリング調査及び報告書原稿作成を行った。

- ・ヒアリング調査時、正確な記録のために、メモ及び音声データを取らせていただくこと。
- ・記録の共有範囲は、本事業検討会、厚生労働省担当部署、事務局の範囲内であり、外部に公開するものではないこと。
- ・ヒアリング調査時の記録をもとに、事案の本質を失わず、かつ個人や施設・事業所の特定を避けるため処理を行った上で、本事業報告書等を作成すること。
- ・公表前に本事業報告書等に掲載する原稿案をお送りし、内容について確認・修正等を依頼したうえで、承諾を得られたものについてのみ、掲載させていただくこと。

（７）報告書記載について

令和５年度「障害者虐待対応状況調査の回答及びヒアリング調査結果と合わせて、新聞記事や関係機関からの情報等を基に事例の分析を行うとともに、明らかとなった課題や対応策等について整理した。

なお、本報告書では検証の趣旨を損なわない範囲で、個人等を特定できる情報を削除するなど、対象者や自治体のプライバシーに配慮した。

6-2 養護者虐待に関する重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査

■事例：精神障害のある50代の被虐待者が死亡した事例

本事例は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」¹（以降「市町村・都道府県手引き」という。）に記載されている、虐待担当部署が相談・通報・届出を受け、事実確認調査や虐待の判断、終結の判断等という虐待対応を実施した事例ではない。しかし、本事例を検証した結果、養護者支援の視点での虐待の未然防止が重要であること、そのための庁内の情報共有や連携体制整備や、振り返りの重要性について、改めて理解を求めることが、同様の事例の再発防止につながると考え、本事例から得られた教訓をもとに、虐待対応として求められることや対応上の留意点を記載する。

6-2-1 事例概要

- 父（虐待者）は、50代の子（被虐待者）が成人した後、長年離れて暮らし、疎遠状態にあった。その間、被虐待者の状況が大きく変化しており、生活の見通しが立たなくなっていた（精神障害の発症、離婚、無職、借金等）。
- 虐待者は被虐待者の生活を支えるため、自宅に連れ帰り同居することとした。
- 虐待者は同居生活開始前後、障害福祉サービス相談窓口の他、複数の相談機関を訪れたが、将来の生活の見通しの立たなさに追い詰められ、殺害に至った。

6-2-2 事実と課題

（1）市役所の障害福祉相談窓口、その他の相談窓口・機関における事実と課題

事実	- 虐待者は、障害福祉サービス相談窓口やその他の相談窓口を訪れ、精神障害のある被虐待者と同居することになったことによる生活の変化や、被虐待者の病状を理解することの難しさ、今後の生活の見通しの立たなさ等を口にした。 - 障害福祉サービス相談窓口では、親子ともに差し迫った様子が感じられなかったことから虐待の兆候を感じられず、制度やサービスを知りたい相談であると受け止めた。そして、精神科受診により診断確定後、支援体制を構築するという支援の道筋や、その後の障害福祉サービスの種類や利用に向けた手順の説明を行った。 - 一方、その他の相談窓口では、虐待者の差し迫った様子を感じ取り、傾聴や医療機関に対して受診に向けた調整や、虐待者が自らを追い詰めないようという趣旨の助言を行った。
課題	- 障害福祉サービス相談窓口は制度やサービスを知りたい相談であると受け止め、通常の相談事例と同じ対応をしたため、虐待者が被虐待者と自宅に連れ帰り、同居することになった背景や生活の変化に対する戸惑い等について深く聞き取りは行わず、通常の受診勧奨やサービスの説明等を行った。 - その他の相談窓口においては、医療機関に対し、受診の前倒しに向けた調整を行っていたものの、障害福祉サービス相談窓口に対し、当該親子の相談対応履歴に関する照会や自らの窓口での相談対応に関する情報共有は行わなかった。

¹ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」，令和6年7月

（２）障害者虐待担当部署における事実と課題

事実	・障害者虐待担当部署では、当該事案の発生数日後に警察からの虐待事案通報票を受領し、親子が同居していたことをもって養護者による身体的虐待と判断をしたが、継続的な支援を行っていなかった事例であることや被虐待者が死亡したこと、殺人事件となり虐待者への聞き取りが困難なことから、虐待対応終結と判断し、虐待対応という観点での振り返りは行っていない。
課題	・未然防止、相談・通報受理、庁内外関係部署・機関間での情報共有、他部署・機関との連携、養護者支援等の観点で、養護者虐待対応の適切さについて振り返りを行う必要がある。

6-2-3 対応策

（１）虐待の未然防止・養護者支援に向けた庁内連携の推進

「市町村・都道府県手引き」では、「1 障害者虐待の防止に向けた取組²」として、（１）障害者虐待に関する知識・理解の啓発、（２）養護者支援による虐待の防止、（３）虐待防止ネットワークの構築があげられている。特に「（３）虐待防止ネットワークの構築」においては「市町村障害者虐待防止担当部署や障害者虐待防止センターは、日頃から地域福祉担当部署、高齢者福祉・高齢者虐待防止担当部署、児童福祉・児童虐待防止担当部署をはじめとする様々な関連部署との連携体制を構築しておく必要があります。」と記載している。

そのため、今後は、同様の事例の再発防止のためにも、一般の相談受付窓口に加え、庁内関係部署・機関間の情報共有のルール、連携ネットワークの構築が望まれる。

ただし、多くの市町村の障害福祉サービスに関する相談窓口では、計画、給付決定、就労支援等、多くの業務を所掌していることや、対人援助や障害者福祉の専門職等が配置されていない場合もある。さらに、本事例のように、他自治体からの転居等の場合も含め、行政による継続的なかわりがない事例であっても、障害者虐待により亡くなってしまう事例があることをふまえると、改めて、起こりうる虐待のリスクを想定した組織的な認識の共有が適切な養護者支援につながり、ひいては虐待の未然防止につながることを理解の促進が求められる。

まず、未然防止や養護者支援を行うことを想定した庁内の情報共有や連携体制整備についてである。

「市町村・都道府県手引き」では、「厚生労働省は、平成30年4月1日に施行された改正社会福祉法に基づいて、市町村における包括的な支援体制の整備等を推進する方針を打ち出しました。（中略）その中の、社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村 地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインにおいて市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項の「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の記載を以下のように示している³。

² 前掲 1, p. 39～42

³ 前掲 1, p. 41

- ・「高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方」

高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみとらえるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

- ・「全庁的な体制整備」

地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備

また、「市町村・都道府県手引き」では、「障害者虐待の要因には様々なものがあるため、苦情相談や事故報告という形を含め、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性があります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口につながるように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制や情報共有の仕組みを整備しておくことも必要」とも指摘している⁴。

次に、養護者支援の可能性に早期に気づくにあたって参考となる、養護者支援の支援課題の例である。

「市町村・都道府県手引き」では、市町村が、障害者虐待の防止から早期発見、対応、養護者支援について、協力を求めることができるような、関係機関との連携体制を構築する必要があるとして、養護者の支援課題を例示している。

【養護者の支援課題の例示⁵】

- ・養護者の介護の知識が不十分
- ・養護者が高齢で支援が必要
- ・養護者の疾病
- ・経済的な困窮、多重債務等借金の問題
- ・地域における孤立

さらに、本事例のように、家族が上記の状況に該当することが想定される場合、虐待のリスクが高いことを想起し、家族に対する支援を行うための聞き取りがなされ、必要に応じて関係部署への連絡や情報共有が図られることが重要である。

具体的には、①「周囲に誰か相談できる人がいるか」、「あなた（虐待者）を心配してくれる人がいるか」といったことを確認する。②身近に相談相手がなく孤立が想定される場合は、相談の背景や家庭環境等について詳細に聞き取りを行う、③必要に応じて委託相談事業所や基幹相談事業所につなげてモニタリングしてもらう等の方法が考えられる。これらの対応を庁内で統一的に行うためには、相談受付票等における聞き取り項目の検討が望まれる。

⁴ 前掲 1, p. 33

⁵ 前掲 1, p. 41 より「養護者の支援課題」のみ引用。

全てのケースでこのような対応を取ることは困難ではあるが、福祉の相談窓口においては、養護者に対して適切な支援を行うことが虐待の未然防止（同様の事例の再発防止）を可能とすることへの理解が重要である⁶。したがって、障害者虐待防止担当部署においては、庁内への障害者虐待の未然防止・養護者支援に向けた庁内の情報共有や連携体制整備、そのための理解促進に向けた働きかけを期待したい。

（２）虐待の未然防止（同様の事例の再発防止）に向けた振り返りの実施

「市町村・都道府県手引き」では、「重篤な障害者虐待事案の検証等の重要性」として、「死亡やそこに至らないまでも生命・身体等に重大な影響があった障害者虐待事案が発生した場合は、事態が収束した後、できる限り速やかに発生した障害者虐待事案の検証を実施します。」と記載されている⁷。

一方、本事例は、他自治体からの転居等により、行政による継続的なかわりがない事例だったことや被虐待者が死亡したこと、殺人事件となり虐待者への聞き取りが困難なことから、虐待対応終結と判断し、虐待対応という観点での振り返りは行っていない。

仮に、本事例のように、相談から虐待発生までの間に行政による継続的なかわりがない事例が殺害という最悪の事態に至ることがあることをふまえると、福祉相談対応のどこかの時点で虐待の発生を防止することができなかったかを分析・検証し、必要な再発防止策を検討することが重要である。

そのため、本事例のように、虐待防止対応部署が継続的に関与していない場合や、被虐待者や虐待者への聞き取りが困難な場合であっても、また、「市町村・都道府県手引き」で例示されているような、学識経験者や弁護士といった専門的な知見をもつ者や当事者団体の代表者といった外部の者（当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者）が参画した大掛かりな検証委員会を設置しなくても、庁内外関係部署・機関間において、早期発見、対応、情報共有や連携等の重要性の認識の共有とともに、各部署・機関が行った対応が起こりうる虐待リスクを想定したものだったか、同様の事例の再発防止という観点で改善点はないかという振り返りの実施がなされることが期待される。

⁶ 前掲 1, p. 39。他にも全国手をつなぐ育成会連合会 HP では、「障害のある人のいる世帯のハイリスク状態を確認するチェックリスト」を公表している (<http://zen-iku.jp/checklist/>)。

⁷ 前掲 1, p. 36

6-3 施設従事者虐待に関する重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査

■事例：法人及び職員による複合的な放棄・放置（ネグレクト）が確認された事例

本事例は、被虐待者が転倒による事故で死亡した事例。本事例を検証した結果、都道府県による積極的な関与が同様の事例の再発防止につながると考え、本事例から得られた教訓をもとに、虐待対応として求められることや対応上の留意点を記載する。

6-3-1 事例概要

- ・ 被虐待者は障害者支援施設に入所していた。入所当初から歩行時にふらつきがみられ、特に寝起き（夜間）時に転倒することもあった。
- ・ ある日の夜間、被虐待者が廊下で約1時間の間に複数回転倒し、翌朝、救急搬送され、同日死亡が確認された。
- ・ 約1カ月後、法人から支給決定自治体、都道府県に事故報告書が提出された。
- ・ その1週間後、自治体に対し、関係者から、事案発生時の施設職員等の対応について虐待の疑いがあるとの通報あり。その直後から、支給決定自治体、都道府県とで事実確認調査を実施。転倒した被虐待者に対して適切な支援を行っていないこと、入所時からふらつきがあることを把握していたにもかかわらず、転倒のリスクを考慮した個別支援計画の作成、利用者の状態変化に応じたアセスメントの実施、個別支援計画の見直しがされていなかったことから、支給決定自治体により虐待と判断（放棄・放置）。
- ・ 同障害者支援施設を運営している法人では、本事例も含め、複数回、法人内の施設・事業所において虐待が発生し、改善計画の作成・取組の実施を行っている。

6-3-2 事実と課題

（1）市役所の障害福祉相談窓口、その他の相談窓口・機関における事実と課題

事実	・ 虐待者 A は、障害福祉以外の分野で施設勤務経験があり、同法人同施設における勤務は3年弱。 ・ 同日夜間、1人で当該ユニットの夜勤を行っていた。 ・ 同日夜間、被虐待者が廊下に自ら出てきて約1時間の間に複数回転倒。 ・ 虐待者 A はその都度被虐待者の傍に近寄るものの、転倒した被虐待者に対して適切な支援を行わず、転倒の状況等について適切に担当職員に引き継いでいなかった。
課題	・ 虐待者 A は転倒した被虐待者の状態に応じた支援を怠った。 ・ また、事故発生時の対応を理解しておらず、複数回の転倒後及び早朝の申し送り時に、転倒について適切に引継ぎを行わなかった。

（2）被虐待者の転倒に関する施設長（虐待者 B）における事実と課題

事実	・ 被虐待者は、入所当初から歩行時にふらつきがみられていたものの、転倒防止のための個別支援計画の作成、見直しもなされていなかった（昼間のヘッドギアの着用、離床センサーで連絡がなされた場合の対応についての記載のみ）。
----	---

課題	・個別支援計画に、ふらつきに関するリスクや転倒防止、対応について記載されていない。また、見直しもされていない状態で支援を継続していた。 ・事故発生後の対応マニュアルは作成されていたものの、職員の習熟度に応じた理解の徹底が図られていなかった。
----	---

(3) 都道府県における事実と課題

事実	・都道府県が継続的に指導・助言をしていく中で把握した当該法人の課題については以下のとおり。 【法人における事故、虐待に関する認識における課題】 ✓ 法人は被虐待者の死亡から約1カ月後、自治体に事故報告書を提出した。 ✓ 事故報告書の作成、提出ルール（どのような事例であれば、いつまでに提出する）が徹底されていなかった。 ➡ 法人は、事故報告や通報義務に関する法人や事業所としての責務、行政的な手続き等の理解や認識が不十分である。 【法人理念と現実の乖離における課題】 ✓ 法人は、重度の障害者を受け入れ、地域の障害者福祉に熱心に取り組み、高い理念を掲げる一方、複数回、異なる施設・事業所で虐待事案が発生し、改善計画に基づき、再発防止に向けた取組を継続している。 ✓ 法人理事会、法人が設置している虐待防止委員会の第三者委員会からは、経営層や施設長クラスの意識の高さと比較して、現場職員の能力や実績とが乖離していること、現場職員に必要な基礎的な知識・技術、虐待に関する知識の習得がなされていないことが課題として指摘されている。 ➡ 法人は、地域課題、社会課題の解決を自らの役割として位置づけて取り組むものの、職員のレベルが追い付いていない。 ➡ 当法人に限らず、当該地域においても、福祉人材の不足、職員の入れ替わりの激しさ、新人として採用する職員も60歳以上が多いという課題を抱えていることから、職員の習熟度に応じた知識・技術の理解の徹底や浸透が困難である。 ・都道府県では、当法人が提出する改善計画に基づき再発防止に向けた取組を促しているが、指導の途中で別の虐待が発生し、過去の虐待事例1件1件が終結に至らずにモニタリングを続けている。
課題	・都道府県は、当該法人が虐待を繰り返す背景要因に、法人経営層と現場職員との理念や知識、技術の乖離があることを把握し、当該法人の自主的な改善に向けた取組や、改善計画の履行をモニタリングしていたが、虐待の防止にはつながっていない。 ・また、都道府県が主体となって、当該法人における虐待の発生要因の解明や再発防止に向けた検証が実施されていない。

6-3-3 対応策

(1) 利用者の状態像に応じた個別支援計画の作成、アセスメントの実施等の徹底に向けた都道府県による指導の実施

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」⁸（以下「障害者福祉施設等手引き」という。）では、「Ⅳ 虐待が疑われる事案があった場合の対応」内の「6 個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割」において「サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければなりません。」と記載している⁹。

しかし、本事例では、被虐待者が、入所当初から歩行時にふらつきがみられていたものの、転倒防止のための個別支援計画の作成、見直しもなされていない状態で支援を継続していた。そのため、複数回の転倒を防ぐことができず、また、転倒後においても虐待者Aによる適切な支援、引継ぎがなされていなかった。

その背景要因として、当該法人において、上記「障害者福祉施設等手引き」の記載が、個々の職員に十分に理解されていなかったことが挙げられる。

そのため、今後、同様の事例の再発を防止するために、都道府県は、繰り返し虐待が発生している法人・施設に対する指導監査にあたって、サービス管理責任者により利用者の状態像に応じた個別支援計画の作成、状態像の変化に応じたアセスメントの実施、個別支援計画の見直しが行われているかについて重点的に確認することが重要となる。

(2) 都道府県による、虐待や権利擁護に関する法人としての認識の徹底に向けた指導の実施

「障害者福祉施設等手引き」では「Ⅲ 障害者福祉施設等の虐待防止と対応」内の「5 虐待を防止するための体制について」において、虐待事案があった事業所に共通したマネジメント・ガバナンス・組織運営の課題が見られることを指摘している¹⁰。また、「6 人権意識、知識や技術向上のための研修」内では、「① 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修」も例示されている¹¹。さらに、「7 虐待を防止するための取組について」として「① 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCA サイクルの活用」も挙げられている¹²。

しかし、当該法人については、本事例が起きる以前から、複数回法人内の施設・事業所で虐待が発生し、虐待事案の検証と改善計画の作成・実施を行っているが改善がされないこと、本事例においては事故報告書の提出が1か月後になされ、関係者からの虐待疑いの通報がなされて初めて本事例が明らかになった経緯がある。また、事故報告書の作成、提出ルール（どのような事例であれば、いつまでに提出する）が徹底されていなかった。

そのため、今後、同様の事例の再発を防止するために、都道府県には、「虐待があった

⁸ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」，令和6年7月

⁹ 前掲8, p. 30

¹⁰ 前掲8, p. 13～14

¹¹ 前掲8, p. 20

¹² 前掲8, p. 24～25

施設の再発防止に向けての支援」¹³の一環として、改善が進まない施設・事業所に対して、行政が模範となる施設を紹介し、コンサルテーションを受けることや、職員の習熟度に応じた知識・技術の理解の徹底を目的とした研修の実施、経営層や管理者層向けの研修の実施、研修を実施した効果の確認のための外部専門職の活用 等が期待される。

また、都道府県、市町村ともに、事故報告書の作成・提出ルール of 徹底を管内の法人に伝えるとともに、虐待が繰り返される法人に関する相談や苦情、事故の報告がなされた場合においても、速やかに虐待防止担当部署に連絡が入るよう、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制や情報共有の仕組みを整備しておくことも重要である¹⁴。

（３）都道府県の関与による、虐待を繰り返す法人に対する虐待の発生要因の解明や再発防止策を目的とした検証の実施

「市町村・都道府県手引き」では、「５ 重篤な障害者虐待事案の検証等の重要性」として、死亡やそこに至らないまでも生命・身体等に重大な影響があった障害者虐待事案が発生した場合は、事態が収束した後、できる限り速やかに発生した障害者虐待事案の検証を実施することを記載している¹⁵。

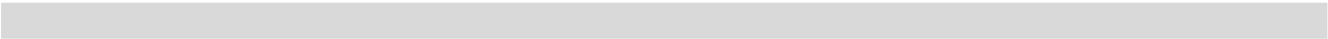
しかし、当該法人については、本事例が起きる以前から、複数回法人内の施設・事業所で虐待が発生し、法人が設置している虐待防止委員会の第三者委員からも厳しい指摘がなされていたり、都道府県のモニタリングによる助言、指導が行われているものの、改善に至っていない。

虐待が発生した法人・施設は自ら改善の取組を行うことが基本だが、都道府県も助言、指導に留まらず、検証を通じて問題点を明らかにすること、そのうえで法人・施設の改善と一緒に取り組む姿勢を示すことが、地域に不可欠な福祉を担う法人・施設の取組を後押しするといえる。そのためにも虐待を繰り返す法人・施設に対しては、虐待の発生要因の解明や再発防止に向けて、都道府県が積極的に関与して適切な検証が実施されることが重要である。

¹³ 前掲 1, p. 127

¹⁴ 前掲 1, p. 33

¹⁵ 前掲 1, p. 36



第Ⅱ部 虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査

7. 「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」における虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査

7-1 背景・目的

国が公表している障害者虐待の相談・通報・届出件数及び虐待判断件数は、養護者虐待、施設従事者虐待ともに年々増加している。施設従事者虐待のうち、特に、夜間にケアを提供する「共同生活援助（グループホーム）」「障害者支援施設」については、他のサービス種別と比較して、年々の増加件数が多い¹⁶。

そのため、今回の調査研究においては、「施設従事者虐待」のうち、特に、夜間にケアを提供する「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」において発生した虐待事例を収集し、虐待が発生した経緯、法人や施設の特性等の把握、分析を通じて、夜間にケアを提供する施設における、実効性の高い虐待防止策の検討を行うことを目的に、追加でのアンケート調査を実施した。

なお、「障害者虐待対応状況調査」では把握できない詳細な設問を通じた事例収集を行うため、過去の事例の記録をさかのぼることによる回答者の負担を軽減する必要もあることから、令和5年度に3施設で発生した虐待判断事例を対象とし、3施設で発生した当該年度における虐待事例の傾向把握にとどまる位置づけの調査とした。

7-2 アンケート調査概要

調査概要は以下のとおりである。

表 7-1 アンケート調査概要

項目	概要
調査対象	令和5年度「障害者虐待対応状況調査」において報告された「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」で虐待が認められた事例 ¹⁷ 。 ※なお、設置者・経営者による経済的虐待事例、及び、被虐待者や虐待者の性別が不明（一部でも不明の場合含む）の事例は除く 【調査対象件数】グループホーム：286件 障害者支援施設：224件 療養介護：17件
調査手法	Excelの調査票をメールで配布、回収 ・基本的に、都道府県に回答を依頼。 ・なお、都道府県で把握していない情報は、当該事例を調査した市区町村に確認を依頼する。
調査時期	令和6年12月26日～令和7年1月24日
回収状況	・グループホーム：181件（回収率63.3%） ・障害者支援施設：155件（回収率69.2%） ・療養介護：17件（回収率100%）

¹⁶ 一般財団法人 日本総合研究所. “(4) 施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待判断件数の推移”. 「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」報告書. 令和6年3月. p. 157, <https://www.mhlw.go.jp/content/001242550.pdf>

¹⁷ 「障害者虐待対応状況調査」における虐待判断件数の数え方は、複数の被虐待者や虐待者がいるケースでも、「1事例＝1施設で発生した1つの事例」である（施設ベースでカウントする）。

7-3 虐待が発生したグループホームに関するアンケート調査結果

ここでは、アンケート調査に回答のあったグループホームでの虐待事例 181 件の集計結果を示す。

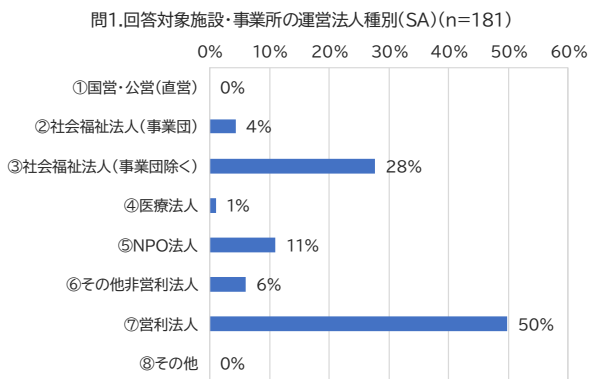
7-3-1 当該施設・事業所の概要

(1) 当該施設・事業所の運営法人

○虐待が発生したグループホームの運営法人は、「営利法人」が 50%、「社会福祉法人（事業団を除く）」が 28%、「NPO 法人」が 11%。

図表 7-1 回答対象施設・事業所の運営法人種別（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 国営・公営(直営)	0	0%	0%
② 社会福祉法人（事業団）	8	4%	4%
③ 社会福祉法人（事業団除く）	50	28%	28%
④ 医療法人	2	1%	1%
⑤ NPO法人	20	11%	11%
⑥ その他非営利法人（公益社団・財団法人、一般社団・財団法人など）	11	6%	6%
⑦ 営利法人（株式会社、合同会社など）	90	50%	50%
⑧ その他	0	0%	0%
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%



※割合 1：不明や無回答も含む構成割合（以下同様）

※割合 2：不明や無回答を除く構成割合（以下同様）

○令和 5 年社会福祉施設等調査による令和 5 年 10 月 1 日時点の運営法人別グループホーム事業所数と比較すると、「営利法人」の全国での割合 38%に対し、虐待が派生したグループホームの「営利法人」の割合は 50%と高い。

図表 7-2 運営法人種別別回答対象施設・事業所と全国値との比較

	回答数	全国値	回答数	全国値
	虐待件数	事業所数	割合1	割合
① 国営・公営(直営)	0	30	0%	0%
②' 社会福祉法人（事業団を含む）	58	4,694	32%	35%
④ 医療法人	2	600	1%	4%
⑤ NPO法人	20	2,136	11%	16%
⑥ その他非営利法人（公益社団・財団法人、一般社団・財団法人など）	11	809	6%	6%
⑦ 営利法人（株式会社、合同会社など）	90	5,079	50%	38%
⑧ その他	0	3	0%	0%
無回答	0	0	0%	0%
合計	181	13,351	100%	100%

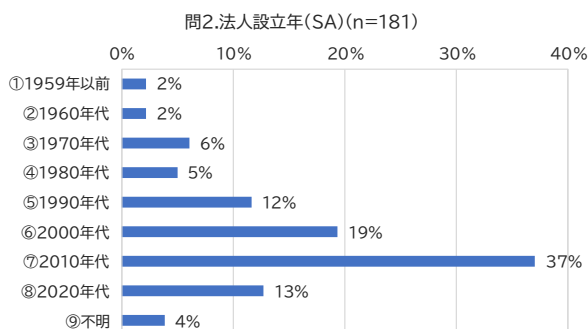
全国値出典：”令和 5 年社会福祉施設等調査 閲覧表 第 7 3 表”をもとに事務局作成

※②' 社会福祉法人（事業団含む）の回答数は図表 7-1 の②と③を足し合わせたもの

○運営法人の設立年は、「2010年代」が39%、「2000年代」が20%。

図表 7-3 法人設立年（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	4	2%	2%
② 1960年代	4	2%	2%
③ 1970年代	11	6%	6%
④ 1980年代	9	5%	5%
⑤ 1990年代	21	12%	12%
⑥ 2000年代	35	19%	20%
⑦ 2010年代	67	37%	39%
⑧ 2020年代	23	13%	13%
⑨ 不明	7	4%	-
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%



○図表 7-1 における運営法人の選択肢「③社会福祉法人（事業団除く）」を「社福」、「⑦営利法人（株式会社、合同会社など）」を「営利」、残りの運営法人を「その他」とし、3つの運営法人種別にわけてみると、「社福」は2010年代以前に開設された法人が多く、「営利」は2000年代以降、特に「2010年代」が多い。

図表 7-4 運営法人種別別法人設立年（単一回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 1959年以前	1	0	3	4	2%	0%	7%	2%
② 1960年代	0	0	4	4	0%	0%	10%	2%
③ 1970年代	10	0	1	11	20%	0%	2%	6%
④ 1980年代	8	0	1	9	16%	0%	2%	5%
⑤ 1990年代	19	1	1	21	38%	1%	2%	12%
⑥ 2000年代	12	15	8	35	24%	17%	20%	19%
⑦ 2010年代	0	49	18	67	0%	54%	44%	37%
⑧ 2020年代	0	19	4	23	0%	21%	10%	13%
⑨ 不明	0	6	1	7	0%	7%	2%	4%
無回答	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
合計	50	90	41	181	100%	100%	100%	100%

※社福：運営法人種別が「③社会福祉法人（事業団除く）」（以下同様）

※営利：運営法人種別が「⑦営利法人（株式会社、合同会社など）」（以下同様）

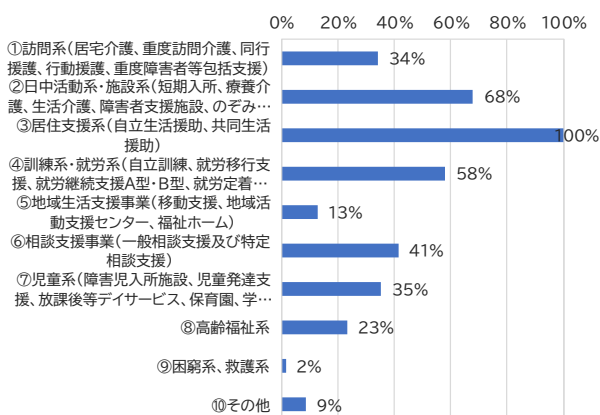
※その他：運営法人種別が③、⑦以外の法人（以下同様）

○運営法人が運営している居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）以外の福祉サービスは、「日中活動系・施設系（短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園）」が68%、「訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）」が58%。

図表 7-5 同法人が運営している福祉サービスの有無（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	62	34%	34%
② 日中活動系・施設系（短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園）	123	68%	68%
③ 居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）	181	100%	100%
④ 訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）	105	58%	58%
⑤ 地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム）	23	13%	13%
⑥ 相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）	75	41%	41%
⑦ 児童系（障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等）	64	35%	35%
⑧ 高齢福祉系	42	23%	23%
⑨ 困窮系、救護系	3	2%	2%
⑩ その他	16	9%	9%
合計	694		
無回答	0		
回答対象者数	181		

問4.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)(n=181)



○法人種別別にみると、「社福」は「日中活動系・施設系」や「相談支援事業」、「訓練系・就労系」なども運営している法人が80%以上となっている。他方、「営利」は「日中活動系・施設系」のサービスの運営が52%となっているものの、「社福」に比べると運営している福祉サービスは少ない。「その他」は「訓練系・就労系」や「日中活動系・施設系」を運営している法人が多い。

図表 7-6 運営法人種別別同法人が運営している福祉サービスの有無（複数回答）

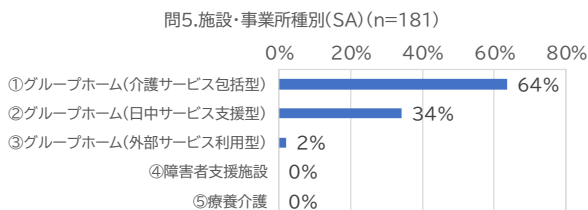
	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	24	27	11	62	48%	30%	27%	34%
② 日中活動系・施設系（短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園）	49	47	27	123	98%	52%	66%	68%
③ 居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）	50	90	41	181	100%	100%	100%	100%
④ 訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）	42	31	32	105	84%	34%	78%	58%
⑤ 地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム）	12	6	5	23	24%	7%	12%	13%
⑥ 相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）	42	18	15	75	84%	20%	37%	41%
⑦ 児童系（障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等）	32	21	11	64	64%	23%	27%	35%
⑧ 高齢福祉系	14	22	6	42	28%	24%	15%	23%
⑨ 困窮系、救護系	2	0	1	3	4%	0%	2%	2%
⑩ その他	2	13	1	16	4%	14%	2%	9%
合計	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
無回答	269	275	150	694				
回答対象者数	50	90	41	181				

(2) 当該施設・事業所の概要

○アンケート調査に回答のあった虐待が発生したグループホームの種別は、「介護サービス包括型」が64%、「日中サービス支援型」が34%、「外部サービス利用型」が2%。

図表 7-7 施設・事業所種別（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① グループホーム(介護サービス包括型)	115	64%	64%
② グループホーム(日中サービス支援型)	62	34%	34%
③ グループホーム(外部サービス利用型)	4	2%	2%
④ 障害者支援施設	0	0%	0%
⑤ 療養介護	0	0%	0%
無回答	0	0%	0%
合計	181	100%	100%



○第 145 回障害者部会資料によると、グループホームの事業所数は 13,503 箇所となっており、うち、介護サービス包括型は 83%、日中サービス支援型は 8%、外部サービス利用型は 9%。日中サービス支援型のグループホームは全事業所の 1 割弱であるが、虐待発生割合は 3 割超となっている。

図表 7-8 グループホーム事業所数（令和 6 年 1～3 月期）

	事業所数	割合
① グループホーム(介護サービス包括型)	11,265	83%
② グループホーム(日中サービス支援型)	1,019	8%
③ グループホーム(外部サービス利用型)	1,219	9%
合計	13,503	100%

出典：社会保障審議会障害者部会（第 145 回）・こども家庭審議会障害児支援部会（第 10 回）”参考資料 2 障害福祉サービス等の最近の動向について”，R7.1.30

○虐待が発生したグループホームの種別を法人種別別にみると、「社福」は「グループホーム(介護サービス包括型)」が 90%、「その他」は「グループホーム(介護サービス包括型)」が 78%となっている。他方、「営利」は「グループホーム(日中サービス支援型)」が 56%、「グループホーム(介護サービス包括型)」が 42%となっている。

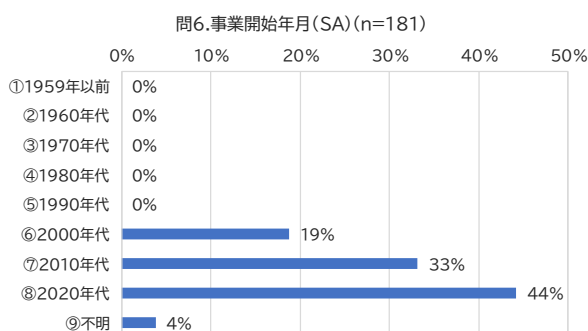
図表 7-9 運営法人種別別施設・事業所種別（単一回答）

	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① グループホーム(介護サービス包括型)	45	38	32	115	90%	42%	78%	64%
② グループホーム(日中サービス支援型)	5	50	7	62	10%	56%	17%	34%
③ グループホーム(外部サービス利用型)	0	2	2	4	0%	2%	5%	2%
④ 障害者支援施設	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
⑤ 療養介護	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
無回答	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
合計	50	90	41	181	100%	100%	100%	100%

○虐待が発生したグループホームの事業開始年は、「2020 年代」が 44%、「2010 年代」が 33%、「2000 年代」が 19%。

図表 7-10 事業開始年月（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	0	0%	0%
② 1960年代	0	0%	0%
③ 1970年代	0	0%	0%
④ 1980年代	0	0%	0%
⑤ 1990年代	0	0%	0%
⑥ 2000年代	34	19%	20%
⑦ 2010年代	60	33%	34%
⑧ 2020年代	80	44%	46%
⑨ 不明	7	4%	-
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%



○事業開始年を法人種別別にみると、「社福」は「2000 年代」や「2010 年代」が多い。他方、「営利」は「2020 年代」が 68%を占める。

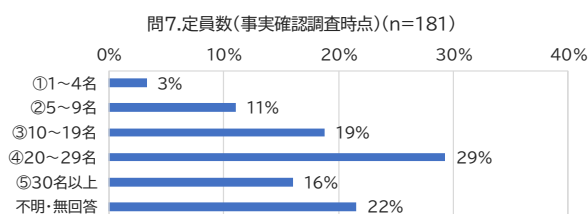
図表 7-11 運営法人種別別事業開始年月（単一回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 1959年以前	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
② 1960年代	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
③ 1970年代	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
④ 1980年代	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
⑤ 1990年代	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
⑥ 2000年代	24	1	9	34	48%	1%	22%	19%
⑦ 2010年代	21	24	15	60	42%	27%	37%	33%
⑧ 2020年代	5	61	14	80	10%	68%	34%	44%
⑨ 不明	0	4	3	7	0%	4%	7%	4%
無回答	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
合計	50	90	41	181	100%	100%	100%	100%

○虐待が発生したグループホームの定員数は、「不明・無回答」が 22%を占めているものの、「20～29 名」が最も多く 29%、次いで「10～19 名」が 19%。

図表 7-12 定員数（事実確認調査時点）（数値を区分化）

	回答数	割合1	割合2
① 1～4名	6	3%	4%
② 5～9名	20	11%	14%
③ 10～19名	34	19%	24%
④ 20～29名	53	29%	37%
⑤ 30名以上	29	16%	20%
不明・無回答	39	22%	-
合計	181	100%	-



○虐待が発生したグループホームの定員数と全国の事業所数での定員を比較すると、全国値では「5～9名」が31%、次いで「10～19名」が31%。他方、虐待が起きたGHでは「20～29名」が29%、「10～19名」が19%。

図表 7-13 定員数の全国値との比較

	回答数	全国値	回答数	全国値
	虐待件数	事業所数	割合1	割合
① 1～4名	6	2,187	3%	17%
② 5～9名	20	3,914	11%	31%
③ 10～19名	34	3,898	19%	31%
④ 20～29名	53	1,472	29%	12%
⑤ 30名以上	29	1,051	16%	8%
不明・無回答	39	149	22%	1%
合計	181	12,671	100%	100%

全国値出典：”令和5年社会福祉施設等調査 閲覧表 第24表”をもとに事務局作成

○虐待が発生したグループホームの定員数を法人種別別にみると、「社福」は「30名以上」が30%、次いで「10～19名」が24%となっている。「営利」は「21～29名」が44%を占める。

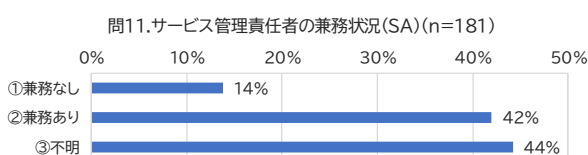
図表 7-14 運営法人種別別定員数（事実確認調査時点）（数値を区分化）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 1～4名	3	1	2	6	6%	1%	5%	3%
② 5～9名	5	7	8	20	10%	8%	20%	11%
③ 10～19名	12	15	7	34	24%	17%	17%	19%
④ 20～29名	7	40	6	53	14%	44%	15%	29%
⑤ 30名以上	15	6	8	29	30%	7%	20%	16%
不明・無回答	8	21	10	39	16%	23%	24%	22%
合計	50	90	41	181	100%	100%	100%	100%

○サービス管理責任者の兼務状況は、「不明」が44%を占めるが、「兼務あり」のサービス管理責任者は42%、「兼務なし」は14%。

図表 7-15 サービス管理責任者の兼務状況（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 兼務なし	25	14%	25%
② 兼務あり	76	42%	75%
③ 不明	80	44%	-
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%



○サービス管理責任者の兼務状況を法人種別別にみると、「社福」は「兼務あり」が54%、「兼務なし」が14%となっている。他方、「営利」は「不明」が53%、「その他」は「不明」が39%を占める。

図表 7-16 運営法人種別別サービス管理責任者の兼務状況（単一回答）

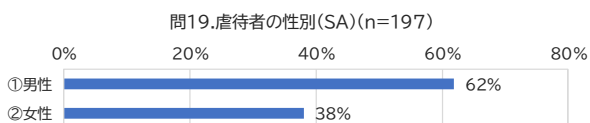
	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 兼務なし	7	8	10	25	14%	9%	24%	14%
② 兼務あり	27	34	15	76	54%	38%	37%	42%
③ 不明	16	48	16	80	32%	53%	39%	44%
無回答	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
合計	50	90	41	181	100%	100%	100%	100%

7-3-2 虐待者の属性

○虐待者の性別は、「男性」が63%、「女性」が37%。

図表 7-17 虐待者の性別（単一回答）

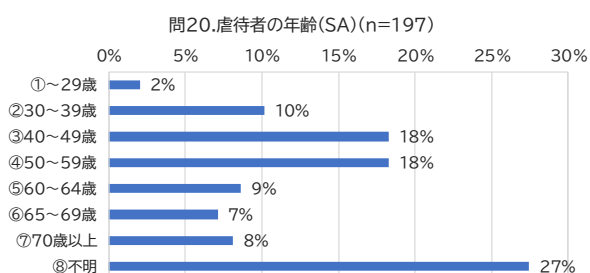
	回答数	割合1	割合2
① 男性	122	62%	
② 女性	75	38%	
合計	197	100%	



○虐待者の年齢は、「不明」が27%を占める。次いで、「40～49歳」と「50～59歳」がともに18%。65歳以上は15%。

図表 7-18 虐待者の年齢（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① ～29歳	4	2%	3%
② 30～39歳	20	10%	14%
③ 40～49歳	36	18%	25%
④ 50～59歳	36	18%	25%
⑤ 60～64歳	17	9%	12%
⑥ 65～69歳	14	7%	10%
⑦ 70歳以上	16	8%	11%
⑧ 不明	54	27%	-
合計	197	100%	100%



○虐待者の年齢を法人種別別にみると、「社福」は「40～49歳」と「50～59歳」が20%、さらに「75歳以上」も16%となっている。「営利」は「不明」が40%を占めるが、「40～49歳」が17%、「50～59歳」が14%となっている。「その他」は「50～59歳」が26%、「40～49歳」が19%、「65～69歳」と「70歳以上」がそれぞれ11%となっている。

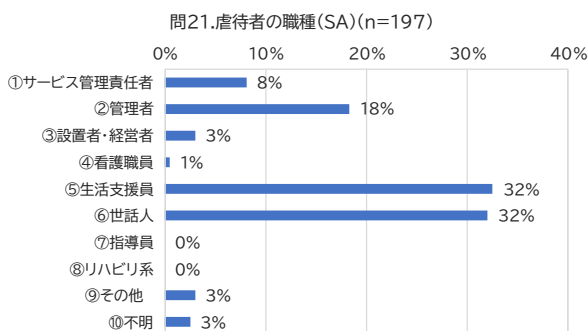
図表 7-19 運営法人種別別虐待者の年齢（単一回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① ～29歳	1	1	2	4	2%	1%	4%	2%
② 30～39歳	8	8	4	20	16%	8%	9%	10%
③ 40～49歳	10	17	9	36	20%	17%	19%	18%
④ 50～59歳	10	14	12	36	20%	14%	26%	18%
⑤ 60～64歳	5	11	1	17	10%	11%	2%	9%
⑥ 65～69歳	4	5	5	14	8%	5%	11%	7%
⑦ 70歳以上	8	3	5	16	16%	3%	11%	8%
⑧ 不明	5	40	9	54	10%	40%	19%	27%
合計	51	99	47	197	100%	100%	100%	100%

○虐待者の職種は、「生活支援員」と「世話人」が32%、「管理者」が18%。

図表 7-20 虐待者の職種（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① サービス管理責任者	16	8%	8%
② 管理者	36	18%	19%
③ 設置者・経営者	6	3%	3%
④ 看護職員	1	1%	1%
⑤ 生活支援員	64	32%	33%
⑥ 世話人	63	32%	33%
⑦ 指導員	0	0%	0%
⑧ リハビリ系	0	0%	0%
⑨ その他	6	3%	3%
⑩ 不明	5	3%	-
合計	197	100%	100%



○虐待者の職種を法人種別別にみると、「社福」は「生活支援員」と「世話人」で8割超を占める。他方、「営利」や「その他」は、「生活支援員」と「世話人」が5～6割となっており、「管理者」や「サービス管理責任者」が2～3割を占めている。

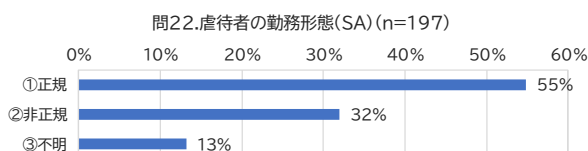
図表 7-21 運営法人種別別虐待者の職種（単一回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① サービス管理責任者	3	7	6	16	6%	7%	13%	8%
② 管理者	3	25	8	36	6%	25%	17%	18%
③ 設置者・経営者	0	4	2	6	0%	4%	4%	3%
④ 看護職員	1	0	0	1	2%	0%	0%	1%
⑤ 生活支援員	22	28	14	64	43%	28%	30%	32%
⑥ 世話人	21	26	16	63	41%	26%	34%	32%
⑦ 指導員	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
⑧ リハビリ系	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
⑨ その他	1	4	1	6	2%	4%	2%	3%
⑩ 不明	0	5	0	5	0%	5%	0%	3%
合計	51	99	47	197	100%	100%	100%	100%

○虐待者の勤務形態は、「正規」が55%、「非正規」が32%、「不明」が13%。

図表 7-22 虐待者の勤務形態（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 正規	108	55%	63%
② 非正規	63	32%	37%
③ 不明	26	13%	-
合計	197	100%	100%



○虐待者の勤務形態を法人種別別にみると、「社福」は「正規」が39%、「非正規」が51%となっている。他方、「営利」や「その他」は、「正規」が6割前後となっている。

図表 7-23 運営法人種別別虐待者の勤務形態（単一回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 正規	20	58	30	108	39%	59%	64%	55%
② 非正規	26	24	13	63	51%	24%	28%	32%
③ 不明	5	17	4	26	10%	17%	9%	13%
合計	51	99	47	197	100%	100%	100%	100%

○虐待が発生した当該施設・事業所の虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修の実施状況を法人種別別にみると、「社福」は「不明」が34%を占めるが、「全常勤を対象に実施」が30%、「非常勤（委託職員除く）を含めて実施」が28%となっている。他方、「営利」や「その他」は、「不明」が6割前後となっている。

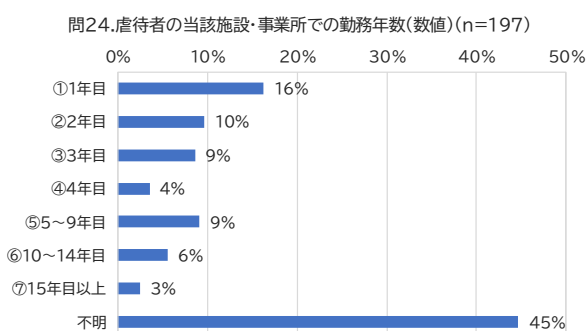
図表 7-24 運営法人種別別虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修（外部での研修参加も含む）の実施状況（単一回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 全常勤を対象に実施	15	3	5	23	30%	3%	12%	13%
② 一部常勤のみ実施	2	2	1	5	4%	2%	2%	3%
③ 非常勤（委託職員除く）を含めて実施	14	19	8	41	28%	21%	20%	23%
④ 未実施	2	9	4	15	4%	10%	10%	8%
⑤ 不明	17	57	23	97	34%	63%	56%	54%
無回答	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
合計	50	90	41	181	100%	100%	100%	100%

○虐待者の当該施設・事業所での勤務年数は、「不明」が45%を占めているため不明以外の回答数が少ないが、「1年目」が16%、「2年目」が10%、「3年目」と「5～9年目」が9%。

図表 7-25 虐待者の当該施設・事業所での勤務年数（数値を区分化）

	回答数	割合1	割合2
① 1年目	32	16%	29%
② 2年目	19	10%	17%
③ 3年目	17	9%	16%
④ 4年目	7	4%	6%
⑤ 5～9年目	18	9%	17%
⑥ 10～14年目	11	6%	10%
⑦ 15年目以上	5	3%	5%
不明	88	45%	-
合計	197		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	197		



○虐待者の勤務年数を法人種別別にみると、「社福」は「不明」が35%となっているが、勤務年数が5年以上の虐待者が40%となっている。他方、「営利」や「その他」においても「不明」の割合が高いものの、1～3年目の勤務年数の虐待者が38～39%となっている。

図表 7-26 運営法人種別別虐待者の当該施設・事業所での勤務年数（数値を区分化）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 1年目	7	19	6	32	14%	19%	13%	16%
② 2年目	5	9	5	19	10%	9%	11%	10%
③ 3年目	0	10	7	17	0%	10%	15%	9%
④ 4年目	1	6	0	7	2%	6%	0%	4%
⑤ 5～9年目	8	5	5	18	16%	5%	11%	9%
⑥ 10～14年目	8	1	2	11	16%	1%	4%	6%
⑦ 15年目以上	4	0	1	5	8%	0%	2%	3%
不明	18	49	21	88	35%	49%	45%	45%
合計	51	99	47	197	100%	100%	100%	100%
無回答	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
回答対象者数	51	99	47	197	100%	100%	100%	100%

○虐待者の同一法人内での勤務年数を法人種別別にみると、「社福」は「不明」が37%、次いで「5～9年目」と「10～14年目」が16%。他方、「営利」や「その他」は「不明」が60%を超えている。

図表 7-27 運営法人種別別虐待者の同一法人内での勤務年数（数値を区分化）

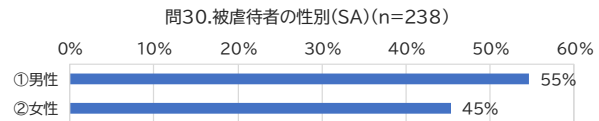
	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 1年目	5	13	3	21	10%	13%	6%	11%
② 2年目	4	3	2	9	8%	3%	4%	5%
③ 3年目	0	8	5	13	0%	8%	11%	7%
④ 4年目	1	4	0	5	2%	4%	0%	3%
⑤ 5～9年目	9	5	5	19	18%	5%	11%	10%
⑥ 10～14年目	9	1	2	12	18%	1%	4%	6%
⑦ 15年目以上	4	0	2	6	8%	0%	4%	3%
不明	19	65	28	112	37%	66%	60%	57%
合計	51	99	47	197	100%	100%	100%	100%
無回答	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
回答対象者数	51	99	47	197	100%	100%	100%	100%

7-3-3 被虐待者の属性

○被虐待者の性別は、「男性」が55%、「女性」が45%。

図表 7-28 被虐待者の性別（単一回答）

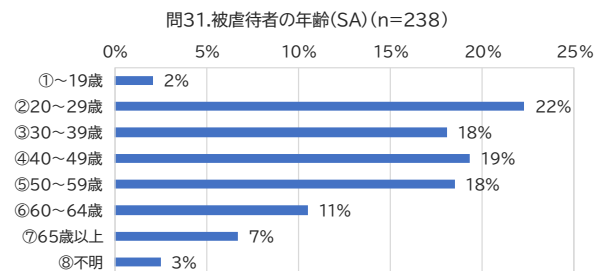
	回答数	割合1	割合2
① 男性	130	55%	55%
② 女性	108	45%	45%
合計	238	100%	100%



○被虐待者の年齢は、20歳代から50歳代の割合が高い。

図表 7-29 被虐待者の年齢（単一回答）

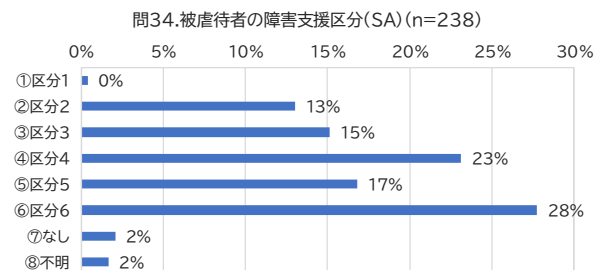
	回答数	割合1	割合2
① ~19歳	5	2%	2%
② 20~29歳	53	22%	23%
③ 30~39歳	43	18%	19%
④ 40~49歳	46	19%	20%
⑤ 50~59歳	44	18%	19%
⑥ 60~64歳	25	11%	11%
⑦ 65歳以上	16	7%	7%
⑧ 不明	6	3%	-
合計	238	100%	100%



○被虐待者の障害支援区分は、「区分6」が28%、「区分4」が23%。

図表 7-30 被虐待者の障害支援区分（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 区分1	1	0%	0%
② 区分2	31	13%	13%
③ 区分3	36	15%	15%
④ 区分4	55	23%	24%
⑤ 区分5	40	17%	17%
⑥ 区分6	66	28%	28%
⑦ なし（認定調査を受けていない、又は非該当の場合）	5	2%	2%
⑧ 不明	4	2%	-
合計	238	100%	100%



○被虐待者の障害支援区分を法人種別別にみると、「社福」は「区分6」が37%と割合が高く、次いで「区分5」が18%となっている。「営利」は「区分4」が27%、「区分6」が26%となっている。「その他」は「区分2」と「区分4」が23%、「区分6」は19%となっている。

図表 7-31 運営法人種別別被虐待者の障害支援区分（単一回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 区分1	0	1	0	1	0%	1%	0%	0%
② 区分2	6	14	11	31	9%	11%	23%	13%
③ 区分3	9	19	8	36	13%	15%	17%	15%
④ 区分4	11	33	11	55	16%	27%	23%	23%
⑤ 区分5	12	21	7	40	18%	17%	15%	17%
⑥ 区分6	25	32	9	66	37%	26%	19%	28%
⑦ なし（認定調査を受けていない、又は非該当の場合）	2	2	1	5	3%	2%	2%	2%
⑧ 不明	3	1	0	4	4%	1%	0%	2%
合計	68	123	47	238	100%	100%	100%	100%

○被虐待者の行動障害の有無を法人種別別にみると、「社福」は「強い行動障害がある」が40%、次いで「行動障害なし」が32%となっている。「営利」は「行動障害なし」が35%、「強い行動障害がある」が29%となっている。「その他」は「行動障害なし」が45%、「強い行動障害がある」が23%となっている。

図表 7-32 運営法人種別別被虐待者の行動障害の有無（単一回答）

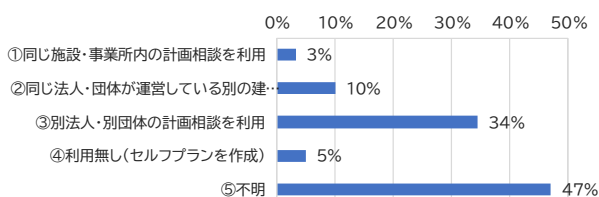
	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 強い行動障害がある（障害支援区分3、行動関連項目10点以上）	27	36	11	74	40%	29%	23%	31%
② 認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	2	1	1	4	3%	1%	2%	2%
③ 行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	5	17	8	30	7%	14%	17%	13%
④ 行動障害なし	22	43	21	86	32%	35%	45%	36%
⑤ 行動障害の有無が不明	12	26	6	44	18%	21%	13%	18%
合計	68	123	47	238	100%	100%	100%	100%

○計画相談支援の利用状況は、「不明」が47%を占めているが、「別法人・別団体の計画相談を利用」は34%。

図表 7-33 計画相談支援の利用状況（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 同じ施設・事業所内の計画相談を利用	8	3%	6%
② 同じ法人・団体が運営している別の建物の計画相談を利用	24	10%	19%
③ 別法人・別団体の計画相談を利用	82	34%	65%
④ 利用無し（セルフプランを作成）	12	5%	10%
⑤ 不明	112	47%	-
合計	238	100%	100%

問36.計画相談支援の利用状況(SA) (n=238)



○計画相談支援の利用状況を法人種別別にみると、「社福」は「不明」が47%を占めているが、「別法人・別団体の計画相談を利用」は18%であり、「同じ法人・団体が運営している別の建物の計画相談を利用」が22%となっている。「営利」は「不明」が46%となっているが、「別法人・別団体の計画相談を利用」は46%となっている。

図表 7-34 運営法人種別別計画相談支援の利用状況（単一回答）

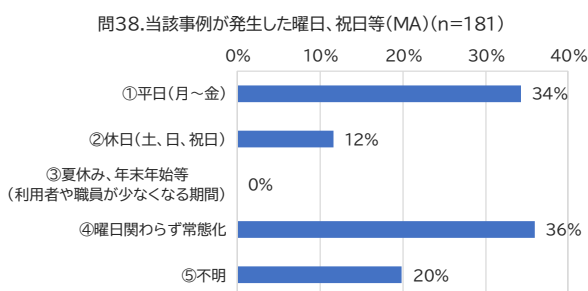
	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 同じ施設・事業所内の計画相談を利用	5	0	3	8	7%	0%	6%	3%
② 同じ法人・団体が運営している別の建物の計画相談を利用	15	2	7	24	22%	2%	15%	10%
③ 別法人・別団体の計画相談を利用	12	57	13	82	18%	46%	28%	34%
④ 利用無し（セルフプランを作成）	4	7	1	12	6%	6%	2%	5%
⑤ 不明	32	57	23	112	47%	46%	49%	47%
合計	68	123	47	238	100%	100%	100%	100%

7-3-4 事例概要

○虐待が発生した曜日は、「曜日関わらず常態化」が36%、「平日（月～金）」が34%。

図表 7-35 当該事例が発生した曜日、祝日等（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 平日（月～金）	62	34%	34%
② 休日（土、日、祝日）	21	12%	12%
③ 夏休み、年末年始等 （利用者や職員が少なくなる期間）	0	0%	0%
④ 曜日関わらず常態化	65	36%	36%
⑤ 不明	36	20%	20%
合計	184		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		



○虐待が発生した曜日を法人種別別にみると、「社福」は「平日（月～金）」が52%、「休日（土、日、祝日）」が22%、「曜日関わらず常態化」は20%となっている。他方、「営利」は「曜日関わらず常態化」が43%を占めており、「その他」も「曜日関わらず常態化」が39%となっている。

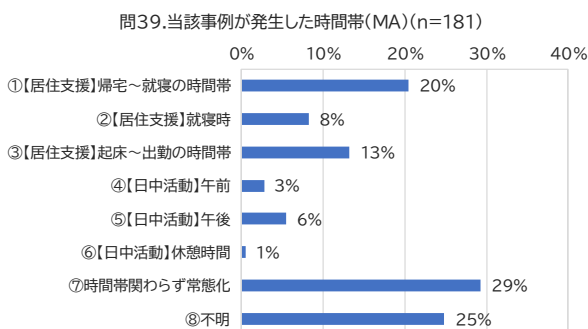
図表 7-36 運営法人種別別当該事例が発生した曜日、祝日等（複数回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 平日（月～金）	26	24	12	62	52%	27%	29%	34%
② 休日（土、日、祝日）	11	6	4	21	22%	7%	10%	12%
③ 夏休み、年末年始等 （利用者や職員が少なくなる期間）	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
④ 曜日関わらず常態化	10	39	16	65	20%	43%	39%	36%
⑤ 不明	4	23	9	36	8%	26%	22%	20%
合計	51	92	41	184				
無回答	0	0	0	0				
回答対象者数	50	90	41	181				

○虐待が発生した時間帯は、「不明」が25%を占めるが、「時間帯関わらず常態化」が29%。
 「【居住支援】帰宅～就寝の時間帯」が20%。

図表 7-37 当該事例が発生した時間帯（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 【居住支援】帰宅～就寝の時間帯	37	20%	20%
② 【居住支援】就寝時	15	8%	8%
③ 【居住支援】起床～出勤の時間帯	24	13%	13%
④ 【日中活動】午前	5	3%	3%
⑤ 【日中活動】午後	10	6%	6%
⑥ 【日中活動】休憩時間	1	1%	1%
⑦ 時間帯関わらず常態化	53	29%	29%
⑧ 不明	45	25%	25%
合計	190		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		



○虐待が発生した時間帯を法人種別別にみると、「社福」は「【居住支援】帰宅～就寝の時間帯」が24%、「【居住支援】起床～出勤の時間帯」が26%、「時間帯問わず常態化」は20%となっている。他方、「営利」は、「不明」が33%を占めるが、「時間帯問わず常態化」が34%となっており、「【居住支援】帰宅～就寝の時間帯」が14%、「【居住支援】就寝時」が10%。

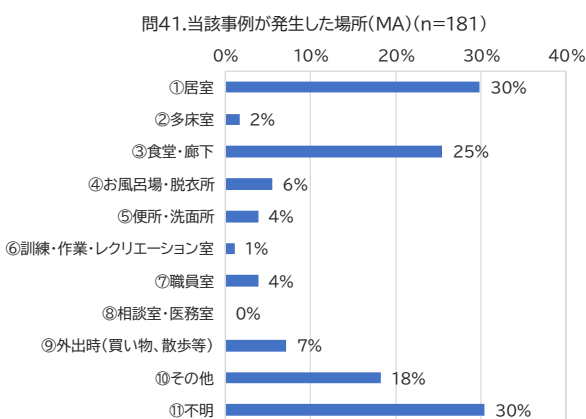
図表 7-38 運営法人種別別当該事例が発生した時間帯（複数回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 【居住支援】帰宅～就寝の時間帯	12	13	12	37	24%	14%	29%	20%
② 【居住支援】就寝時	4	9	2	15	8%	10%	5%	8%
③ 【居住支援】起床～出勤の時間帯	13	5	6	24	26%	6%	15%	13%
④ 【日中活動】午前	3	2	0	5	6%	2%	0%	3%
⑤ 【日中活動】午後	4	4	2	10	8%	4%	5%	6%
⑥ 【日中活動】休憩時間	1	0	0	1	2%	0%	0%	1%
⑦ 時間帯問わず常態化	10	31	12	53	20%	34%	29%	29%
⑧ 不明	6	30	9	45	12%	33%	22%	25%
合計	53	94	43	190				
無回答	0	0	0	0				
回答対象者数	50	90	41	181				

○虐待が発生した場所は、「不明」が30%を占めるが、これは曜日や時間帯に関わらず常態化していた虐待のため、「不明」と回答されたものも含まれると思われる。「不明」以外では「居室」が30%、「食堂・廊下」が25%、「その他」が18%。

図表 7-39 当該事例が発生した場所（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 居室	54	30%	43%
② 多床室	3	2%	2%
③ 食堂・廊下	46	25%	37%
④ お風呂場・脱衣所	10	6%	8%
⑤ 便所・洗面所	7	4%	6%
⑥ 訓練・作業・レクリエーション室	2	1%	2%
⑦ 職員室	7	4%	6%
⑧ 相談室・医務室	0	0%	0%
⑨ 外出時（買い物、散歩等）	13	7%	10%
⑩ その他	33	18%	26%
⑪ 不明	55	30%	-
合計	230		
無回答	1	1%	-
回答対象者数	181		



○虐待が発生した場所を法人種別別にみると、「社福」は「食堂・廊下」が40%、次いで「居室」が30%となっている。他方、「営利」や「その他」は「居室」、「食堂・廊下」の順に割合が高い。

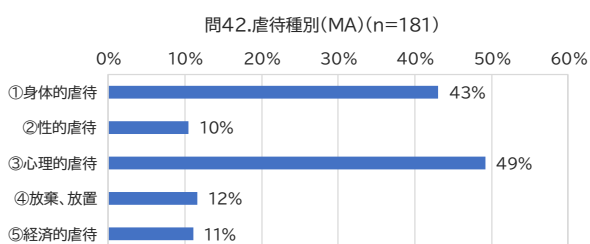
図表 7-40 当該事例が発生した場所（複数回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 居室	15	27	12	54	30%	30%	29%	30%
② 多床室	1	1	1	3	2%	1%	2%	2%
③ 食堂・廊下	20	16	10	46	40%	18%	24%	25%
④ お風呂場・脱衣所	3	5	2	10	6%	6%	5%	6%
⑤ 便所・洗面所	4	0	3	7	8%	0%	7%	4%
⑥ 訓練・作業・レクリエーション室	2	0	0	2	4%	0%	0%	1%
⑦ 職員室	0	3	4	7	0%	3%	10%	4%
⑧ 相談室・医務室	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
⑨ 外出時（買い物、散歩等）	4	5	4	13	8%	6%	10%	7%
⑩ その他	7	19	7	33	14%	21%	17%	18%
⑪ 不明	9	35	11	55	18%	39%	27%	30%
合計	65	111	54	230				
無回答	0	0	1	1				
回答対象者数	50	90	41	181				

○虐待種別は、「心理的虐待」が49%、「身体的虐待」が44%。

図表 7-41 虐待種別（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 身体的虐待	78	43%	43%
② 性的虐待	19	10%	10%
③ 心理的虐待	89	49%	49%
④ 放棄、放置	21	12%	12%
⑤ 経済的虐待	20	11%	11%
合計	227		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		



○虐待種別を法人種別別にみると、「心理的虐待」、「身体的虐待」は「社福」、「営利」、「その他」ともに40%を超えている。他方、「性的虐待」は「社福」が最も割合が高く18%、「放棄、放置」は「営利」が16%、経済的虐待は「営利」が17%となっている。

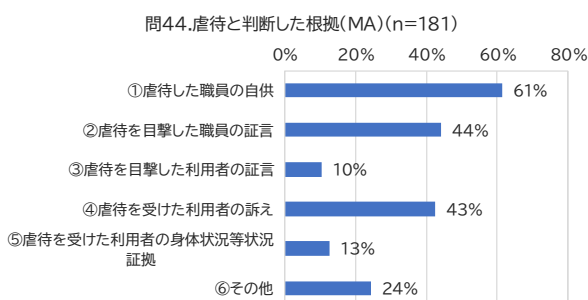
図表 7-42 運営法人種別別虐待種別（複数回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 身体的虐待	24	36	18	78	48%	40%	44%	43%
② 性的虐待	9	9	1	19	18%	10%	2%	10%
③ 心理的虐待	25	45	19	89	50%	50%	46%	49%
④ 放棄、放置	3	14	4	21	6%	16%	10%	12%
⑤ 経済的虐待	1	15	4	20	2%	17%	10%	11%
合計	62	119	46	227				
無回答	0	0	0	0				
回答対象者数	50	90	41	181				

○虐待と判断した根拠としては、「虐待した職員の自供」が63%、「虐待を目撃した職員の証言」が43%、「虐待を受けた利用者の訴え」が41%。

図表 7-43 虐待と判断した根拠（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 虐待した職員の自供	111	61%	61%
② 虐待を目撃した職員の証言	80	44%	44%
③ 虐待を目撃した利用者の証言	19	10%	10%
④ 虐待を受けた利用者の訴え	77	43%	43%
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	23	13%	13%
⑥ その他	44	24%	24%
（うち）見守りカメラ映像	(19)	(10%)	(10%)
合計	354		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		



○虐待と判断した根拠を法人種別別にみると、「虐待した職員の自供」は「社福」、「営利」、「その他」とも、最も割合が高い。「虐待を目撃した職員の証言」は「社福」や「その他」では50%前後となっているが、「営利」では34%となっている。

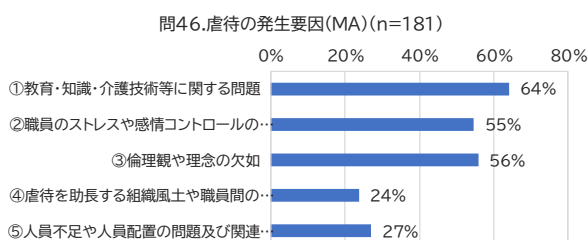
図表 7-44 運営法人種別別虐待と判断した根拠（複数回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 虐待した職員の自供	29	52	30	111	58%	58%	73%	61%
② 虐待を目撃した職員の証言	28	33	19	80	56%	37%	46%	44%
③ 虐待を目撃した利用者の証言	6	9	4	19	12%	10%	10%	10%
④ 虐待を受けた利用者の訴え	18	39	20	77	36%	43%	49%	43%
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	6	10	7	23	12%	11%	17%	13%
⑥ その他	10	24	10	44	20%	27%	24%	24%
（うち）見守りカメラ映像	(5)	(11)	(3)	(19)	(10%)	(12%)	(7%)	(10%)
合計	102	178	93	373				
無回答	0	0	0	0				
回答対象者数	50	90	41	181				

○虐待の発生要因は、「教育・知識・介護技術に関する問題」が64%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」が55～56%。

図表 7-45 虐待の発生要因（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 教育・知識・介護技術等に関する問題	116	64%	64%
② 職員のストレスや感情コントロールの問題	99	55%	55%
③ 倫理観や理念の欠如	101	56%	56%
④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	43	24%	24%
⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	49	27%	27%
合計	408		
無回答	1	1%	-
回答対象者数	181		



○虐待の発生要因を法人種別別にみると、「社福」では「職員のストレスや感情コントロールの問題」が62%、「教育・知識・介護技術に関する問題」が58%。「営利」では「教育・知識・介護技術に関する問題」が59%、「倫理観や理念の欠如」が58%。「その他」では、「教育・知識・介護技術に関する問題」が83%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が66%となっている。

図表 7-46 運営法人種別別虐待の発生要因（複数回答）

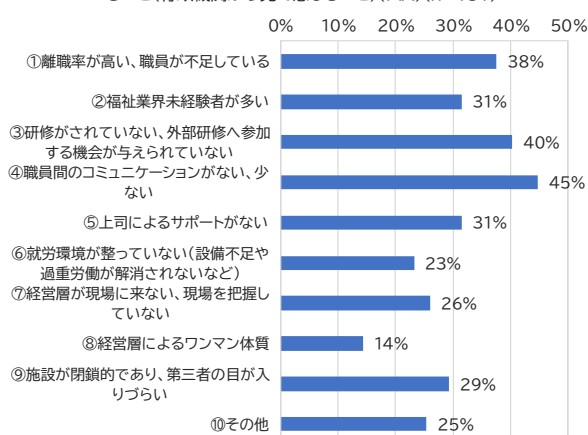
	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 教育・知識・介護技術等に関する問題	29	53	34	116	58%	59%	83%	64%
② 職員のストレスや感情コントロールの問題	31	41	27	99	62%	46%	66%	55%
③ 倫理観や理念の欠如	25	52	24	101	50%	58%	59%	56%
④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	13	21	9	43	26%	23%	22%	24%
⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	14	21	14	49	28%	23%	34%	27%
合計	112	188	108	408				
無回答	0	1	0	1				
回答対象者数	50	90	41	181				

○虐待が発生した背景としての組織的課題は、「職員間のコミュニケーションがない、少ない」が45%、「研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない」が40%、「離職率が高い、職員が不足している」が38%。

図表 7-47 虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 離職率が高い、職員が不足している	68	38%	39%
② 福祉業界未経験者が多い	57	31%	32%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	73	40%	41%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	81	45%	46%
⑤ 上司によるサポートがない	57	31%	32%
⑥ 就労環境が整っていない（設備不足や過重労働が解消されないなど）	42	23%	24%
⑦ 経営層が現場に来ない、現場を把握していない	47	26%	27%
⑧ 経営層によるワンマン体質	26	14%	15%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	53	29%	30%
⑩ その他	46	25%	26%
合計	550		
無回答	5	3%	-
回答対象者数	181		

問47.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)(n=181)



- 組織的課題を法人種別別にみると、「社福」では「職員間のコミュニケーションがない、少ない」が44%、「研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない」が28%。
- 「営利」では「研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない」が52%、「離職率が高い、職員が不足している」と「職員間のコミュニケーションがない、少ない」が47%となっており、いずれも「社福」より割合が高い。「その他」では、「職員間のコミュニケーションがない、少ない」が41%、「離職率が高い、職員が不足している」、「上司によるサポートがない」、「その他」が34%となっている。
- 「社福」に比べると、「営利」や「その他」は全体的に割合が高い（回答対象自治体による組織的課題の指摘が多い）。

図表 7-48 運営法人種別別虐待の発生した背景として、
特に組織的課題として考えられること（複数回答）

	回答数				割合1			
	社福	営利	その他	合計	社福	営利	その他	合計
① 離職率が高い、職員が不足している	12	42	14	68	24%	47%	34%	38%
② 福祉業界未経験者が多い	12	32	13	57	24%	36%	32%	31%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	14	47	12	73	28%	52%	29%	40%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	22	42	17	81	44%	47%	41%	45%
⑤ 上司によるサポートがない	6	37	14	57	12%	41%	34%	31%
⑥ 就労環境が整っていない（設備不足や過重労働が解消されないなど）	9	22	11	42	18%	24%	27%	23%
⑦ 経営層が現場に来ない、現場を把握していない	10	27	10	47	20%	30%	24%	26%
⑧ 経営層によるワンマン体質	3	17	6	26	6%	19%	15%	14%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	9	31	13	53	18%	34%	32%	29%
⑩ その他	14	18	14	46	28%	20%	34%	25%
合計	111	315	124	550				
無回答	0	4	1	5				
回答対象者数	50	90	41	181				

7-3-5 結果の考察と虐待の防止に向けた観点

グループホームにおいて発生した虐待事例 181 件を対象に、当該施設・事業所の概要や虐待者・被虐待者の属性、事例の概要の集計・分析を行った。以下に、結果の考察と虐待防止に向けた観点を記す。

なお、回答全体を通じて「不明」が多いため、推察が含まれる考察・観点となることに留意いただきたい。

(1) 運営法人・事業所に関する考察と虐待防止に向けた観点

○虐待が発生したグループホームの事業所種別は、「介護サービス包括型」が 64%、「日中サービス支援型」が 34%、「外部サービス利用型」が 2% (図表 7-7)。他方、令和 6 年 1～3 月期の全事業所数に占める事業所種別は、「介護サービス包括型」が 83%、「日中サービス支援型」が 8%、「外部サービス利用型」が 9% (図表 7-8) であるため、「介護サービス包括型」や「外部サービス支援型」に比べると「日中サービス支援型」での虐待の発生割合が高くなっている。運営法人種別別にみると、「営利」では、発生した虐待の 56%が「日中サービス支援型」となっている (図表 7-9)。

虐待が発生したグループホームの事業開始年は、「2020 年代」が 44%、「2010 年代」が 34% となっており (図表 7-10)、運営法人種別別にみると「営利」で発生した虐待の 68%は「2020 年代」となっていることから、営利法人では比較的新しく事業が開始された事業所での虐待が多くなっている (図表 7-11)。

○全国的な福祉人材の不足がある中で、新たに開設された事業所においては、他職種から転職してきた職員も含まれると考えられる。そのため、事業開始前、または開始後早期に虐待や権利擁護等に関する研修を実施するとともに、定期的に研修で学んだことをどのように実践に活かしているかの確認・振り返りが必要と思われる。

また、新たに開設された事業所においては、(自立支援)協議会への参加を通じて、域内の事業所相互での自主的な研修や、他事業所への見学等を通じた運営ノウハウを学ぶ機会の創出等も望まれる。

(2) 虐待者に関する考察と虐待防止に向けた観点

○虐待者の職種は「社福」は「生活支援員」と「世話人」で 8 割超を占める。「営利」や「その他」では、「生活支援員」と「世話人」が 5～6 割となっており、「管理者」や「サービス管理責任者」による虐待が 2～3 割を占めている (図表 7-21)。

虐待者の勤務形態をみると、「社福」は「正規」が 39%、「非正規」が 51%となっているが、「営利」や「その他」は、「正規」が 6 割前後となっている (図表 7-23)。「管理者」や「サービス管理責任者」による虐待が 2～3 割を占めていることも影響していると考えられる。

○通常、利用者の支援は「生活支援員」や「世話人」が担うが、「営利」や「その他」においては、管理者やサービス管理責任者も利用者の支援を行っている可能性がある。本来、管理者やサービス管理責任者は現場の勤務体制を整え、支援の知識や技術を確認・指導する立場であり、そうした体制の確保が求められる。グループホームの利用ニーズは高く、待機者もいることから、事業所の増加が必要ではあるものの、新たに開設された事業所において虐待が発生していることを踏まえると、虐待の未然防止の観点からは、事業拡大ありきではなく、職員の支援スキルを含めて人員体制や研修体系を整備したうえでの事業開始が望まれる。

特に、「営利」や「その他」で経験年数の少ない職員による虐待が多いことを考えると、知識の伝達だけでなく経験のある職員からのOJTを含めた研修を行うことが有効である（図表7-26）。その際、自法人内に適切なベテラン人材が不足する場合には、（1）で述べたように、地域の協議会と連携して、他法人との経験交流や施設見学等を行うことなども考えられる。

- 他方、「社福」での虐待者は前述の通り「非正規」が51%となっている。「社福」は2010年代以前に開設された法人が多く（図表7-4）、研修やOJT等による人材育成や虐待の未然防止に向けた組織マネジメントの蓄積が進んでいると思われるが、虐待が発生した当該施設・事業所の虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修の実施状況においては、「不明」が34%を占めるものの、「全常勤を対象に実施」が30%、「非常勤（委託職員除く）を含めて実施」が28%となっている（図表7-24）ことから、非常勤や非正規等も対象とした幅広い職員に向けた研修の充実が必要と考えられる。

（3）虐待が発生した時間帯や場所に関する考察と虐待防止に向けた観点

- 虐待が発生した曜日や時間帯の回答では、「営利」では、「曜日・時間帯に関わらず常態化」の割合が高い（図表7-36, 38）。「社福」では、「【居住支援】帰宅～就寝の時間帯」や「【居住支援】起床～出勤の時間帯」の割合が高い（図表38）。虐待の「常態化」は早期発見・早期対応ができていないことを示すものであり、虐待防止措置の推進による通報義務の徹底が望まれる。
- 他方、虐待が発生した場所は「居室」が30%を占めている（図表7-39）。居室においてはプライバシーの観点から見守りカメラの設置等は難しい面があるが、複数職員による対応の確保等、密室性を補完するような未然防止策の更なる工夫が必要と思われる。
- また、虐待が発生しやすい時間帯と場所を組み合わせると、利用者との関わりが多く業務負担の高い朝や夕方時間帯における居室や共用部分における虐待が多い。グループホームでの支援の特性上、1住居ごとで見れば配置人数が少ない時間帯等があることも考えられるため、事業所全体での勤務シフトの工夫等も検討する必要がある。

（4）虐待の発生要因や組織的課題に関する考察と虐待防止に向けた観点

- 「虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること」の回答において、「社福」では「職員間のコミュニケーションがない、少ない」が44%、その他の組織的課題は比較的均等な割合となっている（図表7-48）。虐待の発生要因（図表7-46）でみると、「社福」では「職員のストレスや感情コントロールの問題」の割合が最も高く62%になっていることから、グループホームの住居は地域で点在していることも多く、引き継ぎ時間やケースに関する打合せ、職員が揃って会議等を行う時間の確保が難しい面があることも含め、次ページに述べるモニタリングや風通しのよい職場づくり等、職場環境の改善が必要と思われる。
- 「虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること」を「営利」でみると、「研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない」が52%となっており、他の主体よりも明らかに高い（図表7-48）。また、「離職率が高い、職員が不足している」と「職員間のコミュニケーションがない、少ない」が47%、「福祉業界未経験者が多い」も36%となっており、人員体制の整備も不十分な可能性がある。

さらに、「上司によるサポートがない」や「経営層が現場にこない、現場を把握していない」、「経営層によるワンマン体質」のいずれも「社福」より割合が高く、組織マネジメントにも課題があると考えられる。

福祉事業は人が人を支援することで成立する。人員を確保し、育成しながら事業展開を図っていくことが不可欠であり、虐待の未然防止のためには、十分な研修機会の創出や組織マネジメントの改善が望まれる。

- 「虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること」においては、「施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい」についても、「社福」に比べると「営利」や「その他」の回答割合は高くなっている。「営利」においては、計画相談支援の利用状況は、「不明」が46%となっているが、「別法人・別団体の計画相談を利用」は46%となっているため（図表 7-34）、別法人・別団体の相談支援専門員によるモニタリングは、虐待の未然防止、早期発見に向けた重要な外部の目の一つと考えられる。

7-4 虐待が発生した障害者支援施設に関するアンケート調査結果

ここでは、アンケート調査に回答のあった障害者支援施設での虐待事例 155 件の集計結果を示す。

7-4-1 当該施設・事業所の概要

(1) 当該施設・事業所の運営法人

○虐待が発生した障害者支援施設の運営法人は、「社会福祉法人（事業団除く）」が 90%、「社会福祉法人（事業団）」が 10%。

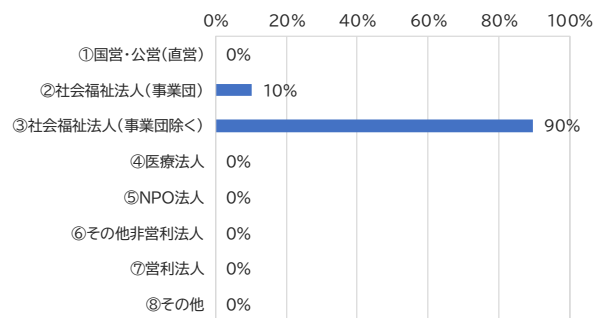
図表 7-49 回答対象施設・事業所の運営法人種別（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 国営・公営(直営)	0	0%	0%
② 社会福祉法人（事業団）	16	10%	10%
③ 社会福祉法人（事業団除く）	139	90%	90%
④ 医療法人	0	0%	0%
⑤ NPO法人	0	0%	0%
⑥ その他非営利法人（公益社団・財団法人、一般社団・財団法人など）	0	0%	0%
⑦ 営利法人（株式会社、合同会社など）	0	0%	0%
⑧ その他	0	0%	0%
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

※割合 1：不明や無回答も含む構成割合（以下同様）

※割合 2：不明や無回答を除く構成割合（以下同様）

問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別(SA)
(n=155)

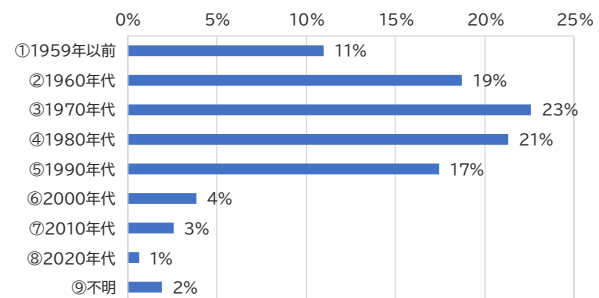


○運営法人の設立年は、「1970 年代」が 23%、「1980 年代」が 21%、「1960 年代」が 19%。

図表 7-50 法人設立年（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	17	11%	11%
② 1960年代	29	19%	19%
③ 1970年代	35	23%	23%
④ 1980年代	33	21%	22%
⑤ 1990年代	27	17%	18%
⑥ 2000年代	6	4%	4%
⑦ 2010年代	4	3%	3%
⑧ 2020年代	1	1%	1%
⑨ 不明	3	2%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

問2.法人設立年(SA)(n=155)

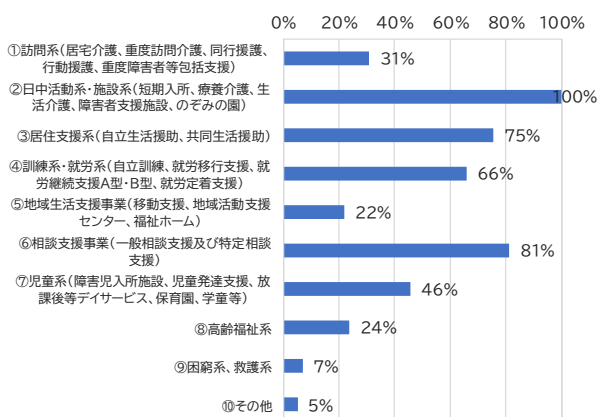


○運営法人が運営している居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）以外の福祉サービスは、「相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）」が 81%、「居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）」が 75%、「訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援）」が 66%。

図表 7-51 同法人が運営している福祉サービスの有無（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	48	31%	31%
② 日中活動系・施設系（短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園）	155	100%	100%
③ 居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）	117	75%	75%
④ 訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援）	102	66%	66%
⑤ 地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム）	34	22%	22%
⑥ 相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）	126	81%	81%
⑦ 児童系（障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等）	71	46%	46%
⑧ 高齢福祉系	37	24%	24%
⑨ 困窮系、救護系	11	7%	7%
⑩ その他	8	5%	5%
合計	709		
無回答	0		
回答対象者数	155		

問4.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)(n=155)



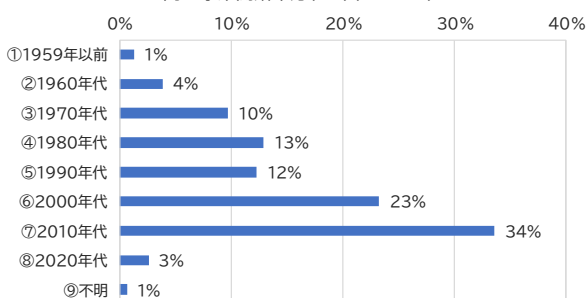
(2) 当該施設・事業所の概要

○虐待が発生した障害者支援施設の事業開始年は、「2010 年代」が 34%、「2000 年代」が 23%。2006 年の自立支援法施行時の新体系への移行時の開始年と 2000 年代以前は、旧種別（知的障害者更生施設（入所）や身体障害者療護施設）での事業開始年が混在した回答と思われる。

図表 7-52 事業開始年月（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	2	1%	1%
② 1960年代	6	4%	4%
③ 1970年代	15	10%	10%
④ 1980年代	20	13%	13%
⑤ 1990年代	19	12%	12%
⑥ 2000年代	36	23%	23%
⑦ 2010年代	52	34%	34%
⑧ 2020年代	4	3%	3%
⑨ 不明	1	1%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

問6.事業開始年月(SA)(n=155)

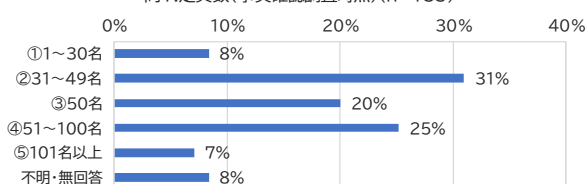


○虐待が発生した障害者支援施設の定員数は、「31～49 名」が 31%、「51～100 名」が 25%、「50 名」が 20%。

図表 7-53 定員数（事実確認調査時点）（数値を区分化）

	回答数	割合1	割合2
① 1～30名	13	8%	9%
② 31～49名	48	31%	34%
③ 50名	31	20%	22%
④ 51～100名	39	25%	27%
⑤ 101名以上	11	7%	8%
不明・無回答	13	8%	-
合計	155	109%	-

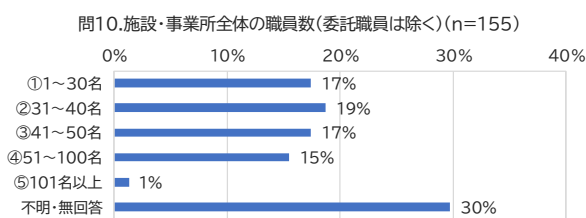
問7.定員数(事実確認調査時点)(n=155)



○職員数は「不明・無回答」が30%を占めているが、「1～30名」から「51～100名」まで幅広い回答となっている。

図表 7-54 施設・事業所全体の職員数（委託職員は除く）（数値を区分化）

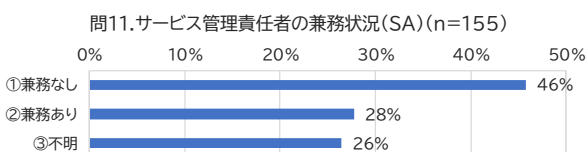
	回答数	割合1	割合2
① 1～30名	27	17%	25%
② 31～40名	29	19%	27%
③ 41～50名	27	17%	25%
④ 51～100名	24	15%	22%
⑤ 101名以上	2	1%	2%
不明・無回答	46	30%	-
合計	155	100%	-



○サービス管理責任者の兼務状況は、「不明」が26%を占めるが、「兼務なし」のサービス管理責任者は46%、「兼務あり」は28%。

図表 7-55 サービス管理責任者の兼務状況（単一回答）

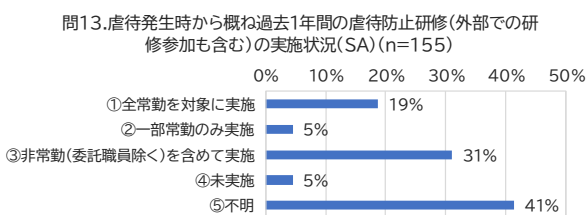
	回答数	割合1	割合2
① 兼務なし	71	46%	62%
② 兼務あり	43	28%	38%
③ 不明	41	26%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%



○虐待防止研修の実施状況は、「不明」が41%を占めるが、「非常勤(委託職員除く)を含めて実施」は31%、「全常勤を対象に実施」は19%、「未実施」は5%。

図表 7-56 虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修（外部での研修参加も含む）の実施状況（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 全常勤を対象に実施	29	19%	32%
② 一部常勤のみ実施	7	5%	8%
③ 非常勤(委託職員除く)を含めて実施	48	31%	53%
④ 未実施	7	5%	8%
⑤ 不明	64	41%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

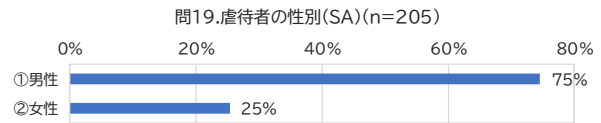


7-4-2 虐待者の属性

○虐待者の性別は、「男性」が75%、「女性」が25%。

図表 7-57 虐待者の性別（単一回答）

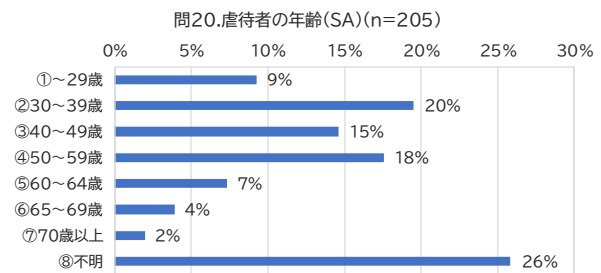
	回答数	割合1	割合2
① 男性	153	75%	
② 女性	52	25%	
合計	205	100%	



○虐待者の年齢は、「不明」が26%を占める。次いで、「30～39歳」が20%、「50～59歳」が18%。65歳以上は6%。

図表 7-58 虐待者の年齢（単一回答）

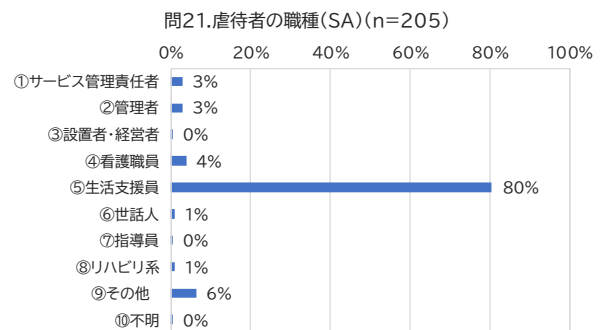
	回答数	割合1	割合2
① ～29歳	19	9%	13%
② 30～39歳	40	20%	26%
③ 40～49歳	30	15%	20%
④ 50～59歳	36	18%	24%
⑤ 60～64歳	15	7%	10%
⑥ 65～69歳	8	4%	5%
⑦ 70歳以上	4	2%	3%
⑧ 不明	53	26%	-
合計	205	100%	100%



○虐待者の職種は、「生活支援員」が81%。

図表 7-59 虐待者の職種（単一回答）

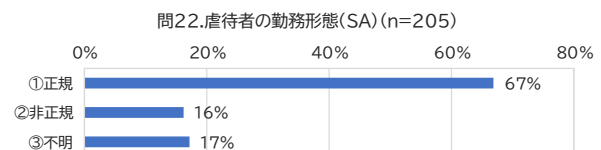
	回答数	割合1	割合2
① サービス管理責任者	6	3%	3%
② 管理者	6	3%	3%
③ 設置者・経営者	1	0%	0%
④ 看護職員	8	4%	4%
⑤ 生活支援員	165	80%	81%
⑥ 世話人	2	1%	1%
⑦ 指導員	1	0%	0%
⑧ リハビリ系	2	1%	1%
⑨ その他	13	6%	6%
⑩ 不明	1	0%	-
合計	205	100%	100%



○虐待者の勤務形態は、「正規」が67%、「非正規」が16%、「不明」が17%。

図表 7-60 虐待者の勤務形態（単一回答）

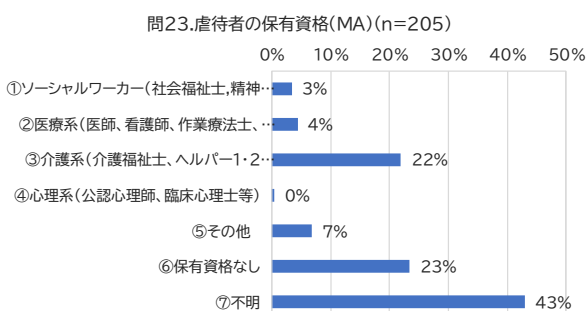
	回答数	割合1	割合2
① 正規	137	67%	81%
② 非正規	33	16%	19%
③ 不明	35	17%	-
合計	205	100%	100%



○虐待者の保有資格は、「不明」が43%を占めているため不明以外の回答数が少ないが、「保有資格なし」が23%、「介護系」が22%。

図表 7-61 虐待者の保有資格（複数回答）

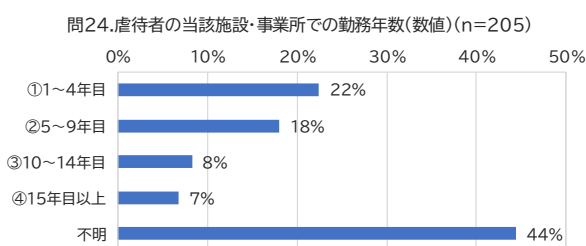
	回答数	割合1	割合2
① ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等）	7	3%	6%
② 医療系（医師、看護師、作業療法士、保健師等）	9	4%	8%
③ 介護系（介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネージャー）	45	22%	38%
④ 心理系（公認心理師、臨床心理士等）	1	0%	1%
⑤ その他	14	7%	12%
⑥ 保有資格なし	48	23%	41%
⑦ 不明	88	43%	-
合計	212		
回答対象者数	205		



○虐待者の当該施設・事業所での勤務年数は、「不明」が44%を占めているため不明以外の回答数が少ないが、「1～4年目」が22%、「5～9年目」が18%、10年目以上も13%。

図表 7-62 虐待者の当該施設・事業所での勤務年数（数値を区分化）

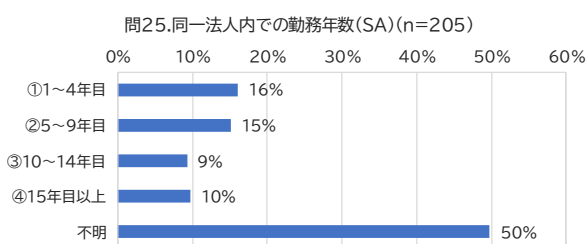
	回答数	割合1	割合2
① 1～4年目	46	22%	40%
② 5～9年目	37	18%	32%
③ 10～14年目	17	8%	15%
④ 15年目以上	14	7%	12%
不明	91	44%	-
合計	205		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	205		



○虐待者の同一法人内での勤務年数は、「不明」が50%を占めている。残り50%のうち、「1～4年目」が16%、「5～9年目」が15%、10年目以上が19%。

図表 7-63 虐待者の同一法人内での勤務年数（数値を区分化）

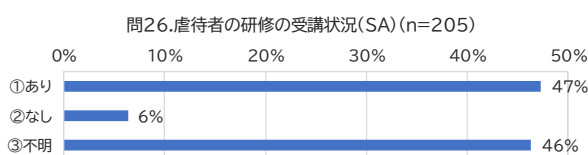
	回答数	割合1	割合2
① 1～4年目	33	16%	32%
② 5～9年目	31	15%	30%
③ 10～14年目	19	9%	18%
④ 15年目以上	20	10%	19%
不明	102	50%	-
合計	205		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	205		



○虐待者の研修の受講状況は、「不明」が46%を占めるが、研修の受講「あり」が47%、「なし」は6%。

図表 7-64 虐待者の研修の受講状況（単一回答）

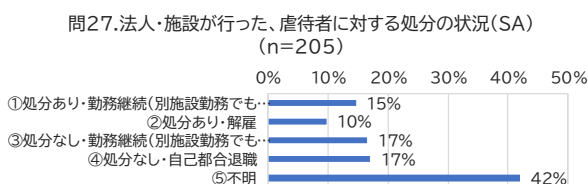
	回答数	割合1	割合2
① あり	97	47%	88%
② なし	13	6%	12%
③ 不明	95	46%	-
合計	205	100%	100%



○法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況は、「不明」が42%を占めるが、「処分なし・勤務継続（別施設勤務でも可）」と「処分なし・自己都合退職」がともに17%、「処分あり・勤務継続（別施設勤務でも可）」が15%、「処分あり・解雇」は10%。虐待者のうち、27%が解雇または自己都合退職となっている。

図表 7-65 法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況（単一回答）

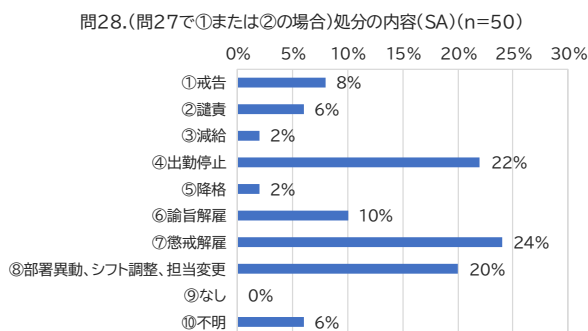
	回答数	割合1	割合2
① 処分あり・勤務継続（別施設勤務でも可）	30	15%	25%
② 処分あり・解雇	20	10%	17%
③ 処分なし・勤務継続（別施設勤務でも可）	34	17%	29%
④ 処分なし・自己都合退職	35	17%	29%
⑤ 不明	86	42%	-
合計	205	100%	100%



○法人・施設が行った処分の内容は、「懲戒解雇」が24%、「出勤停止」が22%、「部署異動、シフト調整、担当変更」が20%。

図表 7-66 （①処分あり・勤務継続または②処分あり・解雇の場合）処分の内容（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 戒告	4	8%	9%
② 譴責	3	6%	6%
③ 減給	1	2%	2%
④ 出勤停止	11	22%	23%
⑤ 降格	1	2%	2%
⑥ 諭旨解雇	5	10%	11%
⑦ 懲戒解雇	12	24%	26%
⑧ 部署異動、シフト調整、担当変更	10	20%	21%
⑨ なし	0	0%	0%
⑩ 不明	3	6%	-
合計	50	100%	100%

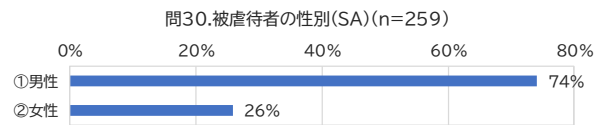


7-4-3 被虐待者の属性

○被虐待者の性別は、「男性」が74%、「女性」が26%。

図表 7-67 被虐待者の性別（単一回答）

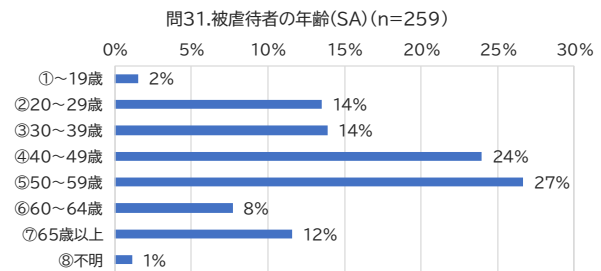
	回答数	割合1	割合2
① 男性	192	74%	74%
② 女性	67	26%	26%
合計	259	100%	100%



○被虐待者の年齢は、「50～59 歳」が27%、「40～49 歳」が24%。

図表 7-68 被虐待者の年齢（単一回答）

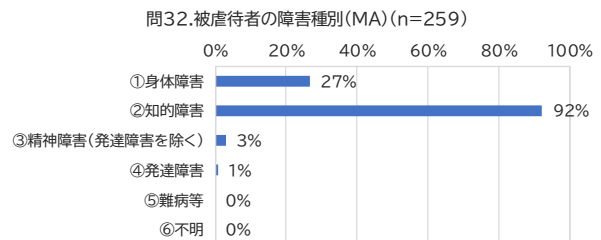
	回答数	割合1	割合2
① ～19歳	4	2%	2%
② 20～29歳	35	14%	14%
③ 30～39歳	36	14%	14%
④ 40～49歳	62	24%	24%
⑤ 50～59歳	69	27%	27%
⑥ 60～64歳	20	8%	8%
⑦ 65歳以上	30	12%	12%
⑧ 不明	3	1%	-
合計	259	100%	100%



○被虐待者の障害種別は、「知的障害」が92%、「身体障害」が27%。

図表 7-69 被虐待者の障害種別（複数回答）

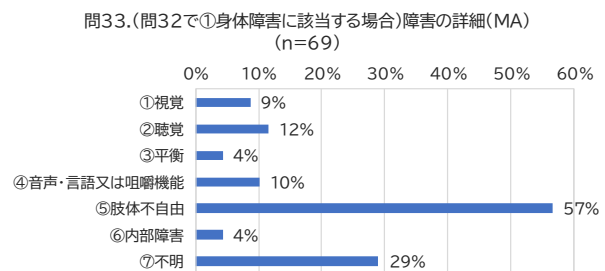
	回答数	割合1	割合2
① 身体障害	69	27%	
② 知的障害	239	92%	
③ 精神障害（発達障害を除く）	8	3%	
④ 発達障害	2	1%	
⑤ 難病等	0	0%	
⑥ 不明	0	0%	
合計	318		
回答対象者数	259		



○被虐待者が身体障害に該当する場合の障害の詳細は、「肢体不自由」が57%、「不明」が29%、「聴覚」が10%。

図表 7-70 （①身体障害に該当する場合）障害の詳細（複数回答）

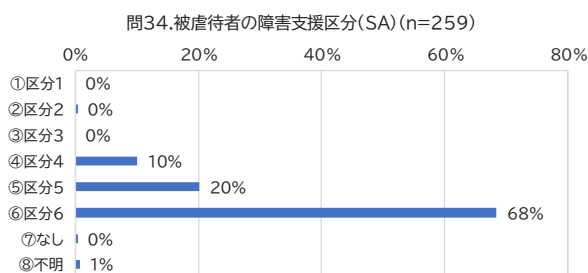
	回答数	割合1	割合2
① 視覚	6	9%	
② 聴覚	8	12%	
③ 平衡	3	4%	
④ 音声・言語又は咀嚼機能	7	10%	
⑤ 肢体不自由	39	57%	
⑥ 内部障害	3	4%	
⑦ 不明	20	29%	
合計	86		
回答対象者数	69		



○被虐待者の障害支援区分は、「区分6」が68%。

図表 7-71 被虐待者の障害支援区分（単一回答）

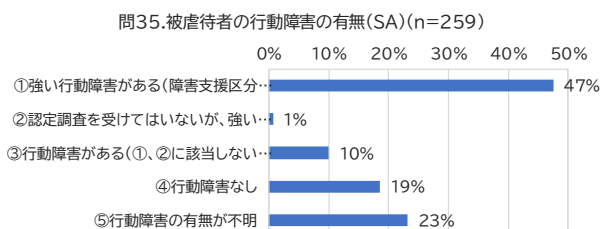
	回答数	割合1	割合2
① 区分1	0	0%	0%
② 区分2	1	0%	0%
③ 区分3	0	0%	0%
④ 区分4	26	10%	10%
⑤ 区分5	52	20%	20%
⑥ 区分6	177	68%	69%
⑦ なし（認定調査を受けていない、又は非該当の場合）	1	0%	0%
⑧ 不明	2	1%	-
合計	259	100%	100%



○被虐待者の行動障害の有無は、「強い行動障害がある」が47%、「行動障害の有無が不明」が23%、「行動障害なし」が19%。何らかの行動障害がある者が58%を占める。

図表 7-72 被虐待者の行動障害の有無（単一回答）

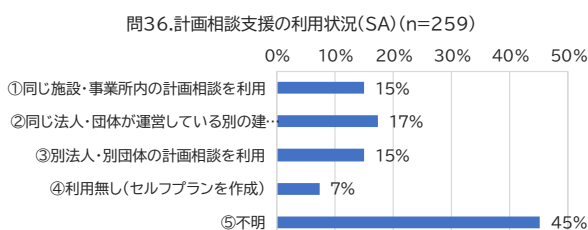
	回答数	割合1	割合2
① 強い行動障害がある（障害支援区分3、行動関連項目10点以上）	123	47%	62%
② 認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	2	1%	1%
③ 行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	26	10%	13%
④ 行動障害なし	48	19%	24%
⑤ 行動障害の有無が不明	60	23%	-
合計	259	100%	100%



○計画相談支援の利用状況は、「不明」が45%を占めているが、「同じ法人・団体が運営している別の建物の計画相談を利用」が17%、「同じ施設・事業所内の計画相談を利用」が15%、「別法人・別団体の計画相談を利用」は15%。

図表 7-73 計画相談支援の利用状況（単一回答）

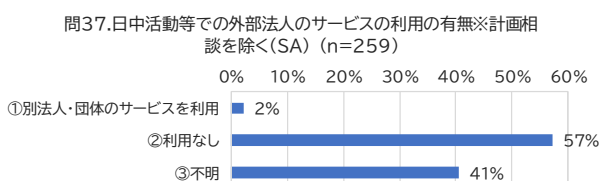
	回答数	割合1	割合2
① 同じ施設・事業所内の計画相談を利用	39	15%	27%
② 同じ法人・団体が運営している別の建物の計画相談を利用	45	17%	32%
③ 別法人・別団体の計画相談を利用	39	15%	27%
④ 利用無し（セルフプランを作成）	19	7%	13%
⑤ 不明	117	45%	-
合計	259	100%	100%



○日中活動等での外部法人のサービスの利用状況は、「不明」が41%を占めているが、「利用なし」が57%、「別法人・団体のサービスを利用」は2%。

図表 7-74 日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無※計画相談を除く（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 別法人・団体のサービスを利用	6	2%	4%
② 利用なし	148	57%	96%
③ 不明	105	41%	-
合計	259	100%	100%



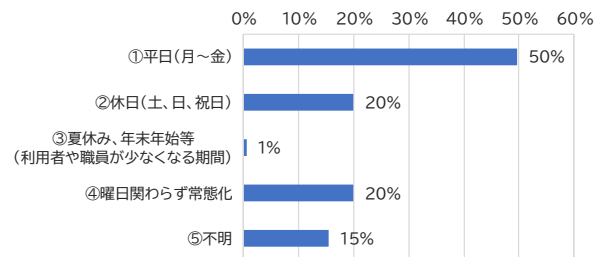
7-4-4 事例概要

○虐待が発生した曜日は、「平日（月～金）」が50%、「休日（土、日、祝日）」と「曜日関わらず常態化」が20%。

図表 7-75 当該事例が発生した曜日、祝日等（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 平日（月～金）	77	50%	50%
② 休日（土、日、祝日）	31	20%	20%
③ 夏休み、年末年始等 （利用者や職員が少なくなる期間）	1	1%	1%
④ 曜日関わらず常態化	31	20%	20%
⑤ 不明	24	15%	15%
合計	164		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

問38.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA)(n=155)

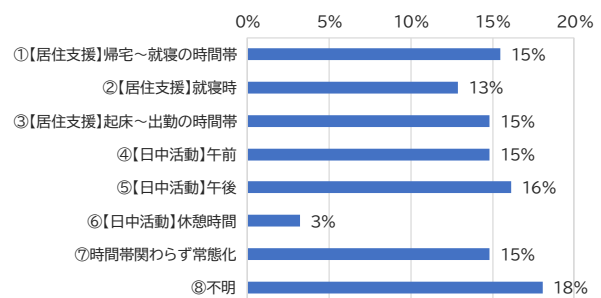


○虐待が発生した時間帯は、「不明」が18%を占めるが、どの時間帯においても虐待が発生。「時間帯関わらず常態化」は15%。

図表 7-76 当該事例が発生した時間帯（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 【居住支援】帰宅～就寝の時間帯	24	15%	15%
② 【居住支援】就寝時	20	13%	13%
③ 【居住支援】起床～出勤の時間帯	23	15%	15%
④ 【日中活動】午前	23	15%	15%
⑤ 【日中活動】午後	25	16%	16%
⑥ 【日中活動】休憩時間	5	3%	3%
⑦ 時間帯関わらず常態化	23	15%	15%
⑧ 不明	28	18%	18%
合計	171		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

問39.当該事例が発生した時間帯(MA)(n=155)

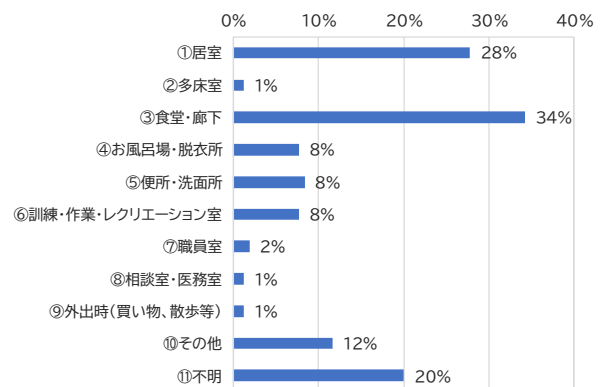


○虐待が発生した場所は、「食堂・廊下」が34%、「居室」が28%。

図表 7-77 当該事例が発生した場所（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 居室	43	28%	35%
② 多床室	2	1%	2%
③ 食堂・廊下	53	34%	43%
④ お風呂場・脱衣所	12	8%	10%
⑤ 便所・洗面所	13	8%	10%
⑥ 訓練・作業・レクリエーション室	12	8%	10%
⑦ 職員室	3	2%	2%
⑧ 相談室・医務室	2	1%	2%
⑨ 外出時（買い物、散歩等）	2	1%	2%
⑩ その他	18	12%	15%
⑪ 不明	31	20%	-
合計	191		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

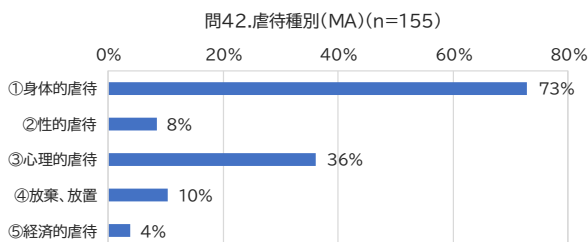
問41.当該事例が発生した場所(MA)(n=155)



○虐待種別は、「身体的虐待」が73%、「心理的虐待」が36%、「放棄・放置」が10%。

図表 7-78 虐待種別（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 身体的虐待	113	73%	73%
② 性的虐待	13	8%	8%
③ 心理的虐待	56	36%	36%
④ 放棄、放置	16	10%	10%
⑤ 経済的虐待	6	4%	4%
合計	204		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		



○虐待種別をサービス管理責任者の兼務状況別にみると、「身体的虐待」は兼務の有無で割合に大きな違いは見られないが、「性的虐待」や「放棄、放置」では「兼務無」に比べると「兼務有」の割合が高くなっている。

図表 7-79 サービス管理者の兼務状況別虐待種別（複数回答）

	回答数				割合1			
	兼務無	兼務有	不明	合計	兼務無	兼務有	不明	合計
① 身体的虐待	51	30	32	113	72%	70%	78%	73%
② 性的虐待	4	6	3	13	6%	14%	7%	8%
③ 心理的虐待	24	17	15	56	34%	40%	37%	36%
④ 放棄、放置	5	7	4	16	7%	16%	10%	10%
⑤ 経済的虐待	2	4	0	6	3%	9%	0%	4%
合計	86	64	54	204				
無回答	0	0	0	0				
回答対象者数	71	43	41	155				

○居住支援の時間帯（帰宅～出勤までの時間帯）での虐待を抽出し、虐待種別をみると、「【居住支援】就寝時」は「性的虐待」が40%となっており、帰宅から就寝前や起床後においても「性的虐待」が発生しているものの、就寝時間帯は割合が高くなっている。
「放棄・放置」も同様に、就寝時前後の時間帯と比べると、就寝時間帯の割合が高くなっている。

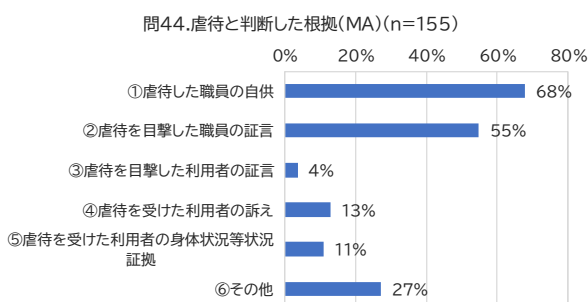
図表 7-80 居住支援の時間帯（帰宅～出勤までの時間帯）別虐待種別（複数回答）

	回答数				割合1			
	兼務無	兼務有	不明	合計	兼務無	兼務有	不明	合計
① 身体的虐待	51	30	32	113	72%	70%	78%	73%
② 性的虐待	4	6	3	13	6%	14%	7%	8%
③ 心理的虐待	24	17	15	56	34%	40%	37%	36%
④ 放棄、放置	5	7	4	16	7%	16%	10%	10%
⑤ 経済的虐待	2	4	0	6	3%	9%	0%	4%
合計	86	64	54	204				
無回答	0	0	0	0				
回答対象者数	71	43	41	155				

○虐待と判断した根拠としては、「虐待した職員の自供」が68%、「虐待を目撃した職員の証言」が55%、「その他」が27%。

図表 7-81 虐待と判断した根拠（複数回答）

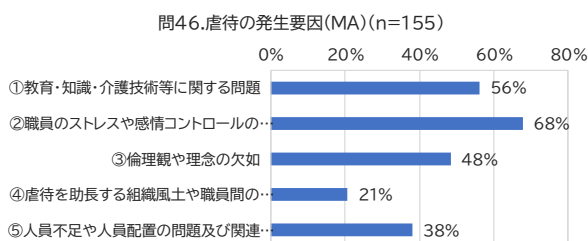
	回答数	割合1	割合2
① 虐待した職員の自供	105	68%	68%
② 虐待を目撃した職員の証言	85	55%	55%
③ 虐待を目撃した利用者の証言	6	4%	4%
④ 虐待を受けた利用者の訴え	20	13%	13%
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	17	11%	11%
⑥ その他	42	27%	27%
（うち）見守りカメラ映像	(29)	(19%)	(19%)
合計	275		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		



○虐待の発生要因は、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が68%、「教育・知識・介護技術に関する問題」が56%、「倫理観や理念の欠如」が48%。

図表 7-82 虐待の発生要因（複数回答）

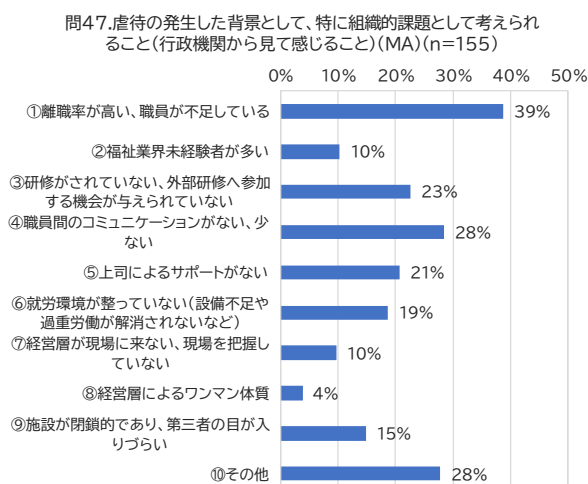
	回答数	割合1	割合2
① 教育・知識・介護技術等に関する問題	87	56%	56%
② 職員のストレスや感情コントロールの問題	105	68%	68%
③ 倫理観や理念の欠如	75	48%	48%
④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	32	21%	21%
⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	59	38%	38%
合計	358		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		



○虐待が発生した組織的課題としては、「離職率が高い、職員が不足している」が39%、「職員間のコミュニケーションがない、少ない」と「その他」が28%。

図表 7-83 虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 離職率が高い、職員が不足している	60	39%	41%
② 福祉業界未経験者が多い	16	10%	11%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	35	23%	24%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	44	28%	30%
⑤ 上司によるサポートがない	32	21%	22%
⑥ 就労環境が整っていない（設備不足や過重労働が解消されないなど）	29	19%	20%
⑦ 経営層が現場にこない、現場を把握していない	15	10%	10%
⑧ 経営層によるワンマン体質	6	4%	4%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	23	15%	16%
⑩ その他	43	28%	29%
合計	303		
無回答	7	5%	-
回答対象者数	155		



7-4-5 結果の考察と虐待の防止に向けた観点

障害者支援施設において発生した虐待事例を対象に、当該施設の概要や虐待者・被虐待者の属性、事例の概要の集計・分析を行った。以下に、結果の考察と虐待防止に向けた観点を記す。

なお、回答全体を通じて「不明」が多いため、推察が含まれる考察・観点となることに留意いただきたい。

○障害者支援施設の運営法人は、1970年代や1980年代に設立されており、居住支援系以外にも様々な障害福祉サービスの提供を行っている（図表 7-50, 51）。また、運営している障害者支援施設の定員数は、「31～49名」が31%、「51～100名」が25%、「50名」が20%となっており（図表 7-53）、職員数も定員数に連動して幅広い回答となっている（図表 7-54）。

その中で虐待者の当該施設での勤務年数を見ると、「不明」が46%を占めているが、残りの回答を見る限り、勤務年数に限らず虐待が発生している（図表 7-62）。研修の受講状況も「不明」が46%を占めるが、研修の受講「あり」が47%、「なし」は6%となっている（図表 7-64）ことから、新人や未経験者だけでなく、研修を受けた勤務年数の長い職員における虐待も含まれていることが見て取れる。

○被虐待者の計画相談支援の利用状況は、「不明」が45%を占めているが、「別法人・別団体の計画相談を利用」は15%に留まり（図表 7-73）、日中活動等での外部法人のサービスの利用状況においても、「不明」が41%を占めているが、「利用なし」が57%、「別法人・団体のサービスを利用」は2%となっている（図表 7-74）。虐待の未然防止の観点からは、実習生やボランティアの受入れ、施設見学の受入れ等、外部の目が入る取組を推進することが重要であると考えられる。

なお、障害者支援施設及び共同生活援助において義務付けられた、「地域連携推進会議」の開催及び会議の構成員が事業所を見学する機会の設置も、外部の目を入れる一助になると考えられる。

○虐待が発生した時間帯は、「不明」が18%を占めるが、時間帯に限らず虐待が発生している状況であり、「時間帯関わらず常態化」も15%となっており、「【居住支援】就寝時」も13%となっている（図表 7-76）。

虐待の「常態化」は早期発見・早期対応ができていないことを示すものであり、虐待防止措置の推進による通報義務の徹底が望まれる。また、虐待と判断した根拠では、「虐待した職員の自供」が68%と最も割合が高いが、次いで「虐待を目撃した職員の証言」が55%となっており、事実の特定につながる客観的情報の重要性を周知する必要がある（図表 7-81）。

○以上の結果を踏まえると、障害者支援施設は歴史もあり、虐待者の研修受講状況からも、図表 7-83「虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること」の回答において、「研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない」は28%に留まっていることから、研修機会は一定程度確保されていると推測される。

しかし、勤務年数の長い職員による虐待が一定程度発生していることや、どの時間帯においても虐待が発生していること、被虐待者のうち何らかの行動障害がある方が58%（図表 7-72）を占めることなどを踏まえると、事例検討のグループワークや実地のアセスメント・プランニング等、施設内外でのさらなる研修の充実化・高度化を進め、強度行動障害への支援力の強化を含め、高度な支援スキルを持つ職員の育成が望まれる。

○また、居住支援の時間帯（帰宅～出勤までの時間帯）での虐待をみると、「【居住支援】就寝時」は「性的虐待」が40%となっており、前後の時間帯に比べると割合が高くなっていることから（図表 7-80）、夜間支援における同性介助や複数対応の確保、夜勤者とは別の勤務者

による様子観察等、就寝時における性的虐待に対する対策の検討が必要と考えられる。

7-5 虐待が発生した療養介護に関するアンケート調査結果

ここでは、アンケート調査に回答のあった療養介護での虐待事例 17 件の集計結果を示す。なお、療養介護における虐待は件数が少なく、不明が含まれる回答もあるため、結果の考察は行わず、集計結果を示すのみとする。

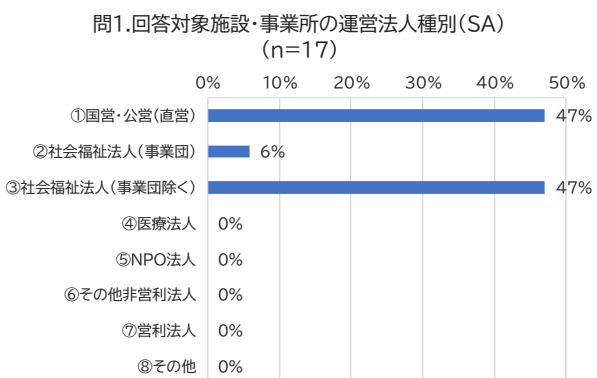
7-5-1 当該施設・事業所の概要

(1) 当該施設・事業所の運営法人

○虐待が発生した療養介護の運営法人は、「国営・公営(直営)」と「社会福祉法人(事業団除く)」が 47%。

図表 7-84 回答対象施設・事業所の運営法人種別(単一回答)

	回答数	割合1	割合2
① 国営・公営(直営)	8	47%	47%
② 社会福祉法人(事業団)	1	6%	6%
③ 社会福祉法人(事業団除く)	8	47%	47%
④ 医療法人	0	0%	0%
⑤ NPO法人	0	0%	0%
⑥ その他非営利法人(公益社団・財団法人、一般社団・財団法人など)	0	0%	0%
⑦ 営利法人(株式会社、合同会社など)	0	0%	0%
⑧ その他	0	0%	0%
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%



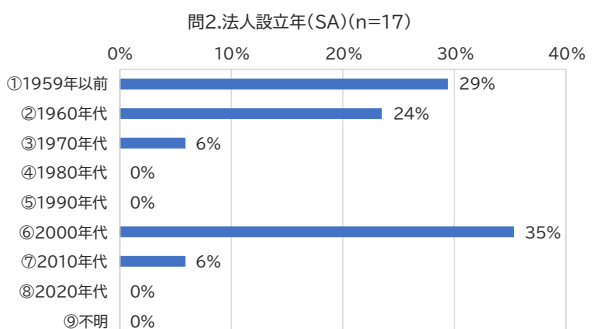
※割合 1: 不明や無回答も含む構成割合(以下同様)

※割合 2: 不明や無回答を除く構成割合(以下同様)

○運営法人の設立年は、「2000 年代」が 35%、「1959 年以前」が 29%、「1960 年代」が 24%。

図表 7-85 法人設立年(単一回答)

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	5	29%	29%
② 1960年代	4	24%	24%
③ 1970年代	1	6%	6%
④ 1980年代	0	0%	0%
⑤ 1990年代	0	0%	0%
⑥ 2000年代	6	35%	35%
⑦ 2010年代	1	6%	6%
⑧ 2020年代	0	0%	0%
⑨ 不明	0	0%	-
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%

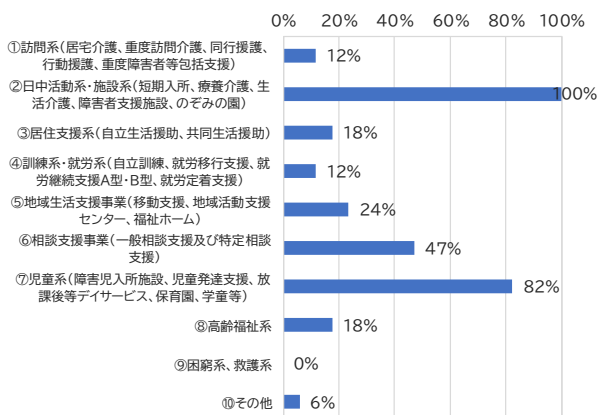


○運営法人が運営している日中介護系・施設系以外の福祉サービスは、「児童系（障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等）」が82%、「相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）」が47%。

図表 7-86 同法人が運営している福祉サービスの有無（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	2	12%	12%
② 日中活動系・施設系（短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園）	17	100%	100%
③ 居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）	3	18%	18%
④ 訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）	2	12%	12%
⑤ 地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム）	4	24%	24%
⑥ 相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）	8	47%	47%
⑦ 児童系（障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等）	14	82%	82%
⑧ 高齢福祉系	3	18%	18%
⑨ 困窮系、救護系	0	0%	0%
⑩ その他	1	6%	6%
合計	54		
無回答	0		
回答対象者数	17		

問4.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)(n=17)

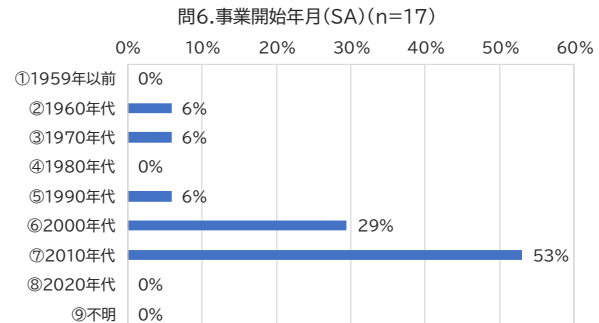


(2) 当該施設・事業所の概要

○虐待が発生した療養介護の事業開始年は、「2010年代」が53%、「2000年代」が29%。2000年代以前は、重症心身障害児施設での事業開始年と思われる。

図表 7-87 事業開始年月（単一回答）

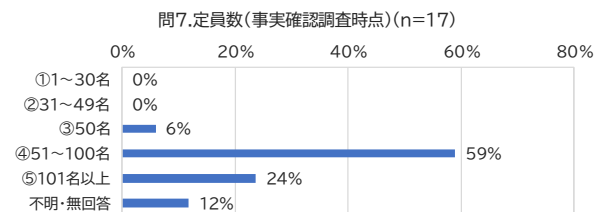
	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	0	0%	0%
② 1960年代	1	6%	6%
③ 1970年代	1	6%	6%
④ 1980年代	0	0%	0%
⑤ 1990年代	1	6%	6%
⑥ 2000年代	5	29%	29%
⑦ 2010年代	9	53%	53%
⑧ 2020年代	0	0%	0%
⑨ 不明	0	0%	-
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%



○虐待が発生した療養介護の定員数は、「51～10名」が59%、「101名以上」が24%。

図表 7-88 定員数（事実確認調査時点）（数値を区分化）

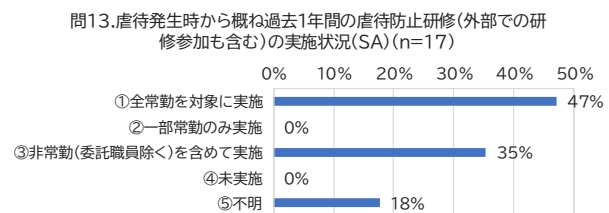
	回答数	割合1	割合2
① 1～30名	0	0%	0%
② 31～49名	0	0%	0%
③ 50名	1	6%	7%
④ 51～100名	10	59%	67%
⑤ 101名以上	4	24%	27%
不明・無回答	2	12%	-
合計	17	113%	-



○虐待防止研修の実施状況は、「全常勤を対象に実施」が47%、「非常勤(委託職員除く)を含めて実施」が35%、「不明」は18%。

図表 7-89 虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修（外部での研修参加も含む）の実施状況（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 全常勤を対象に実施	8	47%	57%
② 一部常勤のみ実施	0	0%	0%
③ 非常勤(委託職員除く)を含めて実施	6	35%	43%
④ 未実施	0	0%	0%
⑤ 不明	3	18%	-
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%

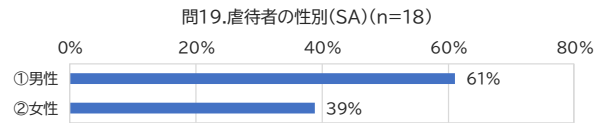


7-5-2 虐待者の属性

○虐待者の性別は、「男性」が61%、「女性」が39%。

図表 7-90 虐待者の性別（単一回答）

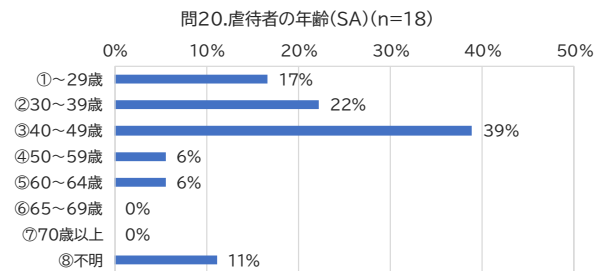
	回答数	割合1	割合2
① 男性	11	61%	
② 女性	7	39%	
合計	18	100%	



○虐待者の年齢は、「40～49 歳」が39%、「30～39 歳」が22%、「～29 歳」が17%。

図表 7-91 虐待者の年齢（単一回答）

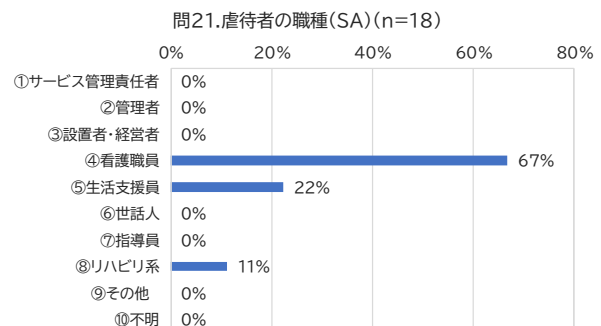
	回答数	割合1	割合2
① ～29歳	3	17%	19%
② 30～39歳	4	22%	25%
③ 40～49歳	7	39%	44%
④ 50～59歳	1	6%	6%
⑤ 60～64歳	1	6%	6%
⑥ 65～69歳	0	0%	0%
⑦ 70歳以上	0	0%	0%
⑧ 不明	2	11%	-
合計	18	100%	100%



○虐待者の職種は、「看護職員」が67%、「生活支援員」が22%、「リハビリ系」が11%。

図表 7-92 虐待者の職種（単一回答）

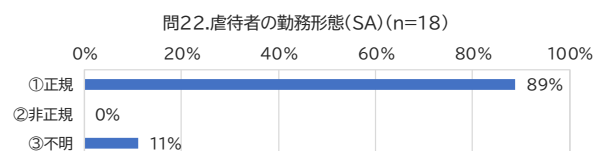
	回答数	割合1	割合2
① サービス管理責任者	0	0%	0%
② 管理者	0	0%	0%
③ 設置者・経営者	0	0%	0%
④ 看護職員	12	67%	67%
⑤ 生活支援員	4	22%	22%
⑥ 世話人	0	0%	0%
⑦ 指導員	0	0%	0%
⑧ リハビリ系	2	11%	11%
⑨ その他	0	0%	0%
⑩ 不明	0	0%	-
合計	18	100%	100%



○虐待者の勤務形態は、「正規」が89%、「不明」が11%。

図表 7-93 虐待者の勤務形態（単一回答）

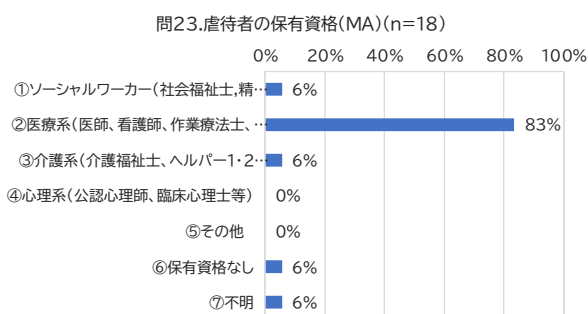
	回答数	割合1	割合2
① 正規	16	89%	100%
② 非正規	0	0%	0%
③ 不明	2	11%	-
合計	18	100%	100%



○虐待者の保有資格は、「医療系（医師、看護師、作業療法士、保健師等）」が83%。

図表 7-94 虐待者の保有資格（複数回答）

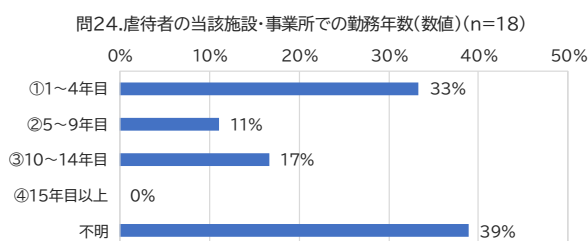
	回答数	割合1	割合2
① ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等）	1	6%	6%
② 医療系（医師、看護師、作業療法士、保健師等）	15	83%	88%
③ 介護系（介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネージャー）	1	6%	6%
④ 心理系（公認心理師、臨床心理士等）	0	0%	0%
⑤ その他	0	0%	0%
⑥ 保有資格なし	1	6%	6%
⑦ 不明	1	6%	-
合計	19		
回答対象者数	18		



○虐待者の当該施設・事業所での勤務年数は「不明」が39%を占めている。勤務年数が把握できた回答でみると、「1～4年目」が33%、次いで「10～14年目」が17%。

図表 7-95 虐待者の当該施設・事業所での勤務年数（数値を区分化）

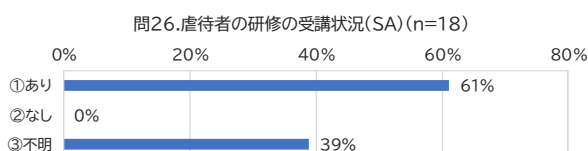
	回答数	割合1	割合2
① 1～4年目	6	33%	55%
② 5～9年目	2	11%	18%
③ 10～14年目	3	17%	27%
④ 15年目以上	0	0%	0%
不明	7	39%	-
合計	18		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	18		



○虐待者の研修の受講状況は、「不明」が39%を占めるが、研修の受講「あり」が61%。

図表 7-96 虐待者の研修の受講状況（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① あり	11	61%	100%
② なし	0	0%	0%
③ 不明	7	39%	-
合計	18	100%	100%

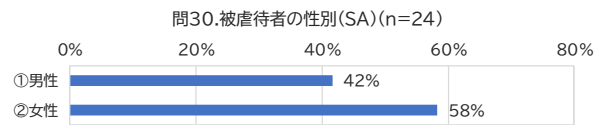


7-5-3 被虐待者の属性

○被虐待者の性別は、「男性」が42%、「女性」が58%。

図表 7-97 被虐待者の性別（単一回答）

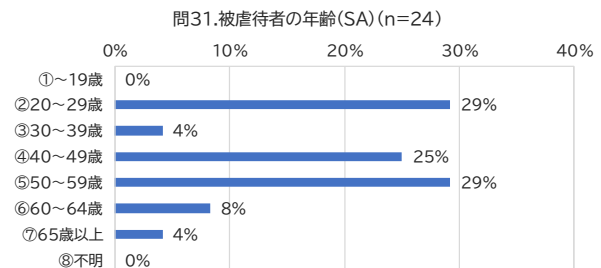
	回答数	割合1	割合2
① 男性	10	42%	42%
② 女性	14	58%	58%
合計	24	100%	100%



○被虐待者の年齢は、「20～29歳」と「50～59歳」が29%、「40～49歳」が25%。

図表 7-98 被虐待者の年齢（単一回答）

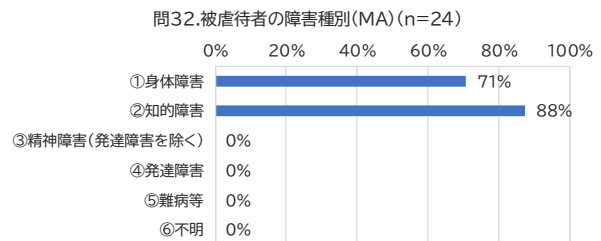
	回答数	割合1	割合2
① ～19歳	0	0%	0%
② 20～29歳	7	29%	29%
③ 30～39歳	1	4%	4%
④ 40～49歳	6	25%	25%
⑤ 50～59歳	7	29%	29%
⑥ 60～64歳	2	8%	8%
⑦ 65歳以上	1	4%	4%
⑧ 不明	0	0%	-
合計	24	100%	100%



○被虐待者の障害種別は、「知的障害」が88%、「身体障害」が71%。

図表 7-99 被虐待者の障害種別（複数回答）

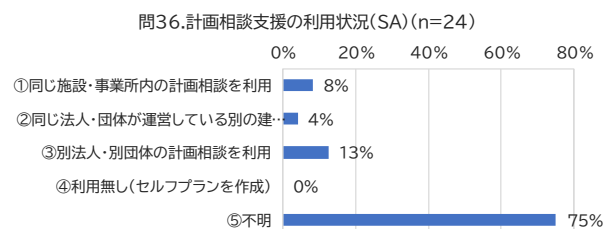
	回答数	割合1	割合2
① 身体障害	17	71%	
② 知的障害	21	88%	
③ 精神障害（発達障害を除く）	0	0%	
④ 発達障害	0	0%	
⑤ 難病等	0	0%	
⑥ 不明	0	0%	
合計	38		
回答対象者数	24		



○計画相談支援の利用状況は、「不明」が75%。

図表 7-100 計画相談支援の利用状況（単一回答）

	回答数	割合1	割合2
① 同じ施設・事業所内の計画相談を利用	2	8%	33%
② 同じ法人・団体が運営している別の建物の計画相談を利用	1	4%	17%
③ 別法人・別団体の計画相談を利用	3	13%	50%
④ 利用無し（セルフプランを作成）	0	0%	0%
⑤ 不明	18	75%	-
合計	24	100%	100%



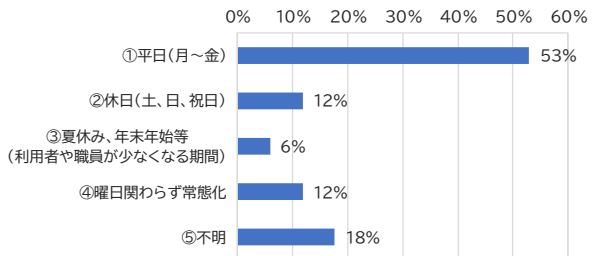
7-5-4 事例概要

○虐待が発生した曜日は、「平日（月～金）」が53%、「不明」が18%、「曜日関わらず常態化」は12%。

図表 7-101 当該事例が発生した曜日、祝日等（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 平日（月～金）	9	53%	53%
② 休日（土、日、祝日）	2	12%	12%
③ 夏休み、年末年始等 （利用者や職員が少なくなる期間）	1	6%	6%
④ 曜日関わらず常態化	2	12%	12%
⑤ 不明	3	18%	18%
合計	17		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	17		

問38.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA)(n=17)

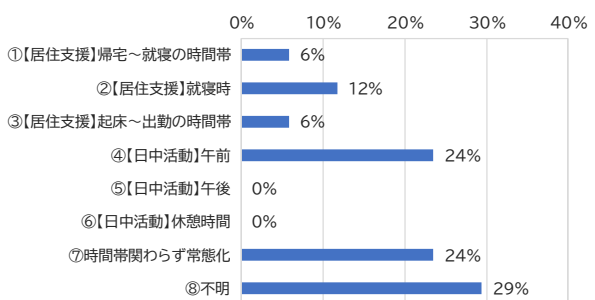


○虐待が発生した時間帯は、「不明」が29%を占めるが、「【日中活動】午前」と「時間帯関わらず常態化」が24%、次いで「【居住支援】就寝時」が12%。

図表 7-102 当該事例が発生した時間帯（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 【居住支援】帰宅～就寝の時間帯	1	6%	6%
② 【居住支援】就寝時	2	12%	12%
③ 【居住支援】起床～出勤の時間帯	1	6%	6%
④ 【日中活動】午前	4	24%	24%
⑤ 【日中活動】午後	0	0%	0%
⑥ 【日中活動】休憩時間	0	0%	0%
⑦ 時間帯関わらず常態化	4	24%	24%
⑧ 不明	5	29%	29%
合計	17		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	17		

問39.当該事例が発生した時間帯(MA)(n=17)

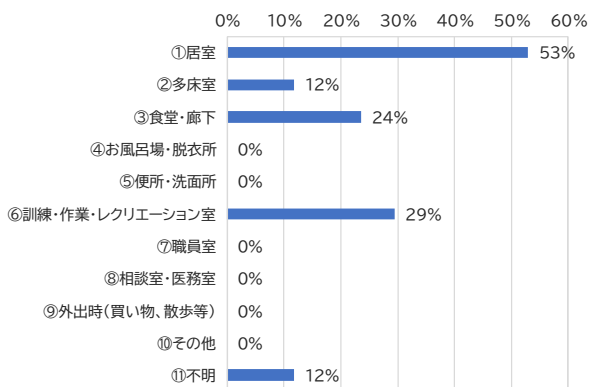


○虐待が発生した場所は、「居室」が53%、「訓練・作業・レクリエーション室」と「食堂・廊下」が24%。

図表 7-103 当該事例が発生した場所（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 居室	9	53%	60%
② 多床室	2	12%	13%
③ 食堂・廊下	4	24%	27%
④ お風呂場・脱衣所	0	0%	0%
⑤ 便所・洗面所	0	0%	0%
⑥ 訓練・作業・レクリエーション室	5	29%	33%
⑦ 職員室	0	0%	0%
⑧ 相談室・医務室	0	0%	0%
⑨ 外出時（買い物、散歩等）	0	0%	0%
⑩ その他	0	0%	0%
⑪ 不明	2	12%	-
合計	22		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	17		

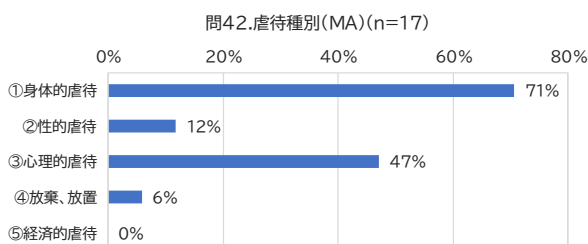
問41.当該事例が発生した場所(MA)(n=17)



○虐待種別は、「身体的虐待」が71%、「心理的虐待」が47%、「性的虐待」が12%。

図表 7-104 虐待種別（複数回答）

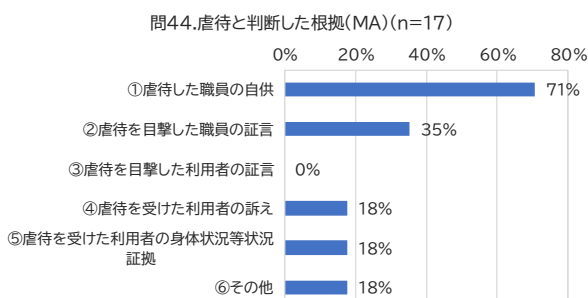
	回答数	割合1	割合2
① 身体的虐待	12	71%	71%
② 性的虐待	2	12%	12%
③ 心理的虐待	8	47%	47%
④ 放棄、放置	1	6%	6%
⑤ 経済的虐待	0	0%	0%
合計	23		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	17		



○虐待と判断した根拠としては、「虐待した職員の自供」が71%、「虐待を目撃した職員の証言」が35%。

図表 7-105 虐待と判断した根拠（複数回答）

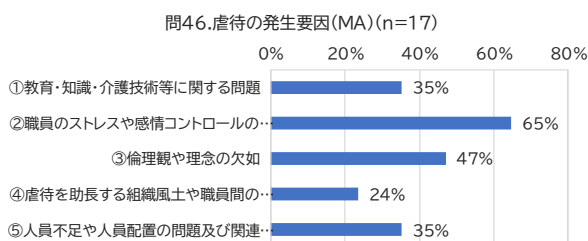
	回答数	割合1	割合2
① 虐待した職員の自供	12	71%	75%
② 虐待を目撃した職員の証言	6	35%	38%
③ 虐待を目撃した利用者の証言	0	0%	0%
④ 虐待を受けた利用者の訴え	3	18%	19%
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	3	18%	19%
⑥ その他	3	18%	19%
（うち）見守りカメラ映像	(3)	(18%)	(19%)
合計	27		
無回答	1	6%	-
回答対象者数	17		



○虐待の発生要因は、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が69%、「倫理観や理念の欠如」が47%。

図表 7-106 虐待の発生要因（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 教育・知識・介護技術等に関する問題	6	35%	38%
② 職員のストレスや感情コントロールの問題	11	65%	69%
③ 倫理観や理念の欠如	8	47%	50%
④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	4	24%	25%
⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	6	35%	38%
合計	35		
無回答（その他）	1	6%	-
回答対象者数	17		

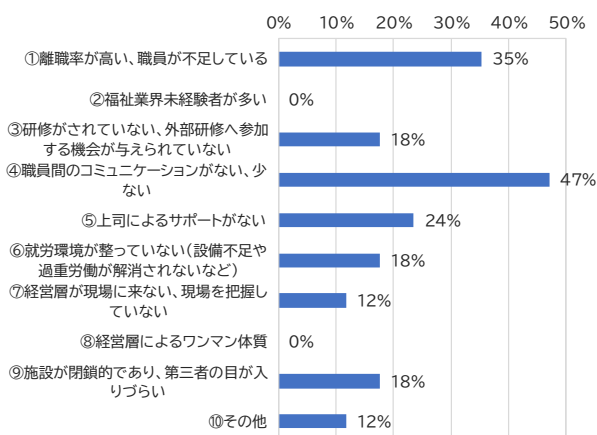


○虐待が発生した組織的課題としては、「職員間のコミュニケーションがない、少ない」が47%、「離職率が高い、職員が不足している」が35%。

図表 7-107 虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること（行政機関から見て感じること）（複数回答）

	回答数	割合1	割合2
① 離職率が高い、職員が不足している	6	35%	38%
② 福祉業界未経験者が多い	0	0%	0%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	3	18%	19%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	8	47%	50%
⑤ 上司によるサポートがない	4	24%	25%
⑥ 就労環境が整っていない（設備不足や過重労働が解消されないなど）	3	18%	19%
⑦ 経営層が現場にこない、現場を把握していない	2	12%	13%
⑧ 経営層によるワンマン体質	0	0%	0%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	3	18%	19%
⑩ その他	2	12%	13%
合計	31		
無回答	1	6%	-
回答対象者数	17		

問47.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること（行政機関から見て感じること）（MA）（n=17）



7-5 虐待防止に向けた課題等の整理

ここでは、虐待防止に向けた課題等の自由回答結果を示す。なお、アンケートの回答は基本的に都道府県担当者としていたが、虐待事例の調査を担当した市区町村による回答も含まれている。

7-5-1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待全般における事実確認調査の難しさ、虐待対応で苦勞している点等

カテゴリ（記載内容から作成）	記載数	割合
虐待の事実の確認の難しさ	27	90%
聞き取り調査の難しさ	10	33%
通報者保護を行った上での調査	16	53%
虐待者退職時の難しさ	5	17%
不平・不満による通報	4	13%
施設・事業所の意識による影響	8	27%
調査の範囲、日数、体制に関する難しさ	15	50%
虐待の有無の判断の難しさ	10	33%
他市町村や他機関との連携の難しさ	11	37%
その他	8	27%
回答者数	30	

【回答抜粋】

事実確認の難しさ	
	虐待と判断する根拠として音声や動画など証拠や記録が残っていることは稀で、どうしても当事者の証言に頼らざるを得ないことが多く、「やった」「やっていない」の議論になり、虐待行為があったか否か判断が難しいケースがある。
	本人からの事実確認調査について対応苦慮する事が多い。外傷等があり、医師の診断書等があれば事実としては確認されるが、心理的虐待やネグレクトの確認が難しい。
	意思疎通が難しい入所者が多い場合や、施設内の人間関係等により、聞き取り内容の真偽の判断が難しい場合がある。
	共同生活援助等では、複数の職員が同時に勤務する時間が少なく、目撃証言も得られにくいため、虐待者が行為を否定してしまうと、虐待があったと判断することが実務上難しい。
聞き取り調査の難しさ	
	虐待の事実の判断に有効と思われる情報を、調査ヒアリング時、相手方にどこまで・どの程度開示して良いか判断に迷った。
	具体的な虐待内容が示されない通報もあり、調査に入っても効果的な聴き取りが出来ない。その場合、調査施設（職員）にも漠然とした不安を与え、ストレスをかける状況になっている。
	従事者によっては、自分が話したことが分かってしまうのではないかと懸念から、事実を話してもらえないことがある。
	療養介護利用者は、特に意思疎通が難しいので、事実確認の調査がとれないケースがある。
通報者保護を行った上での調査	
	任意調査の協力依頼を行う際、施設側に調査の理由を伝えることで、その情報から通報者が特定されてしまうのではないかと懸念することがある。
	職員自身が自分が通報したことは絶対に知られたくないと言って通報してきた場合に、通報内容自体がそこにいた人間しか知りえない内容であった場合に、通報者が特定できないようにあえて曖昧な状

	況だけを伝えて事実確認を行うと、事案に対する具体的な調査ができないことがあり、結果判断につながるような情報がつかめないことがある。
	本人や通報者が施設には言わないでくれ、通報したが対応は不要等と調査を拒む場合、本人が関わりを拒否している場合等の関係構築及び介入が難しい。
	虐待者（疑い含む）と被虐待者（疑い含む）が特定されている通報を受理しても、事実確認の際、核心部分に触れることで、通報者が誰なのか事業所側に予測されてしまう場合がある。通報者秘匿を順守する必要があるため、事実確認においても虐待の核心部分に触れることができず曖昧な質問事項になり、その結果虐待認定に及ばない事例も出てくるのが実情。
	事実確認調査時、通報者が特定されるような情報を市町村が明かすことはないが、調査を進めても、具体的な虐待が疑われる行為について通報者以外から情報として得られなかった際、事業所等がはぐらかしている可能性がある、具体的な状況等を説明してより詳しい調査をしたいと考えた時、その情報を通報者しか知りえない場合（例えば、勤務上、情報源が特定されるような場合）、事業所等からの報復（通報者に不利益な対応がされる等）に不安がある場合、明確な通報者を保護する仕組みがない。
虐待者退職時の難しさ	
	事実確認調査前に虐待者が自主退職するケースが多く、虐待者への十分なヒアリングが難しい場合がある。
	虐待行為（疑い含む）が発覚した際に、すでに当該職員が事業所を退職しているケースも多く、既に辞めた職員に連絡を取る場合に、連絡自体を拒否されたり、間に弁護士が介入したりと虐待者（疑い）に直接調査を行うこと自体が難しい場合がある。
不平・不満による通報	
	事業所・施設との関係が拗れた職員・利用者等が何らかのペナルティが課されることを期待して通報してくることがあり、調査の進捗や結果について言及してくる場合がある。
	退職した職員による虚偽の通報が数件あった。背景に、通報者自身が不適切な支援をしていて上司に指導されたことに対する腹いせや、賃金面の不満がある様子だった。施設自体は虐待防止の取り組みを積極的に行っているが、虚偽の通報であるにも関わらず複数の市町村による調査が入ることに非常にストレスを感じ、職員の士気が下がるとの声があった。通報の段階では虚偽であるかの判断がつかないため、施設に対し調査の協力をお願いするのだが、施設と行政の双方に負担が大きいと感じる。
施設・事業所の意識による影響	
	虐待となる行為について、施設により判断基準（線引き）が異なるように感じる。特に強度行動障害がある利用者が多い施設の場合、日常的に難しい支援が続くため、虐待と判断される基準が高くなっているのではないかと思うことがある。
	事業所によって虐待防止に向き合う姿勢や取り組み、職員の虐待に対する意識の差がある。聞き取りが難しいと感じるケースがある。
	事実確認調査に事業所の幹部が非協力であり、過去に恫喝されたこともあった。
	緊急でない場合は、施設に調査依頼（日程調整）を行うことがあるが、施設の方が先に職員に対して聞き取り調査を行ってしまい、職員が追い込まれるなどし、平等な形での調査を行えないことがある。
調査の範囲、日数、体制に関する難しさ	
	事実確認においては調整等を施設に依頼するが、虐待の認識が薄い施設においては非協力的である。調査日についても、運営を妨げない日に設定する必要がありスムーズに対応できない。
	多くの人に聞き取りを行う場合、調査員の確保が難しい。
	事実確認調査は、「日本社会福祉士会」が作成した調査票を基本とし、内容を少し調整しながら使用している。虐待等の確認の他にも虐待防止の取り組みや職場環境等も網羅されており、虐待が起きてしまった背景の分析にも適している。しかし、調査項目が多岐にわたり、調査に1人1時間以上かかる場合もあり、聞き取り調査を行う職員の調整や記録作成が大変。
	市町単独調査の場合、職員が少ないため、調査に想定以上の時間がかかる。
虐待の有無の判断の難しさ	

	関係者の証言に相違がある場合や客観的事実が少ない場合の判断（目撃証言はあるが、被虐待者本人が否定している等） ネグレクトにおいては、例えば不適切な支援による体重低下なのか、元の疾患等による体重低下なのかの判断が難しい場面もある。また、医療ネグレクト等も本人の意志による未受診ものか、また不適切な対応により医療に繋がらなかったのか、本人の証言が重要になると思われるが意思疎通の困難さ、また、初対面の職員へ真実を語る事が可能なのかという困難さ等がある。 利用者のために、速やかに解消することが一番だが、虐待認定の有無については、慎重に判断する必要があるので苦慮している。 虐待の緊急度や重症度の判断（特に身体的虐待の行為の程度や心理的虐待やネグレクトの『著しい』の程度）に迷うことがある。
	他市町村や他機関との連携の難しさ
	市町村と都道府県との連携による調査の場合は、役割分担（市町村が事実確認する部分、都道府県が事実確認する部分のすみ分け）が難しいことがあった。 入所系施設については、虐待の組織的な背景まで調査を行おうとすると、市町村単独では調査対象者も広くなり人員的にも難しい。入所系施設については、指定権者である都道府県の協力をいただきたい。 警察への通報の要否について判断がつかない。事実の積み上げが難しいため、ある程度、調査が終わった段階で、重度の経済的虐待は窃盗、身体的虐待は傷害、などで警察が捜査を行うよう移行できないかと感じる。 事実確認（調査）により、新たに虐待疑い事案が発覚することがある。発覚した事案の対象者が他自治体の支給決定の方で、かつ、それが複数にまたがる場合、各市町村への引継ぎ等で時間を要し、タイムリーな介入ができないことがある。 施設従事者虐待に限ったことではないが、障がい者虐待においては、安否確認・事実確認について、関係機関との情報共有の取扱いが不明確であると感じている。例えば、グループホームで虐待が発生した際に、相談支援専門員や日中支援事業所など関係機関に対して市町村が安否確認を行うことを想定した場合、市町村としては虐待が発生した疑いがあることを伏せて情報を限定的に提示し、安否確認を行っているケースがある。こういった場合、関係機関に対して情報を漏洩せず市町村の調査に協力する旨の指針（手引きへの明示など）があれば、市町村も直に虐待通報について情報を提示し、正確な安否確認・事実確認が可能になると思われる。
	その他
	一時保護事業を行っているが、受入可能な施設があっても、障害特性に合わず、保護が難しい場合がある。 事業所が事業所内で虐待行為があったと認識していたとしても、虐待者が否定していると、市町村が虐待と判断できたとしても、その後の再発防止に向けた改善への指導が難しい。

7-5-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待全般における再発防止の難しさ、指導や権限行使で苦労している点等

カテゴリ（記載内容から作成）	記載数	割合
虐待に関する法人の意識	18	60%
周知徹底の難しさ	18	60%
具体的な助言・指導の難しさ	9	30%
改善策の妥当性やモニタリングの難しさ	6	20%
事業継続の必要性	5	17%
虐待者の転職の危険性	2	7%
行政の知識・ノウハウ・人員体制の不足	7	23%
県や指導監査部署との連携	4	13%
その他	6	20%
回答者数	30	

【回答抜粋】

虐待に関する法人の意識	
	虐待者個人の資質（性格等）ばかりに着目し、組織的な不備や対策に目を向けない法人や事業所があり、一時的な改善ではなく、中長期的な改善を提案しているが、理解してもらえないことがある。
	法人によっては、指定権者である都道府県のみを意識した対応が見受けられ、市町村からの抑止力について苦慮している。（市町村の指導を受け入れないこともある）
	行動障害がある利用者の対応で、行き過ぎた身体拘束、抑制を行っていることを虐待として判断することになるが、その時必ずと言っていいほど「利用者から職員に対する暴力やハラスメントはどこに訴えたらいいのかわかるのか」という話をされる。職員も傷だらけで疲弊している、管理職として職員も守らないといけないと言い、行き過ぎた対応を是として語られ、行政は現場を知らないと言われ、開き直るような話もされる（最終的には改善報告等はきちんとしたものを出されるが）。
	開所から長い施設等になると、その施設の「くせ・独自ルール」のようなものがあり、虐待の芽を発見する意識が薄れている場合もある。
周知徹底の難しさ	
	施設内で虐待防止研修や第三者機関からの評価等が行われているが、明確な効果が表れていない。
	虐待があった施設に対して指導を行っても限られた職員にしか理解しておらず、結果、再度別の職員による虐待が発生するケースがある。施設従事全体に虐待防止のことを理解してもらうことが大変難しいと感じている。
	障害福祉分野の人材確保の困難さもあり、現在、福祉施設等の職員は福祉を学んだ方だけでなく、様々な方が従事している。障害特性の理解が支援の一番の根本にあるのだが、その根底の概念や理解がなく、虐待が生じていることも多い。現場においては少ないマンパワーで人材育成を行わないといけない部分に難しさがある（人材が育つ前に仕事を辞めてしまうことが多い）。また、支援員全体に指導・研修内容を十分に伝えることにも難しさがある。
	最近、Wワーク就労の職員を抱える事業所が散見されるようになった。週1日や2日の勤務者に対して、事業所の職員研修やスキルアップに限界があると思われる。
	夜間帯をケアしている施設では、シフト制となっているため、全体で共有する場が少ないと思われる。そのこともあり、共有不足から不適切な支援につながるケースが多い印象がある。
具体的な助言・指導の難しさ	
	強度行動障害がある障害者への安全確保のためにとられた行為であった場合の指導。
	小規模事業所では書類作成等の業務スキルに弱さがあり、指導内容を反映させることが難しいケースも散見される。

	再発防止に向けてどのような取組が効果的か行政の立場でスーパーバイズすることの難しさを感じている。第三者評価事業の案内はするものの、体制が不十分である。また、費用をかけて第三者評価事業を活用してもスーパーバイズは得られなかったという施設・事業所の意見もある。 個々の事案によって虐待内容や施設の風土が異なり、画一的な対応はできないので、施設をどのように改善していけば良いのか具体的な支援に悩むことがある。
改善策の妥当性やモニタリングの難しさ	
	改善計画に基づく「改善状況」をどのように確認すべきか。単に研修やレポートの内容、回数ではなく、職員の認識や習熟度をどのような方法で確認すればよいかが悩むところであり、事業所や法人での取り組み姿勢を客観的に判断、評価すべきか難しい。 再発防止の観点から、事実確認調査後、3か月後に訪問を行っているが、虐待に関する研修の実施状況を確認し、面談をする程度である。再発防止において有効な助言や具体的な指導方法についてどのようにあるべきか苦慮している。
事業継続の必要性	
	入所施設は権限行使をする場合、入所中の利用者さんの行き先を考える必要があるが、空き状況等から他施設での受け入れが困難。 権限行使について、行政処分（全部効力停止や指定取消）の場合、利用者の移行先調整等多大な影響が生じるため、適切な権限行使ができない場合がある。権限行使（行政処分）について、もう少し多様な手段があるとよい。 施設に入所している方は、高齢化や家族との関係性悪化によって身元引受がない方がいたり、保護者も家庭では見ることが難しい。たとえ虐待があっても、我慢して施設に言えない方もいる。また、市町村も容易に次の施設を探すことができず、施設に対して強くは言えないと感じている。
虐待者の転職の危険性	
	施設側が虐待だと認識していなかった場合、虐待者が自主退職し、ほかの施設で再就職する例もあり、地域として不安を感じる。 行政処分（指定取消し）となった場合、役員や管理者に対しては欠格事由が付されるが、サービス管理責任者に関してはそのような条項がなく、指定取消後も他事業所で勤務するケースについて地域から不安視する声が上がっている。行政処分までならずとも、虐待判断後に退職した加害職員が他事業所に転職して不適切な支援を繰り返すことも考えられるため、事業所に対する指導のみならず、転職を繰り返す加害職員個人に対する指導について難しさを感じている。 行政処分を下した際に、連座制が及ぶ範囲が限られているため、同法人の他サービスには通常通り運営できてしまう点こと。
行政の知識・ノウハウ・人員体制の不足	
	財源も限られ、人員確保が難しい状況であるため、再発防止の対応もできることが限られる場合がある。 虐待の背景には、指定基準上の運営基準（虐待に関する規定以外）に不適合が見られる場合も多く、市町に調査を任せる体制では調査が不十分となる可能性や指導の適時性を欠く可能性がある。 虐待が認められた事業所等に対しては、市町村等が行政指導を行うが、対応経験により市町村間の指導力にも差が出ている。国の研修においては、虐待発生から調査、虐待判断に関するカリキュラムを中心に組み立てているが、虐待判断後の指導に関しても一定の指針となる研修または好事例の共有などの取組が講じられると良いと思われる。
県や指導監査部署との連携	
	虐待対応する市町村と指定権者である行政が異なる際の再発防止に関しては全般的に難しさを感じる。 事実確認調査に入った施設に関しては、調査の結果報告と助言等を行い、更に虐待と判断した施設に関しては、指導や個別支援会議に入る等の対応をしながら都道府県に報告しています。しかし、都道府県に報告後も同じ施設から虐待の通報が挙がる事案も少なくありません。報告後、どのように市町村が関わればいいのか、都道府県や施設側にその後の確認をしていいのかわからず、釈然としないと感じます。特に施設の所在市町村が異なる場合、再発防止の為のその後の関わり方に苦労しています。

	市町村においては、指定権者でもない為、様々な対応が「お願い」という形になる事が多い。必要に応じ指導権限のある県が積極的に指導に協力・介入してくれることを望む。
その他	
	施設内で小さな虐待の芽があって、それが常態化すると大きな虐待として表面化するように感じる。小さな虐待の芽を早期に摘むために、施設と利用者の二者関係ではなく、外部の目が必要。利用者の権利擁護のための相談支援専門員の役割は大きいと感じる。
	虐待行為は、人格尊重義務の違反であり、処分事由の一つにはなり得るが、虐待行為のみで公表を伴う重い処分になることは少なく、市町村によっては虐待対応（事実確認調査から任意指導までの対応）が有効であるのか疑問視する意見もある。
	情報保障の観点から虐待があった事業所であることを利用されている方や今後の利用を検討されている方が把握できないことは問題ないのかという意見もある。
	障害者に対する虐待行為は当然なくしていくべきものであり、発生しないための予防や支援の見直しが必要だが事業者としては求められているが、支援の難しい利用者であるほど、職員が被害にあう可能性は高い。しかし、報酬上十分な職員配置等が難しい中では職員が被害にあった際に守られる術がなく、最小限の抵抗であっても、その一部分（例えば、加害を受けて抵抗するために利用者を咄嗟に叩いてしまった等）を捉えて、虐待といわれてしまうと事業所で働く従業員の立場としては厳しいという意見がある。

7-5-3 「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」における虐待対応について、他の入所系以外のサービスとは異なる点や、対応する上での困難さ

カテゴリ（記載内容から作成）	記載数	割合
密室性	8	28%
閉鎖的	12	41%
人員不足	5	17%
療養介護特有の難しさ	7	24%
継続利用の必要性	6	21%
本人への聞き取り調査等の難しさ	9	31%
調査日程の難しさ	7	24%
連携調整の難しさ	2	7%
その他	6	21%
回答者数	29	

【回答抜粋】

密室性	
	入所系では、個室や夜間時間帯など他の支援員の目がどうしても行き届かない時間帯が多く、重度の障害者も多いことから自ら被害を訴えられない、また個室にはプライバシーに配慮し見守りカメラの設置もないことから、虐待があったとしても表に出づらい状況。
	性的虐待事案については、加害者が職員体制が手薄な時間に行っていたため、発覚までに時間を要した。特に夜間帯などは、かなり少ない職員で大勢の利用者を見ているため、他の職員が目撃等がされにくく、発覚のしにくさがあると思われる。
	見守りカメラの義務化及び映像の定期的なモニタリング（AIによる問題行動の検知）の実施等、新たな改善策について検討する必要がある。
閉鎖的	
	入所系で配置転換の少ない事業所では、閉鎖的な環境の中でベテラン職員の意見が大きくなり、若手職員が声をあげにくい等の特徴が目立つ。
	同一法人内の事業所でサービスや計画相談等を行い完結する、いわゆる「囲い込み」をされてしまい、外部からの気づきがないことが多い。
	（これは3種に限った事ではないと思うが）密室化された施設の中で、職員内部にも支配体系が生まれ、「声を上げにくい」「犯人（通報者）探しをされる」といった通報しにくい環境が生まれている。こうした環境が、離職にもつながっており、古参の職員が増えることで、新しい風が入りにくくなっている。こうした施設は、指摘を受けても改革する事への抵抗や、その結果から得られるであろうメリットを感じられない為、おざなりになっているように感じる。
	障害者支援施設では、従来から運営されているものが多く、勤務年数が長い職員（管理者等）もみられる。法人内での異動ができない（あるいは少ない）と、声の大きい（職員間で意見を強く通す）職員に対して、管理者も含めて十分な指導ができない事例がみられる。
人員不足	
	GH等の小規模の施設では、福祉分野で働いたことがない方が世話人として勤務していることがあり、障害特性や障害者虐待について理解できないまま勤務していることが見受けられる。人数が少ない職場での研修が現場の職員に行き届くような工夫や働きかけが必要と思われる。
	特に入所系では特定の利用者へ重度のある方に対する介護負担が集中した結果、虐待に及んでしまうケースが見受けられる。また個別支援計画の未作成や形骸化による職員間の支援方針の不統一が見受けられ、その要因としては人材不足、支援における余裕の無さ、資質の低さが上げられると考えている。資質の低さに関しては、虐待防止措置の義務化による研修の徹底により一定の効果はあると思わ

	れるが、根本的な人材不足の解決については、事業所に対して減算等で圧力をかけるのみではなく、報酬の見直しにより、良質な人材が集まり、障がい福祉のプロとしての誇りをもって仕事に臨める環境の整備が欠かせない。虐待防止・障がい者の権利擁護に向けて国には前向きに検討していただきたい。 福祉・介護人材が不足しているため、各事業所が正規の職員や夜勤対応できる職員を確保するのが困難になっている。事業所は委託や派遣、最近では短時間雇用により基準を満たそうとするが、これらの従業者は、無資格・未経験であったり、研修や個別支援計画の確認、OJT もなく突然配置されることが少なくなく、虐待のリスクは高まり続けている。 共同生活援助における虐待件数が増加しているが、そもそもの人員不足や支援技術が十分ある職員が少ないこと、人員配置の基準や報酬上の課題もあり複数職員が同時に勤務できる時間帯が短く職員同士で支援技術の共有や向上がされにくい環境等もあって、結果的に行動障害のある利用者に対して、職員が虐待行為を行い、その職員は辞めていくという悪循環がみられる。
療養介護特有の難しさ	
	療養介護は重度の精神疾患の方が多く、強度行動障害の方も多いためから虐待が発生しやすい環境にある印象。また、医療に関わる分野でもあるため、医療との兼ね合いの難しさもある。 療養介護では、利用されている障害のある方について医療的なケアが必要な方も多く、医学的な視点も虐待対応において必要になることがある（医学的に必要なことなのか、虐待行為といえるのか等）。また、利用者の生活支援をする職員の他、看護師やリハビリ、医師等の様々な職種が連携して支援しているため、職種間での考え方の相違等が生じやすく、職員間のいがみ合いが通報につながるような事例も見られる。 障害者支援施設や療養介護では、施設長（管理者）が他の事業所・施設の管理者を兼務していて、支援現場に携わらない場合があり、現場職員との温度差や認識の違いが大きいケースが多いと感じる。 医療法人を母体とする入所系サービスの場合、医療の延長という認識が強く、障がい福祉サービスであることの認識が低いように感じられ、極力外部へ漏らすことなく法人内での問題解決をよしとしているように感じる。
継続利用の必要性	
	被虐待者の安全確保を考えるが、簡単に他の施設は見つからず、本人の安否を確認した後も、当該施設での生活をお願いしなければならないこと。また、知的障害者等の強度行動障害がある方については施設を移動する事がストレスとなること。 家族が虐待の事実を知りながら、現状は他に受け入れ施設がなく在宅での生活が困難等の理由により、県や市町村に対応を求めない場合が困難と感じる。
本人への聞き取り調査等の難しさ	
	利用者の障害程度が重いことから利用者自身からの証言が得られないことが多く、虐待判断において、職員からの証言が得られなかった場合に、困難が伴うと考えられる。 疑い通報の際は、利用者と施設職員の関係性が壊れないような聞き取り対応に困難さあり。 GHについて、本人の自立や社会参加を促すための世話人の助言が利用者にとって不満な内容であると、心理的な虐待を受けたといった通報につながるケースが多い。事実確認調査で状況を聴きとると本人側にも改善すべき点がある場合もあり、施設側としては虐待の疑いで調査されることに不満を示すこともある。 事実確認の際に、日中は通所をしている方がほとんどであるため、利用者への聞き取りが難しい。基本的には通所先で実施するか、帰宅後の夕方に実施するしかない。任意の協力になるため、その日は通所をしないようにお願いするのも難しいので。
調査日程の難しさ	
	職員が交代勤務であるため、全職員からの聞き取りに時間がかかる。 職員数の多い事業所・施設の場合、上述の日程調整の困難さもあり、ヒアリングにおいて職員1人当たり割ける時間が短くなりやすく、十分な情報が得られないことがある。
連携調整の難しさ	

	入所施設において、複数の利用者を対象とする虐待（疑）事案が生じた場合、支給決定市町が複数となり、広域にわたる連携調整が必要になる等対応が複雑になりやすい。
その他	
	グループホームはフランチャイズ系や他業種からの参入が多く、虐待が職員の対応に起因すること以外にも組織全体の意識に起因するものも見られる。虐待が繰り返される（内容や被虐待者、加害者は違う）事があり、指導や再発防止策等、確立できていないことがある。
	世話人自身が利用者を自分の子どものように接している場合があり、特にグループホームの世話人は無資格の高齢者が多く、障がい者への理解や支援方法に課題があると感じる。

7-5-4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待全般における、市区町村及び都道府県における人材面や組織面での課題

カテゴリ（記載内容から作成）	記載数	割合
人員・知識・ノウハウが不足	25	100%
研修に関する課題	7	28%
連携に関する難しさ	5	20%
その他	4	16%
回答者数	25	

【回答抜粋】

人員・知識・ノウハウが不足	
	指導する立場の行政職員側に、相談、介護、指導などのスキルがないこと。
	町村部では関係する虐待案件が少ないため、事実確認のための調査に関するノウハウが蓄積されていない。
	虐待対応については一義的には市町が対応するが、障害福祉関係の人材が不足している。
	虐待対応に不慣れな職員が多く、また指導する職員も不足している。初動調査や対応について戸惑う場面が多く見られる。
	基本的に他業務と兼任しているため、虐待対応のみに人手をさけない。人材不足である。
	虐待対応ができる職員の継続的な人材育成、他分野の虐待対応部署との連携をどう考えるか
	障害者虐待対応部署での虐待に対する理解と、所属長の迅速な判断が出来る体制づくり
	緊急性の判断や初動対応等、特に身体的虐待に関しては医療職の視点が必要と考えるものの、障害者虐待担当としての保健師や看護師等の配置がない。
	市町村及び都道府県の担当職員は従来、障害者虐待防止に係る業務以外の様々な業務と兼務していることがほとんどであり、各事案に丁寧に対応し調査を行い、その後のフォローまで行うためには人員増が望まれるが、現実的には難しい。
	市町村及び都道府県の担当職員は福祉専門の職種であることは稀で、一般行政職員が配属され、数年で異動となってしまうため、知識や経験が蓄積されず、事業所等が適切に通報・相談をおこなっても適切に受理されなかったり、虐待の判断がなされない可能性がある。
	県内では障がい福祉当局に虐待対応事務の専従職員を置いているケースはほぼなく、何かしら複数業務を抱える中で虐待事案に対応している。現状においても障がい福祉当局の職員は過重労働を強いられており、今後虐待通報は確実に増加する中で、調査指導の質を担保していけるか不安がある。
	県においても同様に、専門の職種はいるが、経験の浅い事務職が大半。大きな事案が発生した際に、県が主体的に動けるか不安がある。
	本県は障害者虐待担当は、福祉職が行っており市町への助言も含め可能な限り対応できているが、担当は1名であり、相談件数が増加している中で、協力助言もできる範囲しかできず、他業務との兼ね合いもあり、手が回らないことがある。
研修に関する課題	
	人手不足から現地開催の研修に参加できない所も見られるため、開催回数や方法を見直す必要があるのではないか。
	町村部では人員体制も脆弱であり、県が開催する市町村向け研修（中央研修の伝達研修）への参加意欲も高くない。
	市町職員向けの虐待研修も実施しているが、実際の経験がないと、実践は難しく、その都度県で相談を受け、助言や進捗確認を行っている。
	障害者虐待防止の再発防止において継続した職員への研修等が必要と考えられるが、虐待担当部署の行政職員だけでは知識・技術やマンパワーが不足しており、企画が難しい場合がある。

	県による伝達研修は、行政コース・従事者コースとも参加者には好評をいただいているが、研修会場から遠い自治体職員や施設従事者の参加率が低い。研修開催方式や会場の選定が検討課題
	虐待対応をおこなう担当者の経験不足がある。研修内容として、市町の虐待事例（虐待の有無や指導まで）を知れると良い。
	本県では、令和５年度から国の指導者養成研修に準拠したカリキュラムで市町村職員向け研修を実施しているが、出席は全市町村の約半数となっている。企画する県の努力も必要ではあるものの、国の指導者養成研修が令和５年度、令和６年度と全く同じ内容で実施されていることから、今後も同様の状況が続けば、益々出席率が低下することが予想される。全国で標準的な研修実施を求められており、国のカリキュラムだけでも長時間に及ぶ研修であることから、県独自コンテンツを盛り込むことには限界があるため、令和７年度はぜひ国のカリキュラムをアップデートしていただきたい。
連携に関する難しさ	
	虐待は多方面の課題が絡み合っている事が多く、障害の分野だけの対応ではなく、児童の対応（例：要保護児童対策協議会）との協力や連携が重要だと感じているが、市町村によって対応に差が生じている。
	虐待防止センターとの連携について。調査の際にどの程度介入してもらうか判断が困難。
	虐待事案において、援護の実施者が別の被虐待者が複数人いる場合、市町村間で方法や日程を調整して調査を行う。その場合、市町村毎の手法や調査経験、意欲に違いがあり、足並みを揃えることが困難であることが多い。
	虐待通報を受けた後の対応において市町村と都道府県の連携がスムーズにいかない場合がある。
その他	
	障害者虐待が増加する傾向がある中で、虐待がいつ、何件起きるかは予測できないため、県権利擁護センター専門家チーム派遣を依頼するための予算確保が難しい。必要な時にすぐに依頼できるよう、市町村の財政的負担がない形で専門家チームを派遣してもらうことができれば、相談・活用しやすいと感じる。
	令和３年度報酬改定において、虐待防止・身体拘束にかかる事業所等の体制整備が見直され、また令和６年度報酬改定では減算項目の創設や見直しが見直され、事業者等の権利擁護の意識は高まっていることを実感している。
	現状では、事実確認調査で得た内容について精査・検討する場を設けているが判断や対応に悩むこともあり、第三者へ意見を聞く機会等の体制づくりが必要と思われる。

7-6 今後に向けた具体的な虐待防止対策

アンケート調査結果から得られた虐待の防止に向けた観点を改めて整理するとともに、今後に向けた自治体等による具体的な虐待防止対策（例）を以下に整理する。

表 7-2 グループホームにおける具体的な虐待防止対策（例）

虐待の防止に向けた観点	具体的な虐待防止対策（例）
新規開設事業所においては、他職種からの転職職員も含まれると考えられるため、事業開始前、または開始後早期での研修の実施や実践への活用の確認・振り返りが必要と思われる。	・都道府県虐待防止・権利擁護研修の管理者等への受講勧奨 ・実地指導等において、事業所に義務付けられている虐待防止研修の内容や受講実績等を確認し、適切に指導・助言
（自立支援）協議会への参加を通じて、域内の事業所相互での自主的な研修や、他事業所への見学等を通じた運営ノウハウを学ぶ機会の創出等も望まれる。	・行政機関による（自立支援）協議会への参加の促し ・官民連携による（自立支援）協議会の運営の推進
新たに事業を開始する際には、虐待の未然防止の観点もふまえ、研修のみならず、経験を有する職員による OJT も含めた人材育成の体系を整備したうえでの事業開始が望まれる。	・事業開始申請の審査過程を通じた指導・助言 ・情報公開制度等の周知・徹底 ・協議会による事業所相互の経験交流や施設見学等の企画・運営
社会福祉法人のグループホームにおいては非常勤や非正規等も対象とした幅広い職員に向けた研修の実施・充実化が必要と考えられる。	・実地指導等において、事業所に義務付けられている虐待防止研修の内容や受講実績等を確認し、適切に指導・助言（再掲）
虐待の「常態化」は早期発見・早期対応ができていないことを示すものであり、虐待防止措置の推進による通報義務の徹底が望まれる。	・実地指導等において、事業所に義務付けられている虐待防止委員会の取組や通報ルールを含む指針等を確認し、適切に指導・助言。未実施の場合の適切な減算の適用
プライバシーの観点から居室への見守りカメラの設置等は難しい面があるが、複数職員による対応の確保等、密室性を補完するような未然防止策の更なる工夫が必要と思われる。	・都道府県虐待防止・権利擁護研修の管理者等への受講勧奨（再掲） ・虐待防止・権利擁護を重視した組織マネジメントに関する調査研究等を行い、好事例の周知等
グループホームでの支援の特性上、1住居ごとで見れば、業務負担の高い朝や夕方時間帯等、配置人数が少ない時間帯等があることも考えられるため、事業所全体での勤務シフトの工夫等も検討する必要がある。	
グループホームの住居は地域で点在していることも多く、引き継ぎ時間やケースに関する打合せ、職員が揃って会議等を行う時間の確保が難しい面があることも含め、モニタリングや風通しのよい職場づくり等、職場環境の改善が必要と思われる。	
福祉事業は人が人を支援することで成立す	

る。人員を確保し、育成しながら事業展開を図っていくことが不可欠であり、虐待の未然防止のためには、十分な研修機会の創出や組織マネジメントの改善が望まれる。	
相談支援専門員によるモニタリングは、虐待の未然防止、早期発見に向けた重要な外部の目と考えられる。	

表 7-3 障害者支援施設における具体的な虐待防止対策（例）

虐待の防止に向けた観点	具体的な虐待防止対策（例）
虐待の未然防止の観点からは、実習生やボランティアの受入れ、施設見学の受入れ等、外部の目が入る取組を推進することが重要である。	・実地指導等において、実習生やボランティア等の受入状況や地域連携推進会議の実施状況等を確認し、適切に指導・助言
虐待の「常態化」は早期発見・早期対応ができていないことを示すものであり、虐待防止措置の推進による通報義務の徹底が望まれる。また、虐待と判断した根拠では、「虐待を目撃した職員の証言」の割合が高く、事実の特定につながる客観的情報の重要性を周知する必要がある。	・実地指導等において、事業所に義務付けされている虐待防止委員会の取組や通報ルールを含む指針等を確認し、適切に指導・助言。未実施の場合の適切な減算の適用（再掲） ・都道府県虐待防止・権利擁護研修の管理者等への受講勧奨（再掲）
事例検討のグループワークや実地のアセスメント・プランニング等、施設内外でのさらなる研修の充実化・高度化を進め、強度行動障害への支援力の強化を含め、高度な支援スキルを持つ職員の育成が望まれる。	・実地指導等において、事業所に義務付けされている虐待防止研修の内容や受講実績等を確認し、適切に指導・助言（再掲） ・令和 6 年度報酬改定で導入された強度行動障害を有する者への支援施策による専門人材の育成推進、集中的支援を含む地域支援体制の整備推進
「性的虐待」の防止に向けて、夜間支援における同性介助や複数対応の確保、夜勤者とは別の勤務者による様子観察等、就寝時における性的虐待に対する対策の検討が必要と考えられる。	・都道府県虐待防止・権利擁護研修の管理者等への受講勧奨（再掲） ・実地指導等において、夜間を含めた勤務体制を確認し、適切に指導・助言



参 考 資 料

参考資料 1 障害者虐待の都道府県別経年比較

1. 障害者虐待における相談・通報件数、虐待判断件数の都道府県別経年比較

1-1 養護者による障害者虐待

(1)「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」の経年比較

・「養護者による障害者虐待」を対象に、令和元年度から令和5年度までの5ヶ年の「相談・通報件数」と「虐待判断件数」を都道府県別に整理。

・「相談・通報件数」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数(表9-2)

	①相談・通報件数							②虐待判断事例件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	51	47	46	31	52	227	45.4	15%	10%	11%	7%	9%	10%	☆
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	7	14	19	19	24	83	16.6	26%	33%	36%	28%	32%	31%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	4	10	9	7	7	37	7.4	19%	26%	24%	17%	23%	22%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	53	66	57	85	83	344	68.8	48%	49%	40%	40%	32%	40%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	8	3	13	10	5	39	7.8	38%	17%	68%	67%	38%	45%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	9	10	15	14	15	63	12.6	43%	33%	39%	37%	43%	39%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	29	42	38	40	40	189	37.8	49%	46%	51%	41%	43%	46%	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	21	22	9	32	36	120	24.0	31%	34%	19%	35%	42%	34%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	15	20	13	16	14	78	15.6	42%	51%	46%	50%	37%	45%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	12	14	10	8	11	55	11.0	26%	30%	17%	19%	21%	22%	
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	85	88	135	115	108	531	106.2	32%	27%	26%	18%	13%	21%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	110	105	122	137	135	609	121.8	38%	35%	36%	34%	28%	34%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	117	119	136	156	188	716	143.2	34%	32%	34%	30%	27%	31%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	97	80	124	136	194	631	126.2	44%	41%	30%	18%	24%	26%	
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	28	52	58	75	81	294	58.8	20%	34%	28%	22%	19%	23%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	18	19	11	17	23	88	17.6	35%	48%	22%	31%	43%	35%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	26	33	37	41	59	196	39.2	44%	32%	41%	30%	51%	39%	
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	16	7	9	18	9	59	11.8	30%	19%	28%	47%	24%	30%	
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	11	12	7	13	9	52	10.4	34%	31%	21%	46%	26%	31%	
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	44	35	27	26	35	167	33.4	47%	34%	38%	38%	31%	37%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	15	10	17	15	14	71	14.2	25%	22%	28%	31%	21%	25%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	55	33	51	49	47	235	47.0	43%	33%	44%	46%	41%	42%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	119	147	169	160	205	800	160.0	26%	31%	32%	29%	31%	30%	
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	23	25	31	26	13	118	23.6	40%	38%	44%	43%	33%	40%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	65	67	89	78	70	369	73.8	42%	50%	59%	48%	48%	49%	※
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	40	72	86	85	80	363	72.6	49%	51%	54%	46%	42%	48%	※
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	188	194	176	189	236	983	196.6	15%	14%	12%	12%	13%	13%	☆
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	72	101	86	120	88	467	93.4	30%	24%	23%	23%	16%	22%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	13	16	10	11	15	65	13.0	33%	42%	34%	41%	26%	34%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	10	15	44	43	34	146	29.2	32%	38%	66%	69%	63%	57%	※
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	13	8	6	4	5	36	7.2	43%	31%	21%	18%	20%	27%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	8	10	8	7	9	42	8.4	32%	25%	27%	29%	30%	28%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	36	47	41	62	51	237	47.4	44%	41%	37%	48%	43%	43%	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	28	31	43	33	48	183	36.6	23%	28%	30%	29%	33%	29%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	8	9	14	10	19	60	12.0	35%	27%	42%	23%	44%	34%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	3	7	4	4	10	28	5.6	25%	35%	14%	15%	29%	23%	
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	13	8	15	12	14	62	12.4	27%	23%	29%	29%	26%	27%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	6	9	17	22	12	66	13.2	19%	43%	53%	49%	30%	39%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	4	5	13	17	16	55	11.0	15%	25%	45%	50%	41%	37%	
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	42	31	34	47	54	208	41.6	25%	20%	27%	26%	22%	24%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	9	12	18	22	3	64	12.8	43%	40%	49%	100%	18%	50%	※
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	25	28	26	23	37	139	27.8	50%	57%	59%	48%	59%	55%	※
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	15	12	27	19	10	83	16.6	25%	13%	17%	10%	8%	13%	☆
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	4	5	11	11	10	41	8.2	8%	9%	16%	20%	10%	12%	☆
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	10	8	12	17	12	59	11.8	26%	14%	11%	11%	8%	12%	☆
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	20	22	16	14	8	80	16.0	47%	31%	16%	18%	12%	22%	
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	50	38	35	27	35	185	37.0	41%	37%	31%	29%	28%	33%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283	9,823	1,964.6	29%	27%	27%	25%	23%	26%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待判断事例件数」は前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、①「相談・通報件数」のうち、R05は全体で2%程、次年度に繰越している（②に含まれない）。

(2)「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」、「人口（10万人）比」の整理

- ・(1)の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数」、「虐待判断件数」を都道府県別に整理。

(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の令和2年1月1日時点～令和6年1月1日時点までの5ヶ年の平均値)

	【再掲】				③人口※ (10万人)	人口(10万人)比			
	①相談・通報 件数	②虐待判断 事例件数	②／①			①／③	②／③		
	5ヶ年平均値 (R01～R05)	5ヶ年平均値 (R01～R05)							
北海道	455.4	45.4	10%	☆	51.8	8.8		0.9	
青森県	53.0	16.6	31%		12.4	4.3		1.3	
岩手県	33.8	7.4	22%		12.1	2.8		0.6	☆
宮城県	172.4	68.8	40%		22.7	7.6		3.0	※
秋田県	17.2	7.8	45%		9.6	1.8	☆	0.8	
山形県	32.4	12.6	39%		10.6	3.1		1.2	
福島県	83.0	37.8	46%		18.4	4.5		2.1	
茨城県	71.4	24.0	34%		28.9	2.5	☆	0.8	
栃木県	34.6	15.6	45%		19.4	1.8	☆	0.8	
群馬県	49.2	11.0	22%		19.4	2.5	☆	0.6	☆
埼玉県	513.2	106.2	21%		73.9	6.9		1.4	
千葉県	361.0	121.8	34%		63.1	5.7		1.9	
東京都	464.6	143.2	31%		138.5	3.4		1.0	
神奈川県	482.4	126.2	26%		92.1	5.2		1.4	
新潟県	255.6	58.8	23%		21.9	11.7	※	2.7	
富山県	49.8	17.6	35%		10.4	4.8		1.7	
石川県	101.2	39.2	39%		11.2	9.0	※	3.5	※
福井県	39.4	11.8	30%		7.7	5.1		1.5	
山梨県	33.2	10.4	31%		8.2	4.1		1.3	
長野県	90.0	33.4	37%		20.6	4.4		1.6	
岐阜県	56.0	14.2	25%		20.0	2.8		0.7	☆
静岡県	112.8	47.0	42%		36.6	3.1		1.3	
愛知県	534.4	160.0	30%		75.4	7.1		2.1	
三重県	58.8	23.6	40%		17.9	3.3		1.3	
滋賀県	149.6	73.8	49%	※	14.2	10.6	※	5.2	※
京都府	150.6	72.6	48%	※	25.2	6.0		2.9	※
大阪府	1,499.6	196.6	13%	☆	88.1	17.0	※	2.2	
兵庫県	420.0	93.4	22%		54.9	7.7		1.7	
奈良県	38.2	13.0	34%		13.3	2.9		1.0	
和歌山県	50.8	29.2	57%	※	9.3	5.4		3.1	※
鳥取県	26.2	7.2	27%		5.5	4.8		1.3	
島根県	29.8	8.4	28%		6.7	4.5		1.3	
岡山県	111.2	47.4	43%		18.8	5.9		2.5	
広島県	126.0	36.6	29%		27.9	4.5		1.3	
山口県	35.0	12.0	34%		13.4	2.6		0.9	
徳島県	24.4	5.6	23%		7.3	3.4		0.8	☆
香川県	46.0	12.4	27%		9.7	4.8		1.3	
愛媛県	34.0	13.2	39%		13.4	2.5	☆	1.0	
高知県	29.6	11.0	37%		6.9	4.3		1.6	
福岡県	174.8	41.6	24%		51.1	3.4		0.8	
佐賀県	25.4	12.8	50%	※	8.1	3.1		1.6	
長崎県	50.8	27.8	55%	※	13.2	3.8		2.1	
熊本県	127.6	16.6	13%	☆	17.5	7.3		0.9	
大分県	66.6	8.2	12%	☆	11.3	5.9		0.7	☆
宮崎県	101.0	11.8	12%	☆	10.8	9.4	※	1.1	
鹿児島県	71.6	16.0	22%		16.0	4.5		1.0	
沖縄県	111.0	37.0	33%		14.8	7.5		2.5	
合計	7,654.6	1,964.6	26%		1,260.0	6.1		1.6	

凡例

上位5位 ※
下位5位 ☆

上位5位 ※ 上位5位 ※
下位5位 ☆ 下位5位 ☆

人口 データ (10万人)	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値 (R01～ R05)
	令和2年 1月1日 時点	令和3年 1月1日 時点	令和4年 1月1日 時点	令和5年 1月1日 時点	令和6年 1月1日 時点	
北海道	52.7	52.3	51.8	51.4	50.9	51.8
青森県	12.8	12.6	12.4	12.3	12.1	12.4
岩手県	12.4	12.2	12.1	11.9	11.7	12.1
宮城県	22.9	22.8	22.7	22.6	22.4	22.7
秋田県	9.9	9.7	9.6	9.4	9.2	9.6
山形県	10.8	10.7	10.6	10.4	10.3	10.6
福島県	18.8	18.6	18.4	18.2	18.0	18.4
茨城県	29.2	29.1	28.9	28.8	28.7	28.9
栃木県	19.7	19.6	19.4	19.3	19.2	19.4
群馬県	19.7	19.6	19.4	19.3	19.2	19.4
埼玉県	73.9	73.9	73.9	73.8	73.8	73.9
千葉県	63.2	63.2	63.1	63.1	63.1	63.1
東京都	138.3	138.4	137.9	138.4	139.1	138.5
神奈川県	92.1	92.2	92.2	92.1	92.1	92.1
新潟県	22.4	22.1	21.9	21.6	21.4	21.9
富山県	10.6	10.5	10.4	10.3	10.2	10.4
石川県	11.4	11.3	11.2	11.2	11.1	11.2
福井県	7.8	7.7	7.7	7.6	7.5	7.7
山梨県	8.3	8.2	8.2	8.1	8.1	8.2
長野県	20.9	20.7	20.6	20.4	20.3	20.6
岐阜県	20.3	20.2	20.0	19.8	19.7	20.0
静岡県	37.1	36.9	36.6	36.3	36.1	36.6
愛知県	75.8	75.6	75.3	75.1	75.0	75.4
三重県	18.1	18.0	17.8	17.7	17.6	17.9
滋賀県	14.2	14.2	14.2	14.1	14.1	14.2
京都府	25.5	25.3	25.1	25.0	24.9	25.2
大阪府	88.5	88.4	88.0	87.8	87.8	88.1
兵庫県	55.5	55.2	54.9	54.6	54.3	54.9
奈良県	13.5	13.4	13.4	13.3	13.2	13.3
和歌山県	9.5	9.4	9.4	9.2	9.1	9.3
鳥取県	5.6	5.6	5.5	5.5	5.4	5.5
島根県	6.8	6.7	6.7	6.6	6.5	6.7
岡山県	19.0	18.9	18.8	18.7	18.5	18.8
広島県	28.3	28.1	27.9	27.7	27.5	27.9
山口県	13.7	13.6	13.4	13.3	13.1	13.4
徳島県	7.4	7.4	7.3	7.2	7.1	7.3
香川県	9.8	9.7	9.6	9.6	9.5	9.7
愛媛県	13.7	13.6	13.4	13.3	13.1	13.4
高知県	7.1	7.0	6.9	6.8	6.8	6.9
福岡県	51.3	51.2	51.1	51.0	51.0	51.1
佐賀県	8.2	8.2	8.1	8.1	8.0	8.1
長崎県	13.5	13.4	13.2	13.1	12.9	13.2
熊本県	17.7	17.6	17.5	17.4	17.3	17.5
大分県	11.5	11.4	11.3	11.2	11.1	11.3
宮崎県	11.0	10.9	10.8	10.7	10.6	10.8
鹿児島県	16.3	16.2	16.1	15.9	15.8	16.0
沖縄県	14.8	14.9	14.9	14.9	14.9	14.8
合計	1,271.4	1,266.5	1,259.3	1,254.2	1,248.9	1,260.0

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

1-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- ・「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を対象に、令和元年度から令和5年度までの5ヶ年の「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・「相談・通報件数」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例の件数(表44-2、R03は表46-2)

	①相談・通報件数								②虐待判断事例件数								②/①							
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値				
北海道	119	108	136	177	203	743	148.6	27	24	22	40	39	152	30.4	23%	22%	16%	23%	19%	20%				
青森県	22	33	26	36	34	151	30.2	10	16	9	9	15	59	11.8	45%	48%	35%	25%	44%	39%	※			
岩手県	7	6	9	13	19	54	10.8	0	2	5	0	2	9	1.8	0%	33%	56%	0%	11%	17%				
宮城県	70	56	58	67	96	347	69.4	6	8	7	7	16	44	8.8	9%	14%	12%	10%	17%	13%	☆			
秋田県	22	27	17	20	18	104	20.8	10	5	6	8	8	37	7.4	45%	19%	35%	40%	44%	36%	※			
山形県	14	13	20	15	32	94	18.8	5	3	3	1	4	16	3.2	36%	23%	15%	7%	13%	17%				
福島県	17	17	22	36	48	140	28.0	8	2	6	10	18	44	8.8	47%	12%	27%	28%	38%	31%	※			
茨城県	26	34	55	77	84	276	55.2	1	11	24	18	18	72	14.4	4%	32%	44%	23%	21%	26%				
栃木県	38	40	29	44	58	209	41.8	15	7	12	12	15	61	12.2	39%	18%	41%	27%	26%	29%				
群馬県	57	53	68	112	88	378	75.6	12	8	12	22	15	69	13.8	21%	15%	18%	20%	17%	18%				
埼玉県	118	123	171	200	249	861	172.2	22	32	39	36	46	175	35.0	19%	26%	23%	18%	18%	20%				
千葉県	152	134	161	225	320	992	198.4	34	40	40	45	72	231	46.2	22%	30%	25%	20%	23%	23%				
東京都	276	307	329	428	728	2,068	413.6	37	58	63	89	103	350	70.0	13%	19%	19%	21%	14%	17%				
神奈川県	133	171	160	352	419	1,235	247.0	32	44	40	77	101	294	58.8	24%	26%	25%	22%	24%	24%				
新潟県	33	28	40	48	36	185	37.0	7	3	9	12	11	42	8.4	21%	11%	23%	25%	31%	23%				
富山県	16	18	21	18	22	95	19.0	2	1	3	3	5	14	2.8	13%	6%	14%	17%	23%	15%				
石川県	31	17	15	38	41	142	28.4	7	7	5	11	13	43	8.6	23%	41%	33%	29%	32%	30%				
福井県	24	28	29	34	58	173	34.6	5	13	5	13	20	56	11.2	21%	46%	17%	38%	34%	32%	※			
山梨県	20	31	17	28	38	134	26.8	2	7	5	8	7	29	5.8	10%	23%	29%	29%	18%	22%				
長野県	65	52	62	60	118	357	71.4	7	12	13	15	23	70	14.0	11%	23%	21%	25%	19%	20%				
岐阜県	35	30	36	37	75	213	42.6	1	5	4	9	11	30	6.0	3%	17%	11%	24%	15%	14%	☆			
静岡県	59	60	58	75	111	363	72.6	8	13	23	28	32	104	20.8	14%	22%	40%	37%	29%	29%				
愛知県	153	200	291	360	519	1,523	304.6	23	51	55	71	116	316	63.2	15%	26%	19%	20%	22%	21%				
三重県	70	52	64	70	99	355	71.0	19	18	15	11	22	85	17.0	27%	35%	23%	16%	22%	24%				
滋賀県	83	61	86	89	107	426	85.2	16	14	17	36	20	103	20.6	19%	23%	20%	40%	19%	24%				
京都府	34	57	45	67	110	313	62.6	5	13	16	22	27	83	16.6	15%	23%	36%	33%	25%	27%				
大阪府	309	322	331	331	452	1,745	349.0	76	70	60	72	117	395	79.0	25%	22%	18%	22%	26%	23%				
兵庫県	121	126	145	174	251	817	163.4	25	28	31	43	59	186	37.2	21%	22%	21%	25%	24%	23%				
奈良県	39	26	36	32	62	195	39.0	10	9	11	7	15	52	10.4	26%	35%	31%	22%	24%	27%				
和歌山県	12	22	17	31	35	117	23.4	0	4	2	7	4	17	3.4	0%	18%	12%	23%	11%	15%	☆			
鳥取県	32	27	17	16	21	113	22.6	2	5	3	2	5	17	3.4	6%	19%	18%	13%	24%	15%				
島根県	18	27	14	24	28	111	22.2	3	7	5	6	6	27	5.4	17%	26%	36%	25%	21%	24%				
岡山県	30	42	65	81	118	336	67.2	2	3	11	28	27	71	14.2	7%	7%	17%	35%	23%	21%				
広島県	39	30	66	79	105	319	63.8	4	6	15	19	20	64	12.8	10%	20%	23%	24%	19%	20%				
山口県	27	31	41	31	41	171	34.2	4	7	10	6	8	35	7.0	15%	23%	24%	19%	20%	20%				
徳島県	15	17	24	33	30	119	23.8	3	8	7	11	4	33	6.6	20%	47%	29%	33%	13%	28%				
香川県	46	46	41	46	55	234	46.8	1	4	3	8	9	25	5.0	2%	9%	7%	17%	16%	11%	☆			
愛媛県	16	14	15	26	32	103	20.6	3	2	5	3	6	19	3.8	19%	14%	33%	12%	19%	18%				
高知県	10	11	16	20	35	92	18.4	1	1	1	7	16	26	5.2	10%	9%	6%	35%	46%	28%				
福岡県	98	110	114	161	211	694	138.8	14	15	16	28	23	96	19.2	14%	14%	14%	17%	11%	14%	☆			
佐賀県	18	14	29	26	39	126	25.2	2	2	6	15	14	39	7.8	11%	14%	21%	58%	36%	31%				
長崎県	45	38	38	54	55	230	46.0	18	11	6	16	11	62	12.4	40%	29%	16%	30%	20%	27%				
熊本県	39	44	26	32	44	185	37.0	7	12	8	11	12	50	10.0	18%	27%	31%	34%	27%	27%				
大分県	27	41	38	35	67	208	41.6	3	4	9	8	9	33	6.6	11%	10%	24%	23%	13%	16%				
宮崎県	50	22	42	52	60	226	45.2	27	2	11	19	17	76	15.2	54%	9%	26%	37%	28%	34%	※			
鹿児島県	31	58	33	42	53	217	43.4	7	11	11	9	8	46	9.2	23%	19%	33%	21%	15%	21%				
沖縄県	45	41	35	52	94	267	53.4	14	4	10	18	25	71	14.2	31%	10%	29%	35%	27%	27%				
合計	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	18,556	3,711.2	547	632	699	956	1,194	4,028	805.6	20%	22%	22%	23%	21%	22%				

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待判断事例件数」は前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、①「相談・通報件数」のうち、R05は全体で8%程、次年度に繰越している（②に含まれない）。

(2)「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」、「人口（10 万人）比」の整理

- ・(1) の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口 10 万人あたりの「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。

(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の令和2年1月1日時点～令和6年1月1日時点までの5ヶ年の平均値（前頁と同じ）)

	【再掲】				③人口※ (10万人)	人口(10万人)比			
	①相談・通報件 数	②虐待判断 事例件数	②／①			①／③		②／③	
	5ヶ年平均値 (R01～R05)	5ヶ年平均値 (R01～R05)			5ヶ年平均値 (R01～R05)				
北海道	148.6	30.4	20%		51.8	2.9		0.6	
青森県	30.2	11.8	39%	※	12.4	2.4		1.0	
岩手県	10.8	1.8	17%		12.1	0.9	☆	0.1	☆
宮城県	69.4	8.8	13%	☆	22.7	3.1		0.4	
秋田県	20.8	7.4	36%	※	9.6	2.2		0.8	
山形県	18.8	3.2	17%		10.6	1.8	☆	0.3	☆
福島県	28.0	8.8	31%	※	18.4	1.5	☆	0.5	
茨城県	55.2	14.4	26%		28.9	1.9		0.5	
栃木県	41.8	12.2	29%		19.4	2.2		0.6	
群馬県	75.6	13.8	18%		19.4	3.9		0.7	
埼玉県	172.2	35.0	20%		73.9	2.3		0.5	
千葉県	198.4	46.2	23%		63.1	3.1		0.7	
東京都	413.6	70.0	17%		138.5	3.0		0.5	
神奈川県	247.0	58.8	24%		92.1	2.7		0.6	
新潟県	37.0	8.4	23%		21.9	1.7	☆	0.4	
富山県	19.0	2.8	15%		10.4	1.8		0.3	☆
石川県	28.4	8.6	30%		11.2	2.5		0.8	
福井県	34.6	11.2	32%	※	7.7	4.5	※	1.5	※
山梨県	26.8	5.8	22%		8.2	3.3		0.7	
長野県	71.4	14.0	20%		20.6	3.5		0.7	
岐阜県	42.6	6.0	14%	☆	20.0	2.1		0.3	☆
静岡県	72.6	20.8	29%		36.6	2.0		0.6	
愛知県	304.6	63.2	21%		75.4	4.0		0.8	
三重県	71.0	17.0	24%		17.9	4.0		1.0	
滋賀県	85.2	20.6	24%		14.2	6.0	※	1.5	※
京都府	62.6	16.6	27%		25.2	2.5		0.7	
大阪府	349.0	79.0	23%		88.1	4.0		0.9	
兵庫県	163.4	37.2	23%		54.9	3.0		0.7	
奈良県	39.0	10.4	27%		13.3	2.9		0.8	
和歌山県	23.4	3.4	15%	☆	9.3	2.5		0.4	
鳥取県	22.6	3.4	15%		5.5	4.1	※	0.6	
島根県	22.2	5.4	24%		6.7	3.3		0.8	
岡山県	67.2	14.2	21%		18.8	3.6		0.8	
広島県	63.8	12.8	20%		27.9	2.3		0.5	
山口県	34.2	7.0	20%		13.4	2.6		0.5	
徳島県	23.8	6.6	28%		7.3	3.3		0.9	
香川県	46.8	5.0	11%	☆	9.7	4.8	※	0.5	
愛媛県	20.6	3.8	18%		13.4	1.5	☆	0.3	☆
高知県	18.4	5.2	28%		6.9	2.7		0.8	
福岡県	138.8	19.2	14%	☆	51.1	2.7		0.4	
佐賀県	25.2	7.8	31%		8.1	3.1		1.0	※
長崎県	46.0	12.4	27%		13.2	3.5		0.9	
熊本県	37.0	10.0	27%		17.5	2.1		0.6	
大分県	41.6	6.6	16%		11.3	3.7		0.6	
宮崎県	45.2	15.2	34%	※	10.8	4.2	※	1.4	※
鹿児島県	43.4	9.2	21%		16.0	2.7		0.6	
沖縄県	53.4	14.2	27%		14.8	3.6		1.0	※
合計	3,711.2	805.6	22%		1,260.0	2.9		0.6	

凡例 上位5位 ※ 下位5位 ☆

人口 データ (10万人)	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値 (R01～ R05)
	令和2年 1月1日 時点	令和3年 1月1日 時点	令和4年 1月1日 時点	令和5年 1月1日 時点	令和6年 1月1日 時点	
北海道	52.7	52.3	51.8	51.4	50.9	51.8
青森県	12.8	12.6	12.4	12.3	12.1	12.4
岩手県	12.4	12.2	12.1	11.9	11.7	12.1
宮城県	22.9	22.8	22.7	22.6	22.4	22.7
秋田県	9.9	9.7	9.6	9.4	9.2	9.6
山形県	10.8	10.7	10.6	10.4	10.3	10.6
福島県	18.8	18.6	18.4	18.2	18.0	18.4
茨城県	29.2	29.1	28.9	28.8	28.7	28.9
栃木県	19.7	19.6	19.4	19.3	19.2	19.4
群馬県	19.7	19.6	19.4	19.3	19.2	19.4
埼玉県	73.9	73.9	73.9	73.8	73.8	73.9
千葉県	63.2	63.2	63.1	63.1	63.1	63.1
東京都	138.3	138.4	137.9	138.4	139.1	138.5
神奈川県	92.1	92.2	92.2	92.1	92.1	92.1
新潟県	22.4	22.1	21.9	21.6	21.4	21.9
富山県	10.6	10.5	10.4	10.3	10.2	10.4
石川県	11.4	11.3	11.2	11.2	11.1	11.2
福井県	7.8	7.7	7.7	7.6	7.5	7.7
山梨県	8.3	8.2	8.2	8.1	8.1	8.2
長野県	20.9	20.7	20.6	20.4	20.3	20.6
岐阜県	20.3	20.2	20.0	19.8	19.7	20.0
静岡県	37.1	36.9	36.6	36.3	36.1	36.6
愛知県	75.8	75.6	75.3	75.1	75.0	75.4
三重県	18.1	18.0	17.8	17.7	17.6	17.9
滋賀県	14.2	14.2	14.2	14.1	14.1	14.2
京都府	25.5	25.3	25.1	25.0	24.9	25.2
大阪府	88.5	88.4	88.0	87.8	87.8	88.1
兵庫県	55.5	55.2	54.9	54.6	54.3	54.9
奈良県	13.5	13.4	13.4	13.3	13.2	13.3
和歌山県	9.5	9.4	9.4	9.2	9.1	9.3
鳥取県	5.6	5.6	5.5	5.5	5.4	5.5
島根県	6.8	6.7	6.7	6.6	6.5	6.7
岡山県	19.0	18.9	18.8	18.7	18.5	18.8
広島県	28.3	28.1	27.9	27.7	27.5	27.9
山口県	13.7	13.6	13.4	13.3	13.1	13.4
徳島県	7.4	7.4	7.3	7.2	7.1	7.3
香川県	9.8	9.7	9.6	9.6	9.5	9.7
愛媛県	13.7	13.6	13.4	13.3	13.1	13.4
高知県	7.1	7.0	6.9	6.8	6.8	6.9
福岡県	51.3	51.2	51.1	51.0	51.0	51.1
佐賀県	8.2	8.2	8.1	8.1	8.0	8.1
長崎県	13.5	13.4	13.2	13.1	12.9	13.2
熊本県	17.7	17.6	17.5	17.4	17.3	17.5
大分県	11.5	11.4	11.3	11.2	11.1	11.3
宮崎県	11.0	10.9	10.8	10.7	10.6	10.8
鹿児島県	16.3	16.2	16.1	15.9	15.8	16.0
沖縄県	14.8	14.9	14.9	14.9	14.9	14.8
合計	1,271.4	1,266.5	1,259.3	1,254.2	1,248.9	1,260.0

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

2. 事実確認調査実施状況（都道府県別）

2-1 養護者による障害者虐待に関する事実確認調査の状況（表5）

（1）事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）

②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	311	431	373	393	516	2,024	404.8	89%	89%	88%	88%	89%	89%	
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	21	39	46	55	71	232	46.4	78%	93%	87%	80%	96%	88%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	15	36	26	33	24	134	26.8	71%	92%	70%	79%	80%	79%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	91	113	114	199	249	766	153.2	83%	84%	79%	93%	95%	89%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	14	12	21	15	8	70	14.0	67%	67%	111%	100%	62%	81%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	19	28	38	31	35	151	30.2	90%	93%	100%	82%	100%	93%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	58	87	70	91	91	397	79.4	98%	96%	93%	94%	98%	96%	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	44	58	47	72	74	295	59.0	65%	91%	98%	78%	87%	83%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	35	37	25	29	31	157	31.4	97%	95%	89%	91%	82%	91%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	37	39	43	27	40	186	37.2	79%	83%	74%	64%	77%	76% ☆	
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	224	294	415	448	595	1,976	395.2	85%	90%	81%	70%	72%	77% ☆	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	242	257	299	368	398	1,564	312.8	84%	86%	88%	91%	84%	87%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	286	312	349	451	564	1,962	392.4	82%	84%	87%	87%	82%	84%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	204	170	341	625	629	1,969	393.8	92%	86%	81%	83%	76%	82%	
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	123	143	178	305	382	1,131	226.2	86%	93%	87%	89%	88%	88%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	42	34	39	45	47	207	41.4	81%	85%	78%	83%	89%	83%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	57	99	95	129	121	501	100.2	97%	97%	104%	93%	104%	99% ※	
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	53	30	34	38	37	192	38.4	98%	83%	106%	100%	100%	97% ※	
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	24	32	27	27	24	134	26.8	75%	82%	82%	96%	71%	81%	
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	88	93	65	56	101	403	80.6	94%	89%	90%	82%	90%	90%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	53	40	51	47	51	242	48.4	88%	89%	84%	98%	77%	86%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	120	92	112	99	97	520	104.0	93%	93%	97%	93%	84%	92%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	391	321	359	374	508	1,953	390.6	87%	68%	68%	67%	78%	73% ☆	
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	50	58	61	60	39	268	53.6	86%	89%	87%	98%	98%	91%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	123	130	156	170	143	722	144.4	80%	96%	104%	104%	98%	97%	
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	80	127	141	171	166	685	137.0	98%	91%	89%	93%	88%	91%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	1,102	1,309	1,299	1,381	1,593	6,684	1,336.8	89%	93%	89%	89%	87%	89%	
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	198	309	324	444	467	1,742	348.4	81%	72%	85%	87%	87%	83%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	35	34	22	15	48	154	30.8	90%	89%	76%	56%	83%	81%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	29	38	66	62	52	247	49.4	94%	95%	99%	100%	96%	97% ※	
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	29	24	24	17	12	106	21.2	97%	92%	86%	77%	48%	81%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	24	30	25	18	23	120	24.0	96%	75%	83%	75%	77%	81%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	90	112	125	138	101	566	113.2	110%	98%	114%	106%	84%	102% ※	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	101	79	124	104	124	532	106.4	82%	72%	87%	93%	86%	84%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	27	26	30	38	41	162	32.4	117%	79%	91%	88%	95%	93%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	11	19	16	15	26	87	17.4	92%	95%	57%	56%	74%	71% ☆	
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	46	33	37	35	46	197	39.4	96%	94%	71%	83%	87%	86%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	26	20	27	41	35	149	29.8	81%	95%	84%	91%	88%	88%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	15	19	26	31	41	132	26.4	58%	95%	90%	91%	105%	89%	
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	151	122	99	144	182	698	139.6	89%	80%	80%	78%	75%	80%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	20	25	25	24	14	108	21.6	95%	83%	68%	109%	82%	85%	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	57	50	48	49	67	271	54.2	114%	102%	109%	102%	106%	107% ※	
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	42	79	157	178	75	531	106.2	70%	84%	97%	92%	59%	83%	
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	19	44	53	57	91	264	52.8	40%	79%	76%	106%	87%	79%	
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	35	42	93	108	97	375	75.0	92%	72%	82%	71%	68%	74% ☆	
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	37	65	99	68	64	333	66.6	86%	93%	98%	88%	96%	93%	
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	103	96	95	77	111	482	96.4	84%	93%	84%	83%	90%	87%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	5,002	5,687	6,339	7,402	8,351	32,781	6,556.2	87%	87%	86%	86%	84%	86%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア. 「事実確認調査を行った事例」のうち、法第 11 条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)
 ②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②立入調査以外の方法での事実確認調査件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	309	422	368	391	506	1,996	399.2	89%	87%	87%	88%	88%	88%	
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	19	38	46	55	69	227	45.4	70%	90%	87%	80%	93%	86%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	12	36	24	31	20	123	24.6	57%	92%	65%	74%	67%	73%	☆
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	87	112	114	196	236	745	149.0	79%	84%	79%	92%	90%	86%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	14	12	18	15	7	66	13.2	67%	67%	95%	100%	54%	77%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	19	26	35	30	32	142	28.4	90%	87%	92%	79%	91%	88%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	53	83	67	91	89	383	76.6	90%	91%	89%	94%	96%	92%	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	41	53	44	67	68	273	54.6	60%	83%	92%	73%	80%	76%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	31	37	21	29	31	149	29.8	86%	95%	75%	91%	82%	86%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	36	39	42	27	40	184	36.8	77%	83%	72%	64%	77%	75%	
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	219	287	408	443	576	1,933	386.6	83%	88%	80%	70%	70%	75%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	241	247	293	368	394	1,543	308.6	84%	82%	87%	91%	83%	85%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	276	308	345	445	545	1,919	383.8	79%	83%	86%	86%	80%	83%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	203	169	338	618	629	1,957	391.4	92%	86%	80%	82%	76%	81%	
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	122	142	178	305	372	1,119	223.8	85%	93%	87%	89%	86%	88%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	42	34	38	45	47	206	41.2	81%	85%	76%	83%	89%	83%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	50	99	95	129	121	494	98.8	85%	97%	104%	93%	104%	98%	※
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	50	30	32	35	37	184	36.8	93%	83%	100%	92%	100%	93%	
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	24	28	21	25	24	122	24.4	75%	72%	64%	89%	71%	73%	☆
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	81	92	63	55	98	389	77.8	86%	88%	88%	81%	88%	86%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	46	39	49	46	48	228	45.6	77%	87%	80%	96%	73%	81%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	119	92	111	99	94	515	103.0	92%	93%	97%	93%	82%	91%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	389	319	347	295	450	1,800	360.0	86%	67%	65%	53%	69%	67%	☆
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	49	57	58	51	38	253	50.6	84%	88%	83%	84%	95%	86%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	123	130	154	170	143	720	144.0	80%	96%	103%	104%	98%	96%	※
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	75	125	141	171	166	678	135.6	91%	89%	89%	93%	88%	90%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	1,099	1,307	1,295	1,380	1,592	6,673	1,334.6	89%	93%	89%	89%	86%	89%	
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	194	309	323	440	458	1,724	344.8	80%	72%	85%	86%	85%	82%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	34	32	22	14	47	149	29.8	87%	84%	76%	52%	81%	78%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	27	37	65	61	50	240	48.0	87%	93%	97%	98%	93%	94%	※
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	24	23	24	17	12	100	20.0	80%	88%	86%	77%	48%	76%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	23	29	24	11	23	110	22.0	92%	73%	80%	46%	77%	74%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	89	112	123	135	98	557	111.4	109%	98%	112%	104%	82%	100%	※
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	101	78	121	103	122	525	105.0	82%	72%	85%	92%	85%	83%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	27	26	24	38	38	153	30.6	117%	79%	73%	88%	88%	87%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	11	17	13	15	21	77	15.4	92%	85%	46%	56%	60%	63%	☆
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	45	31	37	33	46	192	38.4	94%	89%	71%	79%	87%	83%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	26	20	27	41	35	149	29.8	81%	95%	84%	91%	88%	88%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	14	19	26	31	40	130	26.0	54%	95%	90%	91%	103%	88%	
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	147	120	98	141	182	688	137.6	87%	78%	79%	77%	75%	79%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	20	25	23	24	13	105	21.0	95%	83%	62%	109%	76%	83%	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	56	50	48	49	64	267	53.4	112%	102%	109%	102%	102%	105%	※
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	38	74	156	178	72	518	103.6	63%	79%	96%	92%	56%	81%	
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	18	43	52	56	91	260	52.0	38%	77%	74%	104%	87%	78%	
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	35	40	93	104	97	369	73.8	92%	69%	82%	68%	68%	73%	☆
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	36	63	99	68	64	330	66.0	84%	90%	98%	88%	96%	92%	
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	96	96	89	77	107	465	93.0	78%	93%	79%	83%	87%	84%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	4,890	5,607	6,232	7,248	8,152	32,129	6,425.8	85%	86%	85%	84%	82%	84%	

凡例 上位5位 ※
 下位5位 ☆

※②「立入調査以外の方法での事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア-1. 「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査により事実確認調査を行った事例の状況
(都道府県別)

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査により事実確認を行った事例

	①相談・通報件数							②訪問調査による事実確認件数							②/①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	84	53	44	32	42	255	51.0	24%	11%	10%	7%	7%	11%	☆
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	14	27	40	42	41	164	32.8	52%	64%	75%	61%	55%	62%	※
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	4	13	14	15	8	54	10.8	19%	33%	38%	36%	27%	32%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	26	42	45	66	68	247	49.4	24%	31%	31%	31%	26%	29%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	5	7	9	11	3	35	7.0	24%	39%	47%	73%	23%	41%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	12	15	20	20	25	92	18.4	57%	50%	53%	53%	71%	57%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	40	50	52	60	53	255	51.0	68%	55%	69%	62%	57%	61%	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	21	22	29	33	35	140	28.0	31%	34%	60%	36%	41%	39%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	26	23	14	17	24	104	20.8	72%	59%	50%	53%	63%	60%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	26	22	31	19	28	126	25.2	55%	47%	53%	45%	54%	51%	
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	96	116	142	149	168	671	134.2	36%	35%	28%	23%	20%	26%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	165	166	209	209	231	980	196.0	57%	55%	62%	52%	49%	54%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	149	176	172	257	323	1,077	215.4	43%	47%	43%	50%	47%	46%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	108	62	94	133	127	524	104.8	49%	31%	22%	18%	15%	22%	☆
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	65	97	101	116	177	556	111.2	45%	63%	50%	34%	41%	44%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	24	24	30	31	35	144	28.8	46%	60%	60%	57%	66%	58%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	32	59	58	71	68	288	57.6	54%	58%	64%	51%	59%	57%	
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	39	24	30	27	31	151	30.2	72%	67%	94%	71%	84%	77%	※
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	17	17	13	16	20	83	16.6	53%	44%	39%	57%	59%	50%	
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	63	66	42	34	46	251	50.2	67%	63%	58%	50%	41%	56%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	22	20	27	23	27	119	23.8	37%	44%	44%	48%	41%	43%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	66	55	68	61	65	315	63.0	51%	56%	59%	58%	57%	56%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	197	161	187	175	170	890	178.0	44%	34%	35%	31%	26%	33%	
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	30	42	30	32	30	164	32.8	52%	65%	43%	52%	75%	56%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	99	90	110	125	120	544	108.8	65%	67%	73%	76%	82%	73%	※
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	48	82	103	109	95	437	87.4	59%	59%	65%	60%	50%	58%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	334	278	266	264	369	1,511	302.2	27%	20%	18%	17%	20%	20%	☆
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	109	157	156	171	213	806	161.2	45%	37%	41%	33%	40%	38%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	15	14	13	2	14	58	11.6	38%	37%	45%	7%	24%	30%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	12	16	26	19	22	95	19.0	39%	40%	39%	31%	41%	37%	
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	14	13	14	9	4	54	10.8	47%	50%	50%	41%	16%	41%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	18	10	13	9	17	67	13.4	72%	25%	43%	38%	57%	45%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	42	39	55	88	60	284	56.8	51%	34%	50%	68%	50%	51%	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	52	28	22	27	49	178	35.6	42%	26%	15%	24%	34%	28%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	15	14	20	26	29	104	20.8	65%	42%	61%	60%	67%	59%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	4	10	8	7	9	38	7.6	33%	50%	29%	26%	26%	31%	
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	35	22	27	21	26	131	26.2	73%	63%	52%	50%	49%	57%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	15	14	14	19	23	85	17.0	47%	67%	44%	42%	58%	50%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	10	12	19	28	36	105	21.0	38%	60%	66%	82%	92%	71%	※
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	103	66	53	89	129	440	88.0	61%	43%	43%	48%	53%	50%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	9	15	18	6	9	57	11.4	43%	50%	49%	27%	53%	45%	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	42	34	34	22	27	159	31.8	84%	69%	77%	46%	43%	63%	※
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	20	10	29	24	27	110	22.0	33%	11%	18%	12%	21%	17%	☆
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	4	13	11	20	21	69	13.8	8%	23%	16%	37%	20%	21%	☆
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	24	20	31	36	34	145	29.0	63%	34%	27%	24%	24%	29%	
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	23	18	30	19	19	109	21.8	53%	26%	30%	25%	28%	30%	
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	46	55	50	41	64	256	51.2	37%	53%	44%	44%	52%	46%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	2,424	2,389	2,623	2,830	3,261	13,527	2,705.4	42%	36%	36%	33%	33%	35%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「訪問調査による事実確認件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア-2. 「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）

②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②情報収集のみでの事実確認件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	225	369	324	359	464	1,741	348.2	64%	76%	77%	80%	80%	76%	※
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	5	11	6	13	28	63	12.6	19%	26%	11%	19%	38%	24%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	8	23	10	16	12	69	13.8	38%	59%	27%	38%	40%	41%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	61	70	69	130	168	498	99.6	55%	52%	48%	61%	64%	58%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	9	5	9	4	4	31	6.2	43%	28%	47%	27%	31%	36%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	7	11	15	10	7	50	10.0	33%	37%	39%	26%	20%	31%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	13	33	15	31	36	128	25.6	22%	36%	20%	32%	39%	31%	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	20	31	15	34	33	133	26.6	29%	48%	31%	37%	39%	37%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	5	14	7	12	7	45	9.0	14%	36%	25%	38%	18%	26%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	10	17	11	8	12	58	11.6	21%	36%	19%	19%	23%	24%	☆
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	123	171	266	294	408	1,262	252.4	46%	52%	52%	46%	49%	49%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	76	81	84	159	163	563	112.6	26%	27%	25%	39%	34%	31%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	127	132	173	188	222	842	168.4	36%	36%	43%	36%	32%	36%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	95	107	244	485	502	1,433	286.6	43%	54%	58%	65%	61%	59%	※
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	57	45	77	189	195	563	112.6	40%	29%	38%	55%	45%	44%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	18	10	8	14	12	62	12.4	35%	25%	16%	26%	23%	25%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	18	40	37	58	53	206	41.2	31%	39%	41%	42%	46%	41%	
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	11	6	2	8	6	33	6.6	20%	17%	6%	21%	16%	17%	☆
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	7	11	8	9	4	39	7.8	22%	28%	24%	32%	12%	23%	☆
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	18	26	21	21	52	138	27.6	19%	25%	29%	31%	46%	31%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	24	19	22	23	21	109	21.8	40%	42%	36%	48%	32%	39%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	53	37	43	38	29	200	40.0	41%	37%	37%	36%	25%	35%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	192	158	160	120	280	910	182.0	42%	33%	30%	21%	43%	34%	
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	19	15	28	19	8	89	17.8	33%	23%	40%	31%	20%	30%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	24	40	44	45	23	176	35.2	16%	30%	29%	27%	16%	24%	☆
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	27	43	38	62	71	241	48.2	33%	31%	24%	34%	38%	32%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	765	1,029	1,029	1,116	1,223	5,162	1,032.4	62%	73%	71%	72%	66%	69%	※
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	85	152	167	269	245	918	183.6	35%	36%	44%	52%	46%	44%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	19	18	9	12	33	91	18.2	49%	47%	31%	44%	57%	48%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	15	21	39	42	28	145	29.0	48%	53%	58%	68%	52%	57%	
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	10	10	10	8	8	46	9.2	33%	38%	36%	36%	32%	35%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	5	19	11	2	6	43	8.6	20%	48%	37%	8%	20%	29%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	47	73	68	47	38	273	54.6	57%	64%	62%	36%	32%	49%	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	49	50	99	76	73	347	69.4	40%	46%	70%	68%	51%	55%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	12	12	4	12	9	49	9.8	52%	36%	12%	28%	21%	28%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	7	7	5	8	12	39	7.8	58%	35%	18%	30%	34%	32%	
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	10	9	10	12	20	61	12.2	21%	26%	19%	29%	38%	27%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	11	6	13	22	12	64	12.8	34%	29%	41%	49%	30%	38%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	4	7	7	3	4	25	5.0	15%	35%	24%	9%	10%	17%	☆
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	44	54	45	52	53	248	49.6	26%	35%	36%	28%	22%	28%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	11	10	5	18	4	48	9.6	52%	33%	14%	82%	24%	38%	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	14	16	14	27	37	108	21.6	28%	33%	32%	56%	59%	43%	
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	18	64	127	154	45	408	81.6	30%	68%	78%	79%	35%	64%	※
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	14	30	41	36	70	191	38.2	29%	54%	59%	67%	67%	57%	
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	11	20	62	68	63	224	44.8	29%	34%	55%	44%	44%	44%	
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	13	45	69	49	45	221	44.2	30%	64%	68%	64%	67%	62%	※
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	50	41	39	36	43	209	41.8	41%	40%	35%	39%	35%	38%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	2,466	3,218	3,609	4,418	4,891	18,602	3,720.4	43%	49%	49%	51%	49%	49%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「情報収集のみでの事実確認件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

(2)「事実確認調査を行っていない事例の状況（都道府県別）」

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査を行っていない件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	39	53	49	53	61	255	51.0	11%	11%	12%	12%	11%		
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	6	3	7	14	3	33	6.6	22%	7%	13%	20%	4%	12%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	6	5	11	9	7	38	7.6	29%	13%	30%	21%	23%	22%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	19	23	31	22	18	113	22.6	17%	17%	22%	10%	7%	13%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	7	6	0	1	5	19	3.8	33%	33%	0%	7%	38%	22%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	3	2	3	7	2	17	3.4	14%	7%	8%	18%	6%	10%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	2	4	6	6	2	20	4.0	3%	4%	8%	6%	2%	5%	☆
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	27	9	2	21	12	71	14.2	40%	14%	4%	23%	14%	20%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	2	3	4	4	7	20	4.0	6%	8%	14%	13%	18%	12%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	12	8	15	15	13	63	12.6	26%	17%	26%	36%	25%	26%	※
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	45	38	100	193	235	611	122.2	17%	12%	20%	30%	28%	24%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	55	55	59	52	94	315	63.0	19%	18%	17%	13%	20%	17%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	69	62	61	85	122	399	79.8	20%	17%	15%	16%	18%	17%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	18	28	79	129	207	461	92.2	8%	14%	19%	17%	25%	19%	
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	24	14	27	49	55	169	33.8	17%	9%	13%	14%	13%	13%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	10	6	11	9	7	43	8.6	19%	15%	22%	17%	13%	17%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	2	3	3	10	3	21	4.2	3%	3%	3%	7%	3%	4%	☆
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	5	8	2	0	0	15	3.0	9%	22%	6%	0%	0%	8%	☆
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	8	7	6	3	13	37	7.4	25%	18%	18%	11%	38%	22%	
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	6	13	8	12	11	50	10.0	6%	13%	11%	18%	10%	11%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	9	5	12	1	15	42	8.4	15%	11%	20%	2%	23%	15%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	9	7	3	7	19	45	9.0	7%	7%	3%	7%	17%	8%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	64	154	180	186	156	740	148.0	14%	32%	34%	33%	24%	28%	※
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	8	7	14	6	6	41	8.2	14%	11%	20%	10%	15%	14%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	30	33	25	15	26	129	25.8	20%	24%	17%	9%	18%	17%	
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	4	15	23	19	25	86	17.2	5%	11%	14%	10%	13%	11%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	140	115	177	193	256	881	176.2	11%	8%	12%	12%	14%	12%	
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	51	120	59	69	72	371	74.2	21%	28%	16%	13%	13%	18%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	4	7	7	14	14	46	9.2	10%	18%	24%	52%	24%	24%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	2	2	2	0	3	9	1.8	6%	5%	3%	0%	6%	4%	☆
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	5	2	4	5	13	29	5.8	17%	8%	14%	23%	52%	22%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	2	10	6	6	7	31	6.2	8%	25%	20%	25%	23%	21%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	9	13	5	14	32	73	14.6	11%	11%	5%	11%	27%	13%	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	22	31	18	9	20	100	20.0	18%	28%	13%	8%	14%	16%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	0	7	5	6	3	21	4.2	0%	21%	15%	14%	7%	12%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	2	4	14	13	10	43	8.6	17%	20%	50%	48%	29%	35%	※
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	3	2	15	10	13	43	8.6	6%	6%	29%	24%	25%	19%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	9	2	5	4	5	25	5.0	28%	10%	16%	9%	13%	15%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	11	1	3	7	4	26	5.2	42%	5%	10%	21%	10%	18%	
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	21	31	29	42	66	189	37.8	12%	20%	23%	23%	27%	22%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	2	6	13	7	3	31	6.2	10%	20%	35%	32%	18%	24%	※
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	9	7	6	9	12	43	8.6	18%	14%	14%	19%	19%	17%	
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	21	16	7	16	53	113	22.6	35%	17%	4%	8%	41%	18%	
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	29	13	17	3	14	76	15.2	60%	23%	24%	6%	13%	23%	
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	4	16	20	47	49	136	27.2	11%	28%	18%	31%	34%	27%	※
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	6	6	3	9	3	27	5.4	14%	9%	3%	12%	4%	8%	☆
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	21	10	18	18	16	83	16.6	17%	10%	16%	19%	13%	15%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	862	992	1,174	1,429	1,792	6,249	1,249.8	15%	15%	16%	17%	18%	16%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査を行っていない件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

※事実確認調査を行っていない事例件数には、「後日調査を予定または要否の検討中の件数」（次年度への繰越件数）も含まれる。

ア. 「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）

②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数							②調査不要と判断した件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	14	48	46	52	54	214	42.8	4%	10%	11%	12%	9%	9%	
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	5	3	5	14	2	29	5.8	19%	7%	9%	20%	3%	11%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	6	5	9	5	5	30	6.0	29%	13%	24%	12%	17%	18%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	16	5	15	4	14	54	10.8	15%	4%	10%	2%	5%	6%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	1	5	0	1	4	11	2.2	5%	28%	0%	7%	31%	13%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	0	2	2	3	1	8	1.6	0%	7%	5%	8%	3%	5% ☆	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	1	4	3	5	1	14	2.8	2%	4%	4%	5%	1%	3% ☆	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	17	8	2	19	8	54	10.8	25%	13%	4%	21%	9%	15%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	2	1	1	3	6	13	2.6	6%	3%	4%	9%	16%	8%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	4	5	8	10	11	38	7.6	9%	11%	14%	24%	21%	15%	
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	21	26	82	160	199	488	97.6	8%	8%	16%	25%	24%	19%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	26	27	28	26	59	166	33.2	9%	9%	8%	6%	12%	9%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	40	36	36	67	71	250	50.0	11%	10%	9%	13%	10%	11%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	11	24	61	99	166	361	72.2	5%	12%	15%	13%	20%	15%	
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	20	12	10	38	48	128	25.6	14%	8%	5%	11%	11%	10%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	7	4	8	9	3	31	6.2	13%	10%	16%	17%	6%	12%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	2	0	1	2	0	5	1.0	3%	0%	1%	1%	0%	1% ☆	
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	2	8	2	0	0	12	2.4	4%	22%	6%	0%	0%	6%	
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	5	7	3	1	6	22	4.4	16%	18%	9%	4%	18%	13%	
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	3	11	7	9	8	38	7.6	3%	11%	10%	13%	7%	8%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	8	5	11	1	13	38	7.6	13%	11%	18%	2%	20%	14%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	7	7	2	5	19	40	8.0	5%	7%	2%	5%	17%	7%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	49	145	166	178	136	674	134.8	11%	31%	31%	32%	21%	25% ※	
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	7	3	6	3	3	22	4.4	12%	5%	9%	5%	8%	7%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	20	13	12	5	9	59	11.8	13%	10%	8%	3%	6%	8%	
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	3	11	12	12	14	52	10.4	4%	8%	8%	7%	7%	7%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	80	90	151	170	210	701	140.2	6%	6%	10%	11%	11%	9%	
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	42	114	57	65	58	336	67.2	17%	27%	15%	13%	11%	16%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	1	6	3	7	8	25	5.0	3%	16%	10%	26%	14%	13%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	1	1	1	0	0	3	0.6	3%	3%	1%	0%	0%	1% ☆	
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	5	2	4	3	11	25	5.0	17%	8%	14%	14%	44%	19% ※	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	1	10	4	5	7	27	5.4	4%	25%	13%	21%	23%	18%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	5	7	2	6	11	31	6.2	6%	6%	2%	5%	9%	6%	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	14	13	11	8	15	61	12.2	11%	12%	8%	7%	10%	10%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	0	5	3	6	3	17	3.4	0%	15%	9%	14%	7%	10%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	1	4	11	10	7	33	6.6	8%	20%	39%	37%	20%	27% ※	
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	2	2	9	7	7	27	5.4	4%	6%	17%	17%	13%	12%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	8	2	5	3	5	23	4.6	25%	10%	16%	7%	13%	14%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	10	1	0	1	1	13	2.6	38%	5%	0%	3%	3%	9%	
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	11	25	16	36	38	126	25.2	7%	16%	13%	20%	16%	14%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	1	5	2	0	2	10	2.0	5%	17%	5%	0%	12%	8%	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	7	7	6	7	9	36	7.2	14%	14%	14%	15%	14%	14%	
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	16	15	4	13	50	98	19.6	27%	16%	2%	7%	39%	15%	
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	29	9	15	3	12	68	13.6	60%	16%	21%	6%	11%	20% ※	
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	3	9	17	42	41	112	22.4	8%	16%	15%	27%	29%	22% ※	
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	2	2	1	9	3	17	3.4	5%	3%	1%	12%	4%	5% ☆	
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	10	2	15	12	7	46	9.2	8%	2%	13%	13%	6%	8%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	546	756	875	1,144	1,365	4,686	937.2	9%	12%	12%	13%	14%	12%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「調査不要と判断した件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

イ. 「事実確認調査を行っていない事例」のうち、他部署等への引継ぎの状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例のうち、他部署等への引継ぎ

	①相談・通報件数							②他部署への引継ぎ件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	22	3	3	1	6	35	7.0	6%	1%	1%	0%	1%	2%	
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	1	0	1	0	1	3	0.6	4%	0%	2%	0%	1%	1%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	0	0	2	4	1	7	1.4	0%	0%	5%	10%	3%	4%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	3	16	14	13	3	49	9.8	3%	12%	10%	6%	1%	6%	※
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	6	1	0	0	1	8	1.6	29%	6%	0%	0%	8%	9%	※
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	3	0	1	4	1	9	1.8	14%	0%	3%	11%	3%	6%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	1	0	3	0	0	4	0.8	2%	0%	4%	0%	0%	1%	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	9	0	0	2	3	14	2.8	13%	0%	0%	2%	4%	4%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	0	2	2	0	1	5	1.0	0%	5%	7%	0%	3%	3%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	8	3	6	5	2	24	4.8	17%	6%	10%	12%	4%	10%	※
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	21	10	15	27	27	100	20.0	8%	3%	3%	4%	3%	4%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	15	16	13	15	23	82	16.4	5%	5%	4%	4%	5%	5%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	19	17	22	17	36	111	22.2	5%	5%	5%	3%	5%	5%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	4	3	10	23	28	68	13.6	2%	2%	2%	3%	3%	3%	
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	3	2	7	8	7	27	5.4	2%	1%	3%	2%	2%	2%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	3	2	2	0	1	8	1.6	6%	5%	4%	0%	2%	3%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	0	0	2	1	0	3	0.6	0%	0%	2%	1%	0%	1%	☆
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	1	0	0	0	0	1	0.2	2%	0%	0%	0%	0%	1%	☆
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	2	0	0	0	4	6	1.2	6%	0%	0%	0%	12%	4%	
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	3	1	1	2	3	10	2.0	3%	1%	1%	3%	3%	2%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	1	0	0	0	2	3	0.6	2%	0%	0%	0%	3%	1%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	0	0	0	1	0	1	0.2	0%	0%	0%	1%	0%	0%	☆
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	8	7	7	5	2	29	5.8	2%	1%	1%	1%	0%	1%	
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	0	3	7	1	0	11	2.2	0%	5%	10%	2%	0%	4%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	0	4	3	3	2	12	2.4	0%	3%	2%	2%	1%	2%	
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	0	0	4	5	2	11	2.2	0%	0%	3%	3%	1%	1%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	55	21	14	21	13	124	24.8	4%	1%	1%	1%	1%	2%	
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	5	1	2	2	9	19	3.8	2%	0%	1%	0%	2%	1%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	1	1	3	3	6	14	2.8	3%	3%	10%	11%	10%	7%	※
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	1	1	1	0	3	6	1.2	3%	3%	1%	0%	6%	2%	
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	0	0	0	1	1	2	0.4	0%	0%	0%	5%	4%	2%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	1	0	2	0	0	3	0.6	4%	0%	7%	0%	0%	2%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	4	6	0	7	8	25	5.0	5%	5%	0%	5%	7%	4%	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	7	18	6	0	2	33	6.6	6%	17%	4%	0%	1%	5%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	☆
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	1	0	2	3	3	9	1.8	8%	0%	7%	11%	9%	7%	※
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	1	0	5	1	1	8	1.6	2%	0%	10%	2%	2%	3%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	0	0	0	1	0	1	0.2	0%	0%	0%	2%	0%	1%	☆
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	1	0	1	0	0	2	0.4	4%	0%	3%	0%	0%	1%	
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	8	3	9	4	17	41	8.2	5%	2%	7%	2%	7%	5%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	0	0	3	1	1	5	1.0	0%	0%	8%	5%	6%	4%	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	1	0	0	2	3	6	1.2	2%	0%	0%	4%	5%	2%	
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	5	1	3	3	2	14	2.8	8%	1%	2%	2%	2%	2%	
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	0	4	0	0	2	6	1.2	0%	7%	0%	0%	2%	2%	
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	1	7	1	5	6	20	4.0	3%	12%	1%	3%	4%	4%	
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	3	3	0	0	0	6	1.2	7%	4%	0%	0%	0%	2%	
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	7	8	2	2	3	22	4.4	6%	8%	2%	2%	2%	4%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	235	164	179	193	236	1,007	201.4	4%	3%	2%	2%	2%	3%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「他部署への引継ぎ件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

2-2 市区町村における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事実確認調査の状況（表 36-1）

（1）事実確認調査を行った事例件数の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	119	108	136	177	203	743	148.6	118	95	125	166	172	676	135.2	99%	88%	92%	94%	85%	91%	
青森県	22	33	26	36	34	151	30.2	25	28	21	34	27	135	27.0	114%	85%	81%	94%	79%	89%	
岩手県	7	6	9	13	19	54	10.8	5	5	9	9	18	46	9.2	71%	83%	100%	69%	95%	85%	
宮城県	70	56	58	67	96	347	69.4	32	45	43	22	56	198	39.6	46%	80%	74%	33%	58%	57%	☆
秋田県	22	27	17	20	18	104	20.8	24	20	15	19	15	93	18.6	109%	74%	88%	95%	83%	89%	
山形県	14	13	20	15	32	94	18.8	12	11	20	12	31	86	17.2	86%	85%	100%	80%	97%	91%	
福島県	17	17	22	36	48	140	28.0	17	14	21	36	42	130	26.0	100%	82%	95%	100%	88%	93%	
茨城県	26	34	55	77	84	276	55.2	19	30	44	65	79	237	47.4	73%	88%	80%	84%	94%	86%	
栃木県	38	40	29	44	58	209	41.8	33	42	36	46	66	223	44.6	87%	105%	124%	105%	114%	107%	※
群馬県	57	53	68	112	88	378	75.6	48	45	57	70	53	273	54.6	84%	85%	84%	63%	60%	72%	☆
埼玉県	118	123	171	200	249	861	172.2	109	114	150	187	207	767	153.4	92%	93%	88%	94%	83%	89%	
千葉県	152	134	161	225	320	992	198.4	121	121	163	234	298	937	187.4	80%	90%	101%	104%	93%	94%	
東京都	276	307	329	428	728	2,068	413.6	252	265	311	382	644	1,854	370.8	91%	86%	95%	89%	88%	90%	
神奈川県	133	171	160	352	419	1,235	247.0	124	142	144	365	349	1,124	224.8	93%	83%	90%	104%	83%	91%	
新潟県	33	28	40	48	36	185	37.0	47	24	38	46	32	187	37.4	142%	86%	95%	96%	89%	101%	※
富山県	16	18	21	18	22	95	19.0	11	13	19	15	21	79	15.8	69%	72%	90%	83%	95%	83%	
石川県	31	17	15	38	41	142	28.4	38	16	9	34	47	144	28.8	123%	94%	60%	89%	115%	101%	※
福井県	24	28	29	34	58	173	34.6	23	28	25	33	45	154	30.8	96%	100%	86%	97%	78%	89%	
山梨県	20	31	17	28	38	134	26.8	15	21	16	27	28	107	21.4	75%	68%	94%	96%	74%	80%	
長野県	65	52	62	60	118	357	71.4	47	44	62	54	112	319	63.8	72%	85%	100%	90%	95%	89%	
岐阜県	35	30	36	37	75	213	42.6	22	22	21	37	65	167	33.4	63%	73%	58%	100%	87%	78%	
静岡県	59	60	58	75	111	363	72.6	36	58	55	75	101	325	65.0	61%	97%	95%	100%	91%	90%	
愛知県	153	200	291	360	519	1,523	304.6	151	170	177	296	501	1,295	259.0	99%	85%	61%	82%	97%	85%	
三重県	70	52	64	70	99	355	71.0	63	51	58	78	92	342	68.4	90%	98%	91%	111%	93%	96%	※
滋賀県	83	61	86	89	107	426	85.2	53	46	76	83	87	345	69.0	64%	75%	88%	93%	81%	81%	
京都府	34	57	45	67	110	313	62.6	37	54	38	59	85	273	54.6	109%	95%	84%	88%	77%	87%	
大阪府	309	322	331	331	452	1,745	349.0	314	307	258	345	422	1,646	329.2	102%	95%	78%	104%	93%	94%	
兵庫県	121	126	145	174	251	817	163.4	119	109	141	158	232	759	151.8	98%	87%	97%	91%	92%	93%	
奈良県	39	26	36	32	62	195	39.0	33	18	33	21	49	154	30.8	85%	69%	92%	66%	79%	79%	
和歌山県	12	22	17	31	35	117	23.4	9	16	17	23	18	83	16.6	75%	73%	100%	74%	51%	71%	☆
鳥取県	32	27	17	16	21	113	22.6	19	23	14	9	19	84	16.8	59%	85%	82%	56%	90%	74%	
島根県	18	27	14	24	28	111	22.2	17	23	14	24	26	104	20.8	94%	85%	100%	100%	93%	94%	
岡山県	30	42	65	81	118	336	67.2	21	40	62	90	93	306	61.2	70%	95%	95%	111%	79%	91%	
広島県	39	30	66	79	105	319	63.8	27	23	50	56	77	233	46.6	69%	77%	76%	71%	73%	73%	
山口県	27	31	41	31	41	171	34.2	29	27	40	31	38	165	33.0	107%	87%	98%	100%	93%	96%	※
徳島県	15	17	24	33	30	119	23.8	11	17	19	21	27	95	19.0	73%	100%	79%	64%	90%	80%	
香川県	46	46	41	46	55	234	46.8	43	44	29	33	40	189	37.8	93%	96%	71%	72%	73%	81%	
愛媛県	16	14	15	26	32	103	20.6	16	10	14	19	29	88	17.6	100%	71%	93%	73%	91%	85%	
高知県	10	11	16	20	35	92	18.4	5	8	9	14	36	72	14.4	50%	73%	56%	70%	103%	78%	
福岡県	98	110	114	161	211	694	138.8	66	83	89	128	163	529	105.8	67%	75%	78%	80%	77%	76%	
佐賀県	18	14	29	26	39	126	25.2	5	3	7	12	27	54	10.8	28%	21%	24%	46%	69%	43%	☆
長崎県	45	38	38	54	55	230	46.0	35	24	22	37	43	161	32.2	78%	63%	58%	69%	78%	70%	☆
熊本県	39	44	26	32	44	185	37.0	24	36	24	27	35	146	29.2	62%	82%	92%	84%	80%	79%	
大分県	27	41	38	35	67	208	41.6	18	39	33	35	56	181	36.2	67%	95%	87%	100%	84%	87%	
宮崎県	50	22	42	52	60	226	45.2	49	14	34	36	48	181	36.2	98%	64%	81%	69%	80%	80%	
鹿児島県	31	58	33	42	53	217	43.4	25	53	29	40	51	198	39.6	81%	91%	88%	95%	96%	91%	
沖縄県	45	41	35	52	94	267	53.4	38	34	27	42	78	219	43.8	84%	83%	77%	81%	83%	82%	
合計	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	18,556	3,711.2	2,405	2,475	2,718	3,685	4,880	16,163	3,232.6	87%	86%	85%	90%	87%	87%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「事実確認調査件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

ア. 「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められた事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められた事例

	①相談・通報件数							②虐待が認められた事例							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	119	108	136	177	203	743	148.6	26	24	31	51	37	169	33.8	22%	22%	23%	29%	18%	23%	
青森県	22	33	26	36	34	151	30.2	10	12	9	6	14	51	10.2	45%	36%	35%	17%	41%	34%	
岩手県	7	6	9	13	19	54	10.8	0	3	5	0	2	10	2.0	0%	50%	56%	0%	11%	19%	
宮城県	70	56	58	67	96	347	69.4	12	12	8	7	18	57	11.4	17%	21%	14%	10%	19%	16%	
秋田県	22	27	17	20	18	104	20.8	6	6	7	7	7	33	6.6	27%	22%	41%	35%	39%	32%	
山形県	14	13	20	15	32	94	18.8	5	3	7	1	6	22	4.4	36%	23%	35%	7%	19%	23%	
福島県	17	17	22	36	48	140	28.0	8	3	6	13	18	48	9.6	47%	18%	27%	36%	38%	34%	
茨城県	26	34	55	77	84	276	55.2	1	8	18	14	29	70	14.0	4%	24%	33%	18%	35%	25%	
栃木県	38	40	29	44	58	209	41.8	11	8	15	13	14	61	12.2	29%	20%	52%	30%	24%	29%	
群馬県	57	53	68	112	88	378	75.6	13	10	13	25	15	76	15.2	23%	19%	19%	22%	17%	20%	
埼玉県	118	123	171	200	249	861	172.2	27	36	44	40	40	187	37.4	23%	29%	26%	20%	16%	22%	
千葉県	152	134	161	225	320	992	198.4	38	44	43	55	74	254	50.8	25%	33%	27%	24%	23%	26%	
東京都	276	307	329	428	728	2,068	413.6	53	82	84	101	156	476	95.2	19%	27%	26%	24%	21%	23%	
神奈川県	133	171	160	352	419	1,235	247.0	35	45	40	84	100	304	60.8	26%	26%	25%	24%	24%	25%	
新潟県	33	28	40	48	36	185	37.0	8	3	9	12	11	43	8.6	24%	11%	23%	25%	31%	23%	
富山県	16	18	21	18	22	95	19.0	6	1	5	7	5	24	4.8	38%	6%	24%	39%	23%	25%	
石川県	31	17	15	38	41	142	28.4	10	7	4	10	13	44	8.8	32%	41%	27%	26%	32%	31%	
福井県	24	28	29	34	58	173	34.6	4	12	5	14	20	55	11.0	17%	43%	17%	41%	34%	32%	
山梨県	20	31	17	28	38	134	26.8	2	7	5	9	6	29	5.8	10%	23%	29%	32%	16%	22%	
長野県	65	52	62	60	118	357	71.4	7	13	16	15	33	84	16.8	11%	25%	26%	25%	28%	24%	
岐阜県	35	30	36	37	75	213	42.6	1	5	5	9	19	39	7.8	3%	17%	14%	24%	25%	18%	
静岡県	59	60	58	75	111	363	72.6	6	13	24	25	29	97	19.4	10%	22%	41%	33%	26%	27%	
愛知県	153	200	291	360	519	1,523	304.6	41	56	60	77	278	512	102.4	27%	28%	21%	21%	54%	34%	
三重県	70	52	64	70	99	355	71.0	18	17	13	12	27	87	17.4	26%	33%	20%	17%	27%	25%	
滋賀県	83	61	86	89	107	426	85.2	17	19	23	42	20	121	24.2	20%	31%	27%	47%	19%	28%	
京都府	34	57	45	67	110	313	62.6	6	11	16	22	30	85	17.0	18%	19%	36%	33%	27%	27%	
大阪府	309	322	331	331	452	1,745	349.0	86	80	63	73	137	439	87.8	28%	25%	19%	22%	30%	25%	
兵庫県	121	126	145	174	251	817	163.4	30	33	31	43	61	198	39.6	25%	26%	21%	25%	24%	24%	
奈良県	39	26	36	32	62	195	39.0	10	12	9	6	11	48	9.6	26%	46%	25%	19%	18%	25%	
和歌山県	12	22	17	31	35	117	23.4	0	4	3	9	3	19	3.8	0%	18%	18%	29%	9%	16%	
鳥取県	32	27	17	16	21	113	22.6	3	5	3	1	8	20	4.0	9%	19%	18%	6%	38%	18%	
島根県	18	27	14	24	28	111	22.2	3	8	5	6	6	28	5.6	17%	30%	36%	25%	21%	25%	
岡山県	30	42	65	81	118	336	67.2	3	3	11	36	30	83	16.6	10%	7%	17%	44%	25%	25%	
広島県	39	30	66	79	105	319	63.8	4	5	13	19	18	59	11.8	10%	17%	20%	24%	17%	18%	
山口県	27	31	41	31	41	171	34.2	4	7	14	7	9	41	8.2	15%	23%	34%	23%	22%	24%	
徳島県	15	17	24	33	30	119	23.8	2	10	7	12	4	35	7.0	13%	59%	29%	36%	13%	29%	
香川県	46	46	41	46	55	234	46.8	1	4	1	8	4	18	3.6	2%	9%	2%	17%	7%	8%	
愛媛県	16	14	15	26	32	103	20.6	3	2	5	2	7	19	3.8	19%	14%	33%	8%	22%	18%	
高知県	10	11	16	20	35	92	18.4	1	1	1	7	17	27	5.4	10%	9%	6%	35%	49%	29%	
福岡県	98	110	114	161	211	694	138.8	18	17	13	30	26	104	20.8	18%	15%	11%	19%	12%	15%	
佐賀県	18	14	29	26	39	126	25.2	1	0	0	6	10	17	3.4	6%	0%	0%	23%	26%	13%	
長崎県	45	38	38	54	55	230	46.0	16	10	6	16	7	55	11.0	36%	26%	16%	30%	13%	24%	
熊本県	39	44	26	32	44	185	37.0	4	13	8	12	10	47	9.4	10%	30%	31%	38%	23%	25%	
大分県	27	41	38	35	67	208	41.6	4	3	9	8	9	33	6.6	15%	7%	24%	23%	13%	16%	
宮崎県	50	22	42	52	60	226	45.2	27	2	10	20	17	76	15.2	54%	9%	24%	38%	28%	34%	
鹿児島県	31	58	33	42	53	217	43.4	7	12	11	12	9	51	10.2	23%	21%	33%	29%	17%	24%	
沖縄県	45	41	35	52	94	267	53.4	15	10	10	18	25	78	15.6	33%	24%	29%	35%	27%	29%	
合計	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	18,556	3,711.2	613	701	748	1,022	1,449	4,533	906.6	22%	24%	23%	25%	26%	24%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待が認められた事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待が認められた事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

※市区町村における事実確認調査は、同一事例に対して複数の市区町村が事実確認調査を実施した事例も含まれている。また、虐待の事実が認められた際に他の都道府県に報告する場合があるため、参1-2「虐待判断事例件数」と異なる場合がある。

イ. 「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められなかった事例

	①相談・通報件数							②虐待の事実が認められなかった事例							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	119	108	136	177	203	743	148.6	31	41	48	44	73	237	47.4	26%	38%	35%	25%	36%	32%	
青森県	22	33	26	36	34	151	30.2	11	6	6	11	3	37	7.4	50%	18%	23%	31%	9%	25%	
岩手県	7	6	9	13	19	54	10.8	4	1	2	5	8	20	4.0	57%	17%	22%	38%	42%	37%	
宮城県	70	56	58	67	96	347	69.4	15	7	10	4	11	47	9.4	21%	13%	17%	6%	11%	14%	☆
秋田県	22	27	17	20	18	104	20.8	7	8	1	3	4	23	4.6	32%	30%	6%	15%	22%	22%	
山形県	14	13	20	15	32	94	18.8	5	7	4	7	9	32	6.4	36%	54%	20%	47%	28%	34%	
福島県	17	17	22	36	48	140	28.0	7	7	12	12	10	48	9.6	41%	41%	55%	33%	21%	34%	
茨城県	26	34	55	77	84	276	55.2	6	8	15	28	14	71	14.2	23%	24%	27%	36%	17%	26%	
栃木県	38	40	29	44	58	209	41.8	14	15	8	18	23	78	15.6	37%	38%	28%	41%	40%	37%	
群馬県	57	53	68	112	88	378	75.6	19	12	23	15	18	87	17.4	33%	23%	34%	13%	20%	23%	
埼玉県	118	123	171	200	249	861	172.2	45	39	52	68	73	277	55.4	38%	32%	30%	34%	29%	32%	
千葉県	152	134	161	225	320	992	198.4	54	38	56	70	119	337	67.4	36%	28%	35%	31%	37%	34%	
東京都	276	307	329	428	728	2,068	413.6	125	86	80	107	229	627	125.4	45%	28%	24%	25%	31%	30%	
神奈川県	133	171	160	352	419	1,235	247.0	51	33	46	98	47	275	55.0	38%	19%	29%	28%	11%	22%	
新潟県	33	28	40	48	36	185	37.0	34	13	9	14	9	79	15.8	103%	46%	23%	29%	25%	43%	※
富山県	16	18	21	18	22	95	19.0	4	3	6	2	7	22	4.4	25%	17%	29%	11%	32%	23%	
石川県	31	17	15	38	41	142	28.4	12	6	2	12	25	57	11.4	39%	35%	13%	32%	61%	40%	※
福井県	24	28	29	34	58	173	34.6	14	9	8	9	17	57	11.4	58%	32%	28%	26%	29%	33%	
山梨県	20	31	17	28	38	134	26.8	6	11	7	8	10	42	8.4	30%	35%	41%	29%	26%	31%	
長野県	65	52	62	60	118	357	71.4	27	15	28	19	26	115	23.0	42%	29%	45%	32%	22%	32%	
岐阜県	35	30	36	37	75	213	42.6	10	13	9	10	28	70	14.0	29%	43%	25%	27%	37%	33%	
静岡県	59	60	58	75	111	363	72.6	21	28	11	27	33	120	24.0	36%	47%	19%	36%	30%	33%	
愛知県	153	200	291	360	519	1,523	304.6	88	70	74	127	116	475	95.0	58%	35%	25%	35%	22%	31%	
三重県	70	52	64	70	99	355	71.0	38	12	24	35	36	145	29.0	54%	23%	38%	50%	36%	41%	※
滋賀県	83	61	86	89	107	426	85.2	22	22	34	29	51	158	31.6	27%	36%	40%	33%	48%	37%	
京都府	34	57	45	67	110	313	62.6	20	12	4	24	23	83	16.6	59%	21%	9%	36%	21%	27%	
大阪府	309	322	331	331	452	1,745	349.0	191	163	135	191	194	874	174.8	62%	51%	41%	58%	43%	50%	※
兵庫県	121	126	145	174	251	817	163.4	74	30	36	70	74	284	56.8	61%	24%	25%	40%	29%	35%	
奈良県	39	26	36	32	62	195	39.0	11	4	18	1	9	43	8.6	28%	15%	50%	3%	15%	22%	
和歌山県	12	22	17	31	35	117	23.4	2	5	7	3	9	26	5.2	17%	23%	41%	10%	26%	22%	
鳥取県	32	27	17	16	21	113	22.6	12	10	8	2	4	36	7.2	38%	37%	47%	13%	19%	32%	
島根県	18	27	14	24	28	111	22.2	10	7	4	7	2	30	6.0	56%	26%	29%	29%	7%	27%	
岡山県	30	42	65	81	118	336	67.2	6	8	6	14	27	61	12.2	20%	19%	9%	17%	23%	18%	☆
広島県	39	30	66	79	105	319	63.8	11	6	20	20	25	82	16.4	28%	20%	30%	25%	24%	26%	
山口県	27	31	41	31	41	171	34.2	20	9	9	8	12	58	11.6	74%	29%	22%	26%	29%	34%	
徳島県	15	17	24	33	30	119	23.8	2	1	1	3	2	9	1.8	13%	6%	4%	9%	7%	8%	☆
香川県	46	46	41	46	55	234	46.8	25	23	7	9	14	78	15.6	54%	50%	17%	20%	25%	33%	
愛媛県	16	14	15	26	32	103	20.6	11	2	6	11	5	35	7.0	69%	14%	40%	42%	16%	34%	
高知県	10	11	16	20	35	92	18.4	3	1	5	3	9	21	4.2	30%	9%	31%	15%	26%	23%	
福岡県	98	110	114	161	211	694	138.8	31	33	34	31	68	197	39.4	32%	30%	30%	19%	32%	28%	
佐賀県	18	14	29	26	39	126	25.2	1	0	2	2	6	11	2.2	6%	0%	7%	8%	15%	9%	☆
長崎県	45	38	38	54	55	230	46.0	6	3	10	11	16	46	9.2	13%	8%	26%	20%	29%	20%	
熊本県	39	44	26	32	44	185	37.0	8	11	9	2	8	38	7.6	21%	25%	35%	6%	18%	21%	
大分県	27	41	38	35	67	208	41.6	12	34	16	9	30	101	20.2	44%	83%	42%	26%	45%	49%	※
宮崎県	50	22	42	52	60	226	45.2	8	1	14	9	11	43	8.6	16%	5%	33%	17%	18%	19%	☆
鹿児島県	31	58	33	42	53	217	43.4	12	15	8	20	31	86	17.2	39%	26%	24%	48%	58%	40%	
沖縄県	45	41	35	52	94	267	53.4	16	11	9	9	29	74	14.8	36%	27%	26%	17%	31%	28%	
合計	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	18,556	3,711.2	1,162	899	943	1,241	1,607	5,852	1,170.4	42%	31%	29%	30%	29%	32%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待が認められなかった事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待が認められなかった事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

ウ. 「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例

	①相談・通報件数							②虐待の判断に至らなかった事例							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	119	108	136	177	203	743	148.6	61	30	46	71	62	270	54.0	51%	28%	34%	40%	31%	36%	
青森県	22	33	26	36	34	151	30.2	4	10	6	17	10	47	9.4	18%	30%	23%	47%	29%	31%	
岩手県	7	6	9	13	19	54	10.8	1	1	2	4	8	16	3.2	14%	17%	22%	31%	42%	30%	
宮城県	70	56	58	67	96	347	69.4	5	26	25	11	27	94	18.8	7%	46%	43%	16%	28%	27%	
秋田県	22	27	17	20	18	104	20.8	11	6	7	9	4	37	7.4	50%	22%	41%	45%	22%	36%	
山形県	14	13	20	15	32	94	18.8	2	1	9	4	16	32	6.4	14%	8%	45%	27%	50%	34%	
福島県	17	17	22	36	48	140	28.0	2	4	3	11	14	34	6.8	12%	24%	14%	31%	29%	24%	
茨城県	26	34	55	77	84	276	55.2	12	14	11	23	36	96	19.2	46%	41%	20%	30%	43%	35%	
栃木県	38	40	29	44	58	209	41.8	8	19	13	15	29	84	16.8	21%	48%	45%	34%	50%	40%	
群馬県	57	53	68	112	88	378	75.6	16	23	21	30	20	110	22.0	28%	43%	31%	27%	23%	29%	
埼玉県	118	123	171	200	249	861	172.2	37	39	54	79	94	303	60.6	31%	32%	32%	40%	38%	35%	
千葉県	152	134	161	225	320	992	198.4	29	39	64	109	105	346	69.2	19%	29%	40%	48%	33%	35%	
東京都	276	307	329	428	728	2,068	413.6	74	97	147	174	259	751	150.2	27%	32%	45%	41%	36%	36%	
神奈川県	133	171	160	352	419	1,235	247.0	38	64	58	183	202	545	109.0	29%	37%	36%	52%	48%	44%	
新潟県	33	28	40	48	36	185	37.0	5	8	20	20	12	65	13.0	15%	29%	50%	42%	33%	35%	
富山県	16	18	21	18	22	95	19.0	1	9	8	6	9	33	6.6	6%	50%	38%	33%	41%	35%	
石川県	31	17	15	38	41	142	28.4	16	3	3	12	9	43	8.6	52%	18%	20%	32%	22%	30%	
福井県	24	28	29	34	58	173	34.6	5	7	12	10	8	42	8.4	21%	25%	41%	29%	14%	24%	
山梨県	20	31	17	28	38	134	26.8	7	3	4	10	12	36	7.2	35%	10%	24%	36%	32%	27%	
長野県	65	52	62	60	118	357	71.4	13	16	18	20	53	120	24.0	20%	31%	29%	33%	45%	34%	
岐阜県	35	30	36	37	75	213	42.6	11	4	7	18	18	58	11.6	31%	13%	19%	49%	24%	27%	
静岡県	59	60	58	75	111	363	72.6	9	17	20	23	39	108	21.6	15%	28%	34%	31%	35%	30%	
愛知県	153	200	291	360	519	1,523	304.6	22	44	43	92	107	308	61.6	14%	22%	15%	26%	21%	20%	
三重県	70	52	64	70	99	355	71.0	7	22	21	31	29	110	22.0	10%	42%	33%	44%	29%	31%	
滋賀県	83	61	86	89	107	426	85.2	14	5	19	12	16	66	13.2	17%	8%	22%	13%	15%	15%	
京都府	34	57	45	67	110	313	62.6	11	31	18	13	32	105	21.0	32%	54%	40%	19%	29%	34%	
大阪府	309	322	331	331	452	1,745	349.0	37	64	60	81	91	333	66.6	12%	20%	18%	24%	20%	19%	
兵庫県	121	126	145	174	251	817	163.4	15	46	74	45	97	277	55.4	12%	37%	51%	26%	39%	34%	
奈良県	39	26	36	32	62	195	39.0	12	2	6	14	29	63	12.6	31%	8%	17%	44%	47%	32%	
和歌山県	12	22	17	31	35	117	23.4	7	7	7	11	6	38	7.6	58%	32%	41%	35%	17%	32%	
鳥取県	32	27	17	16	21	113	22.6	4	8	3	6	7	28	5.6	13%	30%	18%	38%	33%	25%	
島根県	18	27	14	24	28	111	22.2	4	8	5	11	18	46	9.2	22%	30%	36%	46%	64%	41%	
岡山県	30	42	65	81	118	336	67.2	12	29	45	40	36	162	32.4	40%	69%	69%	49%	31%	48%	
広島県	39	30	66	79	105	319	63.8	12	12	17	17	34	92	18.4	31%	40%	26%	22%	32%	29%	
山口県	27	31	41	31	41	171	34.2	5	11	17	16	17	66	13.2	19%	35%	41%	52%	41%	39%	
徳島県	15	17	24	33	30	119	23.8	7	6	11	6	21	51	10.2	47%	35%	46%	18%	70%	43%	
香川県	46	46	41	46	55	234	46.8	17	17	21	16	22	93	18.6	37%	37%	51%	35%	40%	40%	
愛媛県	16	14	15	26	32	103	20.6	2	6	3	6	17	34	6.8	13%	43%	20%	23%	53%	33%	
高知県	10	11	16	20	35	92	18.4	1	6	3	4	10	24	4.8	10%	55%	19%	20%	29%	26%	
福岡県	98	110	114	161	211	694	138.8	17	33	42	67	69	228	45.6	17%	30%	37%	42%	33%	33%	
佐賀県	18	14	29	26	39	126	25.2	3	3	5	4	11	26	5.2	17%	21%	17%	15%	28%	21%	
長崎県	45	38	38	54	55	230	46.0	13	11	6	10	20	60	12.0	29%	29%	16%	19%	36%	26%	
熊本県	39	44	26	32	44	185	37.0	12	12	7	13	17	61	12.2	31%	27%	27%	41%	39%	33%	
大分県	27	41	38	35	67	208	41.6	2	2	8	18	17	47	9.4	7%	5%	21%	51%	25%	23%	
宮崎県	50	22	42	52	60	226	45.2	14	11	10	7	20	62	12.4	28%	50%	24%	13%	33%	27%	
鹿児島県	31	58	33	42	53	217	43.4	6	26	10	8	11	61	12.2	19%	45%	30%	19%	21%	28%	
沖縄県	45	41	35	52	94	267	53.4	7	13	8	15	24	67	13.4	16%	32%	23%	29%	26%	25%	
合計	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	18,556	3,711.2	630	875	1,027	1,422	1,824	5,778	1,155.6	23%	31%	32%	35%	32%	31%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待の判断に至らなかった事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待の判断に至らなかった事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

(2) 事実確認調査を行っていない事例件数の状況（都道府県別）

◆「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数								②調査不要と判断した件数								②／①							
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値		R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値		R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値		
北海道	119	108	136	177	203	743	148.6		4	4	6	13	13	40	8.0		3%	4%	4%	7%	6%	5%		
青森県	22	33	26	36	34	151	30.2		0	0	3	1	5	9	1.8		0%	0%	12%	3%	15%	6%		
岩手県	7	6	9	13	19	54	10.8		0	0	0	2	0	2	0.4		0%	0%	0%	15%	0%	4%		
宮城県	70	56	58	67	96	347	69.4		26	4	14	30	17	91	18.2		37%	7%	24%	45%	18%	26%	※	
秋田県	22	27	17	20	18	104	20.8		0	7	2	1	2	12	2.4		0%	26%	12%	5%	11%	12%		
山形県	14	13	20	15	32	94	18.8		1	1	0	1	1	4	0.8		7%	8%	0%	7%	3%	4%		
福島県	17	17	22	36	48	140	28.0		0	1	1	1	2	5	1.0		0%	6%	5%	3%	4%	4%		
茨城県	26	34	55	77	84	276	55.2		2	1	8	11	8	30	6.0		8%	3%	15%	14%	10%	11%		
栃木県	38	40	29	44	58	209	41.8		1	0	1	1	2	5	1.0		3%	0%	3%	2%	3%	2%	☆	
群馬県	57	53	68	112	88	378	75.6		5	7	13	33	30	88	17.6		9%	13%	19%	29%	34%	23%	※	
埼玉県	118	123	171	200	249	861	172.2		5	3	23	7	23	61	12.2		4%	2%	13%	4%	9%	7%		
千葉県	152	134	161	225	320	992	198.4		7	11	14	10	15	57	11.4		5%	8%	9%	4%	5%	6%		
東京都	276	307	329	428	728	2,068	413.6		13	36	18	26	71	164	32.8		5%	12%	5%	6%	10%	8%		
神奈川県	133	171	160	352	419	1,235	247.0		5	17	7	5	31	65	13.0		4%	10%	4%	1%	7%	5%		
新潟県	33	28	40	48	36	185	37.0		2	3	2	1	1	9	1.8		6%	11%	5%	2%	3%	5%		
富山県	16	18	21	18	22	95	19.0		2	0	1	3	0	6	1.2		13%	0%	5%	17%	0%	6%		
石川県	31	17	15	38	41	142	28.4		2	1	2	2	2	9	1.8		6%	6%	13%	5%	5%	6%		
福井県	24	28	29	34	58	173	34.6		0	0	3	1	3	7	1.4		0%	0%	10%	3%	5%	4%		
山梨県	20	31	17	28	38	134	26.8		0	3	0	3	2	8	1.6		0%	10%	0%	11%	5%	6%		
長野県	65	52	62	60	118	357	71.4		2	4	1	2	4	13	2.6		3%	8%	2%	3%	3%	4%		
岐阜県	35	30	36	37	75	213	42.6		0	0	1	0	3	4	0.8		0%	0%	3%	0%	4%	2%	☆	
静岡県	59	60	58	75	111	363	72.6		17	1	1	2	4	25	5.0		29%	2%	2%	3%	4%	7%		
愛知県	153	200	291	360	519	1,523	304.6		2	25	108	54	114	303	60.6		1%	13%	37%	15%	22%	20%		
三重県	70	52	64	70	99	355	71.0		3	2	3	2	2	12	2.4		4%	4%	5%	3%	2%	3%		
滋賀県	83	61	86	89	107	426	85.2		16	3	1	6	9	35	7.0		19%	5%	1%	7%	8%	8%		
京都府	34	57	45	67	110	313	62.6		0	1	2	3	3	9	1.8		0%	2%	4%	4%	3%	3%	☆	
大阪府	309	322	331	331	452	1,745	349.0		6	17	11	11	9	54	10.8		2%	5%	3%	3%	2%	3%		
兵庫県	121	126	145	174	251	817	163.4		4	10	3	7	7	31	6.2		3%	8%	2%	4%	3%	4%		
奈良県	39	26	36	32	62	195	39.0		1	3	1	7	12	24	4.8		3%	12%	3%	22%	19%	12%		
和歌山県	12	22	17	31	35	117	23.4		0	0	0	1	2	3	0.6		0%	0%	0%	3%	6%	3%	☆	
鳥取県	32	27	17	16	21	113	22.6		13	3	1	5	2	24	4.8		41%	11%	6%	31%	10%	21%	※	
島根県	18	27	14	24	28	111	22.2		2	3	0	0	3	8	1.6		11%	11%	0%	0%	11%	7%		
岡山県	30	42	65	81	118	336	67.2		4	1	4	3	20	32	6.4		13%	2%	6%	4%	17%	10%		
広島県	39	30	66	79	105	319	63.8		5	7	14	22	22	70	14.0		13%	23%	21%	28%	21%	22%	※	
山口県	27	31	41	31	41	171	34.2		1	1	1	2	2	7	1.4		4%	3%	2%	6%	5%	4%		
徳島県	15	17	24	33	30	119	23.8		0	0	4	10	3	17	3.4		0%	0%	17%	30%	10%	14%		
香川県	46	46	41	46	55	234	46.8		3	2	7	2	5	19	3.8		7%	4%	17%	4%	9%	8%		
愛媛県	16	14	15	26	32	103	20.6		0	1	0	6	0	7	1.4		0%	7%	0%	23%	0%	7%		
高知県	10	11	16	20	35	92	18.4		0	1	3	3	1	8	1.6		0%	9%	19%	15%	3%	9%		
福岡県	98	110	114	161	211	694	138.8		19	21	13	22	32	107	21.4		19%	19%	11%	14%	15%	15%		
佐賀県	18	14	29	26	39	126	25.2		0	0	0	0	1	1	0.2		0%	0%	0%	0%	3%	1%	☆	
長崎県	45	38	38	54	55	230	46.0		2	13	12	12	8	47	9.4		4%	34%	32%	22%	15%	20%	※	
熊本県	39	44	26	32	44	185	37.0		4	5	1	2	4	16	3.2		10%	11%	4%	6%	9%	9%		
大分県	27	41	38	35	67	208	41.6		8	3	3	0	3	17	3.4		30%	7%	8%	0%	4%	8%		
宮崎県	50	22	42	52	60	226	45.2		1	7	5	12	7	32	6.4		2%	32%	12%	23%	12%	14%		
鹿児島県	31	58	33	42	53	217	43.4		0	10	5	1	0	16	3.2		0%	17%	15%	2%	0%	7%		
沖縄県	45	41	35	52	94	267	53.4		4	5	4	3	8	24	4.8		9%	12%	11%	6%	9%	9%		
合計	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	18,556	3,711.2		192	248	327	352	518	1,637	327.4		7%	9%	10%	9%	9%	9%		

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「調査不要と判断した件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「調査不要と判断した件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

参考資料2 障害者虐待の経年比較

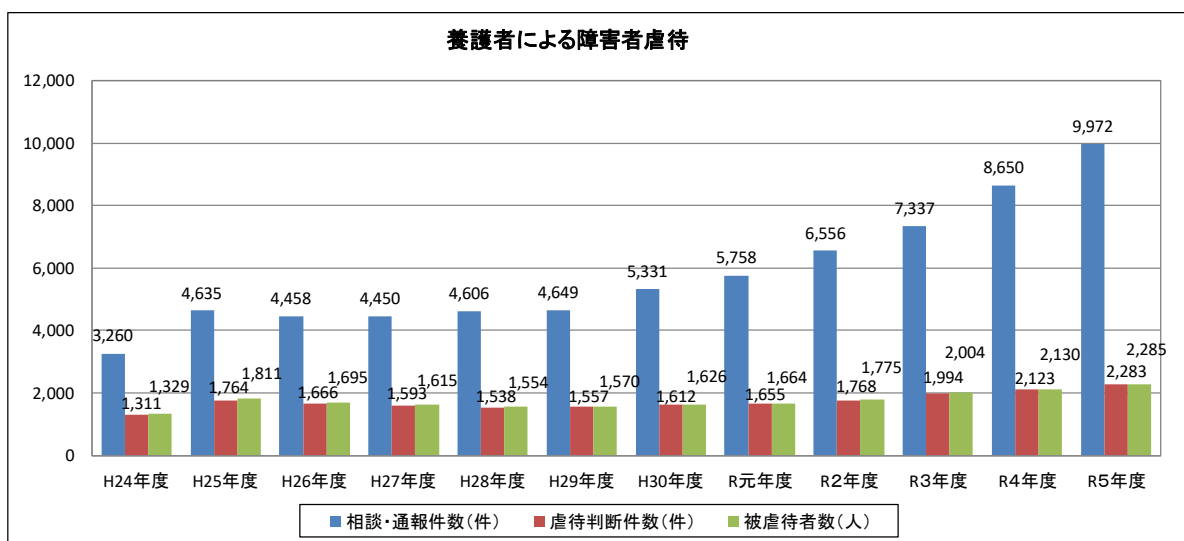
1. 養護者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数等の推移

養護者	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数 (件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数 (件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数 (人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285

相談通報件数 伸び		1,375	-177	-8	156	43	682	427	798	781	1,313	1,322
判断件数 伸び		453	-98	-73	-55	19	55	43	113	226	129	160
被虐待者数 伸び		482	-116	-80	-61	16	56	38	111	229	126	155

相談通報件数 伸び率		42.2%	-3.8%	-0.2%	3.5%	0.9%	14.7%	8.0%	13.9%	11.9%	17.9%	15.3%
判断件数 伸び率		34.6%	-5.6%	-4.4%	-3.5%	1.2%	3.5%	2.7%	6.8%	12.8%	6.5%	7.5%
被虐待者数 伸び率		36.3%	-6.4%	-4.7%	-3.8%	1.0%	3.6%	2.3%	6.7%	12.9%	6.3%	7.3%
判断率	40.2%	38.1%	37.4%	35.8%	33.4%	33.5%	30.2%	28.7%	27.0%	27.2%	24.5%	22.9%



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待判断件数の推移

	養護者虐待・相談・通報対応件数															養護者虐待：虐待判断件数													令和5年度、4年度の比較			
	平成(年度)															令和(年度)																
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	増減数	増減率	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	増減数	増減率				
北海道	110	213	270	356	328	281	296	349	483	422	446	577	131	29%	34	73	69	89	70	78	84	51	47	46	31	52	6	13%				
青森県	20	23	27	45	29	45	45	27	42	53	69	74	5	7%	6	6	5	13	9	10	20	7	14	19	19	24	5	26%				
岩手県	14	18	26	23	15	16	10	21	39	37	42	30	-12	-29%	6	8	11	11	4	6	2	4	10	9	7	7	-2	-22%				
宮城県	43	80	48	70	54	46	90	110	134	144	213	261	48	23%	19	30	27	32	25	18	28	53	66	57	85	83	26	46%				
秋田県	13	15	23	17	20	17	33	21	18	19	15	13	-2	-13%	8	9	12	14	5	11	9	8	3	13	10	5	-8	-62%				
山形県	23	31	34	26	26	22	34	21	30	38	38	35	-3	-8%	11	12	14	11	8	9	13	9	10	15	14	15	0	0%				
福島県	37	35	44	36	64	69	38	59	91	75	97	93	-4	-4%	20	18	25	25	27	29	16	29	42	38	40	40	2	5%				
茨城県	39	63	66	50	60	53	60	68	64	48	92	85	-7	-8%	9	21	31	13	19	16	12	21	22	9	32	36	27	300%				
栃木県	26	19	22	24	25	34	26	36	39	28	32	38	6	19%	10	10	5	13	11	16	11	15	20	13	16	14	1	8%				
群馬県	91	100	81	57	44	54	65	47	47	58	42	52	10	24%	14	24	18	13	9	14	15	12	14	10	8	11	1	10%				
埼玉県	128	152	165	186	187	179	240	265	328	510	637	826	189	30%	55	65	77	83	91	69	76	85	88	135	115	108	-27	-20%				
千葉県	137	250	184	197	220	282	273	288	300	338	404	475	71	18%	60	82	67	84	92	133	109	110	105	122	137	135	13	11%				
東京都	236	300	306	291	308	346	347	349	371	401	517	685	168	32%	93	110	110	102	101	106	84	117	119	136	156	188	52	38%				
神奈川県	236	347	258	182	196	165	175	221	197	420	751	823	72	10%	91	114	99	83	99	93	100	97	80	124	136	194	70	56%				
新潟県	86	80	59	83	74	100	122	143	153	204	344	434	90	26%	49	43	37	31	28	39	38	28	52	58	75	81	23	40%				
富山県	40	36	28	29	37	36	34	52	40	50	54	53	-1	-2%	15	10	7	9	14	13	8	18	19	11	17	23	12	109%				
石川県	35	44	59	43	50	41	40	59	102	91	138	116	-22	-16%	18	16	19	13	19	17	13	26	33	37	41	59	22	59%				
福井県	23	31	22	25	28	25	34	54	36	32	38	37	-1	-3%	2	14	7	11	9	7	14	16	7	9	18	9	0	0%				
山梨県	39	36	24	34	22	19	22	32	39	33	28	34	6	21%	14	14	7	11	9	6	5	11	12	7	13	9	2	29%				
長野県	61	78	58	56	72	79	90	94	104	72	68	112	44	65%	19	31	35	19	21	36	33	44	35	27	26	35	8	30%				
岐阜県	48	34	42	34	27	29	38	60	45	61	48	66	18	38%	10	17	13	7	10	6	12	15	10	17	15	14	-3	-18%				
静岡県	84	128	113	79	91	93	107	129	99	115	106	115	9	8%	32	55	47	32	29	34	54	55	33	51	49	47	-4	-8%				
愛知県	154	224	216	250	303	339	414	452	475	531	559	655	96	17%	87	129	102	117	113	147	181	119	147	169	160	205	36	21%				
三重県	51	82	72	74	57	53	63	58	65	70	61	40	-21	-34%	11	24	34	19	22	20	26	23	25	31	26	13	-18	-58%				
滋賀県	77	124	120	109	124	146	132	153	135	150	164	146	-18	-11%	37	51	56	48	69	72	71	65	67	89	78	70	-19	-21%				
京都府	65	72	72	43	53	61	67	82	140	159	183	189	6	3%	32	54	39	27	35	40	36	40	72	86	85	80	-6	-7%				
大阪府	429	722	770	865	908	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	283	18%	199	297	272	257	201	188	166	188	194	176	189	236	60	34%				
兵庫県	133	123	179	197	185	175	233	244	427	380	513	536	23	4%	48	34	47	52	48	55	83	72	101	86	120	88	2	2%				
奈良県	29	31	33	29	45	33	35	39	38	29	27	58	31	115%	20	12	12	14	16	16	10	13	16	10	11	15	5	50%				
和歌山県	18	33	34	18	28	31	32	31	40	67	62	54	-8	-13%	5	12	13	10	13	10	10	10	15	44	43	34	-10	-23%				

	養護者虐待：相談・通報対応件数														令和5年度、4年度の比較	
	平成(年度)							令和(年度)							令和(年度)	
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	増減数	増減率	増減数	増減率
鳥取県	23	33	28	20	22	21	32	30	26	28	22	25	3	14%	6	25%
島根県	36	32	38	32	26	34	34	25	40	30	24	30	6	25%	19	51%
岡山県	59	100	63	64	56	47	61	82	114	110	130	120	-10	-8%	23	31%
広島県	93	148	120	104	94	94	95	123	109	142	112	144	32	29%	33	37%
山口県	40	45	39	54	60	31	51	23	33	33	43	43	0	0%	15	16%
徳島県	24	26	29	36	33	8	20	12	20	28	27	35	8	30%	7	10%
香川県	22	38	38	35	45	65	79	48	35	52	42	53	11	26%	6	12%
愛媛県	31	43	72	56	62	46	49	32	21	32	45	40	-5	-11%	11	12%
高知県	27	24	30	34	30	22	21	26	20	29	34	39	5	15%	8	5%
福岡県	82	187	170	164	198	130	156	169	153	124	184	244	60	33%	36	60%
佐賀県	35	48	32	27	41	21	52	21	30	37	22	17	-5	-23%	5	13%
長崎県	46	44	37	33	35	28	35	50	49	44	48	63	15	31%	21	22%
熊本県	33	49	45	53	56	53	35	60	94	162	194	128	-66	-34%	16	13%
大分県	29	54	36	44	34	31	45	48	56	70	54	105	51	94%	11	12%
宮崎県	43	60	65	47	43	35	63	38	58	113	153	143	-10	-7%	8	21%
鹿児島県	47	53	71	37	21	31	18	43	70	101	77	67	-10	-13%	9	16%
沖縄県	65	127	90	82	70	74	81	123	103	113	93	123	30	32%	34	58%
合計	3,284	4,660	4,484	4,477	4,634	4,678	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	1,322	15%	1,335	1,789

増加(件数)		減少(件数)		
1	大阪府	283	1 熊本県	-66
2	埼玉県	189	2 石川県	-22
3	東京都	168	3 三重県	-21
4	北海道	131	4 滋賀県	-18
5	愛知県	96	5 岩手県	-12

増加(件数)	
1	神奈川県 70
1	大阪府 60
3	東京都 52
4	愛知県 36
5	茨城県 27

減少(件数)	
1	埼玉県 -27
2	滋賀県 -19
3	三重県 -18
4	熊本県 -17
5	佐賀県 -15

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移(複数回答)

養護者虐待 相談・通報・届出者 (複数回答)	件数												構成割合											
	平成(年度)							令和(年度)					平成(年度)							令和(年度)				
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
本人による届出	884	1,153	956	948	980	857	914	913	956	980	1,128	1,138	27.1%	24.9%	21.4%	21.3%	21.3%	18.4%	17.1%	15.9%	14.6%	13.4%	13.0%	11.4%
家族・親族	280	332	267	279	252	190	215	259	264	226	244	261	8.6%	7.2%	6.0%	6.3%	5.5%	4.1%	4.0%	4.5%	4.0%	3.1%	2.8%	2.6%
近隣住民・知人	173	246	174	140	144	121	140	134	133	156	129	159	5.3%	5.3%	3.9%	3.1%	3.1%	2.6%	2.6%	2.3%	2.0%	2.1%	1.5%	1.6%
民生委員	66	53	43	30	13	26	18	24	13	19	16	20	2.0%	1.1%	1.0%	0.7%	0.3%	0.6%	0.3%	0.4%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%
医療機関関係者	166	223	182	210	174	214	190	198	201	206	232	293	5.1%	4.8%	4.1%	4.7%	3.8%	4.6%	3.6%	3.4%	3.1%	2.8%	2.7%	2.9%
教職員	31	51	40	43	42	38	41	41	38	33	23	36	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者 等	894	1,280	1,330	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.4%	27.6%	29.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	654	709	767	821	843	835	902	918	1,048	-	-	-	14.7%	15.4%	16.5%	15.4%	14.6%	12.7%	12.3%	10.6%	10.5%
施設・事業所の職員	-	-	-	784	726	670	830	863	721	829	941	1,095	-	-	-	17.6%	15.8%	14.4%	15.6%	15.0%	11.0%	11.3%	10.9%	11.0%
虐待者自身	32	25	30	32	27	22	27	17	23	17	12	28	1.0%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.3%
警察	354	679	819	965	1,138	1,312	1,695	1,964	2,857	3,411	4,405	5,243	10.9%	14.6%	18.4%	21.7%	24.7%	28.2%	31.8%	34.1%	43.6%	46.5%	50.9%	52.8%
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	306	293	344	350	357	335	390	412	7.7%	7.2%	7.9%	7.9%	6.6%	6.3%	6.5%	6.1%	5.4%	4.6%	4.5%	4.1%
介護保険法に基づく居 宅サービス事業等従事 者等	-	-	121	132	116	134	110	103	87	113	128	126	-	-	2.7%	3.0%	2.5%	2.9%	2.1%	1.8%	1.3%	1.5%	1.5%	1.3%
成年後見人等	-	-	-	18	15	21	19	16	13	20	15	28	-	-	-	0.4%	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%
その他	212	315	230	178	216	216	186	232	232	258	228	311	6.5%	6.8%	5.2%	4.0%	4.7%	4.6%	3.5%	4.0%	3.5%	3.5%	2.6%	3.1%
不明	80	90	51	40	61	34	29	47	42	61	59	76	2.5%	1.9%	1.1%	0.9%	1.3%	0.7%	0.5%	0.8%	0.6%	0.8%	0.7%	0.8%
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	4,919	4,915	5,579	6,004	6,772	7,566	8,868	10,274	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談・通報件数	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

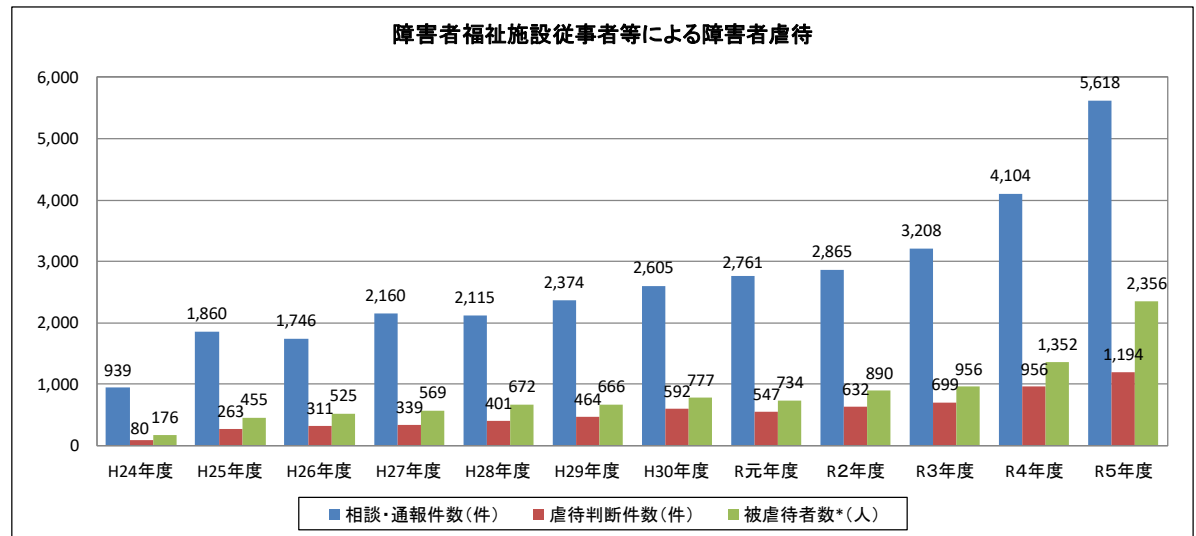
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 相談通報件数、虐待判断件数、被虐待者数等の推移

障害者福祉施設 従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数 (件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数 (件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数* (人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

相談通報件数 伸び		921	-114	414	-45	259	231	156	104	343	896	1,514
判断件数 伸び		183	48	28	62	63	128	-45	85	67	257	238
被虐待者数 伸び		279	70	44	103	-6	111	-43	156	66	396	1,004

相談通報件数 伸び率		98.1%	-6.1%	23.7%	-2.1%	12.2%	9.7%	6.0%	3.8%	12.0%	27.9%	36.9%
判断件数 伸び率		228.8%	18.3%	9.0%	18.3%	15.7%	27.6%	-7.6%	15.5%	10.6%	36.8%	24.9%
被虐待者数 伸び率		158.5%	15.4%	8.4%	18.1%	-0.9%	16.7%	-5.5%	21.3%	7.4%	41.4%	74.3%
判断率	8.5%	14.1%	17.8%	15.7%	19.0%	19.5%	22.7%	19.8%	22.1%	21.8%	23.3%	21.3%



*被虐待者が特定できなかった事例を除く

(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待判断件数の推移

	障害者福祉施設従事者等虐待：相談・通報対応件数													令和5年度、4年度の比較		
	平成(年度)													増減数		
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	増減数	増減率	増減率	増減率
令和5年度、4年度の比較	令和(年度)													増減数		
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	増減数	増減率	増減率	増減率
北海道	39	80	71	121	122	128	111	119	108	136	177	203	26	15%	-1%	-3%
青森県	17	23	23	25	28	24	26	22	33	26	36	34	-2	-8%	6	67%
岩手県	4	14	4	17	10	8	10	7	6	9	13	19	6	46%	2	-
宮城県	12	19	35	33	23	26	27	70	56	58	67	96	29	43%	9	129%
秋田県	5	4	11	13	8	4	6	22	27	17	20	18	-2	-10%	0	0%
山形県	7	7	12	12	11	7	7	14	13	20	15	32	17	113%	4	300%
福島県	3	6	13	17	17	15	14	17	17	22	36	48	12	33%	8	80%
茨城県	13	15	22	24	21	34	22	26	34	55	77	84	7	9%	0	0%
栃木県	9	11	7	21	24	21	20	38	40	29	44	58	14	32%	3	25%
群馬県	15	14	33	45	26	42	49	57	53	68	112	88	-24	-21%	-7	-32%
埼玉県	23	34	49	47	100	127	129	118	123	171	200	249	49	25%	10	28%
千葉県	37	104	77	83	132	159	161	152	134	161	225	320	95	42%	27	60%
東京都	85	169	197	221	170	227	271	276	307	329	428	728	300	70%	14	16%
神奈川県	103	388	201	158	103	113	121	133	171	160	352	419	67	19%	101	31%
新潟県	7	10	5	15	17	16	22	33	28	40	48	36	-12	-25%	11	-8%
富山県	2	2	10	5	12	18	24	16	18	21	18	22	4	22%	5	67%
石川県	8	16	20	36	21	39	25	31	17	15	38	41	3	8%	13	18%
福井県	12	24	8	24	25	21	22	24	28	29	34	58	24	71%	20	54%
山梨県	7	18	11	23	22	12	17	20	31	17	28	38	10	36%	7	-13%
長野県	25	32	37	32	54	61	59	65	52	62	60	118	58	97%	23	53%
岐阜県	8	10	21	24	28	33	42	35	30	36	37	75	38	103%	11	22%
静岡県	19	38	32	27	44	39	46	59	60	58	75	111	36	48%	32	14%
愛知県	31	79	75	99	105	107	157	153	200	291	360	519	159	44%	45	63%
三重県	19	33	27	44	40	41	79	70	52	64	70	99	29	41%	11	100%
滋賀県	23	17	35	69	49	46	59	83	61	86	89	107	18	20%	20	-44%
京都府	18	26	23	34	41	61	61	34	57	45	67	110	43	64%	27	23%
大阪府	89	152	147	221	240	267	274	309	322	331	331	452	121	37%	117	63%
兵庫県	44	63	93	101	104	113	133	121	126	145	174	251	77	44%	59	37%
奈良県	9	12	14	21	26	22	34	39	26	36	32	62	30	94%	8	114%
和歌山県	11	9	22	19	12	6	15	12	22	17	31	35	4	13%	4	-43%

	障害者福祉施設従事者等虐待：相談・通報対応件数												令和5年度、4年度の比較		障害者福祉施設従事者等虐待：認定件数												令和5年度、4年度の比較	
	平成(年度)						令和(年度)						増減数	増減率	平成(年度)						令和(年度)						増減数	増減率
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5			24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5		
鳥取県	10	11	21	26	18	23	18	32	27	17	16	21	5	31%	1	4	2	4	3	4	2	2	5	3	2	5	3	150%
島根県	9	20	21	23	8	14	18	18	27	14	24	28	4	17%	1	5	9	6	3	4	8	3	7	5	6	6	0	0%
岡山県	20	39	25	34	28	26	34	30	42	65	81	118	37	46%	3	4	5	5	7	5	5	2	3	11	28	27	-1	-4%
広島県	29	57	37	51	50	34	36	39	30	66	79	105	26	33%	1	10	9	7	13	8	5	4	6	15	19	20	1	5%
山口県	9	23	10	28	33	37	37	27	31	41	31	41	10	32%	0	4	1	3	8	4	6	4	7	10	6	8	2	33%
徳島県	11	17	28	13	12	21	8	15	17	24	33	30	-3	-9%	0	0	5	0	0	4	2	3	8	7	11	4	-7	-64%
香川県	7	17	22	9	19	34	37	46	46	41	46	55	9	20%	0	1	1	5	5	6	6	1	4	3	8	9	1	13%
愛媛県	10	21	9	15	9	20	16	16	14	15	26	32	6	23%	0	3	1	3	3	5	5	3	2	5	3	6	3	100%
高知県	8	9	7	20	33	18	24	10	11	16	20	35	15	75%	0	3	1	13	7	5	7	1	1	1	7	16	9	129%
福岡県	32	60	73	90	78	102	79	98	110	114	161	211	50	31%	1	4	7	6	8	14	17	14	15	16	28	23	-5	-18%
佐賀県	12	21	15	26	17	17	21	18	14	29	26	39	13	50%	1	4	5	1	2	1	6	2	2	6	15	14	-1	-7%
長崎県	21	21	38	36	29	36	48	45	38	38	54	55	1	2%	0	6	14	5	5	8	16	18	11	6	16	11	-5	-31%
熊本県	14	29	24	39	27	41	48	39	44	26	32	44	12	38%	2	7	5	7	6	12	12	7	12	8	11	12	1	9%
大分県	11	16	14	40	39	26	38	27	41	38	35	67	32	91%	1	0	1	2	5	1	5	3	4	9	8	9	1	13%
宮崎県	12	15	15	26	23	25	41	50	22	42	52	60	8	15%	2	5	10	5	10	5	6	27	2	11	19	17	-2	-11%
鹿児島県	11	32	28	32	34	26	31	31	58	33	42	53	11	26%	2	7	1	4	5	6	4	7	11	11	9	8	-1	-11%
沖縄県	9	23	24	21	23	37	28	45	41	35	52	94	42	81%	0	4	8	2	6	3	8	14	4	10	18	25	7	39%
合計	963	1,885	1,772	2,187	2,143	2,403	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	1,514	37%	104	288	337	366	429	493	592	547	632	702	956	1,194	238	25%

増加(件数)		減少(件数)	
1	東京都 300	1	群馬県 -24
2	愛知県 159	2	新潟県 -12
3	大阪府 121	3	徳島県 -3
4	千葉県 95	4	青森県 -2
5	兵庫県 77	4	秋田県 -2

増加(件数)	
1	愛知県 45
1	大阪府 45
3	千葉県 27
3	神奈川県 24
5	兵庫県 16

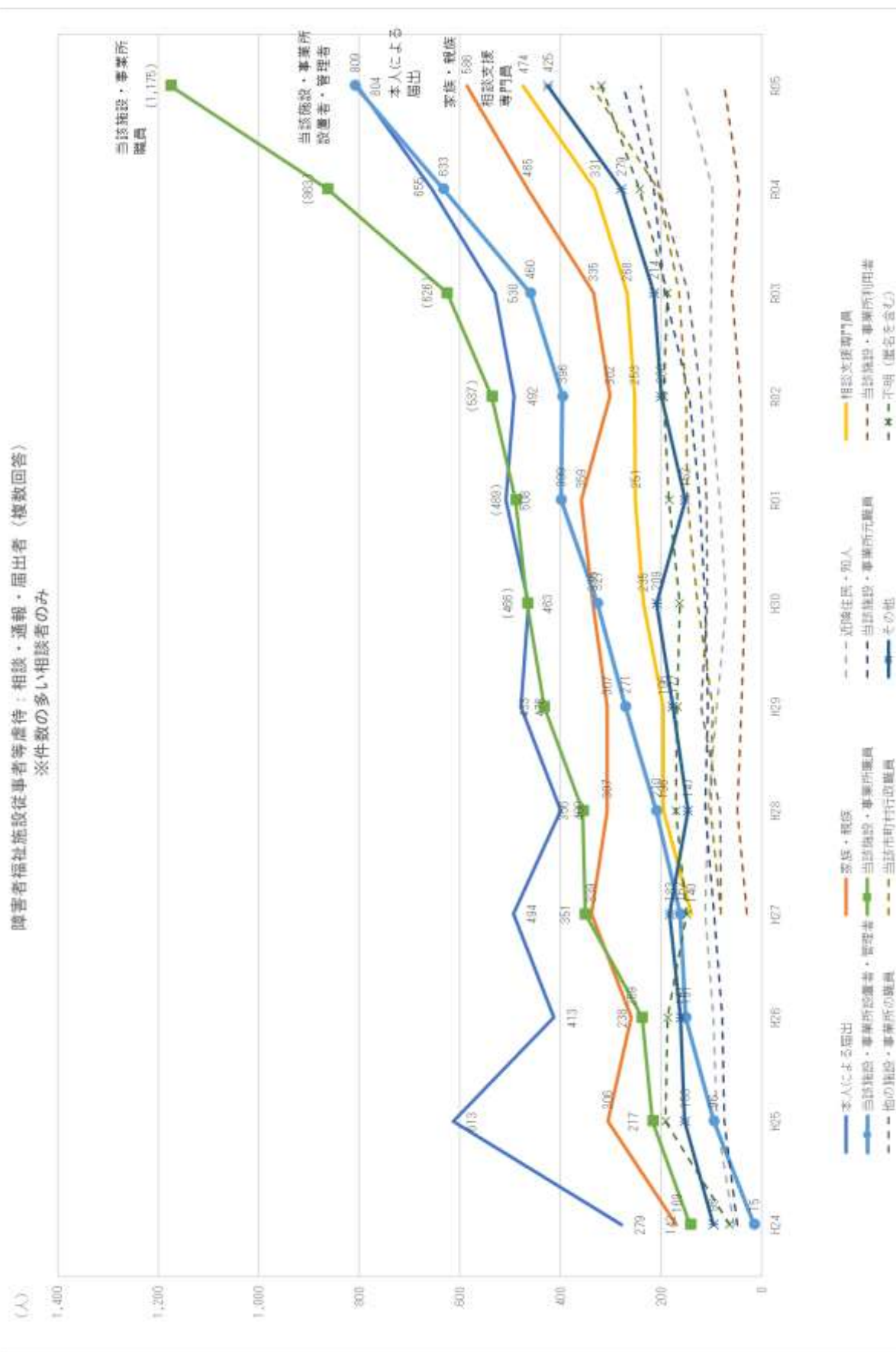
減少(件数)	
1	滋賀県 -16
2	群馬県 -7
2	徳島県 -7
4	福岡県 -5
4	長崎県 -5

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移(複数回答)

障害者施設従事者等虐待 相談・通報・届出者 (複数回答)	件数												構成割合											
	平成(年度)							令和(年度)					平成(年度)							令和(年度)				
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
本人による届出	279	613	413	494	400	478	463	508	492	530	655	804	29.7%	33.0%	23.7%	22.9%	18.9%	20.1%	17.8%	18.4%	17.2%	16.5%	16.0%	14.3%
家族・親族	169	306	259	339	307	307	336	359	302	335	465	586	18.0%	16.5%	14.8%	15.7%	14.5%	12.9%	12.9%	13.0%	10.5%	10.4%	11.3%	10.4%
近隣住民・知人	55	90	96	113	107	90	70	84	103	100	98	152	5.9%	4.8%	5.5%	5.2%	5.1%	3.8%	2.7%	3.0%	3.6%	3.1%	2.4%	2.7%
民生委員	2	1	2	4	1	0	1	1	1	2	3	2	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
医療機関関係者	8	18	16	25	16	28	33	34	41	54	43	79	0.9%	1.0%	0.9%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.7%	1.0%	1.4%
教職員	2	4	3	10	6	4	9	9	8	9	20	25	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.5%	0.4%
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者等	106	156	203	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11.3%	8.4%	11.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	140	196	196	235	251	253	268	331	474	-	-	-	6.5%	9.3%	8.3%	9.0%	9.1%	8.8%	8.4%	8.1%	8.4%
当該施設・事業所 設置者・管理者	15	96	151	162	210	271	327	399	396	460	633	809	1.6%	5.2%	8.6%	7.5%	9.9%	11.4%	12.6%	14.5%	13.8%	14.3%	15.4%	14.4%
当該施設・事業所職員	142	217	238	351	356	433	(466)	(489)	(537)	(626)	(863)	(1175)	15.1%	11.7%	13.6%	16.3%	16.8%	18.2%	17.9%	17.7%	18.7%	19.5%	21.0%	20.9%
当該施設・事業所 サービス管理責任者	-	-	-	-	-	-	86	89	105	130	157	198	-	-	-	-	-	-	-	3.2%	3.7%	4.1%	3.8%	3.5%
当該施設・事業所 サービス提供責任者	-	-	-	-	-	-	21	7	8	7	11	11	-	-	-	-	-	-	-	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%
当該施設・事業所 児童発達支援管理責任者	-	-	-	-	-	-	15	2	10	9	20	12	-	-	-	-	-	-	-	0.1%	0.3%	0.3%	0.5%	0.2%
当該施設・事業所 その他の職員	-	-	-	-	-	-	344	391	414	480	675	954	-	-	-	-	-	-	-	14.2%	14.5%	15.0%	16.4%	17.0%
当該施設・事業所元職員	48	75	79	95	113	107	112	124	144	193	214	276	5.1%	4.0%	4.5%	4.4%	5.3%	4.5%	4.3%	4.5%	5.0%	6.0%	5.2%	4.9%
当該施設・事業所利用者	-	-	-	30	48	41	34	36	42	59	44	75	-	-	-	1.4%	2.3%	1.7%	1.3%	1.3%	1.5%	1.8%	1.1%	1.3%
当該施設・事業所で受け 入れをしている実習生	-	-	-	3	9	3	1	3	1	1	3	6	-	-	-	0.1%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
他の施設・事業所の職員	-	-	-	81	82	120	108	110	120	147	204	240	-	-	-	3.8%	3.9%	5.1%	4.1%	4.0%	4.2%	4.6%	5.0%	4.3%
当該市町村行政職員	-	-	-	81	102	98	128	148	150	164	206	338	-	-	-	3.8%	4.8%	4.1%	4.9%	5.4%	5.2%	5.1%	5.0%	6.0%
警察	21	17	19	25	17	46	29	35	32	44	53	70	2.2%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.9%	1.1%	1.3%	1.1%	1.4%	1.3%	1.2%
運営適正化委員会	6	9	12	8	8	6	5	6	6	3	10	8	0.6%	0.5%	0.7%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%
居宅サービス事業等従 事者等	-	-	3	10	4	4	6	4	6	7	6	9	-	-	0.2%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%
成年後見人等	-	-	-	8	6	9	9	11	14	11	13	18	-	-	-	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%
その他	96	153	161	183	147	177	209	152	200	214	279	425	10.2%	8.2%	9.2%	8.5%	7.0%	7.5%	8.0%	5.5%	7.0%	6.7%	6.8%	7.6%
不明(匿名を含む)	64	191	187	149	171	168	163	184	195	188	243	319	6.8%	10.3%	10.7%	6.9%	8.1%	7.1%	6.3%	6.7%	6.8%	5.9%	5.9%	5.7%
合計	1,013	1,946	1,842	2,311	2,306	2,586	2,744	2,947	3,043	3,415	4,386	5,890	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談・通報件数	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

障害者福祉施設従事者等虐待：相談・通報・届出者（複数回答）
※件数の多い相談者のみ

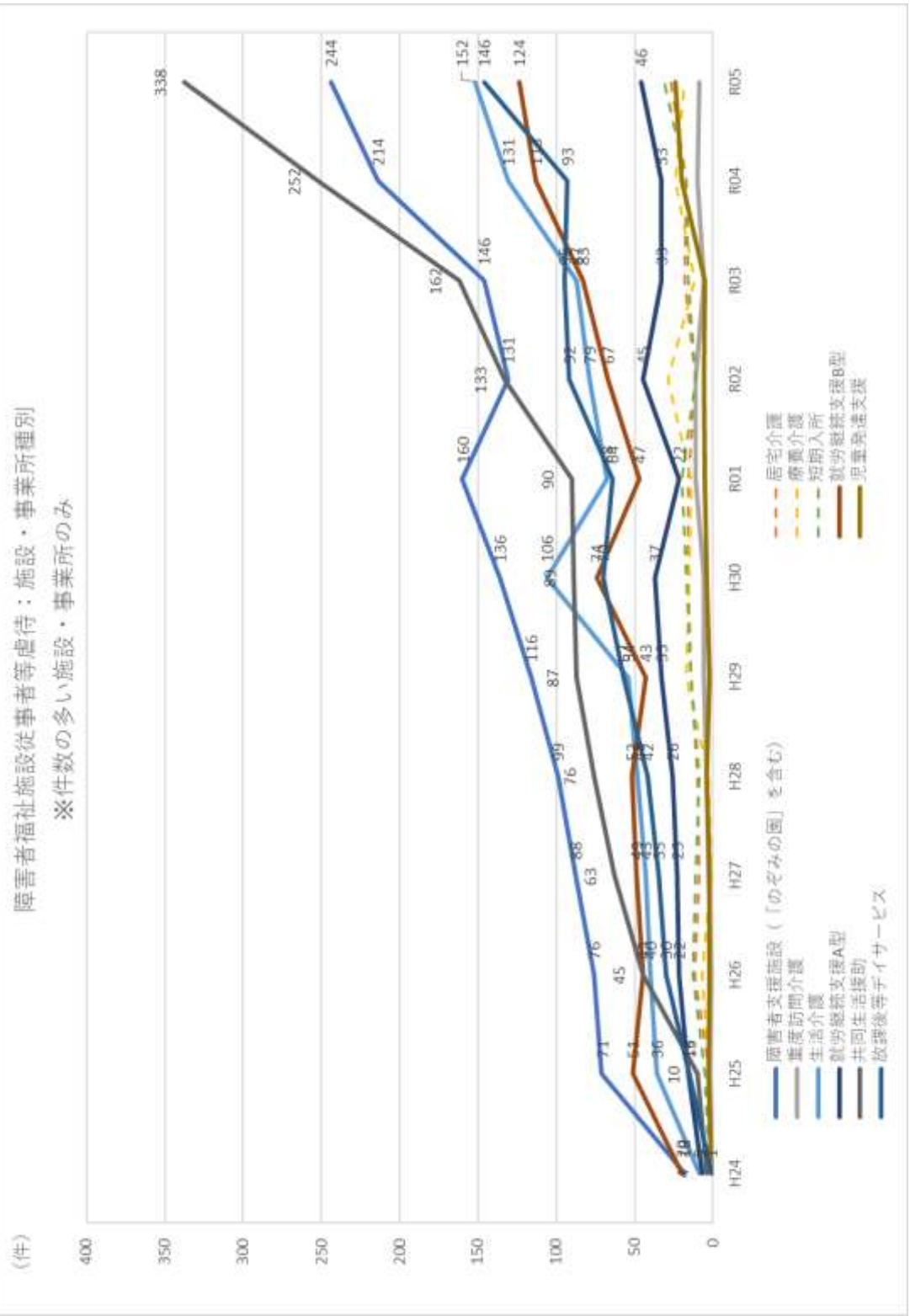


(4) 施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待判断件数の推移

障害者福祉施設従事者 等虐待 事業所種別	件数														構成割合													
	平成(年度)							令和(年度)							差 R5- R4	平成(年度)							令和(年度)					差 R5- R4
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	24	25		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5			
障害者支援施設 (「のぞみの園」を含む)	18	71	76	88	99	116	136	160	131	146	214	244	30	23%	27%	24%	26%	25%	23%	29%	21%	21%	31%	35%	4.3%			
居宅介護	1	2	12	9	10	14	16	16	11	18	17	27	10	1%	1%	4%	3%	2%	3%	3%	2%	3%	2%	4%	1.4%			
重度訪問介護	0	2	1	3	4	6	6	11	11	6	10	9	-1	0%	1%	0%	1%	1%	1%	2%	2%	1%	1%	1%	-0.1%			
同行援護	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	1	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.1%			
行動援護	0	1	0	0	1	0	1	2	3	4	3	2	-1	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	-0.1%			
療養介護	2	2	7	1	3	17	15	14	29	12	24	18	-6	3%	1%	2%	0%	1%	4%	3%	5%	2%	3%	3%	-0.9%			
生活介護	9	36	40	43	48	54	106	68	79	87	131	152	21	11%	14%	13%	13%	12%	12%	18%	12%	13%	12%	19%	22%	3.0%		
短期入所	2	5	13	11	9	14	17	20	11	16	17	31	14	3%	2%	4%	3%	2%	3%	3%	4%	2%	2%	2%	4%	2.0%		
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%		
自立訓練	0	1	3	1	2	4	2	1	1	4	5	7	2	0%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0.3%		
就労移行支援	1	4	4	5	7	7	4	5	3	7	7	9	2	1%	2%	1%	1%	2%	2%	1%	1%	0%	1%	1%	1%	0.3%		
就労継続支援A型	7	16	22	23	26	33	37	22	45	33	33	46	13	9%	6%	7%	7%	6%	7%	6%	4%	7%	5%	5%	7%	1.9%		
就労継続支援B型	20	51	45	49	52	43	74	47	67	83	113	124	11	25%	19%	14%	14%	13%	9%	13%	9%	11%	12%	16%	18%	1.6%		
自立生活援助事業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%		
就労定着支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%		
共同生活介護	10	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13%	13%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
共同生活援助	4	10	45	63	76	87	89	90	133	162	252	338	86	5%	4%	14%	19%	19%	19%	15%	16%	21%	23%	36%	48%	12.3%		
一般相談支援事業及び 特定相談支援事業	0	0	1	1	2	0	2	5	2	5	5	6	1	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	0.1%		
移動支援事業	0	3	3	2	8	3	4	8	6	6	4	5	1	0%	1%	1%	1%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0.1%		
地域活動支援センターを 経営する事業	3	6	6	2	6	7	7	5	1	6	7	3	-4	4%	2%	2%	1%	1%	2%	1%	1%	0%	1%	1%	0%	-0.6%		
福祉ホームを経営する事 業	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%		
児童発達支援	1	3	2	2	4	2	4	5	6	5	20	24	4	1%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	1%	1%	3%	3%	0.6%			
医療型児童発達支援	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%		
放課後等デイサービス	1	15	30	35	42	57	70	64	92	95	93	146	53	1%	6%	10%	10%	10%	12%	12%	12%	15%	14%	13%	21%	7.6%		
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.1%		
児童相談支援事業(障害 児相談支援事業)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%		
合計(＝虐待判断件数)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	238	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、虐待判断件数に対するもの。

障害者福祉施設従事者等虐待：施設・事業所種別
※件数の多い施設・事業所のみ



(5) 職種別にみた虐待者数の推移

障害者福祉施設 従事者等虐待 虐待者の職種	件数													構成割合													
	平成(年度)							令和(年度)						差 R5- R4	平成(年度)							令和(年度)					差 R5- R4
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	24		25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5		
サービス管理責任者	10	19	27	24	27	28	31	48	42	52	71	91	20	11%	6%	8%	6%	6%	5%	5%	7%	6%	7%	6%	7%	0.3%	
管理者	11	31	36	45	35	50	60	47	70	72	87	146	59	13%	10%	10%	11%	8%	10%	9%	7%	10%	9%	8%	11%	2.9%	
設置者・経営者	9	20	17	17	13	23	26	27	37	31	37	56	19	10%	6%	5%	4%	3%	4%	4%	4%	5%	4%	3%	4%	0.8%	
医師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%	
看護職員	6	1	5	6	11	22	20	18	17	19	31	29	-2	7%	0%	1%	1%	2%	4%	3%	3%	2%	2%	3%	2%	-0.7%	
生活支援員	27	142	164	183	183	229	268	275	275	287	488	562	74	31%	44%	46%	45%	40%	44%	42%	42%	38%	37%	44%	42%	-2.7%	
理学療法士	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	2	3	1	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%	
作業療法士	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%	
言語聴覚士	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.1%	
職業指導員	3	16	17	15	15	20	19	19	26	23	35	36	1	3%	5%	5%	4%	3%	4%	3%	3%	4%	3%	3%	3%	-0.5%	
就労支援員	1	2	3	6	4	5	6	2	14	15	14	13	-1	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	2%	2%	1%	1%	-0.3%	
地域生活支援員 (自立生活援助)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	3	0	-3	-	-	-	-	-	-	-	0%	0%	0%	0%	0%	0	
就労定着支援員 (就労定着支援)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	1	1	-	-	-	-	-	-	-	0%	0%	0%	0%	0%	0	
サービス提供責任者	0	2	0	2	5	4	5	6	3	5	0	4	4	0%	1%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0.3%	
世話人	4	16	19	31	30	23	45	50	68	81	109	136	27	5%	5%	5%	8%	7%	4%	7%	8%	9%	10%	10%	10%	0.2%	
機能訓練指導員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.2%	
相談支援専門員	0	0	0	3	2	0	2	8	1	5	4	8	4	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	1%	0.2%	
介護福祉士	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域移行支援員	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	-1	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-0.1%	
指導員	4	7	10	28	34	22	28	20	16	28	18	22	4	5%	2%	3%	7%	7%	4%	4%	3%	2%	4%	2%	2%	0.0%	
保育士	0	1	4	2	5	1	8	5	12	3	13	16	3	0%	0%	1%	0%	1%	0%	1%	1%	2%	0%	1%	1%	0.0%	
児童発達支援管理責任者	0	3	1	8	6	9	9	15	17	11	24	31	7	0%	1%	0%	2%	1%	2%	1%	2%	2%	1%	2%	2%	0.1%	
機能訓練担当職員	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%	
児童指導員	0	3	2	1	3	18	22	24	32	40	42	57	15	0%	1%	1%	0%	1%	3%	3%	4%	4%	5%	4%	4%	0.4%	
栄養士	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%	
調理員	0	1	0	0	0	1	1	2	1	1	0	0	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.0%	
訪問支援員	0	3	0	4	1	1	1	4	2	4	2	2	0	-	-	-	1%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0.0%	
居宅介護従業者	1	0	5	4	7	11	10	9	3	9	13	25	12	1%	0%	1%	1%	2%	2%	2%	1%	0%	1%	1%	2%	0.7%	
重度訪問介護従業者	0	2	0	2	3	4	3	6	9	2	5	3	-2	0%	1%	0%	0%	1%	1%	0%	1%	1%	0%	0%	0%	-0.2%	
行動援護従業者	0	1	0	1	7	0	0	2	4	3	2	0	-2	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	-0.2%	
同行援護従業者	-	-	-	0	2	0	0	0	0	0	3	0	-3	-	-	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-0.3%	
その他従事者	11	53	46	25	52	37	65	59	61	66	78	82	4	13%	16%	13%	6%	11%	7%	10%	9%	8%	9%	7%	6%	-1.0%	
不明	-	-	-	3	11	10	5	5	9	12	13	15	2	-	-	-	1%	2%	2%	1%	1%	1%	2%	1%	1%	-0.1%	
合計	87	325	358	411	456	518	634	654	720	772	1,098	1,345	247	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※構成割合は、合計(虐待者が特定された人数)に対するもの。

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

①市区町村による指導等の実施状況（経年比較）

		平成(年度)							令和(年度)					差 R5-R4
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	38	142	187	231	283	292	389	324	397	450	649	809	160
	改善計画の提出依頼	21	100	127	156	179	228	309	271	362	423	569	755	186
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	28	65	67	126	134	116	175	161	195	219	313	352	39

②障害者総合支援等の規定による権限行使等（経年比較）

		平成(年度)							令和(年度)					差 R5-R4
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	
障害者総合支援法 又は児童福祉法による 権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	56	151	188	180	184	186	191	182	125	172	279	358	79
	改善勧告	10	25	33	60	45	37	38	31	38	38	102	79	-23
	公表	0	0	0	2	1	2	1	1	5	0	6	0	-6
	改善命令	0	0	6	0	1	0	1	2	4	1	5	7	2
	指定の効力の全部・一部停止	0	4	8	4	3	5	8	11	8	11	6	32	26
	指定取消	0	0	0	3	7	1	3	3	5	1	11	13	2
	合計	66	180	235	249	241	231	242	230	185	223	409	489	80
都道府県・指定・中核市等による指導	一般指導	52	162	163	211	190	189	266	253	200	225	357	402	45

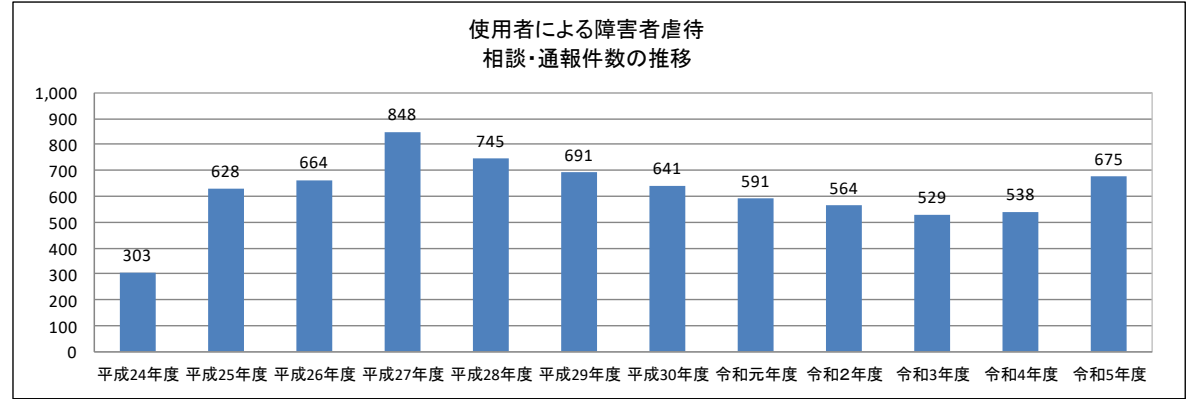
③当該施設等における改善措置の取組状況（経年比較、複数回答）

		平成(年度)							令和(年度)					差 R5-R4
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	
当該施設等における改善措置	施設・事業所等からの改善計画の提出	54	216	250	319	286	359	469	433	482	585	783	1,071	288
	勧告・命令等への対応	7	31	46	48	46	21	29	36	28	46	83	40	-43

3. 使用者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数の推移

使用者虐待	平成(年度)							令和(年度)				
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
相談・通報件数 (件)	303	628	664	848	745	691	641	591	564	529	538	675



(2) 相談・通報・届出者の経年比較 (複数回答)

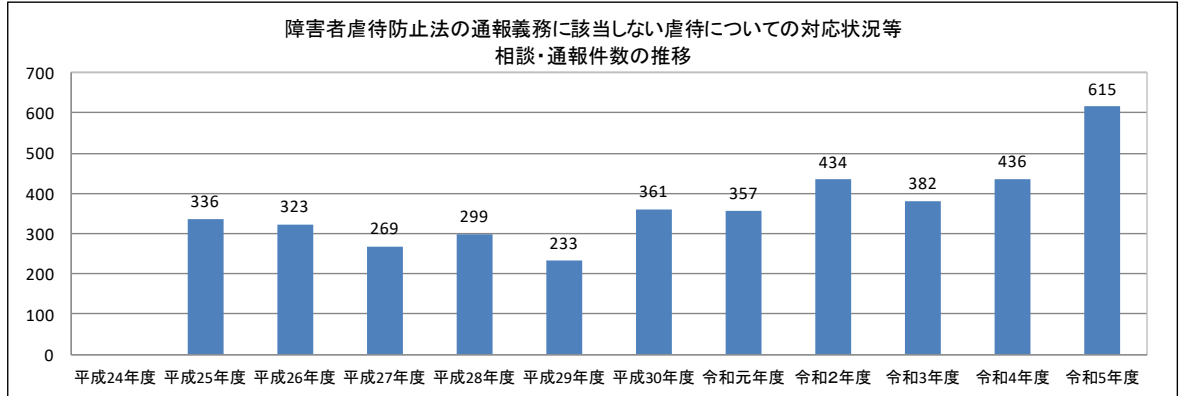
	件数													差 R05- R04	構成割合													差 R05- R04
	平成(年度)							令和(年度)							平成(年度)							令和(年度)						
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	24		25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5			
本人による届出	145	302	232	305	263	273	260	263	258	245	242	277	35	47.9%	48.1%	34.9%	36.0%	35.4%	39.5%	40.6%	44.5%	45.7%	46.3%	45.0%	41.0%	-3.9%		
家族・親族	48	83	89	89	75	77	63	53	50	61	59	79	20	15.8%	13.2%	13.4%	10.5%	10.1%	11.1%	9.8%	9.0%	8.9%	11.5%	11.0%	11.7%	0.7%		
近隣住民・知人	31	22	22	20	18	23	18	17	18	12	13	15	2	10.2%	3.5%	3.3%	2.4%	2.4%	3.3%	2.8%	2.9%	3.2%	2.3%	2.4%	2.2%	-0.2%		
民生委員	2	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0.7%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
医療機関関係者	3	2	4	3	3	5	5	6	4	6	4	9	5	1.0%	0.3%	0.6%	0.4%	0.4%	0.7%	0.8%	1.0%	0.7%	1.1%	0.7%	1.3%	0.6%		
教職員	1	6	3	1	2	1	0	2	0	0	0	3	3	0.3%	1.0%	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%		
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	36	63	77	77	59	92	68	61	92	72	77	133	56	11.9%	10.0%	11.6%	9.1%	7.9%	13.3%	10.6%	10.3%	16.3%	13.6%	14.3%	19.7%	5.4%		
就業・生活支援センター	-	-	-	-	16	15	10	18	12	15	12	10	-2	-	-	-	-	2.2%	2.2%	1.6%	3.0%	2.1%	2.8%	2.2%	1.5%	-0.7%		
職場の同僚	20	24	18	32	35	25	19	19	26	19	22	27	5	6.6%	3.8%	2.7%	3.8%	4.7%	3.6%	3.0%	3.2%	4.6%	3.6%	4.1%	4.0%	-0.1%		
当該事業所管理者	2	2	7	6	7	4	5	5	5	9	8	14	6	0.7%	0.3%	1.1%	0.7%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	1.7%	1.5%	2.1%	0.6%		
警察	4	5	3	11	3	10	4	2	5	5	6	7	1	1.3%	0.8%	0.5%	1.3%	0.4%	1.4%	0.6%	0.3%	0.9%	0.9%	1.1%	1.0%	-0.1%		
当該市区町村行政職員	7	14	14	28	18	19	24	39	29	34	16	21	5	2.3%	2.2%	4.5%	3.3%	2.4%	2.7%	3.7%	6.6%	5.1%	6.4%	3.0%	3.1%	0.1%		
居宅サービス事業等従事者等	-	-	1	2	0	0	1	0	0	1	0	2	2	-	-	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.3%	0.3%		
その他	39	129	199	290	253	149	174	141	88	57	74	68	-6	12.9%	20.5%	64.0%	34.2%	34.1%	21.6%	27.1%	23.9%	15.6%	10.8%	13.8%	10.1%	-3.7%		
不明	23	24	22	24	36	20	9	20	43	19	32	23	-9	7.6%	3.8%	7.1%	2.8%	4.8%	2.9%	1.4%	3.4%	7.6%	3.6%	5.9%	3.4%	-2.5%		
合計	361	677	692	889	788	713	660	647	630	555	565	688	123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
相談・通報件数	303	628	664	848	745	691	641	591	564	529	538	675	137	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数の推移

障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	平成(年度)							令和(年度)				
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
相談・通報件数(件)	-	336	323	269	299	233	361	357	434	382	436	615



(2) 該当機関別にみた相談・通報件数の推移

	件数													構成割合												
	平成(年度)							令和(年度)					差 R05- R04	平成(年度)							令和(年度)					差 R05- R04
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	
学校	-	40	30	19	26	24	32	28	31	26	30	32	4	-	11.9%	9.3%	7.1%	8.7%	10.3%	8.9%	7.8%	7.1%	6.8%	6.9%	5.2%	-1.7%
保育所等	-	8	2	1	6	1	4	3	2	1	5	2	4	-	2.4%	0.6%	0.4%	2.0%	0.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	1.1%	0.3%	-0.8%
医療機関	-	88	80	80	65	68	68	65	97	80	89	135	9	-	26.2%	24.8%	29.7%	21.7%	29.2%	18.8%	18.2%	22.4%	20.9%	20.4%	22.0%	1.5%
官公署	-	37	40	36	20	32	81	67	68	72	70	106	-2	-	11.0%	12.4%	13.4%	6.7%	13.7%	22.4%	18.8%	15.7%	18.8%	16.1%	17.2%	1.2%
その他	-	145	152	114	145	99	162	169	205	177	199	268	22	-	43.2%	47.1%	42.4%	48.5%	42.5%	44.9%	47.3%	47.2%	46.3%	45.6%	43.6%	-2.1%
不明	-	18	19	19	37	9	14	25	31	26	43	72	17	-	5.4%	5.9%	7.1%	12.4%	3.9%	3.9%	7.0%	7.1%	6.8%	9.9%	11.7%	1.8%
合計	-	336	323	269	299	233	361	357	434	382	436	615	54	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

5. 体制整備状況

(1) 市区町村

【障害者虐待防止センターの設置状況】

			平成(年度)							令和(年度)					差 R05- R04
			24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市町村数	1,443	1,375	1,370	1,362	1,360	1,356	1,348	1,344	1,345	1,340	1,346	1,339	-7
		構成割合	83.0%	79.1%	78.9%	78.4%	78.3%	78.1%	77.6%	77.4%	77.4%	77.1%	77.5%	77.1%	-0.4%
	委託のみ	市町村数	113	146	154	163	170	169	178	181	196	193	192	198	6
		構成割合	6.5%	8.4%	8.9%	9.4%	9.8%	9.7%	10.2%	10.4%	11.3%	11.1%	11.1%	11.4%	0.3%
	直営と委託の両方	市町村数	182	217	213	212	207	211	211	212	196	204	199	200	1
		構成割合	10.5%	12.5%	12.2%	12.2%	11.9%	12.1%	12.1%	12.2%	11.3%	11.7%	11.5%	11.5%	0.1%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。

【市区町村における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

			平成(年度)							令和(年度)					差 R05- R04
			24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知		市町村数	1,509	1,326	1,441	1,434	1,422	1,397	1,399	1,404	1,387	1,370	1,324	1,314	-10
		構成割合	86.8%	76.3%	83.0%	82.6%	81.9%	80.4%	80.5%	80.8%	79.9%	78.9%	76.2%	75.6%	-0.6%
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保		市町村数	493	552	592	576	595	1,214	1,262	1,309	1,319	1,353	1,337	1,416	79
		構成割合	28.4%	31.8%	34.1%	33.2%	34.3%	69.9%	72.7%	75.4%	75.9%	77.9%	77.0%	81.5%	4.5%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修		市町村数	1,250	1,235	1,256	1,253	1,260	1,238	1,258	1,226	1,153	1,162	1,126	1,125	-1
		構成割合	71.9%	71.1%	72.3%	72.1%	72.5%	71.3%	72.4%	70.6%	66.4%	66.9%	64.8%	64.8%	-0.1%
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動		市町村数	1,118	986	898	895	875	814	781	769	744	729	660	630	-30
		構成割合	64.3%	56.7%	51.7%	51.5%	50.4%	46.9%	45.0%	44.3%	42.8%	42.0%	38.0%	36.3%	-1.7%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知		市町村数	980	952	937	948	952	879	883	886	861	865	808	810	2
		構成割合	56.4%	54.8%	53.9%	54.6%	54.8%	50.6%	50.8%	51.0%	49.6%	49.8%	46.5%	46.6%	0.1%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営		市町村数	—	524	568	629	657	639	626	639	661	667	639	636	-3
		構成割合	—	30.1%	32.7%	36.2%	37.8%	36.8%	36.0%	36.8%	38.1%	38.4%	36.8%	36.6%	-0.2%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組		市町村数	770	833	879	918	962	981	981	994	1,018	1,001	1,018	1,046	28
		構成割合	44.3%	47.9%	50.6%	52.8%	55.4%	56.5%	56.5%	57.2%	58.6%	57.6%	58.6%	60.2%	1.6%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化		市町村数	751	830	879	905	922	923	947	991	1,032	1,052	1,040	1,101	61
		構成割合	43.2%	47.8%	50.6%	52.1%	53.1%	53.1%	54.5%	57.1%	59.4%	60.6%	59.9%	63.4%	3.5%
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市町村数	—	548	645	667	733	751	763	778	823	827	858	903	45
		構成割合	—	31.5%	37.1%	38.4%	42.2%	43.2%	43.9%	44.8%	47.4%	47.6%	49.4%	52.0%	2.6%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市町村数	—	365	423	474	513	536	549	557	582	566	566	588	22
		構成割合	—	21.0%	24.4%	27.3%	29.5%	30.9%	31.6%	32.1%	33.5%	32.6%	32.6%	33.9%	1.3%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

		平成(年度)							令和(年度)					差 R05- R04
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	
法に定める警察署長に対する援助要請等、警察との協力体制の確保	市町村数	549	550	550	535	547	521	505	491	476	462	542	579	37
	構成割合	31.6%	31.6%	31.7%	30.8%	31.5%	30.0%	29.1%	28.3%	27.4%	26.6%	31.2%	33.3%	2.1%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	800	799	789	776	742	704	704	691	683	682	670	695	25
	構成割合	46.0%	46.0%	45.4%	44.7%	42.7%	40.5%	40.5%	39.8%	39.3%	39.3%	38.6%	40.0%	1.4%
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	656	779	848	917	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	構成割合	37.7%	44.8%	48.8%	52.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市町村数	—	—	—	—	692	715	728	747	795	803	808	835	27
	構成割合	—	—	—	—	39.8%	41.2%	41.9%	43.0%	45.8%	46.2%	46.5%	48.1%	1.6%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	708	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	構成割合	40.7%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マニュアルの作成 業務指針の作成 対応フロー図の作成 事例集の作成	市町村数	—	549	586	621	657	667	663	677	680	665	666	689	23
	構成割合	—	31.6%	33.7%	35.8%	37.8%	38.4%	38.2%	39.0%	39.1%	38.3%	38.3%	39.7%	1.3%
	市町村数	—	366	370	389	404	406	409	420	419	412	417	425	8
	構成割合	—	21.1%	21.3%	22.4%	23.3%	23.4%	23.5%	24.2%	24.1%	23.7%	24.0%	24.5%	0.5%
	市町村数	—	639	662	717	738	738	737	752	745	734	732	759	27
	構成割合	—	36.8%	38.1%	41.3%	42.5%	42.5%	42.4%	43.3%	42.9%	42.3%	42.1%	43.7%	1.6%
	市町村数	—	68	85	110	104	107	103	105	105	94	102	108	6
	構成割合	—	3.9%	4.9%	6.3%	6.0%	6.2%	5.9%	6.0%	6.0%	5.4%	5.9%	6.2%	0.3%
	市町村数	548	591	651	704	746	769	824	845	850	823	784	815	31
	構成割合	31.5%	34.0%	37.5%	40.5%	42.9%	44.3%	47.4%	48.6%	48.9%	47.4%	45.1%	46.9%	1.8%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	市町村数	—	397	432	465	500	501	517	538	531	511	474	488	14
	構成割合	—	22.8%	24.9%	26.8%	28.8%	28.8%	29.8%	31.0%	30.6%	29.4%	27.3%	28.1%	0.8%
	市町村数	—	365	406	447	484	487	512	524	530	503	473	490	17
	構成割合	—	21.0%	23.4%	25.7%	27.9%	28.0%	29.5%	30.2%	30.5%	29.0%	27.2%	28.2%	1.0%
	市町村数	—	267	312	344	368	362	384	395	407	403	390	413	23
	構成割合	—	15.4%	18.0%	19.8%	21.2%	20.8%	22.1%	22.7%	23.4%	23.2%	22.5%	23.8%	1.3%
	市町村数	—	271	309	361	385	387	402	407	401	388	387	402	15
	構成割合	—	15.6%	17.8%	20.8%	22.2%	22.3%	23.1%	23.4%	23.1%	22.3%	22.3%	23.1%	0.9%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	577	607	715	752	775	502	415	444	474	498	524	542	18
	構成割合	33.2%	34.9%	41.2%	43.3%	44.6%	28.9%	23.9%	25.6%	27.3%	28.7%	30.2%	31.2%	1.0%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

(2) 都道府県

【障害者権利擁護センターの設置状況】

			平成							令和(年度)					差 R05- R04
			24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	
障害者権利擁護センターの設置状況	直営のみ	都道府県数	29	31	30	30	29	30	30	30	30	30	31	31	0
		構成割合	61.7%	66.0%	63.8%	63.8%	61.7%	63.8%	63.8%	63.8%	63.8%	63.8%	66.0%	66.0%	0.0%
	委託のみ	都道府県数	9	8	11	10	10	10	11	12	11	12	13	13	0
		構成割合	19.1%	17.0%	23.4%	21.3%	21.3%	21.3%	23.4%	25.5%	23.4%	25.5%	27.7%	27.7%	0.0%
	直営と委託の両方	都道府県数	9	8	6	7	8	7	6	5	6	5	3	3	0
		構成割合	19.1%	17.0%	12.8%	14.9%	17.0%	14.9%	12.8%	10.6%	12.8%	10.6%	6.4%	6.4%	0.0%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

【都道府県における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

			平成(年度)							令和(年度)					差 R05- R04
			24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	0
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	26	27	28	28	29	31	32	33	33	35	35	38	37	1
	構成割合	55.3%	57.4%	59.6%	59.6%	61.7%	66.0%	68.1%	70.2%	74.5%	74.5%	76.6%	78.7%		2.1%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	46	47	47	47	47	46	46	46	45	46	45	45	0
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	97.9%	95.7%	97.9%	95.7%	95.7%		0.0%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	39	38	35	35	36	33	34	32	33	33	32	34		2
	構成割合	83.0%	80.9%	74.5%	74.5%	76.6%	70.2%	72.3%	68.1%	70.2%	70.2%	68.1%	72.3%		4.3%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	47	46	47	47	45	45	45	46	47	46	46		0
	構成割合	97.9%	100.0%	97.9%	100.0%	100.0%	95.7%	95.7%	95.7%	97.9%	100.0%	97.9%	97.9%		0.0%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	—	3	0	5	6	6	6	7	7	8	8	7		-1
	構成割合	—	6.4%	0.0%	10.6%	12.8%	12.8%	12.8%	14.9%	14.9%	17.0%	17.0%	14.9%		-2.1%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	36	33	33	35	34	31	30	30	29	29	26	28		2
	構成割合	76.6%	70.2%	70.2%	74.5%	72.3%	66.0%	63.8%	63.8%	61.7%	61.7%	55.3%	59.6%		4.3%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携等、警察との協力体制の確保	都道府県数	28	30	28	30	31	30	30	28	28	28	27	27		0
	構成割合	59.6%	63.8%	59.6%	63.8%	66.0%	63.8%	63.8%	59.6%	59.6%	59.6%	57.4%	57.4%		0.0%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携等、労働局との協力体制の確保	都道府県数	43	45	46	44	41	39	38	37	38	36	38	38		0
	構成割合	91.5%	95.7%	97.9%	93.6%	87.2%	83.0%	80.9%	78.7%	80.9%	76.6%	80.9%	80.9%		0.0%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置等を採用するために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との協力体制の確保	都道府県数	21	19	19	20	18	16	16	14	15	13	14	12		-2
	構成割合	44.7%	40.4%	40.4%	42.6%	38.3%	34.0%	34.0%	29.8%	31.9%	27.7%	29.8%	25.5%		-4.3%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

		平成(年度)							令和(年度)					差 R05- R04
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	38	40	42	42	44	43	43	42	44	46	46	45	-1
	構成割合	80.9%	85.1%	89.4%	89.4%	93.6%	91.5%	91.5%	89.4%	93.6%	97.9%	97.9%	95.7%	-2.1%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	41	40	43	44	44	45	46	46	47	47	47	46	-1
	構成割合	87.2%	85.1%	91.5%	93.6%	93.6%	95.7%	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	-2.1%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	30	33	34	33	34	36	36	39	40	40	40	0
	構成割合	70.2%	63.8%	70.2%	72.3%	70.2%	72.3%	76.6%	76.6%	83.0%	85.1%	85.1%	85.1%	0.0%
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数	都道府県数	—	—	—	—	—	—	2	1	2	2	0	3	3
	構成割合	—	—	—	—	—	—	4.3%	2.1%	4.3%	4.3%	0.0%	6.4%	6.4%
虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)に併せて弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	—	24	27	29	31	28	26	23	22	25	25	0
		構成割合	—	51.1%	57.4%	61.7%	66.0%	59.6%	55.3%	48.9%	46.8%	53.2%	53.2%	0.0%
	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	—	23	23	24	25	23	20	18	17	14	16	1
		構成割合	—	48.9%	48.9%	51.1%	53.2%	48.9%	42.6%	38.3%	36.2%	29.8%	34.0%	2.1%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成		都道府県数	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		構成割合	63.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マニュアルの作成	都道府県数	—	22	25	25	25	28	26	25	27	27	26	-1
		構成割合	—	46.8%	53.2%	53.2%	53.2%	59.6%	55.3%	53.2%	57.4%	57.4%	55.3%	-2.1%
	業務指針の作成	都道府県数	—	17	16	17	16	15	17	17	16	15	16	1
		構成割合	—	36.2%	34.0%	36.2%	34.0%	31.9%	36.2%	34.0%	31.9%	31.9%	34.0%	2.1%
	対応フロー図の作成	都道府県数	—	31	29	28	33	34	31	30	28	30	29	-1
		構成割合	—	66.0%	61.7%	59.6%	70.2%	72.3%	66.0%	63.8%	59.6%	63.8%	61.7%	-2.1%
	事例集の作成	都道府県数	—	7	9	13	16	16	15	15	16	15	16	-1
		構成割合	—	14.9%	19.1%	27.7%	34.0%	34.0%	31.9%	31.9%	34.0%	31.9%	34.0%	-2.1%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	25	22	24	27	26	29	28	29	30	28	26	28	2
	構成割合	53.2%	46.8%	51.1%	57.4%	55.3%	61.7%	59.6%	61.7%	63.8%	59.6%	55.3%	59.6%	4.3%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	11	12	13	12	12	11	13	15	15	14	0
		構成割合	—	23.4%	25.5%	27.7%	25.5%	25.5%	23.4%	27.7%	31.9%	31.9%	29.8%	0.0%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	15	14	15	14	16	14	16	15	13	11	0
		構成割合	—	31.9%	29.8%	31.9%	29.8%	34.0%	29.8%	34.0%	31.9%	27.7%	23.4%	0.0%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	13	12	14	13	15	13	15	15	15	14	1
		構成割合	—	27.7%	25.5%	29.8%	27.7%	31.9%	27.7%	31.9%	31.9%	29.8%	31.9%	2.1%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	10	10	12	12	14	12	14	15	16	14	0
		構成割合	—	21.3%	21.3%	25.5%	25.5%	29.8%	25.5%	29.8%	31.9%	34.0%	29.8%	0.0%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有	都道府県数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37	40	3
	構成割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	78.7%	85.1%	6.4%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

参考資料3 令和元年度～令和5年度の5ヶ年の調査結果を用いた集計

ここでは、養護者虐待に関する令和元年度から令和5年度の5ヵ年分のデータを用いて養護者虐待に関する「被虐待者の基本属性別有意差分析」のクロス集計を行った。

集計結果表を以下に示す。

被虐待者の基本属性別有意差分析（その１ 性別・年齢別）※5 カ年データ

		全体	性別			年齢							
			男性	女性	有意差	中学生以下	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	有意差
全体		9,934 100%	3,038 100%	5,600 100%		51 100%	557 100%	1,821 100%	1,468 100%	1,778 100%	1,939 100%	1,017 100%	
虐待の類型	身体的虐待	6,593 66.4%	2,191 72.1%	4,401 78.6%	***	39 76.5%	384 68.9%	1,283 70.5%	1,092 74.4%	1,377 77.4%	1,570 81.0%	844 83.0%	***
	性的虐待	308 3.1%	17 0.6%	291 5.2%	***	3 5.9%	59 10.6%	102 5.6%	63 4.3%	47 2.6%	26 1.3%	8 0.8%	(***)
	心理的虐待	3,074 30.9%	1,009 33.2%	2,064 36.9%	***	11 21.6%	233 41.8%	667 36.6%	494 33.7%	612 34.4%	689 35.5%	364 35.8%	*
	放棄、放置(ネグレクト)	1,216 12.2%	567 18.7%	649 11.6%	***	10 19.6%	122 21.9%	264 14.5%	174 11.9%	235 13.2%	272 14.0%	138 13.6%	***
	経済的虐待	1,678 16.9%	728 24.0%	950 17.0%	***	0 0.0%	59 10.6%	448 24.6%	269 18.3%	284 16.0%	398 20.5%	218 21.4%	***
虐待者の続柄	父	2,686 27.0%	1,241 40.8%	1,445 25.8%	***	17 33.3%	296 53.1%	830 45.6%	573 39.0%	582 32.7%	344 17.7%	44 4.3%	***
	母	2,504 25.2%	989 32.6%	1,515 27.1%	***	30 58.8%	312 56.0%	911 50.0%	485 33.0%	377 21.2%	332 17.1%	55 5.4%	***
	夫	1,638 16.5%	21 0.7%	1,617 28.9%		1 2.0%	7 1.3%	117 6.4%	271 18.5%	405 22.8%	524 27.0%	310 30.5%	***
	妻	281 2.8%	271 8.9%	9 0.2%		0 0.0%	0 0.0%	19 1.0%	23 1.6%	59 3.3%	101 5.2%	79 7.8%	(***)
	息子	415 4.2%	72 2.4%	336 6.0%	***	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	37 2.1%	162 8.4%	206 20.3%	(***)
	娘	175 1.8%	13 0.4%	162 2.9%	***	0 0.0%	0 0.0%	5 0.3%	4 0.3%	11 0.6%	82 4.2%	73 7.2%	(***)
	息子の配偶者(嫁)	7 0.1%	0 0.0%	7 0.1%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	2 0.1%	3 0.3%	
	娘の配偶者(婿)	10 0.1%	3 0.1%	7 0.1%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.2%	7 0.7%	(***)
	兄弟	1,251 12.6%	580 19.1%	660 11.8%	***	0 0.0%	21 3.8%	117 6.4%	149 10.1%	315 17.7%	414 21.4%	224 22.0%	***
	姉妹	522 5.3%	195 6.4%	315 5.6%		0 0.0%	8 1.4%	39 2.1%	63 4.3%	121 6.8%	191 9.9%	88 8.7%	(***)
	祖父	47 0.5%	20 0.7%	27 0.5%		2 3.9%	5 0.9%	31 1.7%	6 0.4%	1 0.1%	0 0.0%	2 0.2%	(***)
	祖母	54 0.5%	16 0.5%	38 0.7%		1 2.0%	12 2.2%	32 1.8%	7 0.5%	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%	(***)
	その他	1,084 10.9%	343 11.3%	689 12.3%		2 3.9%	45 8.1%	218 12.0%	199 13.6%	212 11.9%	218 11.2%	137 13.5%	**
	不明	11 0.11%	4 0.13%	7 0.13%		0 0.00%	1 0.18%	4 0.22%	1 0.07%	2 0.11%	1 0.05%	1 0.10%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	2,134 21.5%	815 26.8%	1,294 23.1%	***	14 27.5%	105 18.9%	404 22.2%	328 22.3%	381 21.4%	586 30.2%	292 28.7%	***
	虐待者の知識や情報の不足	2,470 24.9%	902 29.7%	1,532 27.4%	*	9 17.6%	151 27.1%	539 29.6%	383 26.1%	499 28.1%	571 29.4%	281 27.6%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	683 6.9%	207 6.8%	472 8.4%	**	0 0.0%	42 7.5%	149 8.2%	116 7.9%	135 7.6%	152 7.8%	85 8.4%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1,692 17.0%	631 20.8%	1,036 18.5%	*	8 15.7%	95 17.1%	339 18.6%	257 17.5%	298 16.8%	415 21.4%	256 25.2%	***
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	879 8.8%	273 9.0%	602 10.8%	**	3 5.9%	95 17.1%	210 11.5%	119 8.1%	161 9.1%	191 9.9%	96 9.4%	(***)
	虐待者が虐待と認識していない	4,246 42.7%	1,530 50.4%	2,616 46.7%	**	11 21.6%	282 50.6%	969 53.2%	701 47.8%	835 47.0%	876 45.2%	470 46.2%	***
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1,628 16.4%	536 17.6%	1,083 19.3%	*	13 25.5%	112 20.1%	316 17.4%	242 16.5%	303 17.0%	411 21.2%	223 21.9%	**
	虐待者側のその他の要因	919 9.3%	343 11.3%	567 10.1%		4 7.8%	63 11.3%	173 9.5%	145 9.9%	214 12.0%	205 10.6%	105 10.3%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	2,398 24.1%	911 30.0%	1,480 26.4%	**	17 33.3%	127 22.8%	464 25.5%	382 26.0%	449 25.3%	624 32.2%	328 32.3%	***
	被虐待者の行動障害	1,455 14.6%	663 21.8%	786 14.0%	***	10 19.6%	122 21.9%	385 21.1%	272 18.5%	270 15.2%	267 13.8%	123 12.1%	***
	被虐待者側のその他の要因	968 9.7%	308 10.1%	653 11.7%	*	5 9.8%	56 10.1%	197 10.8%	160 10.9%	204 11.5%	218 11.2%	121 11.9%	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	4,137 41.6%	1,385 45.6%	2,728 48.7%	**	14 27.5%	269 48.3%	853 46.8%	681 46.4%	834 46.9%	967 49.9%	493 48.5%	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1,642 16.5%	629 20.7%	999 17.8%	**	1 2.0%	93 16.7%	412 22.6%	258 17.6%	292 16.4%	356 18.4%	215 21.1%	***
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	1,403 14.1%	547 18.0%	850 15.2%	**	12 23.5%	93 16.7%	286 15.7%	229 15.6%	265 14.9%	338 17.4%	174 17.1%	
	家庭におけるその他の要因	425 4.3%	150 4.9%	273 4.9%		5 9.8%	44 7.9%	110 6.0%	69 4.7%	77 4.3%	84 4.3%	34 3.3%	(***)

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

被虐待者の基本属性別有意差分析（その2 障害種別）※5 ャ年データ

		全体	身体障害			知的障害			精神障害(発達障害を除く)			発達障害			難病等		
			該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差
全体		9,934 100%	1,540 100%	8,394 100%		4,051 100%	5,883 100%		3,630 100%	6,304 100%		290 100%	9,644 100%		103 100%	9,831 100%	
虐待の種類	身体的虐待	6,593 66.4%	1,216 79.0%	5,377 64.1%	*	2873 70.9%	3720 63.2%	***	2,946 81.2%	3,647 57.9%	***	233 80.3%	6,360 65.9%		75 72.8%	6,518 66.3%	
	性的虐待	308 3.1%	25 1.6%	283 3.4%	***	210 5.2%	98 1.7%	***	91 2.5%	217 3.4%	***	6 2.1%	302 3.1%		1 1.0%	307 3.1%	
	心理的虐待	3,074 30.9%	519 33.7%	2,555 30.4%		1,323 32.7%	1,751 29.8%	***	1,394 38.4%	1,680 26.6%	***	156 53.8%	2,918 30.3%	***	46 44.7%	3,028 30.8%	*
	放棄、放置(ネグレクト)	1,216 12.2%	300 19.5%	916 10.9%	***	711 17.6%	505 8.6%	***	355 9.8%	861 13.7%	***	29 10.0%	1,187 12.3%	*	30 29.1%	1,186 12.1%	***
	経済的虐待	1,678 16.9%	275 17.9%	1,403 16.7%		1,022 25.2%	656 11.2%	***	525 14.5%	1,153 18.3%	***	37 12.8%	1,641 17.0%	**	14 13.6%	1,664 16.9%	
虐待者の続柄	父	2,686 27.0%	381 24.7%	2,305 27.5%	***	1,568 38.7%	1,118 19.0%	***	929 25.6%	1,757 27.9%	***	132 45.5%	2,554 26.5%	***	18 17.5%	2,668 27.1%	**
	母	2,504 25.2%	435 28.2%	2,069 24.6%		1,639 40.5%	865 14.7%	***	677 18.7%	1,827 29.0%	***	109 37.6%	2,395 24.8%	**	25 24.3%	2,479 25.2%	
	夫	1,638 16.5%	341 22.1%	1,297 15.5%	***	271 6.7%	1,367 23.2%	***	1,087 29.9%	551 8.7%	***	39 13.4%	1,599 16.6%	*	35 34.0%	1,603 16.3%	***
	妻	281 2.8%	110 7.1%	171 2.0%	***	21 0.5%	260 4.4%	***	146 4.0%	135 2.1%	***	11 3.8%	270 2.8%		15 14.6%	266 2.7%	(***)
	息子	415 4.2%	124 8.1%	291 3.5%	***	49 1.2%	366 6.2%	***	250 6.9%	165 2.6%	***	5 1.7%	410 4.3%	*	7 6.8%	408 4.2%	
	娘	175 1.8%	57 3.7%	118 1.4%	***	26 0.6%	149 2.5%	***	107 2.9%	68 1.1%	***	3 1.0%	172 1.8%		3 2.9%	172 1.7%	
	息子の配偶者(嫁)	7 0.1%	4 0.3%	3 0.0%	(**)	1 0.0%	6 0.1%		3 0.1%	4 0.1%		0 0.0%	7 0.1%		0 0.0%	7 0.1%	
	娘の配偶者(婿)	10 0.1%	5 0.3%	5 0.1%	(**)	2 0.0%	8 0.1%		4 0.1%	6 0.1%		0 0.0%	10 0.1%		0 0.0%	10 0.1%	
	兄弟	1,251 12.6%	194 12.6%	1,057 12.6%	*	629 15.5%	622 10.6%	**	524 14.4%	727 11.5%		21 7.2%	1,230 12.8%	***	7 6.8%	1,244 12.7%	*
	姉妹	522 5.3%	96 6.2%	426 5.1%		307 7.6%	215 3.7%	***	151 4.2%	371 5.9%	***	8 2.8%	514 5.3%	*	9 8.7%	513 5.2%	
	祖父	47 0.5%	7 0.5%	40 0.5%		31 0.8%	16 0.3%	**	12 0.3%	35 0.6%	*	4 1.4%	43 0.4%		1 1.0%	46 0.5%	
	祖母	54 0.5%	7 0.5%	47 0.6%		33 0.8%	21 0.4%	*	18 0.5%	36 0.6%		3 1.0%	51 0.5%		0 0.0%	54 0.5%	
	その他	1,084 10.9%	142 9.2%	942 11.2%	***	520 12.8%	564 9.6%		442 12.2%	642 10.2%		33 11.4%	1,051 10.9%		8 7.8%	1,076 10.9%	
	不明	11 0.11%	1 0.06%	10 0.12%		5 0.12%	6 0.10%		3 0.08%	8 0.13%		0 0.00%	11 0.11%		0 0.00%	11 0.11%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	2,134 21.5%	515 33.4%	1,619 19.3%	***	1,057 26.1%	1,077 18.3%	***	779 21.5%	1,355 21.5%	***	64 22.1%	2,070 21.5%		49 47.6%	2,085 21.2%	***
	虐待者の知識や情報の不足	2,470 24.9%	393 25.5%	2,077 24.7%	**	1,200 29.6%	1,270 21.6%	*	1,007 27.7%	1,463 23.2%		110 37.9%	2,360 24.5%	**	26 25.2%	2,444 24.9%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	683 6.9%	131 8.5%	552 6.6%		316 7.8%	367 6.2%		294 8.1%	389 6.2%		22 7.6%	661 6.9%		6 5.8%	677 6.9%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1,692 17.0%	351 22.8%	1,341 16.0%	***	779 19.2%	913 15.5%		705 19.4%	987 15.7%		71 24.5%	1,621 16.8%	*	36 35.0%	1,656 16.8%	***
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	879 8.8%	139 9.0%	740 8.8%		478 11.8%	401 6.8%	***	346 9.5%	533 8.5%		32 11.0%	847 8.8%		15 14.6%	864 8.8%	
	虐待者が虐待と認識していない	4,246 42.7%	730 47.4%	3,516 41.9%		2,180 53.8%	2,066 35.1%	***	1,566 43.1%	2,680 42.5%	***	150 51.7%	4,096 42.5%		52 50.5%	4,194 42.7%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1,628 16.4%	243 15.8%	1,385 16.5%	**	711 17.6%	917 15.6%	*	771 21.2%	857 13.6%	***	69 23.8%	1,559 16.2%	*	25 24.3%	1,603 16.3%	
	虐待者側のその他の要因	919 9.3%	183 11.9%	736 8.8%		463 11.4%	456 7.8%	**	353 9.7%	566 9.0%		26 9.0%	893 9.3%		15 14.6%	904 9.2%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	2,398 24.1%	618 40.1%	1,780 21.2%	***	1,217 30.0%	1,181 20.1%	***	877 24.2%	1,521 24.1%	***	73 25.2%	2,325 24.1%		64 62.1%	2,334 23.7%	***
	被虐待者の行動障害	1,455 14.6%	192 12.5%	1,263 15.0%	***	912 22.5%	543 9.2%	***	483 13.3%	972 15.4%	***	69 23.8%	1,386 14.4%	**	12 11.7%	1,443 14.7%	
	被虐待者側のその他の要因	968 9.7%	137 8.9%	831 9.9%	**	393 9.7%	575 9.8%	***	470 12.9%	498 7.9%	***	44 15.2%	924 9.6%	*	15 14.6%	953 9.7%	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	4,137 41.6%	720 46.8%	3,417 40.7%		1,695 41.8%	2,442 41.5%	***	1,928 53.1%	2,209 35.0%	***	175 60.3%	3,962 41.1%	***	52 50.5%	4,085 41.6%	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1,642 16.5%	289 18.8%	1,353 16.1%		903 22.3%	739 12.6%	***	582 16.0%	1,060 16.8%	***	43 14.8%	1,599 16.6%		28 27.2%	1,614 16.4%	*
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	1,403 14.1%	235 15.3%	1,168 13.9%		757 18.7%	646 11.0%	***	554 15.3%	849 13.5%		54 18.6%	1,349 14.0%		23 22.3%	1,380 14.0%	
	家庭におけるその他の要因	425 4.3%	66 4.3%	359 4.3%		248 6.1%	177 3.0%	***	137 3.8%	288 4.6%	***	20 6.9%	405 4.2%		9 8.7%	416 4.2%	

※有意差: 期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）※5 ャ年データ

		全体	行動障害					有意差
			強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明	
全体		9,934 100%	976 100%	158 100%	1,272 100%	5,980 100%	253 100%	
虐待の類型	身体的虐待	6,593 66.4%	798 81.8%	118 74.7%	1,031 81.1%	4,450 74.4%	196 77.5%	***
	性的虐待	308 3.1%	16 1.6%	4 2.5%	43 3.4%	237 4.0%	8 3.2%	**
	心理的虐待	3,074 30.9%	217 22.2%	51 32.3%	442 34.7%	2,290 38.3%	74 29.2%	***
	放棄、放置(ネグレクト)	1,216 12.2%	185 19.0%	37 23.4%	198 15.6%	768 12.8%	28 11.1%	***
	経済的虐待	1,678 16.9%	143 14.7%	22 13.9%	220 17.3%	1,241 20.8%	52 20.6%	***
虐待者の続柄	父	2,686 27.0%	432 44.3%	53 33.5%	424 33.3%	1,702 28.5%	75 29.6%	***
	母	2,504 25.2%	446 45.7%	57 36.1%	411 32.3%	1,530 25.6%	60 23.7%	***
	夫	1,638 16.5%	50 5.1%	24 15.2%	203 16.0%	1,291 21.6%	70 27.7%	***
	妻	281 2.8%	9 0.9%	3 1.9%	20 1.6%	246 4.1%	3 1.2%	(***)
	息子	415 4.2%	15 1.5%	7 4.4%	57 4.5%	315 5.3%	14 5.5%	***
	娘	175 1.8%	8 0.8%	2 1.3%	17 1.3%	138 2.3%	10 4.0%	(**)
	息子の配偶者(嫁)	7 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	6 0.1%	0 0.0%	
	娘の配偶者(婿)	10 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.2%	8 0.1%	0 0.0%	
	兄弟	1,251 12.6%	129 13.2%	28 17.7%	213 16.7%	837 14.0%	33 13.0%	*
	姉妹	522 5.3%	67 6.9%	8 5.1%	89 7.0%	333 5.6%	13 5.1%	
	祖父	47 0.5%	10 1.0%	0 0.0%	8 0.6%	28 0.5%	1 0.4%	
	祖母	54 0.5%	6 0.6%	1 0.6%	6 0.5%	38 0.6%	3 1.2%	
	その他	1,084 10.9%	59 6.0%	12 7.6%	136 10.7%	807 13.5%	19 7.5%	***
	不明	11 0.11%	1 0.10%	0 0.00%	0 0.00%	9 0.15%	1 0.40%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	2,134 21.5%	432 44.3%	61 38.6%	424 33.3%	1,155 19.3%	39 15.4%	***
	虐待者の知識や情報の不足	2,470 24.9%	275 28.2%	59 37.3%	447 35.1%	1,579 26.4%	76 30.0%	***
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	683 6.9%	44 4.5%	7 4.4%	69 5.4%	539 9.0%	20 7.9%	***
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1,692 17.0%	297 30.4%	43 27.2%	336 26.4%	952 15.9%	40 15.8%	***
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	879 8.8%	113 11.6%	18 11.4%	152 11.9%	571 9.5%	21 8.3%	*
	虐待者が虐待と認識していない	4,246 42.7%	442 45.3%	63 39.9%	612 48.1%	2,923 48.9%	108 42.7%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1,628 16.4%	150 15.4%	24 15.2%	228 17.9%	1,171 19.6%	47 18.6%	*
	虐待者側のその他の要因	919 9.3%	102 10.5%	13 8.2%	141 11.1%	615 10.3%	40 15.8%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	2,398 24.1%	488 50.0%	64 40.5%	398 31.3%	1,398 23.4%	45 17.8%	***
	被虐待者の行動障害	1,455 14.6%	621 63.6%	102 64.6%	525 41.3%	192 3.2%	10 4.0%	***
	被虐待者側のその他の要因	968 9.7%	40 4.1%	7 4.4%	103 8.1%	778 13.0%	33 13.0%	***
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	4,137 41.6%	375 38.4%	69 43.7%	610 48.0%	2,957 49.4%	104 41.1%	***
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1,642 16.5%	158 16.2%	28 17.7%	237 18.6%	1,162 19.4%	44 17.4%	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	1,403 14.1%	190 19.5%	27 17.1%	232 18.2%	922 15.4%	26 10.3%	***
	家庭におけるその他の要因	425 4.3%	47 4.8%	9 5.7%	62 4.9%	291 4.9%	14 5.5%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

参考資料4 「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」で発生した虐待事案に関するアンケート調査結果（単純集計結果）

■ 共同生活援助

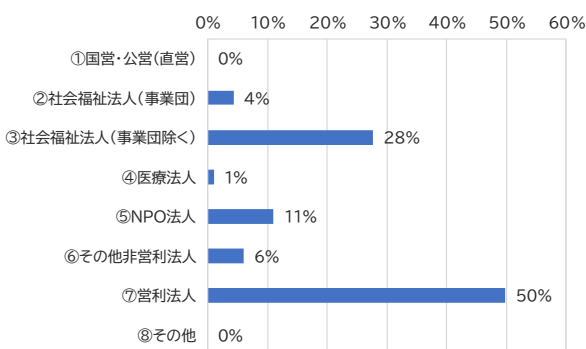
問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 国営・公営(直営)	0	0%	0%
② 社会福祉法人(事業団)	8	4%	4%
③ 社会福祉法人(事業団除く)	50	28%	28%
④ 医療法人	2	1%	1%
⑤ NPO法人	20	11%	11%
⑥ その他非営利法人(公益社団・財団法人、一般社団・財団法人など)	11	6%	6%
⑦ 営利法人(株式会社、合同会社など)	90	50%	50%
⑧ その他	0	0%	0%
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%

※割合1：不明や無回答も含む構成割合

※割合2：不明や無回答を除く構成割合

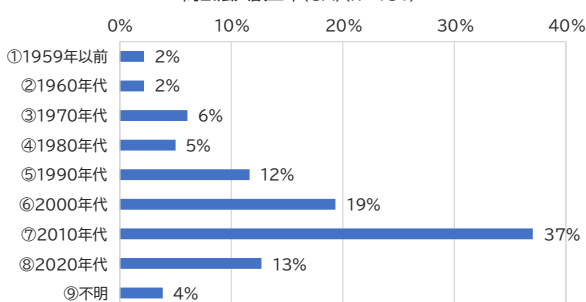
問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別(SA)(n=181)



問2.法人設立年(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	4	2%	2%
② 1960年代	4	2%	2%
③ 1970年代	11	6%	6%
④ 1980年代	9	5%	5%
⑤ 1990年代	21	12%	12%
⑥ 2000年代	35	19%	20%
⑦ 2010年代	67	37%	39%
⑧ 2020年代	23	13%	13%
⑨ 不明	7	4%	-
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%

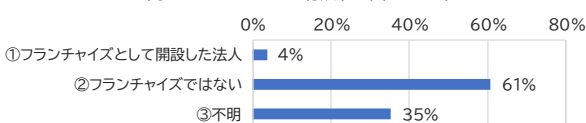
問2.法人設立年(SA)(n=181)



問3.フランチャイズの有無(SA)

	回答数	割合1	割合2
① フランチャイズとして開設した法人	7	4%	6%
② フランチャイズではない	110	61%	94%
③ 不明	64	35%	-
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%

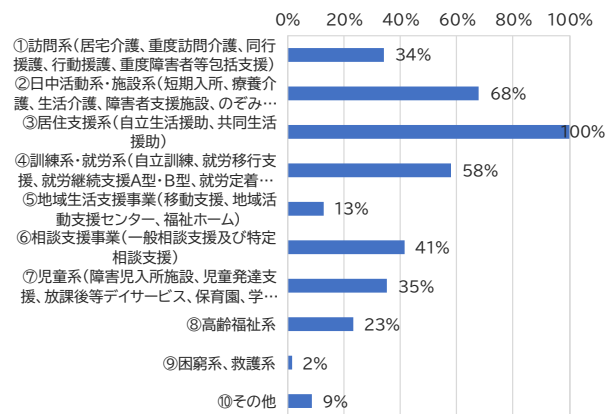
問3.フランチャイズの有無(SA)(n=181)



問4.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 訪問系(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	62	34%	34%
② 日中活動系・施設系(短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園)	123	68%	68%
③ 居住支援系(自立生活援助、共同生活援助)	181	100%	100%
④ 訓練系・就労系(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援)	105	58%	58%
⑤ 地域生活支援事業(移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム)	23	13%	13%
⑥ 相談支援事業(一般相談支援及び特定相談支援)	75	41%	41%
⑦ 児童系(障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等)	64	35%	35%
⑧ 高齢福祉系	42	23%	23%
⑨ 困窮系、救護系	3	2%	2%
⑩ その他	16	9%	9%
合計	694		
無回答	0		
回答対象者数	181		

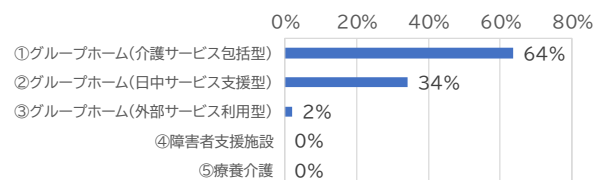
問4.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)(n=181)



問5.施設・事業所種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① グループホーム(介護サービス包括型)	115	64%	64%
② グループホーム(日中サービス支援型)	62	34%	34%
③ グループホーム(外部サービス利用型)	4	2%	2%
④ 障害者支援施設	0	0%	0%
⑤ 療養介護	0	0%	0%
無回答	0	0%	0%
合計	181	100%	100%

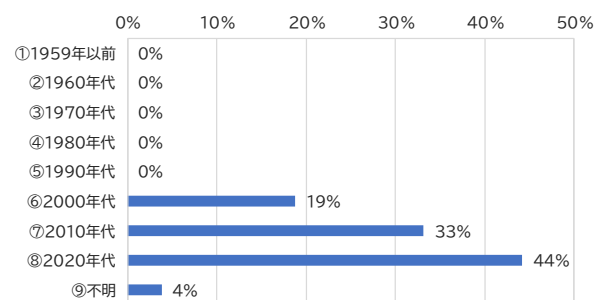
問5.施設・事業所種別(SA)(n=181)



問6.事業開始年月(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	0	0%	0%
② 1960年代	0	0%	0%
③ 1970年代	0	0%	0%
④ 1980年代	0	0%	0%
⑤ 1990年代	0	0%	0%
⑥ 2000年代	34	19%	20%
⑦ 2010年代	60	33%	34%
⑧ 2020年代	80	44%	46%
⑨ 不明	7	4%	-
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%

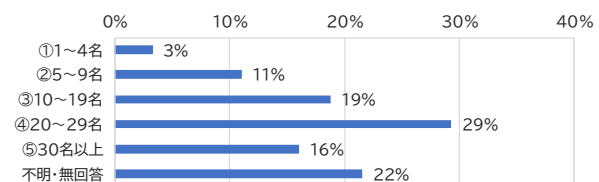
問6.事業開始年月(SA)(n=181)



問7.定員数(事実確認調査時点)

	回答数	割合1	割合2
① 1~4名	6	3%	4%
② 5~9名	20	11%	14%
③ 10~19名	34	19%	24%
④ 20~29名	53	29%	37%
⑤ 30名以上	29	16%	20%
不明・無回答	39	22%	-
合計	181	100%	-

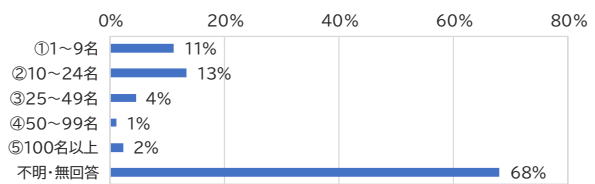
問7.定員数(事実確認調査時点)(n=181)



問7.実利用者数(事実確認調査時点)

	回答数	割合1	割合2
① 1～9名	20	11%	34%
② 10～24名	24	13%	41%
③ 25～49名	8	4%	14%
④ 50～99名	2	1%	3%
⑤ 100名以上	4	2%	7%
不明・無回答	123	68%	-
合計	181	100%	-

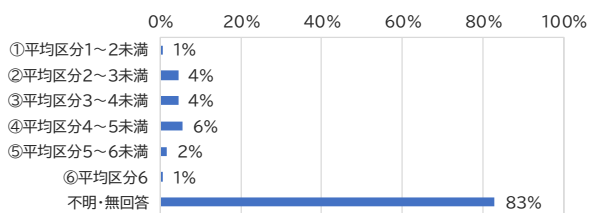
問7.実利用者数(事実確認調査時点)(n=181)



問8.利用者の支援区分の平均(数字)

	回答数	割合1	割合2
① 平均区分1～2未満	1	1%	3%
② 平均区分2～3未満	8	4%	26%
③ 平均区分3～4未満	8	4%	26%
④ 平均区分4～5未満	10	6%	32%
⑤ 平均区分5～6未満	3	2%	10%
⑥ 平均区分6	1	1%	3%
不明・無回答	150	83%	-
合計	181	100%	-

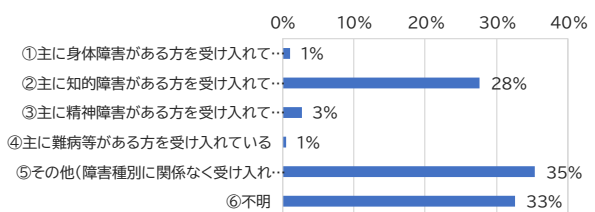
問8.利用者の支援区分の平均(数字)(n=181)



問9.受け入れている利用者の主たる障害種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 主に身体障害がある方を受け入れている	2	1%	2%
② 主に知的障害がある方を受け入れている	50	28%	41%
③ 主に精神障害がある方を受け入れている	5	3%	4%
④ 主に難病等がある方を受け入れている	1	1%	1%
⑤ その他(障害種別に関係なく受け入れている等)	64	35%	52%
⑥ 不明	59	33%	-
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%

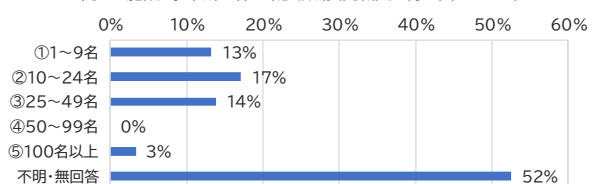
問9.受け入れている利用者の主たる障害種別(SA)(n=181)



問10.施設・事業所全体の職員数(委託職員は除く)

	回答数	割合1	割合2
① 1～9名	24	13%	28%
② 10～24名	31	17%	36%
③ 25～49名	25	14%	29%
④ 50～99名	0	0%	0%
⑤ 100名以上	6	3%	7%
不明・無回答	95	52%	-
合計	181	100%	-

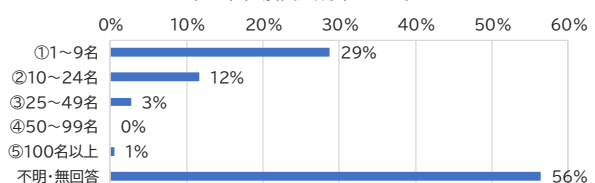
問10.施設・事業所全体の職員数(委託職員は除く)(n=181)



(うち)常勤(実人数)

	回答数	割合1	割合2
① 1～9名	52	29%	66%
② 10～24名	21	12%	27%
③ 25～49名	5	3%	6%
④ 50～99名	0	0%	0%
⑤ 100名以上	1	1%	1%
不明・無回答	102	56%	-
合計	181	100%	-

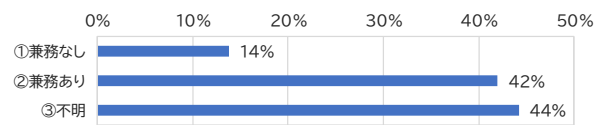
(うち)常勤(実人数)(n=181)



問11.サービス管理責任者の兼務状況(SA)

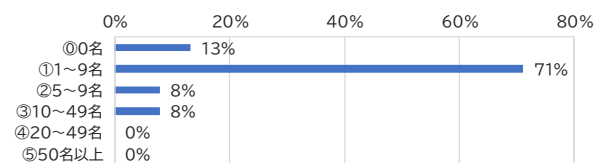
	回答数	割合1	割合2
① 兼務なし	25	14%	25%
② 兼務あり	76	42%	75%
③ 不明	80	44%	-
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%

問11.サービス管理責任者の兼務状況(SA)(n=181)



問12.職員の福祉系資格保有状況(複数資格所持者も1人カウント)

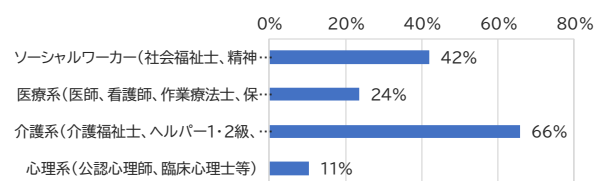
	回答数	割合1	割合2
有効回答数	38	21%	21%
不明・無回答	143	79%	79%
合計	181	100%	100%

問12.職員の福祉系資格保有状況(複数資格所持者も1人カウント)
(n=38)

※資格種類別人数

	回答数	割合1	割合2
ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等)	16	42%	
医療系(医師、看護師、作業療法士、保健師等)	9	24%	
介護系(介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネージャー)	25	66%	
心理系(公認心理師、臨床心理士等)	4	11%	
回答対象者数	38	100%	

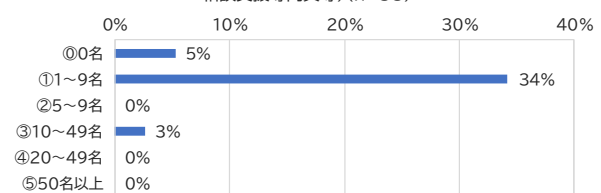
※資格種類別人数(n=38)



ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等)

	回答数	割合1	割合2
① 0名	2	5%	
① 1～9名	13	34%	
② 5～9名	0	0%	
③ 10～49名	1	3%	
④ 20～49名	0	0%	
⑤ 50名以上	0	0%	
合計	16	42%	
回答対象者数	38		

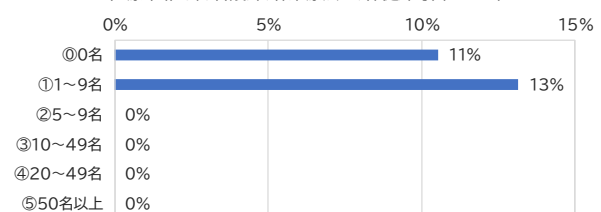
ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等)(n=38)



医療系(医師、看護師、作業療法士、保健師等)

	回答数	割合1	割合2
① 0名	4	11%	
① 1～9名	5	13%	
② 5～9名	0	0%	
③ 10～49名	0	0%	
④ 20～49名	0	0%	
⑤ 50名以上	0	0%	
合計	9	24%	
回答対象者数	38		

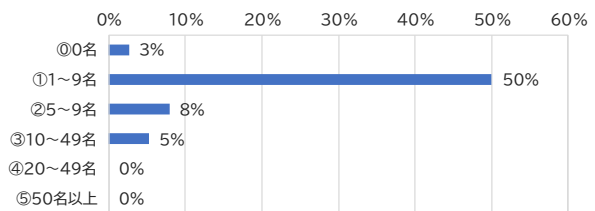
医療系(医師、看護師、作業療法士、保健師等)(n=38)



介護系(介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネージャー)

	回答数	割合1	割合2
① 0名	1	3%	
② 1～9名	19	50%	
③ 5～9名	3	8%	
④ 10～49名	2	5%	
⑤ 20～49名	0	0%	
⑥ 50名以上	0	0%	
合計	25	66%	
回答対象者数	38		

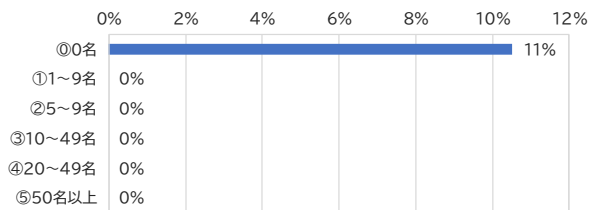
介護系(介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネージャー)(n=38)



心理系(公認心理師、臨床心理士等)

	回答数	割合1	割合2
① 0名	4	11%	
② 1～9名	0	0%	
③ 5～9名	0	0%	
④ 10～49名	0	0%	
⑤ 20～49名	0	0%	
⑥ 50名以上	0	0%	
合計	4	11%	
回答対象者数	38		

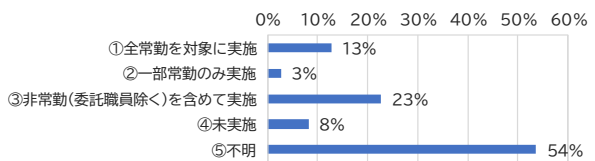
心理系(公認心理師、臨床心理士等)(n=38)



問13.虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修(外部での研修参加も含む)の実施状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 全常勤を対象に実施	23	13%	27%
② 一部常勤のみ実施	5	3%	6%
③ 非常勤(委託職員除く)を含めて実施	41	23%	49%
④ 未実施	15	8%	18%
⑤ 不明	97	54%	-
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%

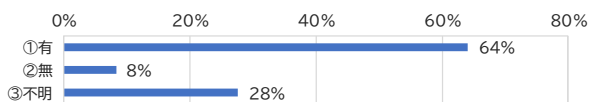
問13.虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修(外部での研修参加も含む)の実施状況(SA)(n=181)



問14.虐待発生時点での虐待防止委員会の設置状況(S)

	回答数	割合1	割合2
① 有	116	64%	89%
② 無	15	8%	11%
③ 不明	50	28%	-
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%

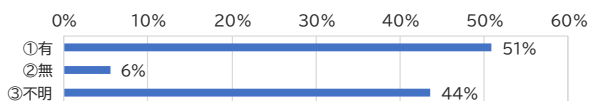
問14.虐待発生時点での虐待防止委員会の設置状況(SA)(n=181)



問15.虐待発生時点での虐待防止責任者の設置状況(S)

	回答数	割合1	割合2
① 有	92	51%	90%
② 無	10	6%	10%
③ 不明	79	44%	-
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%

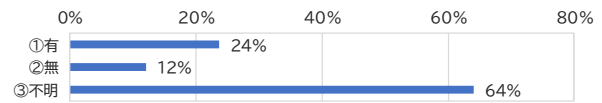
問15.虐待発生時点での虐待防止責任者の設置状況(SA)(n=181)



問16.虐待発生時点での苦情解決制度における第三者委員会の設置の有無(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 有	43	24%	66%
② 無	22	12%	34%
③ 不明	116	64%	-
無回答	0	0%	-
合計	181	100%	100%

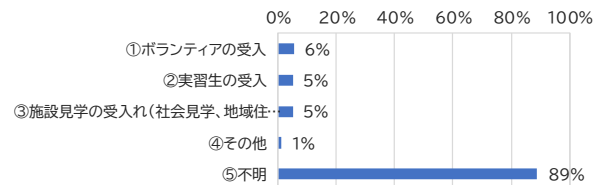
問16.虐待発生時点での苦情解決制度における第三者委員会の設置の有無(SA) (n=181)



問17.日常の支援中に施設内へ外部の目が入る取組をしていたか(MA)

	回答数	割合1	割合2
① ボランティアの受入	10	6%	6%
② 実習生の受入	9	5%	5%
③ 施設見学の受入れ（社会見学、地域住民等）	9	5%	5%
④ その他	2	1%	1%
⑤ 不明	161	89%	89%
合計	191		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		

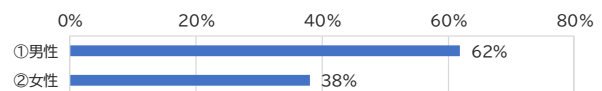
問17.日常の支援中に施設内へ外部の目が入る取組をしていたか(MA) (n=181)



問19.虐待者の性別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 男性	122	62%	
② 女性	75	38%	
合計	197	100%	

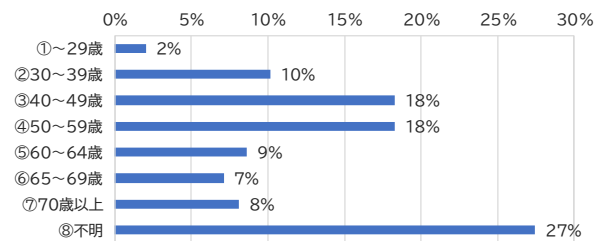
問19.虐待者の性別(SA) (n=197)



問20.虐待者の年齢(SA)

	回答数	割合1	割合2
① ～29歳	4	2%	3%
② 30～39歳	20	10%	14%
③ 40～49歳	36	18%	25%
④ 50～59歳	36	18%	25%
⑤ 60～64歳	17	9%	12%
⑥ 65～69歳	14	7%	10%
⑦ 70歳以上	16	8%	11%
⑧ 不明	54	27%	-
合計	197	100%	100%

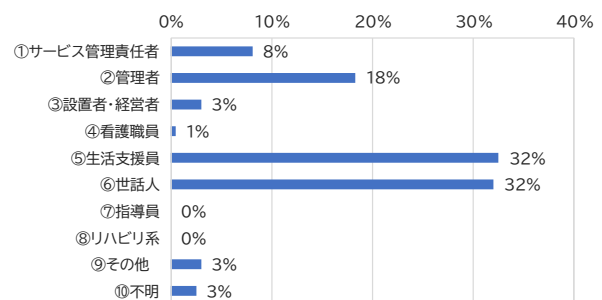
問20.虐待者の年齢(SA) (n=197)



問21.虐待者の職種(SA)

	回答数	割合1	割合2
① サービス管理責任者	16	8%	8%
② 管理者	36	18%	19%
③ 設置者・経営者	6	3%	3%
④ 看護職員	1	1%	1%
⑤ 生活支援員	64	32%	33%
⑥ 世話人	63	32%	33%
⑦ 指導員	0	0%	0%
⑧ リハビリ系	0	0%	0%
⑨ その他	6	3%	3%
⑩ 不明	5	3%	-
合計	197	100%	100%

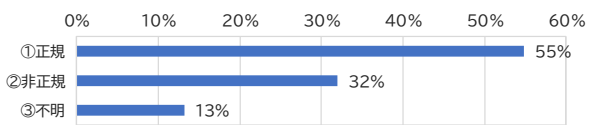
問21.虐待者の職種(SA) (n=197)



問22.虐待者の勤務形態(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 正規	108	55%	63%
② 非正規	63	32%	37%
③ 不明	26	13%	-
合計	197	100%	100%

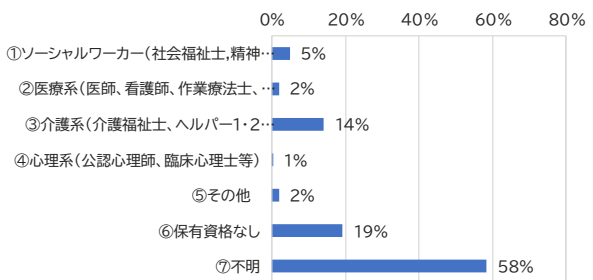
問22.虐待者の勤務形態(SA)(n=197)



問23.虐待者の保有資格(MA)

	回答数	割合1	割合2
① ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等）	10	5%	12%
② 医療系（医師、看護師、作業療法士、保健師等）	4	2%	5%
③ 介護系（介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネージャー）	28	14%	34%
④ 心理系（公認心理師、臨床心理士等）	1	1%	1%
⑤ その他	4	2%	5%
⑥ 保有資格なし	38	19%	46%
⑦ 不明	115	58%	-
合計	200		
回答対象者数	197		

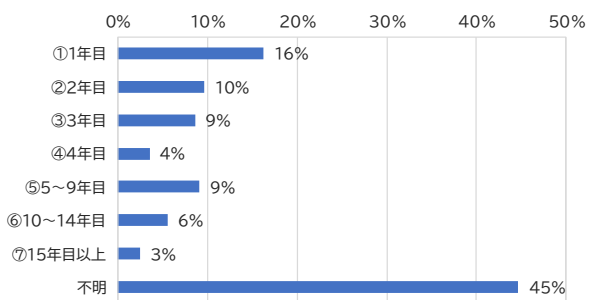
問23.虐待者の保有資格(MA)(n=197)



問24.虐待者の当該施設・事業所での勤務年数(数値)

	回答数	割合1	割合2
① 1年目	32	16%	29%
② 2年目	19	10%	17%
③ 3年目	17	9%	16%
④ 4年目	7	4%	6%
⑤ 5～9年目	18	9%	17%
⑥ 10～14年目	11	6%	10%
⑦ 15年目以上	5	3%	5%
不明	88	45%	-
合計	197		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	197		

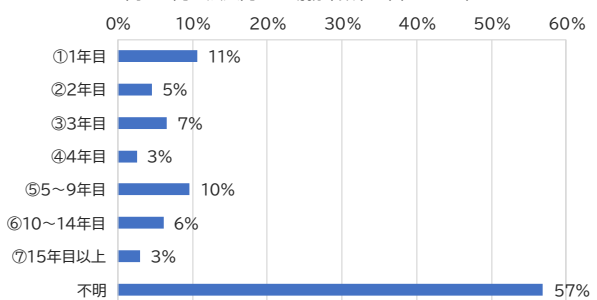
問24.虐待者の当該施設・事業所での勤務年数(数値)(n=197)



問25.同一法人内での勤務年数(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 1年目	21	11%	25%
② 2年目	9	5%	11%
③ 3年目	13	7%	15%
④ 4年目	5	3%	6%
⑤ 5～9年目	19	10%	22%
⑥ 10～14年目	12	6%	14%
⑦ 15年目以上	6	3%	7%
不明	112	57%	-
合計	197		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	197		

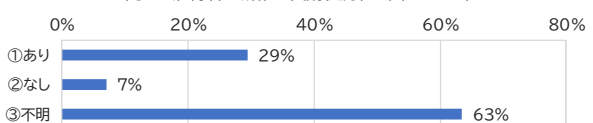
問25.同一法人内での勤務年数(SA)(n=197)



問26.虐待者の研修の受講状況(SA)

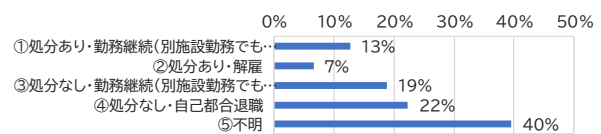
	回答数	割合1	割合2
① あり	58	29%	81%
② なし	14	7%	19%
③ 不明	125	63%	-
合計	197	100%	100%

問26.虐待者の研修の受講状況(SA)(n=197)



問27.法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況

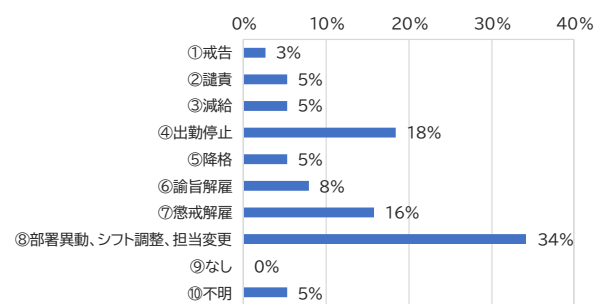
	回答数	割合1	割合2
① 処分あり・勤務継続（別施設勤務でも可）	25	13%	21%
② 処分あり・解雇	13	7%	11%
③ 処分なし・勤務継続（別施設勤務でも可）	37	19%	31%
④ 処分なし・自己都合退職	44	22%	37%
⑤ 不明	78	40%	-
合計	197	100%	100%

問27.法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況(SA)
(n=197)

問28.(問27で①または②の場合)処分の内容(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 戒告	1	3%	3%
② 譴責	2	5%	6%
③ 減給	2	5%	6%
④ 出勤停止	7	18%	19%
⑤ 降格	2	5%	6%
⑥ 諭旨解雇	3	8%	8%
⑦ 懲戒解雇	6	16%	17%
⑧ 部署異動、シフト調整、担当変更	13	34%	36%
⑨ なし	0	0%	0%
⑩ 不明	2	5%	-
合計	38	100%	100%

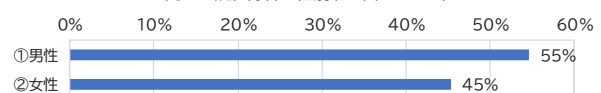
問28.(問27で①または②の場合)処分の内容(SA)(n=38)



問30.被虐待者の性別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 男性	130	55%	55%
② 女性	108	45%	45%
合計	238	100%	100%

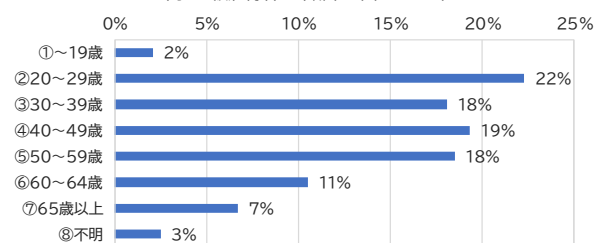
問30.被虐待者の性別(SA)(n=238)



問31.被虐待者の年齢(SA)

	回答数	割合1	割合2
① ～19歳	5	2%	2%
② 20～29歳	53	22%	23%
③ 30～39歳	43	18%	19%
④ 40～49歳	46	19%	20%
⑤ 50～59歳	44	18%	19%
⑥ 60～64歳	25	11%	11%
⑦ 65歳以上	16	7%	7%
⑧ 不明	6	3%	-
合計	238	100%	100%

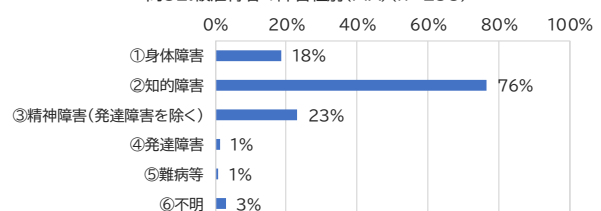
問31.被虐待者の年齢(SA)(n=238)



問32.被虐待者の障害種別(MA)

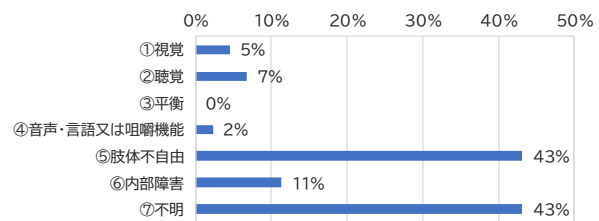
	回答数	割合1	割合2
① 身体障害	44	18%	
② 知的障害	182	76%	
③ 精神障害（発達障害を除く）	55	23%	
④ 発達障害	3	1%	
⑤ 難病等	2	1%	
⑥ 不明	7	3%	
合計	293		
回答対象者数	238		

問32.被虐待者の障害種別(MA)(n=238)



問33.(問32で①身体障害に該当する場合)障害の詳細

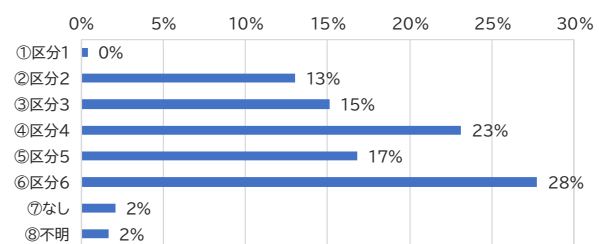
	回答数	割合1	割合2
① 視覚	2	5%	
② 聴覚	3	7%	
③ 平衡	0	0%	
④ 音声・言語又は咀嚼機能	1	2%	
⑤ 肢体不自由	19	43%	
⑥ 内部障害	5	11%	
⑦ 不明	19	43%	
合計	49		
回答対象者数	44		

問33.(問32で①身体障害に該当する場合)障害の詳細(MA)
(n=44)

問34.被虐待者の障害支援区分(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 区分1	1	0%	0%
② 区分2	31	13%	13%
③ 区分3	36	15%	15%
④ 区分4	55	23%	24%
⑤ 区分5	40	17%	17%
⑥ 区分6	66	28%	28%
⑦ なし(認定調査を受けていない、又は非該当の場合)	5	2%	2%
⑧ 不明	4	2%	-
合計	238	100%	100%

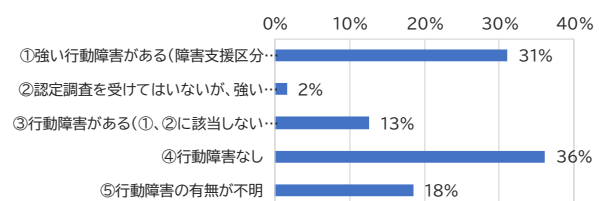
問34.被虐待者の障害支援区分(SA) (n=238)



問35.被虐待者の行動障害の有無(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 強い行動障害がある(障害支援区分3、行動関連項目10点以上)	74	31%	38%
② 認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	4	2%	2%
③ 行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	30	13%	15%
④ 行動障害なし	86	36%	44%
⑤ 行動障害の有無が不明	44	18%	-
合計	238	100%	100%

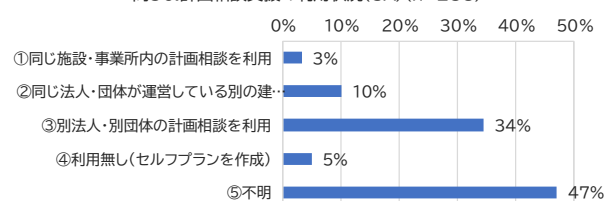
問35.被虐待者の行動障害の有無(SA) (n=238)



問36.計画相談支援の利用状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 同じ施設・事業所内の計画相談を利用	8	3%	6%
② 同じ法人・団体が運営している別の建物の計画相談を利用	24	10%	19%
③ 別法人・別団体の計画相談を利用	82	34%	65%
④ 利用無し(セルフプランを作成)	12	5%	10%
⑤ 不明	112	47%	-
合計	238	100%	100%

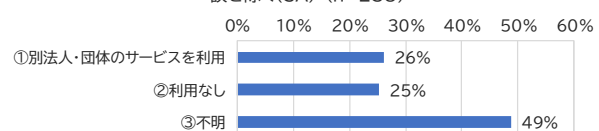
問36.計画相談支援の利用状況(SA) (n=238)



問37.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無※計画相談を除く(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 別法人・団体のサービスを利用	62	26%	51%
② 利用なし	60	25%	49%
③ 不明	116	49%	-
合計	238	100%	100%

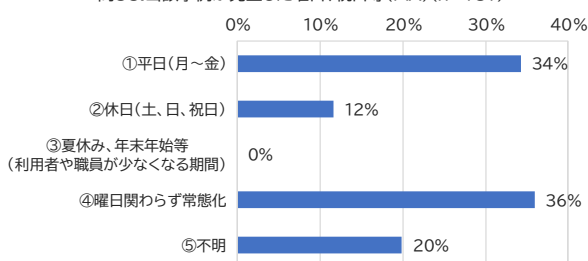
問37.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無※計画相談を除く(SA) (n=238)



問38.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 平日（月～金）	62	34%	34%
② 休日（土、日、祝日）	21	12%	12%
③ 夏休み、年末年始等 （利用者や職員が少なくなる期間）	0	0%	0%
④ 曜日関わらず常態化	65	36%	36%
⑤ 不明	36	20%	20%
合計	184		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		

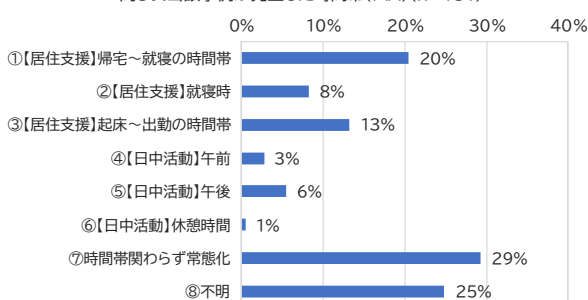
問38.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA)(n=181)



問39.当該事例が発生した時間帯(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 【居住支援】帰宅～就寝の時間帯	37	20%	20%
② 【居住支援】就寝時	15	8%	8%
③ 【居住支援】起床～出勤の時間帯	24	13%	13%
④ 【日中活動】午前	5	3%	3%
⑤ 【日中活動】午後	10	6%	6%
⑥ 【日中活動】休憩時間	1	1%	1%
⑦ 時間帯関わらず常態化	53	29%	29%
⑧ 不明	45	25%	25%
合計	190		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		

問39.当該事例が発生した時間帯(MA)(n=181)

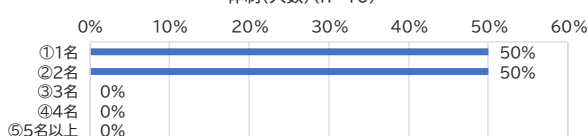


問40.(問39にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数)

	回答数	割合1	割合2
有効回答数	10	67%	
不明	5	33%	
合計	15	100%	

	回答数	割合1	割合2
① 1名	5	50%	
② 2名	5	50%	
③ 3名	0	0%	
④ 4名	0	0%	
⑤ 5名以上	0	0%	
合計	10	100%	

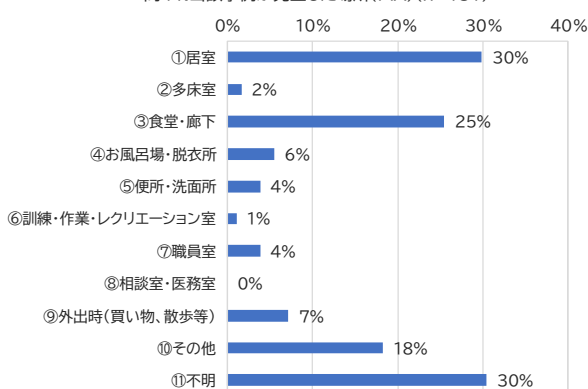
問40.(問39にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数)(n=10)



問41.当該事例が発生した場所(MA)

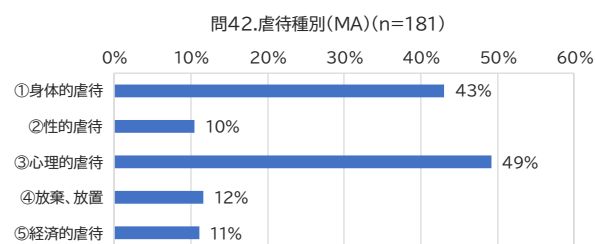
	回答数	割合1	割合2
① 居室	54	30%	43%
② 多床室	3	2%	2%
③ 食堂・廊下	46	25%	37%
④ お風呂場・脱衣所	10	6%	8%
⑤ 便所・洗面所	7	4%	6%
⑥ 訓練・作業・レクリエーション室	2	1%	2%
⑦ 職員室	7	4%	6%
⑧ 相談室・医務室	0	0%	0%
⑨ 外出時（買い物、散歩等）	13	7%	10%
⑩ その他	33	18%	26%
⑪ 不明	55	30%	-
合計	230		
無回答	1	1%	-
回答対象者数	181		

問41.当該事例が発生した場所(MA)(n=181)



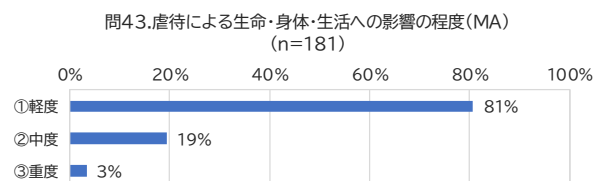
問42.虐待種別(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 身体的虐待	78	43%	43%
② 性的虐待	19	10%	10%
③ 心理的虐待	89	49%	49%
④ 放棄、放置	21	12%	12%
⑤ 経済的虐待	20	11%	11%
合計	227		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		



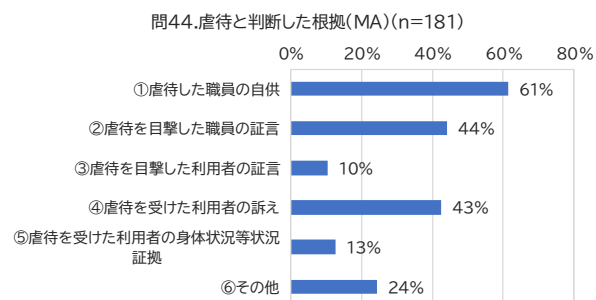
問43.虐待による生命・身体・生活への影響の程度(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 軽度	146	81%	81%
② 中度	35	19%	19%
③ 重度	6	3%	3%
合計	187		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		



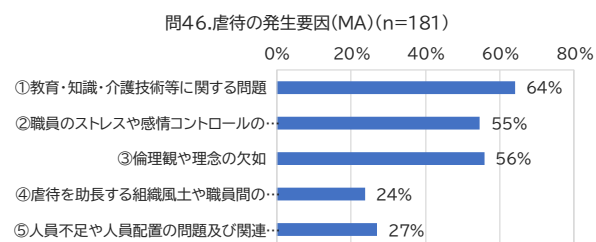
問44.虐待と判断した根拠(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 虐待した職員の自供	111	61%	61%
② 虐待を目撃した職員の証言	80	44%	44%
③ 虐待を目撃した利用者の証言	19	10%	10%
④ 虐待を受けた利用者の訴え	77	43%	43%
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	23	13%	13%
⑥ その他	44	24%	24%
(うち) 監視カメラ映像	(19)	(10%)	(10%)
合計	354		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	181		



問46.虐待の発生要因(MA)

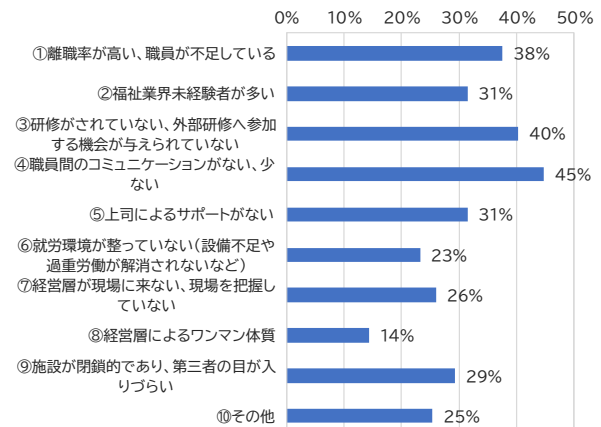
	回答数	割合1	割合2
① 教育・知識・介護技術等に関する問題	116	64%	64%
② 職員のストレスや感情コントロールの問題	99	55%	55%
③ 倫理観や理念の欠如	101	56%	56%
④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	43	24%	24%
⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	49	27%	27%
合計	408		
無回答	1	1%	-
回答対象者数	181		



問47.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 離職率が高い、職員が不足している	68	38%	39%
② 福祉業界未経験者が多い	57	31%	32%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	73	40%	41%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	81	45%	46%
⑤ 上司によるサポートがない	57	31%	32%
⑥ 就労環境が整っていない(設備不足や過重労働が解消されないなど)	42	23%	24%
⑦ 経営層が現場にこない、現場を把握していない	47	26%	27%
⑧ 経営層によるワンマン体質	26	14%	15%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	53	29%	30%
⑩ その他	46	25%	26%
合計	550		
無回答	5	3%	-
回答対象者数	181		

問47.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)(n=181)

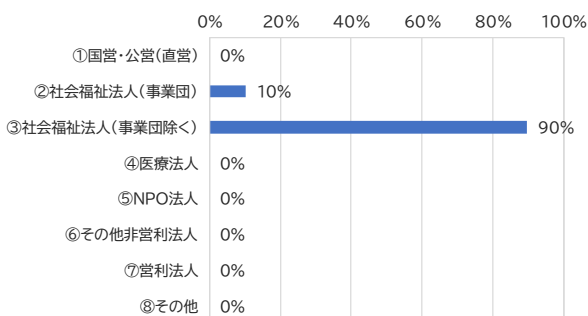


■障害者支援施設

問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 国営・公営(直営)	0	0%	0%
② 社会福祉法人(事業団)	16	10%	10%
③ 社会福祉法人(事業団除く)	139	90%	90%
④ 医療法人	0	0%	0%
⑤ NPO法人	0	0%	0%
⑥ その他非営利法人(公益社団・財団法人、一般社団・財団法人など)	0	0%	0%
⑦ 営利法人(株式会社、合同会社など)	0	0%	0%
⑧ その他	0	0%	0%
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

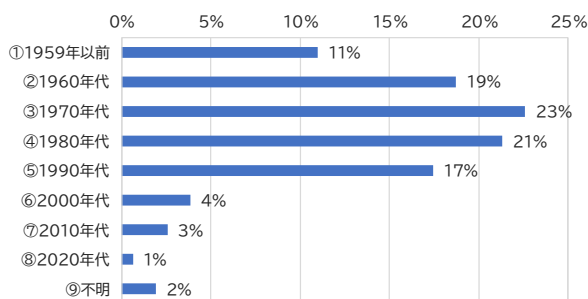
問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別(SA)
(n=155)



問2.法人設立年(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	17	11%	11%
② 1960年代	29	19%	19%
③ 1970年代	35	23%	23%
④ 1980年代	33	21%	22%
⑤ 1990年代	27	17%	18%
⑥ 2000年代	6	4%	4%
⑦ 2010年代	4	3%	3%
⑧ 2020年代	1	1%	1%
⑨ 不明	3	2%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

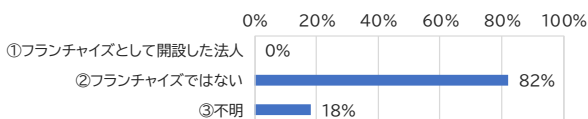
問2.法人設立年(SA)(n=155)



問3.フランチャイズの有無(SA)

	回答数	割合1	割合2
① フランチャイズとして開設した法人	0	0%	0%
② フランチャイズではない	127	82%	100%
③ 不明	28	18%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

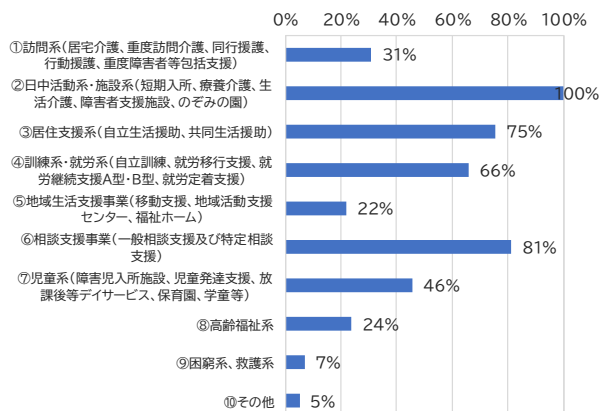
問3.フランチャイズの有無(SA)(n=155)



問4.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 訪問系(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	48	31%	31%
② 日中活動系・施設系(短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園)	155	100%	100%
③ 居住支援系(自立生活援助、共同生活援助)	117	75%	75%
④ 訓練系・就労系(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援)	102	66%	66%
⑤ 地域生活支援事業(移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム)	34	22%	22%
⑥ 相談支援事業(一般相談支援及び特定相談支援)	126	81%	81%
⑦ 児童系(障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等)	71	46%	46%
⑧ 高齢福祉系	37	24%	24%
⑨ 困窮系、救護系	11	7%	7%
⑩ その他	8	5%	5%
合計	709		
無回答	0		
回答対象者数	155		

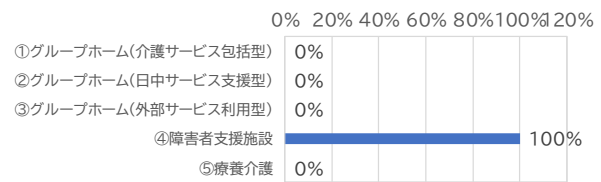
問4.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)(n=155)



問5.施設・事業所種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① グループホーム(介護サービス包括型)	0	0%	0%
② グループホーム(日中サービス支援型)	0	0%	0%
③ グループホーム(外部サービス利用型)	0	0%	0%
④ 障害者支援施設	155	100%	100%
⑤ 療養介護	0	0%	0%
無回答	0	0%	0%
合計	155	100%	100%

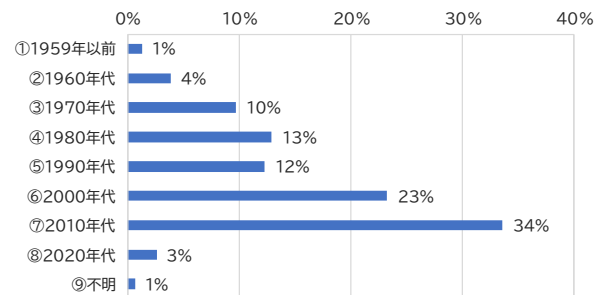
問5.施設・事業所種別(SA)(n=155)



問6.事業開始年月(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	2	1%	1%
② 1960年代	6	4%	4%
③ 1970年代	15	10%	10%
④ 1980年代	20	13%	13%
⑤ 1990年代	19	12%	12%
⑥ 2000年代	36	23%	23%
⑦ 2010年代	52	34%	34%
⑧ 2020年代	4	3%	3%
⑨ 不明	1	1%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

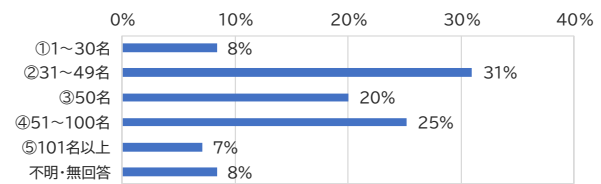
問6.事業開始年月(SA)(n=155)



問7.定員数(事実確認調査時点)

	回答数	割合1	割合2
① 1～30名	13	8%	9%
② 31～49名	48	31%	34%
③ 50名	31	20%	22%
④ 51～100名	39	25%	27%
⑤ 101名以上	11	7%	8%
不明・無回答	13	8%	-
合計	155	109%	-

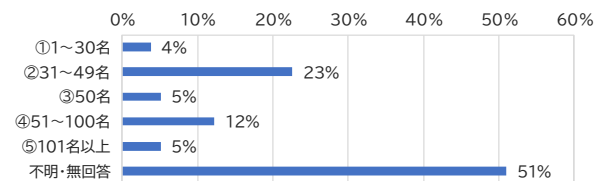
問7.定員数(事実確認調査時点)(n=155)



問7.実利用者数(事実確認調査時点)

	回答数	割合1	割合2
① 1～30名	6	4%	8%
② 31～49名	35	23%	46%
③ 50名	8	5%	11%
④ 51～100名	19	12%	25%
⑤ 101名以上	8	5%	11%
不明・無回答	79	51%	-
合計	155	100%	-

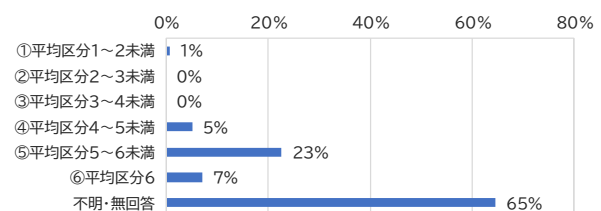
問7.実利用者数(事実確認調査時点)(n=155)



問8.利用者の支援区分の平均(数字)

	回答数	割合1	割合2
① 平均区分1～2未満	1	1%	2%
② 平均区分2～3未満	0	0%	0%
③ 平均区分3～4未満	0	0%	0%
④ 平均区分4～5未満	8	5%	15%
⑤ 平均区分5～6未満	35	23%	64%
⑥ 平均区分6	11	7%	20%
不明・無回答	100	65%	-
合計	155	100%	-

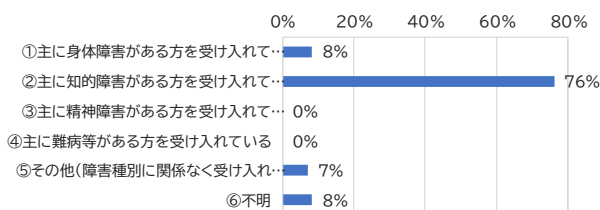
問8.利用者の支援区分の平均(数字)(n=155)



問9.受け入れている利用者の主たる障害種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 主に身体障害がある方を受け入れている	13	8%	9%
② 主に知的障害がある方を受け入れている	118	76%	83%
③ 主に精神障害がある方を受け入れている	0	0%	0%
④ 主に難病等がある方を受け入れている	0	0%	0%
⑤ その他(障害種別に関係なく受け入れている等)	11	7%	8%
⑥ 不明	13	8%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

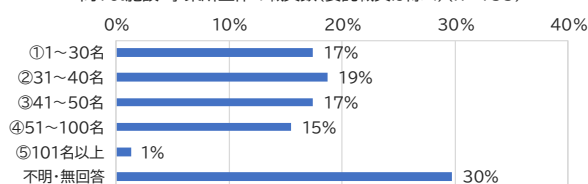
問9.受け入れている利用者の主たる障害種別(SA)(n=155)



問10.施設・事業所全体の職員数(委託職員は除く)

	回答数	割合1	割合2
① 1～30名	27	17%	25%
② 31～40名	29	19%	27%
③ 41～50名	27	17%	25%
④ 51～100名	24	15%	22%
⑤ 101名以上	2	1%	2%
不明・無回答	46	30%	-
合計	155	100%	-

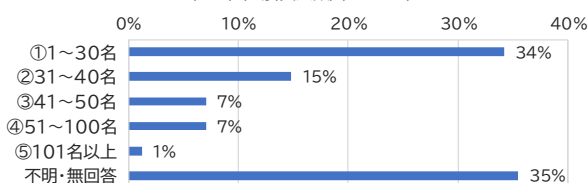
問10.施設・事業所全体の職員数(委託職員は除く)(n=155)



(うち)常勤(実人数)

	回答数	割合1	割合2
① 1～30名	53	34%	53%
② 31～40名	23	15%	23%
③ 41～50名	11	7%	11%
④ 51～100名	11	7%	11%
⑤ 101名以上	2	1%	2%
不明・無回答	55	35%	-
合計	155	100%	-

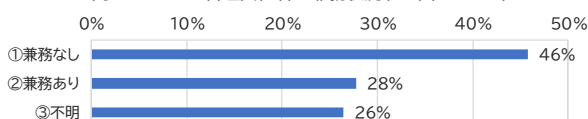
(うち)常勤(実人数)(n=155)



問11.サービス管理責任者の兼務状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 兼務なし	71	46%	62%
② 兼務あり	43	28%	38%
③ 不明	41	26%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

問11.サービス管理責任者の兼務状況(SA)(n=155)

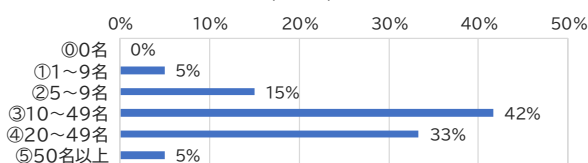


問12.職員の福祉系資格保有状況(複数資格所持者も1人カウント)

	回答数	割合1	割合2
有効回答数	60	39%	39%
不明・無回答	95	61%	61%
合計	155	100%	100%

	回答数	割合1	割合2
① 0名	0	0%	
② 1～9名	3	5%	
③ 5～9名	9	15%	
④ 10～49名	25	42%	
⑤ 20～49名	20	33%	
⑥ 50名以上	3	5%	
合計	60	100%	

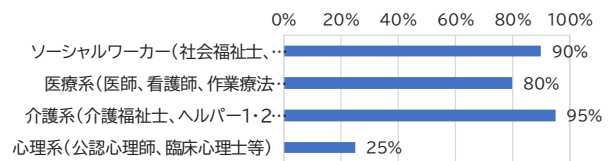
問12.職員の福祉系資格保有状況(複数資格所持者も1人カウント)(n=60)



※資格種類別に人数

	回答数	割合1	割合2
ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等）	54	90%	
医療系（医師、看護師、作業療法士、保健師等）	48	80%	
介護系（介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネージャー）	57	95%	
心理系（公認心理師、臨床心理士等）	15	25%	
回答対象者数	60	100%	

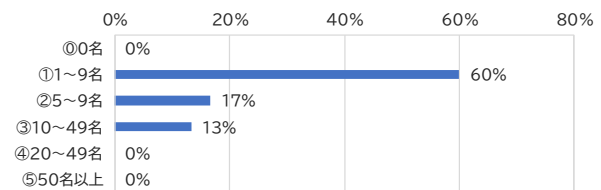
※資格種類別に人数(n=60)



ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等)

	回答数	割合1	割合2
① 0名	0	0%	
② 1～9名	36	60%	
③ 5～9名	10	17%	
④ 10～49名	8	13%	
⑤ 20～49名	0	0%	
⑥ 50名以上	0	0%	
合計	54	90%	
回答対象者数	60		

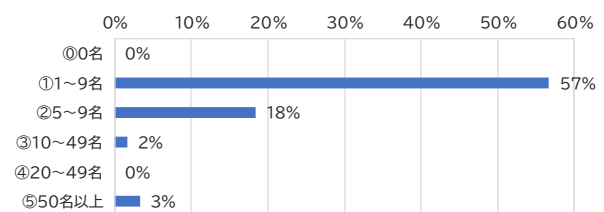
ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等)(n=60)



医療系(医師、看護師、作業療法士、保健師等)

	回答数	割合1	割合2
① 0名	0	0%	
② 1～9名	34	57%	
③ 5～9名	11	18%	
④ 10～49名	1	2%	
⑤ 20～49名	0	0%	
⑥ 50名以上	2	3%	
合計	48	80%	
回答対象者数	60		

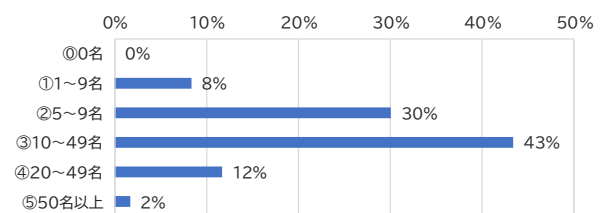
医療系(医師、看護師、作業療法士、保健師等)(n=60)



介護系(介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネージャー)

	回答数	割合1	割合2
① 0名	0	0%	
② 1～9名	5	8%	
③ 5～9名	18	30%	
④ 10～49名	26	43%	
⑤ 20～49名	7	12%	
⑥ 50名以上	1	2%	
合計	57	95%	
回答対象者数	60		

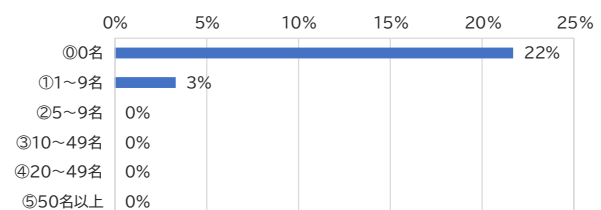
介護系(介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネージャー)(n=60)



心理系(公認心理師、臨床心理士等)

	回答数	割合1	割合2
① 0名	13	22%	
② 1～9名	2	3%	
③ 5～9名	0	0%	
④ 10～49名	0	0%	
⑤ 20～49名	0	0%	
⑥ 50名以上	0	0%	
合計	15	25%	
回答対象者数	60		

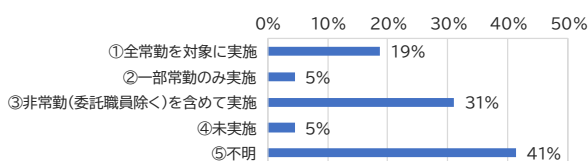
心理系(公認心理師、臨床心理士等)(n=60)



問13.虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修(外部での研修参加も含む)の実施状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 全常勤を対象に実施	29	19%	32%
② 一部常勤のみ実施	7	5%	8%
③ 非常勤(委託職員除く)を含めて実施	48	31%	53%
④ 未実施	7	5%	8%
⑤ 不明	64	41%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

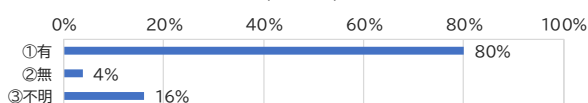
問13.虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修(外部での研修参加も含む)の実施状況(SA) (n=155)



問14.虐待発生時点での虐待防止委員会の設置状況(S)

	回答数	割合1	割合2
① 有	124	80%	95%
② 無	6	4%	5%
③ 不明	25	16%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

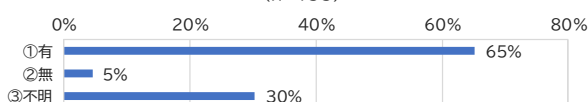
問14.虐待発生時点での虐待防止委員会の設置状況(SA) (n=155)



問15.虐待発生時点での虐待防止責任者の設置状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 有	101	65%	94%
② 無	7	5%	6%
③ 不明	47	30%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

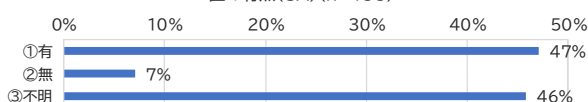
問15.虐待発生時点での虐待防止責任者の設置状況(SA) (n=155)



問16.虐待発生時点での苦情解決制度における第三者委員会の設置の有無(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 有	73	47%	87%
② 無	11	7%	13%
③ 不明	71	46%	-
無回答	0	0%	-
合計	155	100%	100%

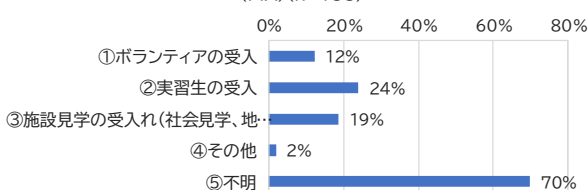
問16.虐待発生時点での苦情解決制度における第三者委員会の設置の有無(SA) (n=155)



問17.日常の支援中に施設内へ外部の目が入る取組をしていたか(MA)

	回答数	割合1	割合2
① ボランティアの受入	19	12%	12%
② 実習生の受入	37	24%	24%
③ 施設見学の受入れ(社会見学、地域住民等)	29	19%	19%
④ その他	3	2%	2%
⑤ 不明	108	70%	70%
合計	196		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

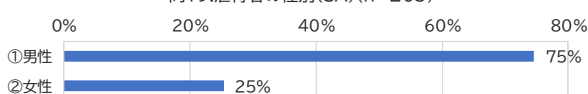
問17.日常の支援中に施設内へ外部の目が入る取組をしていたか(MA) (n=155)



問19.虐待者の性別(SA)

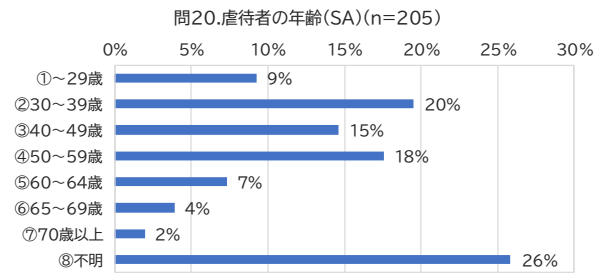
	回答数	割合1	割合2
① 男性	153	75%	
② 女性	52	25%	
合計	205	100%	

問19.虐待者の性別(SA) (n=205)



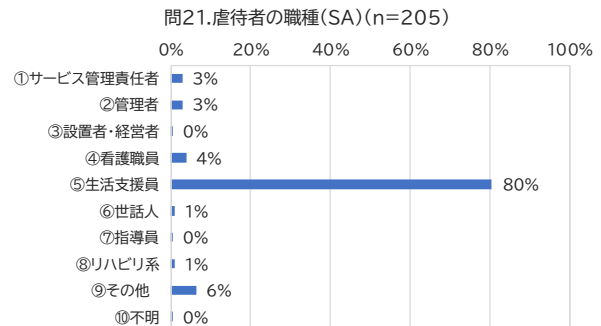
問20.虐待者の年齢(SA)

	回答数	割合1	割合2
① ～29歳	19	9%	13%
② 30～39歳	40	20%	26%
③ 40～49歳	30	15%	20%
④ 50～59歳	36	18%	24%
⑤ 60～64歳	15	7%	10%
⑥ 65～69歳	8	4%	5%
⑦ 70歳以上	4	2%	3%
⑧ 不明	53	26%	-
合計	205	100%	100%



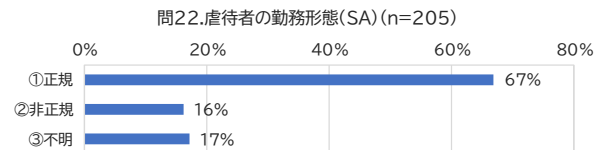
問21.虐待者の職種(SA)

	回答数	割合1	割合2
① サービス管理責任者	6	3%	3%
② 管理者	6	3%	3%
③ 設置者・経営者	1	0%	0%
④ 看護職員	8	4%	4%
⑤ 生活支援員	165	80%	81%
⑥ 世話人	2	1%	1%
⑦ 指導員	1	0%	0%
⑧ リハビリ系	2	1%	1%
⑨ その他	13	6%	6%
⑩ 不明	1	0%	-
合計	205	100%	100%



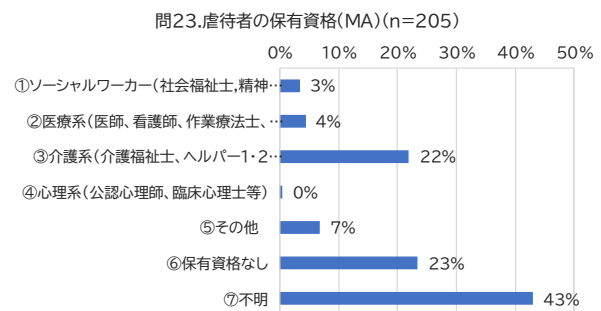
問22.虐待者の勤務形態(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 正規	137	67%	81%
② 非正規	33	16%	19%
③ 不明	35	17%	-
合計	205	100%	100%



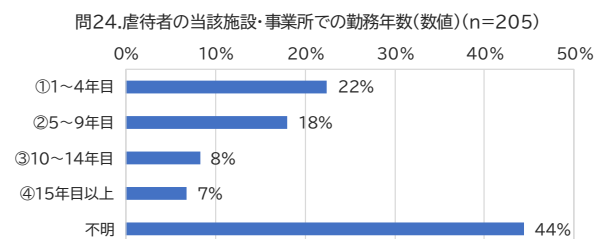
問23.虐待者の保有資格(MA)

	回答数	割合1	割合2
① ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等）	7	3%	6%
② 医療系（医師、看護師、作業療法士、保健師等）	9	4%	8%
③ 介護系（介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネージャー）	45	22%	38%
④ 心理系（公認心理師、臨床心理士等）	1	0%	1%
⑤ その他	14	7%	12%
⑥ 保有資格なし	48	23%	41%
⑦ 不明	88	43%	-
合計	212		
回答対象者数	205		



問24.虐待者の当該施設・事業所での勤務年数(数値)

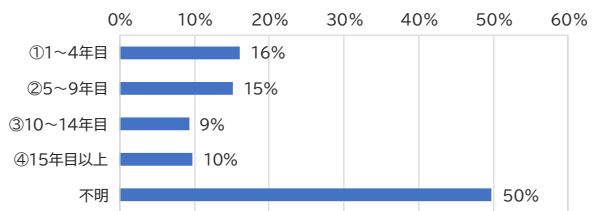
	回答数	割合1	割合2
① 1～4年目	46	22%	40%
② 5～9年目	37	18%	32%
③ 10～14年目	17	8%	15%
④ 15年目以上	14	7%	12%
不明	91	44%	-
合計	205		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	205		



問25.同一法人内での勤務年数(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 1～4年目	33	16%	32%
② 5～9年目	31	15%	30%
③ 10～14年目	19	9%	18%
④ 15年目以上	20	10%	19%
不明	102	50%	-
合計	205		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	205		

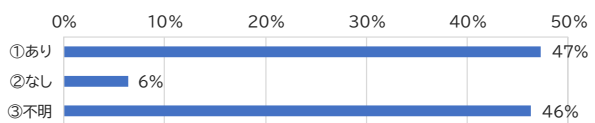
問25.同一法人内での勤務年数(SA)(n=205)



問26.虐待者の研修の受講状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① あり	97	47%	88%
② なし	13	6%	12%
③ 不明	95	46%	-
合計	205	100%	100%

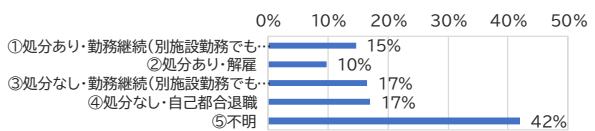
問26.虐待者の研修の受講状況(SA)(n=205)



問27.法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況

	回答数	割合1	割合2
① 処分あり・勤務継続（別施設勤務でも可）	30	15%	25%
② 処分あり・解雇	20	10%	17%
③ 処分なし・勤務継続（別施設勤務でも可）	34	17%	29%
④ 処分なし・自己都合退職	35	17%	29%
⑤ 不明	86	42%	-
合計	205	100%	100%

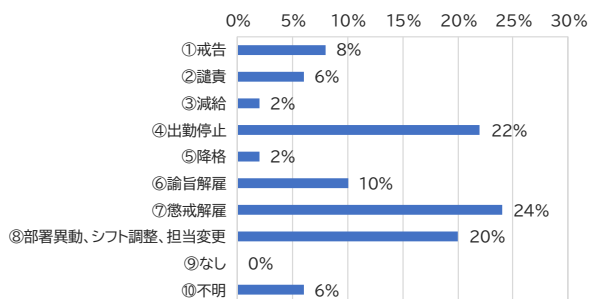
問27.法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況(SA)(n=205)



問28.(問27で①または②の場合)処分の内容(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 戒告	4	8%	9%
② 譴責	3	6%	6%
③ 減給	1	2%	2%
④ 出勤停止	11	22%	23%
⑤ 降格	1	2%	2%
⑥ 諭旨解雇	5	10%	11%
⑦ 懲戒解雇	12	24%	26%
⑧ 部署異動、シフト調整、担当変更	10	20%	21%
⑨ なし	0	0%	0%
⑩ 不明	3	6%	-
合計	50	100%	100%

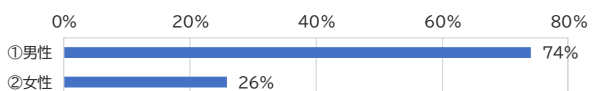
問28.(問27で①または②の場合)処分の内容(SA)(n=50)



問30.被虐待者の性別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 男性	192	74%	74%
② 女性	67	26%	26%
合計	259	100%	100%

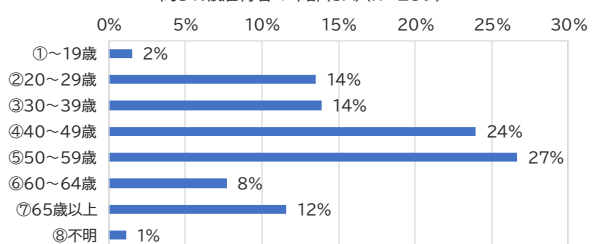
問30.被虐待者の性別(SA)(n=259)



問31.被虐待者の年齢(SA)

	回答数	割合1	割合2
① ～19歳	4	2%	2%
② 20～29歳	35	14%	14%
③ 30～39歳	36	14%	14%
④ 40～49歳	62	24%	24%
⑤ 50～59歳	69	27%	27%
⑥ 60～64歳	20	8%	8%
⑦ 65歳以上	30	12%	12%
⑧ 不明	3	1%	-
合計	259	100%	100%

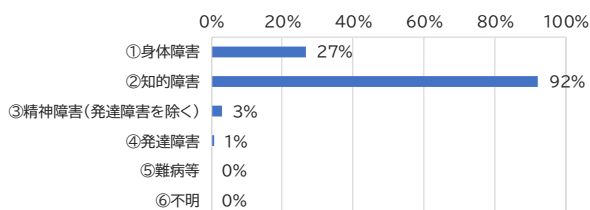
問31.被虐待者の年齢(SA)(n=259)



問32.被虐待者の障害種別(MA)

	回答数	割合1	
① 身体障害	69	27%	
② 知的障害	239	92%	
③ 精神障害（発達障害を除く）	8	3%	
④ 発達障害	2	1%	
⑤ 難病等	0	0%	
⑥ 不明	0	0%	
合計	318		
回答対象者数	259		

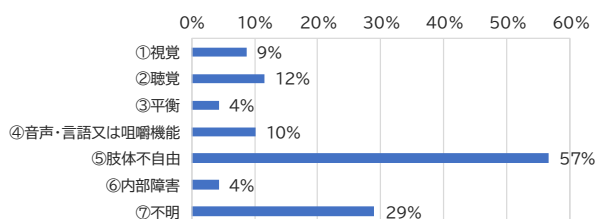
問32.被虐待者の障害種別(MA) (n=259)



問33.(問32で①身体障害に該当する場合)障害の詳細

	回答数	割合1	割合2
① 視覚	6	9%	
② 聴覚	8	12%	
③ 平衡	3	4%	
④ 音声・言語又は咀嚼機能	7	10%	
⑤ 肢体不自由	39	57%	
⑥ 内部障害	3	4%	
⑦ 不明	20	29%	
合計	86		
回答対象者数	69		

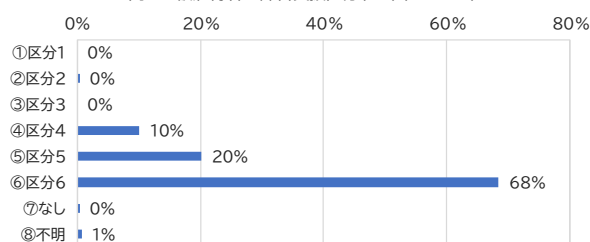
問33.(問32で①身体障害に該当する場合)障害の詳細(MA) (n=69)



問34.被虐待者の障害支援区分(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 区分1	0	0%	0%
② 区分2	1	0%	0%
③ 区分3	0	0%	0%
④ 区分4	26	10%	10%
⑤ 区分5	52	20%	20%
⑥ 区分6	177	68%	69%
⑦ なし（認定調査を受けていない、又は非該当の場合）	1	0%	0%
⑧ 不明	2	1%	-
合計	259	100%	100%

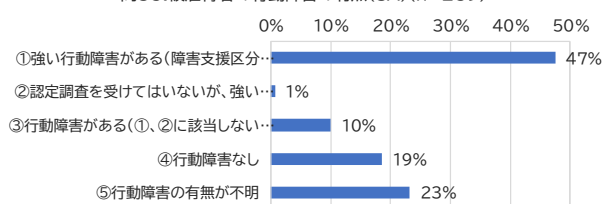
問34.被虐待者の障害支援区分(SA) (n=259)



問35.被虐待者の行動障害の有無(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 強い行動障害がある（障害支援区分3、行動関連項目10点以上）	123	47%	62%
② 認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	2	1%	1%
③ 行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	26	10%	13%
④ 行動障害なし	48	19%	24%
⑤ 行動障害の有無が不明	60	23%	-
合計	259	100%	100%

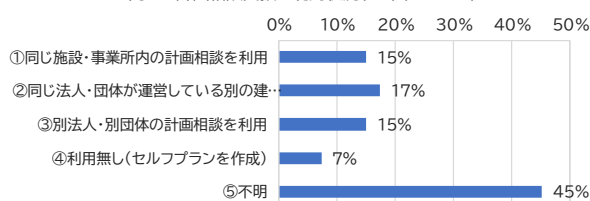
問35.被虐待者の行動障害の有無(SA) (n=259)



問36.計画相談支援の利用状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 同じ施設・事業所内の計画相談を利用	39	15%	27%
② 同じ法人・団体が運営している別の建物の計画相談を利用	45	17%	32%
③ 別法人・別団体の計画相談を利用	39	15%	27%
④ 利用無し（セルフプランを作成）	19	7%	13%
⑤ 不明	117	45%	-
合計	259	100%	100%

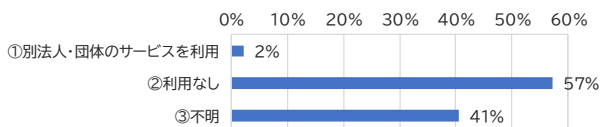
問36.計画相談支援の利用状況(SA) (n=259)



問37.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無※計画相談を除く(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 別法人・団体のサービスを利用	6	2%	4%
② 利用なし	148	57%	96%
③ 不明	105	41%	-
合計	259	100%	100%

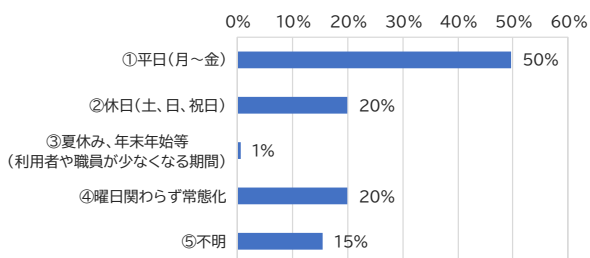
問37.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無※計画相談を除く(SA) (n=259)



問38.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 平日（月～金）	77	50%	50%
② 休日（土、日、祝日）	31	20%	20%
③ 夏休み、年末年始等 (利用者や職員が少なくなる期間)	1	1%	1%
④ 曜日関わらず常態化	31	20%	20%
⑤ 不明	24	15%	15%
合計	164		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

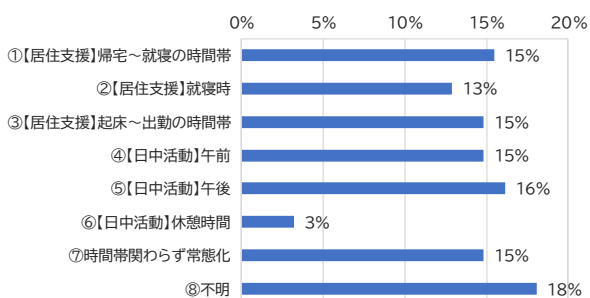
問38.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA) (n=155)



問39.当該事例が発生した時間帯(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 【居住支援】帰宅～就寝の時間帯	24	15%	15%
② 【居住支援】就寝時	20	13%	13%
③ 【居住支援】起床～出勤の時間帯	23	15%	15%
④ 【日中活動】午前	23	15%	15%
⑤ 【日中活動】午後	25	16%	16%
⑥ 【日中活動】休憩時間	5	3%	3%
⑦ 時間帯関わらず常態化	23	15%	15%
⑧ 不明	28	18%	18%
合計	171		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

問39.当該事例が発生した時間帯(MA) (n=155)

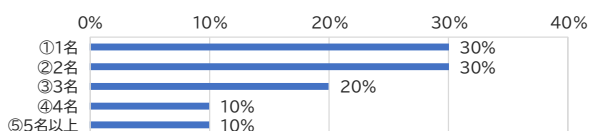


問40.(問39にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数)

	回答数	割合1	割合2
有効回答数	10	50%	
不明	10	50%	
合計	20	100%	

	回答数	割合1	割合2
① 1名	3	30%	
② 2名	3	30%	
③ 3名	2	20%	
④ 4名	1	10%	
⑤ 5名以上	1	10%	
合計	10	100%	

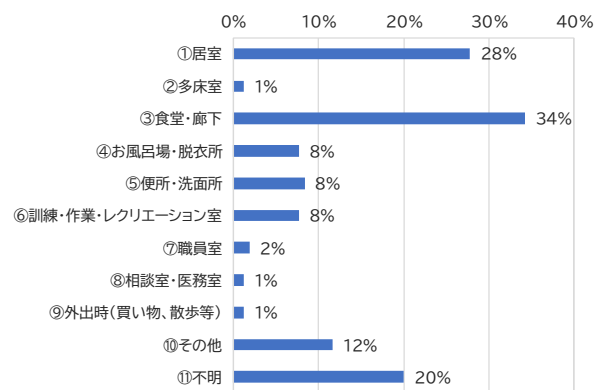
問40.(問39にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数) (n=10)



問41.当該事例が発生した場所(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 居室	43	28%	35%
② 多床室	2	1%	2%
③ 食堂・廊下	53	34%	43%
④ お風呂場・脱衣所	12	8%	10%
⑤ 便所・洗面所	13	8%	10%
⑥ 訓練・作業・レクリエーション室	12	8%	10%
⑦ 職員室	3	2%	2%
⑧ 相談室・医務室	2	1%	2%
⑨ 外出時（買い物、散歩等）	2	1%	2%
⑩ その他	18	12%	15%
⑪ 不明	31	20%	-
合計	191		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

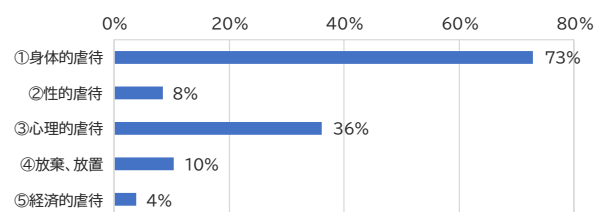
問41.当該事例が発生した場所(MA)(n=155)



問42.虐待種別(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 身体的虐待	113	73%	73%
② 性的虐待	13	8%	8%
③ 心理的虐待	56	36%	36%
④ 放棄、放置	16	10%	10%
⑤ 経済的虐待	6	4%	4%
合計	204		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

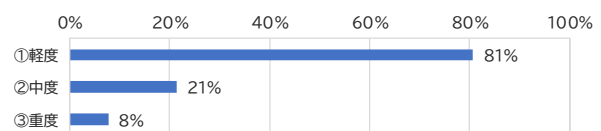
問42.虐待種別(MA)(n=155)



問43.虐待による生命・身体・生活への影響の程度(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 軽度	125	81%	81%
② 中度	33	21%	21%
③ 重度	12	8%	8%
合計	170		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

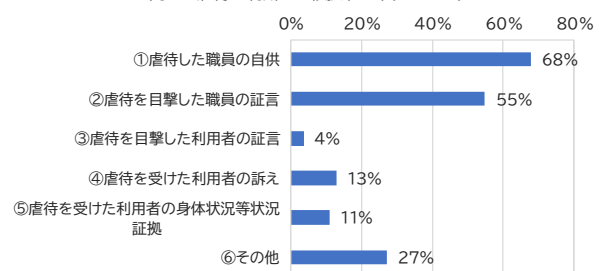
問43.虐待による生命・身体・生活への影響の程度(MA)(n=155)



問44.虐待と判断した根拠(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 虐待した職員の自供	105	68%	68%
② 虐待を目撃した職員の証言	85	55%	55%
③ 虐待を目撃した利用者の証言	6	4%	4%
④ 虐待を受けた利用者の訴え	20	13%	13%
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	17	11%	11%
⑥ その他	42	27%	27%
（うち）監視カメラ映像	(29)	(19%)	(19%)
合計	275		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

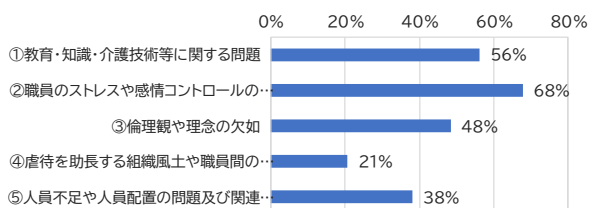
問44.虐待と判断した根拠(MA)(n=155)



問46.虐待の発生要因(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 教育・知識・介護技術等に関する問題	87	56%	56%
② 職員のストレスや感情コントロールの問題	105	68%	68%
③ 倫理観や理念の欠如	75	48%	48%
④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	32	21%	21%
⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	59	38%	38%
合計	358		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	155		

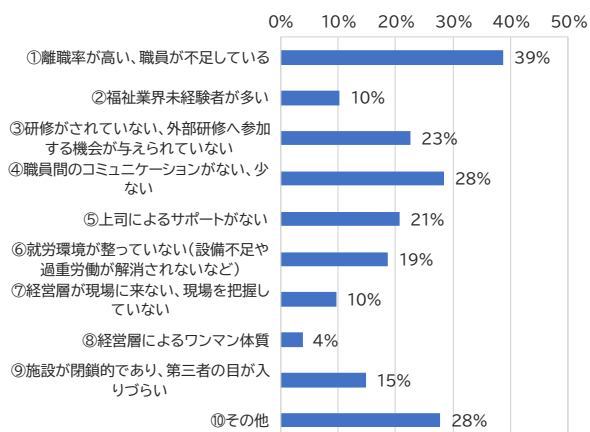
問46.虐待の発生要因(MA)(n=155)



問47.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 離職率が高い、職員が不足している	60	39%	41%
② 福祉業界未経験者が多い	16	10%	11%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	35	23%	24%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	44	28%	30%
⑤ 上司によるサポートがない	32	21%	22%
⑥ 就労環境が整っていない(設備不足や過重労働が解消されないなど)	29	19%	20%
⑦ 経営層が現場にこない、現場を把握していない	15	10%	10%
⑧ 経営層によるワンマン体質	6	4%	4%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	23	15%	16%
⑩ その他	43	28%	29%
合計	303		
無回答	7	5%	-
回答対象者数	155		

問47.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)(n=155)



■療養介護

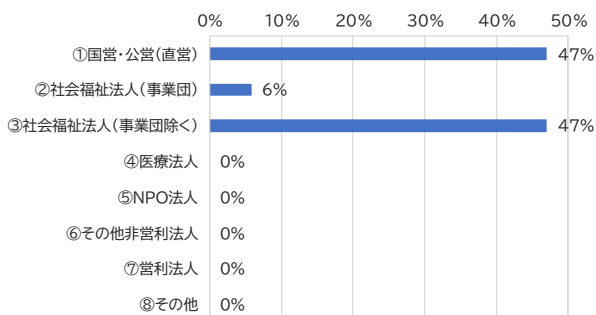
問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 国営・公営(直営)	8	47%	47%
② 社会福祉法人(事業団)	1	6%	6%
③ 社会福祉法人(事業団除く)	8	47%	47%
④ 医療法人	0	0%	0%
⑤ NPO法人	0	0%	0%
⑥ その他非営利法人(公益社団・財団法人、一般社団・財団法人など)	0	0%	0%
⑦ 営利法人(株式会社、合同会社など)	0	0%	0%
⑧ その他	0	0%	0%
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%

※割合1：不明や無回答も含む構成割合

※割合2：不明や無回答を除く構成割合

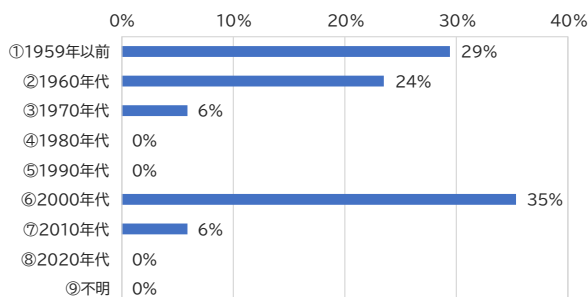
問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別(SA)
(n=17)



問2.法人設立年(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	5	29%	29%
② 1960年代	4	24%	24%
③ 1970年代	1	6%	6%
④ 1980年代	0	0%	0%
⑤ 1990年代	0	0%	0%
⑥ 2000年代	6	35%	35%
⑦ 2010年代	1	6%	6%
⑧ 2020年代	0	0%	0%
⑨ 不明	0	0%	-
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%

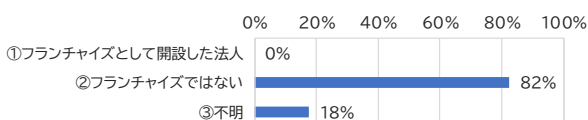
問2.法人設立年(SA)(n=17)



問3.フランチャイズの有無(SA)

	回答数	割合1	割合2
① フランチャイズとして開設した法人	0	0%	0%
② フランチャイズではない	14	82%	100%
③ 不明	3	18%	-
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%

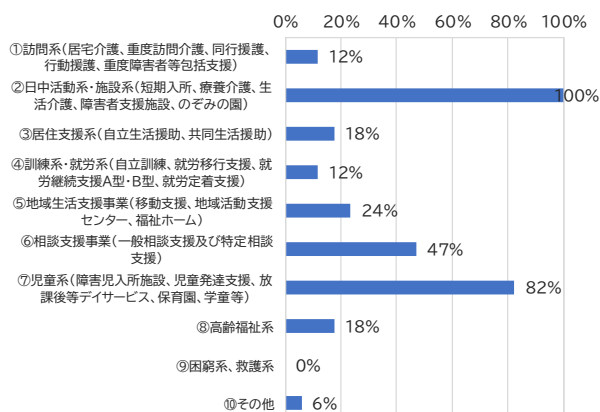
問3.フランチャイズの有無(SA)(n=17)



問4.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 訪問系(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	2	12%	12%
② 日中活動系・施設系(短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園)	17	100%	100%
③ 居住支援系(自立生活援助、共同生活援助)	3	18%	18%
④ 訓練系・就労系(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援)	2	12%	12%
⑤ 地域生活支援事業(移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム)	4	24%	24%
⑥ 相談支援事業(一般相談支援及び特定相談支援)	8	47%	47%
⑦ 児童系(障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等)	14	82%	82%
⑧ 高齢福祉系	3	18%	18%
⑨ 困窮系、救護系	0	0%	0%
⑩ その他	1	6%	6%
合計	54		
無回答	0		
回答対象者数	17		

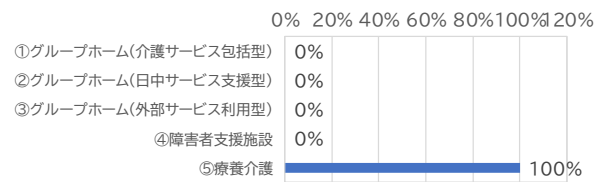
問4.同法人が運営している福祉サービスの有無(MA)(n=17)



問5.施設・事業所種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① グループホーム(介護サービス包括型)	0	0%	0%
② グループホーム(日中サービス支援型)	0	0%	0%
③ グループホーム(外部サービス利用型)	0	0%	0%
④ 障害者支援施設	0	0%	0%
⑤ 療養介護	17	100%	100%
無回答	0	0%	0%
合計	17	100%	100%

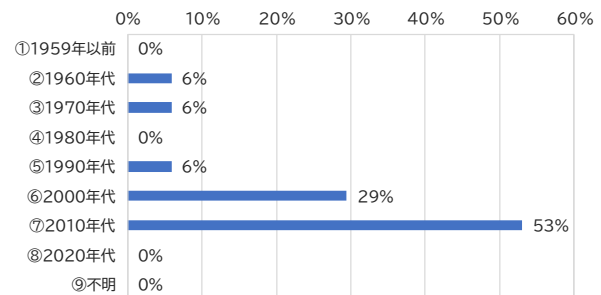
問5.施設・事業所種別(SA)(n=17)



問6.事業開始年月(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 1959年以前	0	0%	0%
② 1960年代	1	6%	6%
③ 1970年代	1	6%	6%
④ 1980年代	0	0%	0%
⑤ 1990年代	1	6%	6%
⑥ 2000年代	5	29%	29%
⑦ 2010年代	9	53%	53%
⑧ 2020年代	0	0%	0%
⑨ 不明	0	0%	-
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%

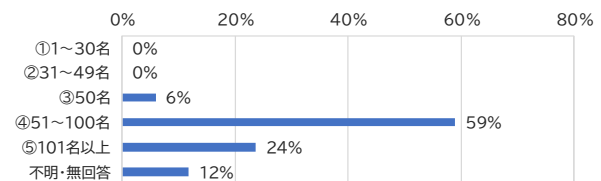
問6.事業開始年月(SA)(n=17)



問7.定員数(事実確認調査時点)

	回答数	割合1	割合2
① 1～30名	0	0%	0%
② 31～49名	0	0%	0%
③ 50名	1	6%	7%
④ 51～100名	10	59%	67%
⑤ 101名以上	4	24%	27%
不明・無回答	2	12%	-
合計	17	113%	-

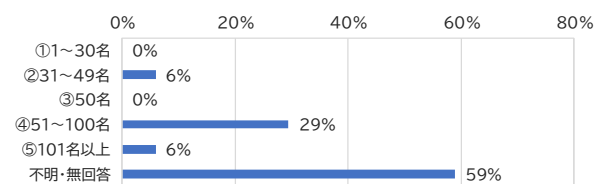
問7.定員数(事実確認調査時点)(n=17)



問7.実利用者数(事実確認調査時点)

	回答数	割合1	割合2
① 1～30名	0	0%	0%
② 31～49名	1	6%	14%
③ 50名	0	0%	0%
④ 51～100名	5	29%	71%
⑤ 101名以上	1	6%	14%
不明・無回答	10	59%	-
合計	17	100%	-

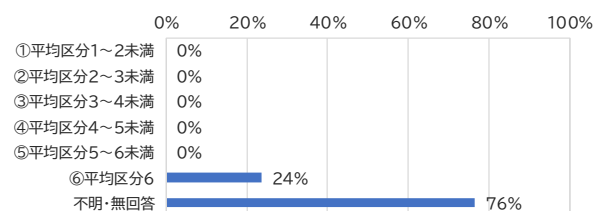
問7.実利用者数(事実確認調査時点)(n=17)



問8.利用者の支援区分の平均(数字)

	回答数	割合1	割合2
① 平均区分1～2未満	0	0%	0%
② 平均区分2～3未満	0	0%	0%
③ 平均区分3～4未満	0	0%	0%
④ 平均区分4～5未満	0	0%	0%
⑤ 平均区分5～6未満	0	0%	0%
⑥ 平均区分6	4	24%	100%
不明・無回答	13	76%	-
合計	17	100%	-

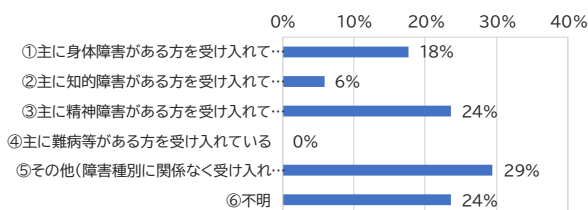
問8.利用者の支援区分の平均(数字)(n=17)



問9.受け入れている利用者の主たる障害種別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 主に身体障害がある方を受け入れている	3	18%	23%
② 主に知的障害がある方を受け入れている	1	6%	8%
③ 主に精神障害がある方を受け入れている	4	24%	31%
④ 主に難病等がある方を受け入れている	0	0%	0%
⑤ その他(障害種別に関係なく受け入れている等)	5	29%	38%
⑥ 不明	4	24%	-
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%

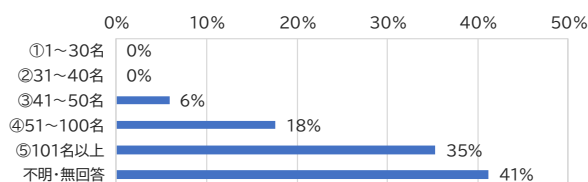
問9.受け入れている利用者の主たる障害種別(SA)(n=17)



問10.施設・事業所全体の職員数(委託職員は除く)

	回答数	割合1	割合2
① 1~30名	0	0%	0%
② 31~40名	0	0%	0%
③ 41~50名	1	6%	10%
④ 51~100名	3	18%	30%
⑤ 101名以上	6	35%	60%
不明・無回答	7	41%	-
合計	17	100%	-

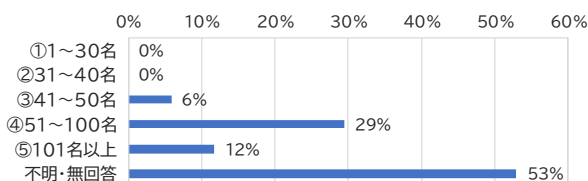
問10.施設・事業所全体の職員数(委託職員は除く)(n=17)



(うち)常勤(実人数)

	回答数	割合1	割合2
① 1~30名	0	0%	0%
② 31~40名	0	0%	0%
③ 41~50名	1	6%	13%
④ 51~100名	5	29%	63%
⑤ 101名以上	2	12%	25%
不明・無回答	9	53%	-
合計	17	100%	-

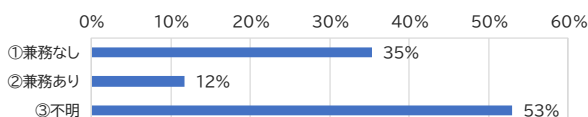
(うち)常勤(実人数)(n=17)



問11.サービス管理責任者の兼務状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 兼務なし	6	35%	75%
② 兼務あり	2	12%	25%
③ 不明	9	53%	-
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%

問11.サービス管理責任者の兼務状況(SA)(n=17)

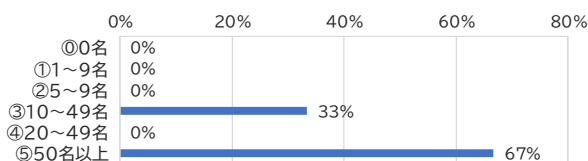


問12.職員の福祉系資格保有状況(複数資格所持者も1)

	回答数	割合1	割合2
有効回答数	3	18%	18%
不明・無回答	14	82%	82%
合計	17	100%	100%

	回答数	割合1	割合2
① 0名	0	0%	-
② 1~9名	0	0%	-
③ 5~9名	0	0%	-
④ 10~49名	1	33%	-
⑤ 20~49名	0	0%	-
⑥ 50名以上	2	67%	-
合計	3	100%	-

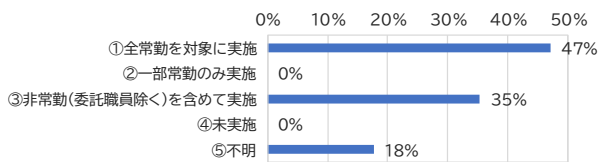
問12.職員の福祉系資格保有状況(複数資格所持者も1人カウント)(n=3)



問13.虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修(外部での研修参加も含む)の実施状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 全常勤を対象に実施	8	47%	57%
② 一部常勤のみ実施	0	0%	0%
③ 非常勤(委託職員除く)を含めて実施	6	35%	43%
④ 未実施	0	0%	0%
⑤ 不明	3	18%	-
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%

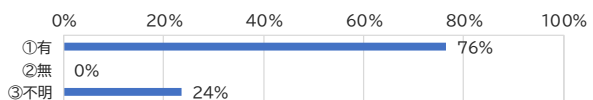
問13.虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修(外部での研修参加も含む)の実施状況(SA)(n=17)



問14.虐待発生時点での虐待防止委員会の設置状況(S)

	回答数	割合1	割合2
① 有	13	76%	100%
② 無	0	0%	0%
③ 不明	4	24%	-
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%

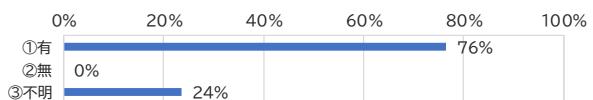
問14.虐待発生時点での虐待防止委員会の設置状況(SA)(n=17)



問15.虐待発生時点での虐待防止責任者の設置状況(S)

	回答数	割合1	割合2
① 有	13	76%	100%
② 無	0	0%	0%
③ 不明	4	24%	-
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%

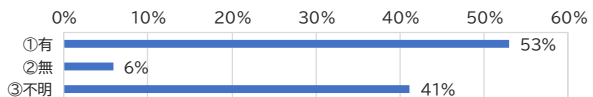
問15.虐待発生時点での虐待防止責任者の設置状況(SA)(n=17)



問16.虐待発生時点での苦情解決制度における第三者委員会の設置の有無(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 有	9	53%	90%
② 無	1	6%	10%
③ 不明	7	41%	-
無回答	0	0%	-
合計	17	100%	100%

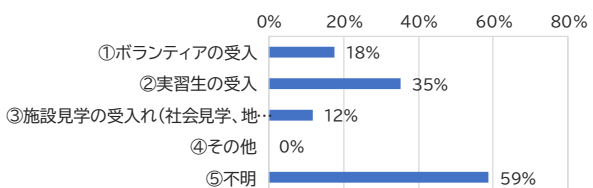
問16.虐待発生時点での苦情解決制度における第三者委員会の設置の有無(SA)(n=17)



問17.日常の支援中に施設内へ外部の目が入る取組をしていたか(MA)

	回答数	割合1	割合2
① ボランティアの受入	3	18%	18%
② 実習生の受入	6	35%	35%
③ 施設見学の受入れ(社会見学、地域住民等)	2	12%	12%
④ その他	0	0%	0%
⑤ 不明	10	59%	59%
無回答	0	0%	-
回答対象者数	17		

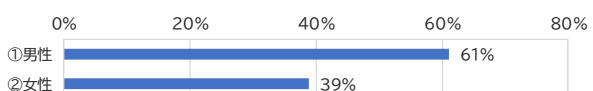
問17.日常の支援中に施設内へ外部の目が入る取組をしていたか(MA)(n=17)



問19.虐待者の性別(SA)

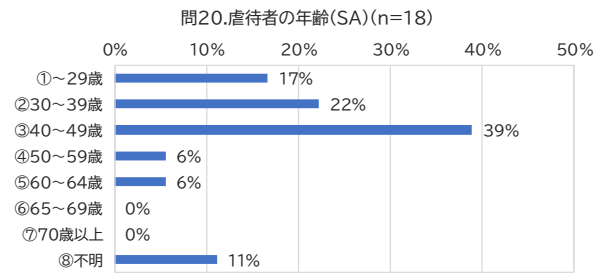
	回答数	割合1	割合2
① 男性	11	61%	
② 女性	7	39%	
合計	18	100%	

問19.虐待者の性別(SA)(n=18)



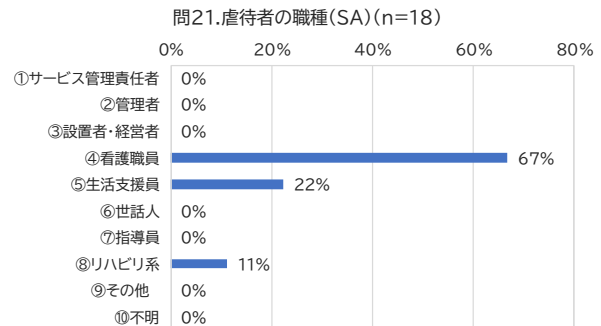
問20.虐待者の年齢(SA)

	回答数	割合1	割合2
① ～29歳	3	17%	19%
② 30～39歳	4	22%	25%
③ 40～49歳	7	39%	44%
④ 50～59歳	1	6%	6%
⑤ 60～64歳	1	6%	6%
⑥ 65～69歳	0	0%	0%
⑦ 70歳以上	0	0%	0%
⑧ 不明	2	11%	-
合計	18	100%	100%



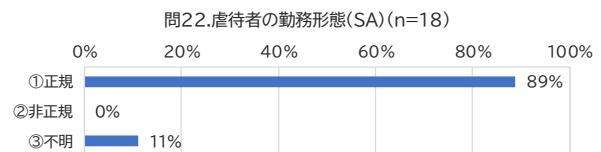
問21.虐待者の職種(SA)

	回答数	割合1	割合2
① サービス管理責任者	0	0%	0%
② 管理者	0	0%	0%
③ 設置者・経営者	0	0%	0%
④ 看護職員	12	67%	67%
⑤ 生活支援員	4	22%	22%
⑥ 世話人	0	0%	0%
⑦ 指導員	0	0%	0%
⑧ リハビリ系	2	11%	11%
⑨ その他	0	0%	0%
⑩ 不明	0	0%	-
合計	18	100%	100%



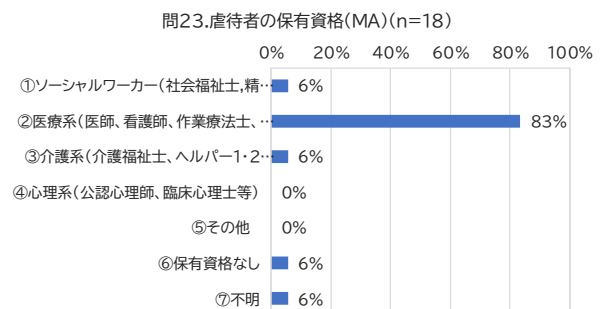
問22.虐待者の勤務形態(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 正規	16	89%	100%
② 非正規	0	0%	0%
③ 不明	2	11%	-
合計	18	100%	100%



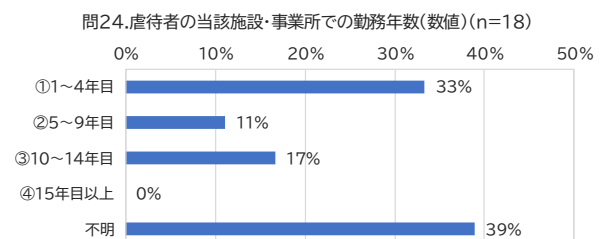
問23.虐待者の保有資格(MA)

	回答数	割合1	割合2
① ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等)	1	6%	6%
② 医療系(医師、看護師、作業療法士、保健師等)	15	83%	88%
③ 介護系(介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネジャー)	1	6%	6%
④ 心理系(公認心理師、臨床心理士等)	0	0%	0%
⑤ その他	0	0%	0%
⑥ 保有資格なし	1	6%	6%
⑦ 不明	1	6%	-
合計	19		
回答対象者数	18		



問24.虐待者の当該施設・事業所での勤務年数(数値)

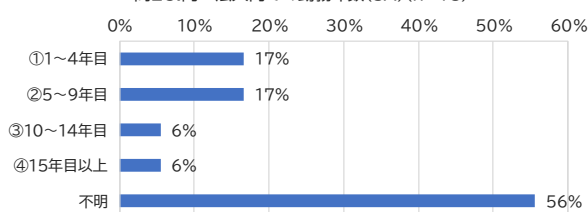
	回答数	割合1	割合2
① 1～4年目	6	33%	55%
② 5～9年目	2	11%	18%
③ 10～14年目	3	17%	27%
④ 15年目以上	0	0%	0%
不明	7	39%	-
合計	18		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	18		



問25.同一法人内での勤務年数(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 1～4年目	3	17%	38%
② 5～9年目	3	17%	38%
③ 10～14年目	1	6%	13%
④ 15年目以上	1	6%	13%
不明	10	56%	-
合計	18		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	18		

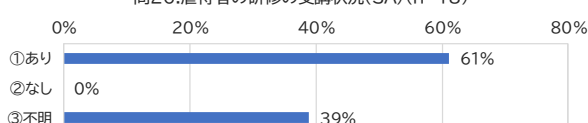
問25.同一法人内での勤務年数(SA)(n=18)



問26.虐待者の研修の受講状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① あり	11	61%	100%
② なし	0	0%	0%
③ 不明	7	39%	-
合計	18	100%	100%

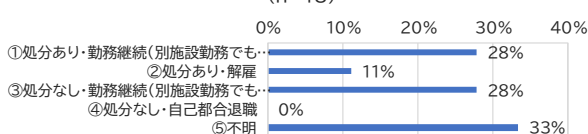
問26.虐待者の研修の受講状況(SA)(n=18)



問27.法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況

	回答数	割合1	割合2
① 処分あり・勤務継続（別施設勤務でも可）	5	28%	42%
② 処分あり・解雇	2	11%	17%
③ 処分なし・勤務継続（別施設勤務でも可）	5	28%	42%
④ 処分なし・自己都合退職	0	0%	0%
⑤ 不明	6	33%	-
合計	18	100%	100%

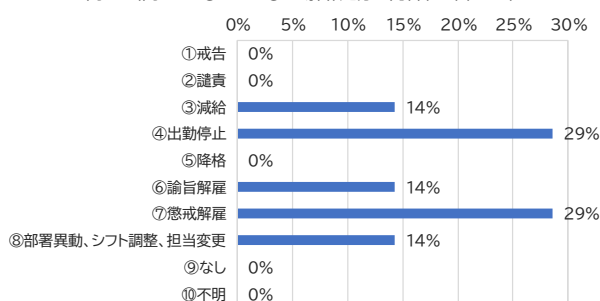
問27.法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況(SA)(n=18)



問28.(問27で①または②の場合)処分の内容(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 戒告	0	0%	0%
② 譴責	0	0%	0%
③ 減給	1	14%	14%
④ 出勤停止	2	29%	29%
⑤ 降格	0	0%	0%
⑥ 諭旨解雇	1	14%	14%
⑦ 懲戒解雇	2	29%	29%
⑧ 部署異動、シフト調整、担当変更	1	14%	14%
⑨ なし	0	0%	0%
⑩ 不明	0	0%	-
合計	7	100%	100%

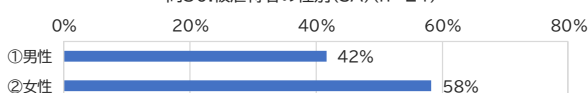
問28.(問27で①または②の場合)処分の内容(SA)(n=7)



問30.被虐待者の性別(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 男性	10	42%	42%
② 女性	14	58%	58%
合計	24	100%	100%

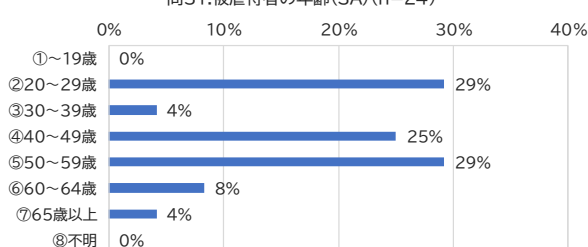
問30.被虐待者の性別(SA)(n=24)



問31.被虐待者の年齢(SA)

	回答数	割合1	割合2
① ～19歳	0	0%	0%
② 20～29歳	7	29%	29%
③ 30～39歳	1	4%	4%
④ 40～49歳	6	25%	25%
⑤ 50～59歳	7	29%	29%
⑥ 60～64歳	2	8%	8%
⑦ 65歳以上	1	4%	4%
⑧ 不明	0	0%	-
合計	24	100%	100%

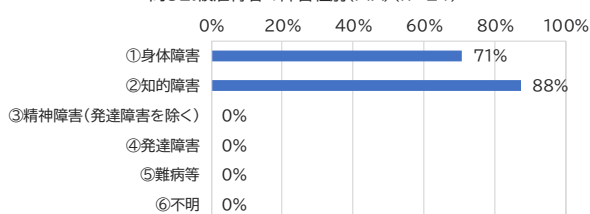
問31.被虐待者の年齢(SA)(n=24)



問32.被虐待者の障害種別(MA)

	回答数	割合1	
① 身体障害	17	71%	
② 知的障害	21	88%	
③ 精神障害（発達障害を除く）	0	0%	
④ 発達障害	0	0%	
⑤ 難病等	0	0%	
⑥ 不明	0	0%	
合計	38		
回答対象者数	24		

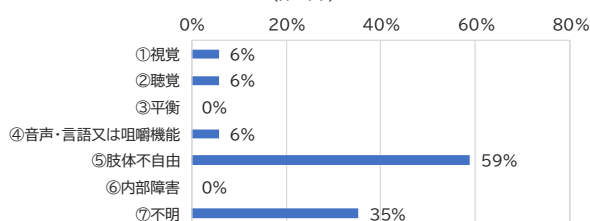
問32.被虐待者の障害種別(MA) (n=24)



問33.(問32で①身体障害に該当する場合)障害の詳細

	回答数	割合1	割合2
① 視覚	1	6%	
② 聴覚	1	6%	
③ 平衡	0	0%	
④ 音声・言語又は咀嚼機能	1	6%	
⑤ 肢体不自由	10	59%	
⑥ 内部障害	0	0%	
⑦ 不明	6	35%	
合計	19		
回答対象者数	17		

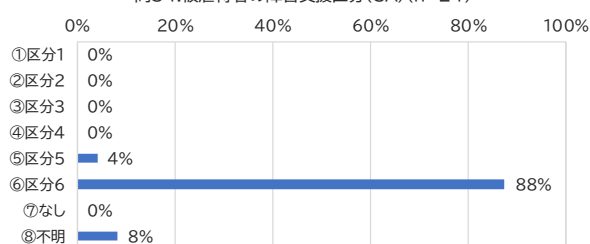
問33.(問32で①身体障害に該当する場合)障害の詳細(MA) (n=17)



問34.被虐待者の障害支援区分(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 区分1	0	0%	0%
② 区分2	0	0%	0%
③ 区分3	0	0%	0%
④ 区分4	0	0%	0%
⑤ 区分5	1	4%	5%
⑥ 区分6	21	88%	95%
⑦ なし（認定調査を受けていない、又は非該当の場合）	0	0%	0%
⑧ 不明	2	8%	-
合計	24	100%	100%

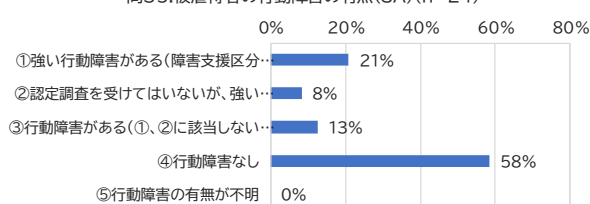
問34.被虐待者の障害支援区分(SA) (n=24)



問35.被虐待者の行動障害の有無(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 強い行動障害がある（障害支援区分3、行動関連項目10点以上）	5	21%	21%
② 認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	2	8%	8%
③ 行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	3	13%	13%
④ 行動障害なし	14	58%	58%
⑤ 行動障害の有無が不明	0	0%	-
合計	24	100%	100%

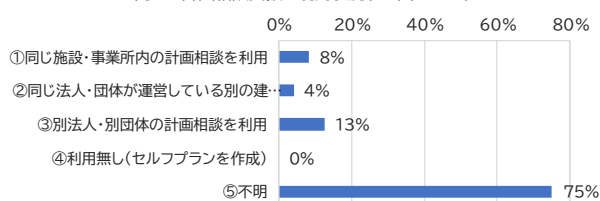
問35.被虐待者の行動障害の有無(SA) (n=24)



問36.計画相談支援の利用状況(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 同じ施設・事業所内の計画相談を利用	2	8%	33%
② 同じ法人・団体が運営している別の建物の計画相談を利用	1	4%	17%
③ 別法人・別団体の計画相談を利用	3	13%	50%
④ 利用無し（セルフプランを作成）	0	0%	0%
⑤ 不明	18	75%	-
合計	24	100%	100%

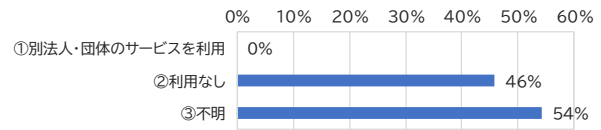
問36.計画相談支援の利用状況(SA) (n=24)



問37.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無※計画相談を除く(SA)

	回答数	割合1	割合2
① 別法人・団体のサービスを利用	0	0%	0%
② 利用なし	11	46%	100%
③ 不明	13	54%	-
合計	24	100%	100%

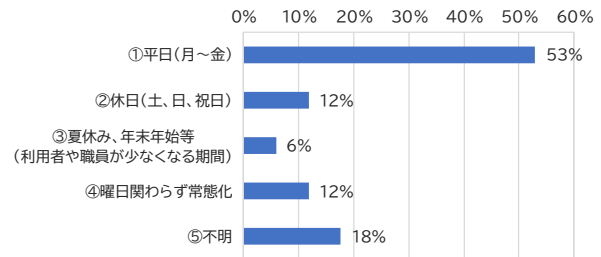
問37.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無※計画相談を除く(SA) (n=24)



問38.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 平日（月～金）	9	53%	53%
② 休日（土、日、祝日）	2	12%	12%
③ 夏休み、年末年始等 (利用者や職員が少なくなる期間)	1	6%	6%
④ 曜日関わらず常態化	2	12%	12%
⑤ 不明	3	18%	18%
合計	17		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	17		

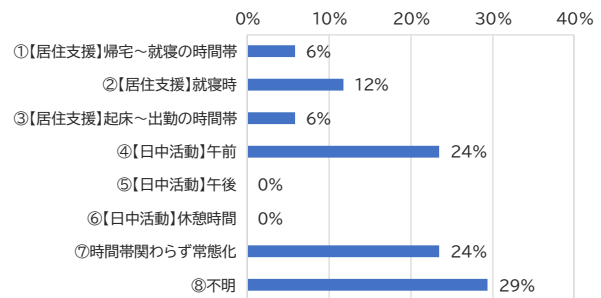
問38.当該事例が発生した曜日、祝日等(MA)(n=17)



問39.当該事例が発生した時間帯(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 【居住支援】帰宅～就寝の時間帯	1	6%	6%
② 【居住支援】就寝時	2	12%	12%
③ 【居住支援】起床～出勤の時間帯	1	6%	6%
④ 【日中活動】午前	4	24%	24%
⑤ 【日中活動】午後	0	0%	0%
⑥ 【日中活動】休憩時間	0	0%	0%
⑦ 時間帯関わらず常態化	4	24%	24%
⑧ 不明	5	29%	29%
合計	17		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	17		

問39.当該事例が発生した時間帯(MA)(n=17)

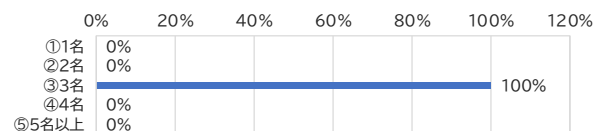


問40.(問39にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数)

	回答数	割合1	割合2
有効回答数	1	50%	
不明	1	50%	
合計	2	100%	

	回答数	割合1	割合2
① 1名	0	0%	
② 2名	0	0%	
③ 3名	1	100%	
④ 4名	0	0%	
⑤ 5名以上	0	0%	
合計	1	100%	

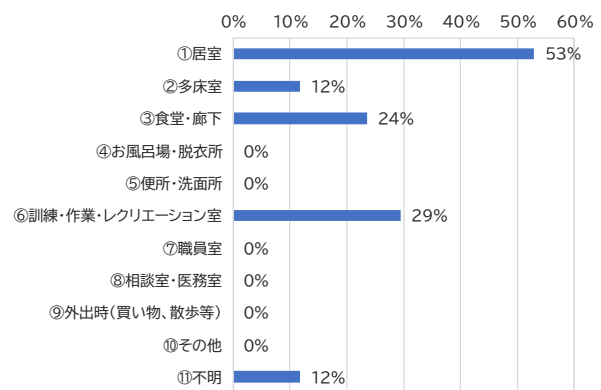
問40.(問39にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数)(n=1)



問41.当該事例が発生した場所(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 居室	9	53%	60%
② 多床室	2	12%	13%
③ 食堂・廊下	4	24%	27%
④ お風呂場・脱衣所	0	0%	0%
⑤ 便所・洗面所	0	0%	0%
⑥ 訓練・作業・レクリエーション室	5	29%	33%
⑦ 職員室	0	0%	0%
⑧ 相談室・医務室	0	0%	0%
⑨ 外出時（買い物、散歩等）	0	0%	0%
⑩ その他	0	0%	0%
⑪ 不明	2	12%	-
合計	22		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	17		

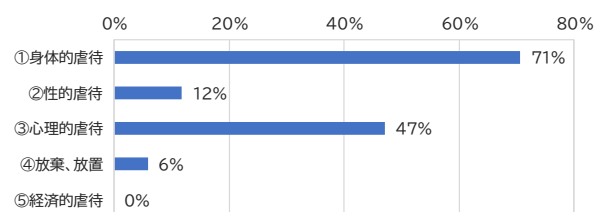
問41.当該事例が発生した場所(MA)(n=17)



問42.虐待種別(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 身体的虐待	12	71%	71%
② 性的虐待	2	12%	12%
③ 心理的虐待	8	47%	47%
④ 放棄、放置	1	6%	6%
⑤ 経済的虐待	0	0%	0%
合計	23		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	17		

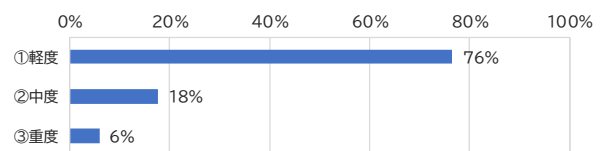
問42.虐待種別(MA)(n=17)



問43.虐待による生命・身体・生活への影響の程度(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 軽度	13	76%	76%
② 中度	3	18%	18%
③ 重度	1	6%	6%
合計	17		
無回答	0	0%	-
回答対象者数	17		

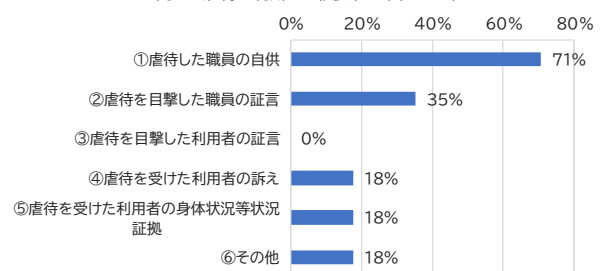
問43.虐待による生命・身体・生活への影響の程度(MA)(n=17)



問44.虐待と判断した根拠(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 虐待した職員の自供	12	71%	75%
② 虐待を目撃した職員の証言	6	35%	38%
③ 虐待を目撃した利用者の証言	0	0%	0%
④ 虐待を受けた利用者の訴え	3	18%	19%
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	3	18%	19%
⑥ その他 （うち）監視カメラ映像	3 (3)	18% (18%)	19% (19%)
合計	27		
無回答	1	6%	-
回答対象者数	17		

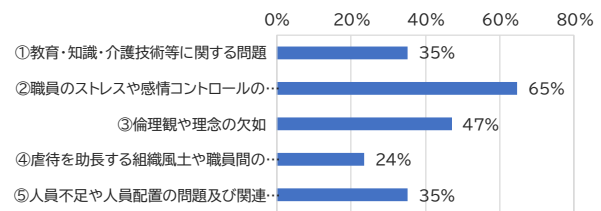
問44.虐待と判断した根拠(MA)(n=17)



問46.虐待の発生要因(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 教育・知識・介護技術等に関する問題	6	35%	38%
② 職員のストレスや感情コントロールの問題	11	65%	69%
③ 倫理観や理念の欠如	8	47%	50%
④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	4	24%	25%
⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	6	35%	38%
合計	35		
無回答（その他）	1	6%	-
回答対象者数	17		

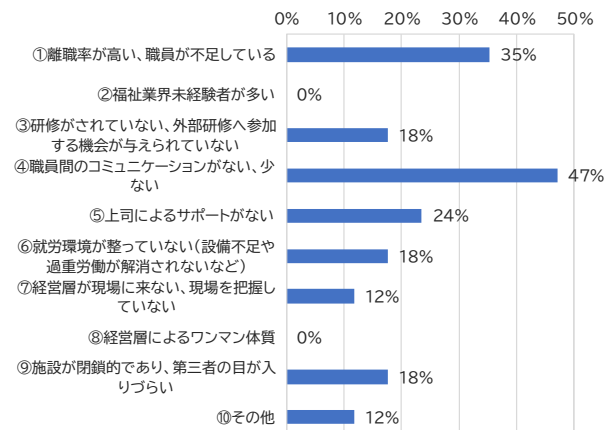
問46.虐待の発生要因(MA)(n=17)



問47.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)

	回答数	割合1	割合2
① 離職率が高い、職員が不足している	6	35%	38%
② 福祉業界未経験者が多い	0	0%	0%
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	3	18%	19%
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	8	47%	50%
⑤ 上司によるサポートがない	4	24%	25%
⑥ 就労環境が整っていない(設備不足や過重労働が解消されないなど)	3	18%	19%
⑦ 経営層が現場にこない、現場を把握していない	2	12%	13%
⑧ 経営層によるワンマン体質	0	0%	0%
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	3	18%	19%
⑩ その他	2	12%	13%
合計	31		
無回答	1	6%	-
回答対象者数	17		

問47.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること(行政機関から見て感じること)(MA)(n=17)



■調査票

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する調査票（第12票） ～「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」深掘り調査～

● 本調査の目的 本調査は、「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」における適切な虐待防止策の検討に資する情報収集を目的に実施するものです。
● ご回答をお願いしたい方 ・ 第12票・第12票個票のご回答をいただいている都道府県本庁の虐待防止ご担当者様にご回答をお願いしたいと存じます。 ・ 都道府県で把握していない情報（設問）については、当該事例を報告した市区町村（事実確認調査を実施した自治体）等に当該情報がないか確認をお願いします。 ・ 必要に応じて、貴庁障害者福祉施設等の指導監査ご担当部署へ内容のご確認等もお願いできますと幸いです。
● 本調査の構成 ① 「調査票1～●」シート： ・ 第12票でご回答いただいた施設従事者虐待事例から、「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」での虐待を抽出し、各シートごとに調査票を作成しております。 ※グループホームでの設置者・経営者による経済的虐待の事例は除いております。 ※被虐待者や虐待者の生別が不明（一部でも不明の場合含む）の事例も除いております。 ・ 一部の設問は、第12票・第12票個票と同じ設問になっております。<u>すでにご提出済の回答も確認の上、ご記入ください。</u> ・ 1件の虐待事例で複数名の被虐待者や虐待者がいた場合、それぞれの人の情報についてご回答をお願いします。 ・ お手数ですが、おわかりになる範囲で各事例の概要もご回答をお願いします。 ② 「虐待防止に向けた課題等」シート ・ 障害者福祉施設従事者等による「障害者虐待防止に向けた課題等」に関してもご回答をお願いします。

本シートでの回答対象事例（第12票より転載）

問 0 整理番号	A 1
問 1 報告を発出した市区町村名	●●市
問 6（1）施設所在地（市区町村名）	△△町
問 6（2）サービス種別	01：障害者支援施設

0. 本整理番号でご回答いただいた障害者福祉施設等の名称をご記入ください。

I. 当該施設・事業所の運営法人の概要についてお聞きます。

※虐待発生時点でご回答ください。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問1.回答対象施設・事業所の運営法人種別（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① 国営・公営（直営）	
② 社会福祉法人（事業団）	
③ 社会福祉法人（事業団除く）	
④ 医療法人	
⑤ NPO法人	
⑥ その他非営利法人（公益社団・財団法人、一般社団・財団法人など）	
⑦ 営利法人（株式会社、合同会社など）	
⑧ その他 ※その他の場合、具体例を記入↓	

問2.法人設立年（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① 1959年以前	
② 1960年代	
③ 1970年代	
④ 1980年代	
⑤ 1990年代	
⑥ 2000年代	
⑦ 2010年代	
⑧ 2020年代	
⑨ 不明	

問3.フランチャイズの有無（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① フランチャイズとして開設した包囲陣	
② フランチャイズではない	
③ 不明	

問4.同法人が運営している福祉サービスの有無（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	
② 日中活動系・施設系（短期入所、療養介護、生活介護、障害者支援施設、のぞみの園）	
③ 居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）	
④ 訓練系・就労系（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）	
⑤ 地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム）	
⑥ 相談支援事業（一般相談支援及び特定相談支援）	
⑦ 児童系（障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園、学童等）	
⑧ 高齢福祉系	
⑨ 困窮系、救護系	
⑩ その他 ※その他の場合、具体例を記入↓	

Ⅱ. 当該施設・事業所の概要についてお聞きます。

※虐待発生時点でご回答ください。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問5.施設・事業所種別（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① グループホーム（介護サービス包括型）	
② グループホーム（日中サービス支援型）	
③ グループホーム（外部サービス利用型）	
④ 障害者支援施設	
⑤ 療養介護	

問6.事業開始年月（または当該法人が該当種別の事業運営を開始、引き継いだ年）
（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① 1959年以前	
② 1960年代	
③ 1970年代	
④ 1980年代	
⑤ 1990年代	
⑥ 2000年代	
⑦ 2010年代	
⑧ 2020年代	
⑨ 不明	

問7.定員数・実利用者数（事実確認調査時点）（数字）

※短期入所及び医療型障害児入所施設分は除く

※人数をご回答ください（不明の場合は999を入力してください）

定員数		名
実利用者数		名

問8.利用者の支援区分の平均（数字）

※平均区分をご回答ください（不明の場合は999を入力してください）

平均区分	
------	--

問9.受け入れている利用者の主たる障害種別（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

① 主に身体障害がある方を受け入れている	
② 主に知的障害がある方を受け入れている	
③ 主に精神障害がある方を受け入れている	
④ 主に難病等がある方を受け入れている	
⑤ その他（障害種別に関係なく受け入れている等）	
⑥ 不明	

問10.施設・事業所全体の職員数(委託職員は除く)

※人数をご回答ください(不明の場合は999を入力してください)

職員数(実人数)		名
(うち)常勤(実人数)		名

問11.サービス管理責任者の兼務状況(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

① 兼務無し	
② 兼務あり	
③ 不明	

問12.職員の福祉系資格保有状況(複数資格所持者も1人カウント)

※人数をご回答ください(不明の場合は999を入力してください)

資格保有者の職員数(実人数)		名
----------------	--	---

※上記資格保有者の職員について、資格種類別に人数をご回答ください
(一人の人が複数当てはまる場合は、それぞれに計上ください)

ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等)		名
医療系(医師、看護師、作業療法士、保健師等)		名
介護系(介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネージャー)		名
心理系(公認心理師、臨床心理士等)		名

問13.虐待発生時から概ね過去1年間の虐待防止研修(外部での研修参加も含む)の実施状況
(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

① 全常勤を対象に実施	
② 一部常勤のみ実施	
③ 非常勤(委託職員除く)を含めて実施	
④ 未実施	
⑤ 不明	

問14.虐待発生時点での虐待防止委員会の設置状況(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

① 有	
② 無	
③ 不明	

問15.虐待発生時点での虐待防止責任者の設置状況(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

① 有	
② 無	
③ 不明	

問16.虐待発生時点での苦情解決制度における第三者委員会の設置の有無
(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

① 有	
② 無	
③ 不明	

問17.日常の支援中に施設内へ外部の目が入る取組をしていたか
(あてはまる選択肢すべてに「1」)

① ボランティアの受入	
② 実習生の受入	
③ 施設見学の受入れ(社会見学、地域住民等)	
④ その他 ※その他の場合、具体例を記入!	
⑤ 不明	

Ⅲ. 虐待者の属性についてお聞きます。(問19～問28は虐待者ごとに回答)

※虐待発生時点でご回答ください。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問18.当該事例で虐待をした職員数(人数)

※虐待者数(第12票問9(1)「虐待者の性別」の合計数)をご回答ください

※もし、虐待者の性別や人数が不明の場合(一部の虐待者が性別不明の場合も含む)は、

「999」を入力し、問29にお答えください

虐待者		名
-----	--	---

※問19～問28は虐待者ごとにご回答ください

問19.虐待者の性別(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目

① 男性		
② 女性		

問20.虐待者の年齢(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目

① ～29歳		
② 30～39歳		
③ 40～49歳		
④ 50～59歳		
⑤ 60～64歳		
⑥ 65～69歳		
⑦ 70歳以上		
⑧ 不明		

問21.虐待者の職種(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

※1人が複数の職種を兼務している場合は、虐待発生時に担っていた職名又は職種を1つ選択して回答

1人目

① サービス管理責任者		
② 管理者		
③ 設置者・経営者		
④ 看護職員		
⑤ 生活支援員		
⑥ 世話人		
⑦ 指導員		
⑧ リハビリ系		
⑨ その他		
※その他の場合、具体例を記入(セル内に表示しきれなくても結構です)→		
⑩ 不明		

問22.虐待者の勤務形態(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目

① 正規		
② 非正規		
③ 不明		

問23.虐待者の保有資格（あてはまる選択肢すべてに「1」）

1人目

① ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員等）		
② 医療系（医師、看護師、作業療法士、保健師等）		
③ 介護系（介護福祉士、ヘルパー1・2級、ケアマネージャー）		
④ 心理系（公認心理師、臨床心理士等）		
⑤ その他		
※その他の場合、具体例を記入（セル内に表示しきれなくても結構です）→		
⑥ 保有資格なし		
⑦ 不明		

問24.虐待者の当該施設・事業所での勤務年数(数値)

※年数をご回答くださいお答えください（不明の場合は999を入力してください）

回答例）半年の場合→1年目、1年2か月の場合→2年目

1人目

当該施設・事業所での勤務年数		
----------------	----------------------	----------------------

問25.同一法人内での勤務年数（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

※年数をご回答くださいお答えください（不明の場合は999を入力してください）

回答例）半年の場合→1年目、1年2か月の場合→2年目

1人目

同一法人内での勤務年数		
-------------	----------------------	----------------------

問26.虐待者の研修の受講状況（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

※内部・外部研修問わず、虐待の未然防止も含む権利擁護関連全般や対人援助技術に関する研修等の概ね過去1年以内の受講実績

1人目

① あり		
② なし		
③ 不明		

問27.法人・施設が行った、虐待者に対する処分の状況（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

1人目

① 処分あり・勤務継続（別施設勤務でも可）		
② 処分あり・解雇		
③ 処分なし・勤務継続（別施設勤務でも可）		
④ 処分なし・自己都合退職		
⑤ 不明		

問28.(問27で①または②の場合)処分の内容（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

1人目

① 戒告		
② 譴責		
③ 減給		
④ 出勤停止		
⑤ 降格		
⑥ 諭旨解雇		
⑦ 懲戒解雇		
⑧ 部署異動、シフト調整、担当変更		
⑨ なし		
⑩ 不明		

IV. 被虐待者の属性についてお聞きます。(問30～問37は被虐待者ごとに回答)

※虐待発生時点でご回答ください。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問29.当該事例で障害者虐待を受けた被虐待者数(人数)

※被虐待者数(第12票問7(1)「被虐待者の性別」の合計数)をご回答ください

※もし、被虐待者の性別や人数が不明の場合(一部の被虐待者が性別不明の場合も含む)

は「999」を入力し問38にお進みください

被虐待者		名
------	--	---

※問30～問37は被虐待者ごとに回答ください

問30.被虐待者の性別(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目

① 男性		
② 女性		

問31.被虐待者の年齢(あてはまる選択肢一つだけに「1」)

1人目

① ～19歳		
② 20～29歳		
③ 30～39歳		
④ 40～49歳		
⑤ 50～59歳		
⑥ 60～64歳		
⑦ 65歳以上		
⑧ 不明		

問32.被虐待者の障害種別(あてはまる選択肢すべてに「1」)

1人目

① 身体障害		
② 知的障害		
③ 精神障害(発達障害を除く)		
④ 発達障害		
⑤ 難病等		
⑥ 不明		

問33.(問32で①身体障害に該当する場合)障害の詳細(あてはまる選択肢すべてに「1」)

1人目

① 視覚		
② 聴覚		
③ 平衡		
④ 音声・言語又は咀嚼機能		
⑤ 肢体不自由		
⑥ 内部障害		
⑦ 不明		

問34.被虐待者の障害支援区分（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

1人目

① 区分 1		
② 区分 2		
③ 区分 3		
④ 区分 4		
⑤ 区分 5		
⑥ 区分 6		
⑦ なし（認定調査を受けていない、又は非該当の場合）		
⑧ 不明		

問35.被虐待者の行動障害の有無（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

1人目

① 強い行動障害がある（障害支援区分3、行動関連項目10点以上）		
② 認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある		
③ 行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）		
④ 行動障害なし		
⑤ 行動障害の有無が不明		

問36.計画相談支援の利用状況（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

1人目

① 同じ施設・事業所内の計画相談を利用		
② 同じ法人・団体が運営している別の建物の計画相談を利用		
③ 別法人・別団体の計画相談を利用		
④ 利用無し（セルフプランを作成）		
⑤ 不明		

問37.日中活動等での外部法人のサービスの利用の有無 ※計画相談を除く
（あてはまる選択肢一つだけに「1」）

1人目

① 別法人・団体のサービスを利用		
② 利用なし		
③ 不明		

V. 事例概要についてお聞きします。

※虐待発生時点でご回答ください。なお、回答いただいた虐待が常態化していた事例の場合、市町村または都道府県により「虐待と判断した時点」でのご回答をお願いします。

問38.当該事例が発生した曜日、祝日等（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 平日（月～金）	
② 休日（土、日、祝日）	
③ 夏休み、年末年始等（利用者や職員が少なくなる期間）	
④ 曜日関わらず常態化	
⑤ 不明	

問39.当該事例が発生した時間帯（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 【居住支援】帰宅～就寝の時間帯	
② 【居住支援】就寝時	
③ 【居住支援】起床～出勤の時間帯	
④ 【日中活動】午前	
⑤ 【日中活動】午後	
⑥ 【日中活動】休憩時間	
⑦ 時間帯関わらず常態化	
⑧ 不明	

問40.(問39にて②を選択した場合)虐待発生時の夜間帯の職員体制(人数)

虐待発生時の夜間帯職員数		名
（うち）夜勤者〇人		名
（うち）宿直者〇人		名
（うち）その他職員〇人		名

問41.当該事例が発生した場所（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 居室	
② 多床室	
③ 食堂・廊下	
④ お風呂場・脱衣所	
⑤ 便所・洗面所	
⑥ 訓練・作業・レクリエーション室	
⑦ 職員室	
⑧ 相談室・医務室	
⑨ 外出時（買い物、散歩等）	
⑩ その他 ※その他の場合、具体例を記入↓	
⑪ 不明	

問42.虐待種別（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 身体的虐待	
② 性的虐待	
③ 心理的虐待	
④ 放棄、放置	
⑤ 経済的虐待	

問43.虐待による生命・身体・生活への影響の程度（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 軽度	
② 中度	
③ 重度	

問44.虐待と判断した根拠（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 虐待した職員の自供	
② 虐待を目撃した職員の証言	
③ 虐待を目撃した利用者の証言	
④ 虐待を受けた利用者の訴え	
⑤ 虐待を受けた利用者の身体状況等状況証拠	
⑥ その他 ※その他の場合、具体例を記入！	

問45.虐待の概要

※どのような虐待行為が行われたかについて概要をご記入ください。

問46.虐待の発生要因（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 教育・知識・介護技術等に関する問題	
② 職員のストレスや感情コントロールの問題	
③ 倫理観や理念の欠如	
④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	
⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	

問47.虐待の発生した背景として、特に組織的課題として考えられること（行政機関から見て感じること）（あてはまる選択肢すべてに「1」）

① 離職率が高い、職員が不足している	
② 福祉業界未経験者が多い	
③ 研修がされていない、外部研修へ参加する機会が与えられていない	
④ 職員間のコミュニケーションがない、少ない	
⑤ 上司によるサポートがない	
⑥ 就労環境が整っていない（設備不足や過重労働が解消されないなど）	
⑦ 経営層が現場にこない、現場を把握していない	
⑧ 経営層によるワンマン体質	
⑨ 施設が閉鎖的であり、第三者の目が入りづらい	
⑩ その他 ※その他の場合、具体例を記入↓	

本シートは以上です。次のシートにお進みください。

**障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する調査票（第12票）
～虐待防止に向けた課題等～**

問1.障害者福祉施設従事者等による障害者虐待全般における事実確認調査の難しさ、虐待対応で苦労している点等について、ご回答ください。

問2.障害者福祉施設従事者等による障害者虐待全般における再発防止の難しさ、指導や権限行使で苦労している点等について、ご回答ください。

問3.「グループホーム」「障害者支援施設」「療養介護」における虐待対応について、他の入所系以外のサービスとは異なる点や、対応する上での困難さがありましたら、ご回答ください。

問4.障害者福祉施設従事者等による障害者虐待全般における、市区町村及び都道府県における人材面や組織面での課題について、ご回答ください。

**ご回答ありがとうございました。
本エクセルファイルを事務局までお送りください。**

令和6年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業

令和6年度
「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業
報告書

令和7（2025）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所